

平成24年度事業  
自己点検・外部評価報告書  
(暫定版)

平成25年 月  
独立行政法人日本学術振興会

# 目 次

評価シートの記載事項について	1
日本学術振興会が果たすべき役割に関する評価	
1 学術の特性に配慮した制度運営	3
2 学術研究の推進(我が国の発展を担う幅広い学問分野の振興)	3
3 若手研究者の養成	4
4 学術の国際交流を通じた国際競争力の強化	4
5 審査・評価機能の活用	5
6 平成21年度補正予算等に係る業務	5
平成24年度事業評価	
平成24年度事業に係る外部評価結果一覧	6
第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
1 総合的事項 1)学術の特性に配慮した制度運営	16
(1)学術の特性に配慮した制度運営	18
(2)評議員会	19
(3)学術顧問会議	20
(4)学術システム研究センター	21
1 総合的事項 2)業務運営に関する事項	24
(5)自己点検及び外部評価の実施	27
(6)情報システムの整備	29
(7)研究費の不正使用及び不正行為の防止	34
(8)内部統制の充実	36
2 学術研究の助成	40
(1)審査・評価の充実	47
(2)助成業務の円滑な実施	53
(3)研究成果の適切な把握及び社会還元・普及	61
(4)助成の在り方に関する検討	67
(5)学術研究助成基金の管理及び運用	70
3 研究者の養成	72
(1)全般的な取組み	77
(2)選考審査の適切な実施	81
(3)事業の評価と改善	83
(4)特別研究員事業	86
(5)海外特別研究員事業	91
(6)若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム	94
(7)頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム	96
(8)日本学術振興会賞	98
(9)日本学術振興会育志賞	100
4 学術に関する国際交流の促進	102
(1)諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進	107
(2)研究教育拠点の形成支援	111
(3)若手研究者育成のための国際交流支援	114
(4)アジア・アフリカ諸国との交流	116
(5)研究者の招致	121
(6)大学等における研究環境の国際化支援	125
(7)事業の評価と改善	127

5	学術の応用に関する研究の実施	130
	(1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業	133
	(2) 東日本大震災学術調査	135
6	学術の社会的連携・協力の推進	136
7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	140
	(1) グローバルCOEプログラム	144
	(2) 組織的な大学院教育改革推進プログラム	147
	(3) 大学教育推進プログラム	149
	(4) 世界トップレベル研究拠点プログラム	151
	(5) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	153
	(6) 博士課程教育リーディングプログラム	154
	(7) 大学の世界展開力強化事業	156
8	調査・研究の実施	158
9	広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	162
	(1) 広報と情報発信の強化	164
	(2) 成果の普及・活用	168
10	前各号に附帯する業務	170
	(1) 国際生物学賞にかかる事務	173
	(2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務	175
	(3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務	177
	(4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業	179
11	平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務	182
	(1) 先端研究助成業務	187
	(2) 研究者海外派遣業務	193
	(3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化	196
	(4) 若手・女性等研究者への支援の強化	198
<b>第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</b>		200
1	業務運営の効率化	204
2	職員の能力に応じた人員配置	209
3	情報インフラの整備	210
4	外部委託の促進	212
5	随意契約の見直し及び監査の適正化	213
6	決算情報・セグメント情報の公表	218
第七 その他主務省令で定める業務運営の効率化に関する事項		
2	人事に関する計画	220
	(1) 職員の研修計画	223
	(2) 人事交流	224
	(3) 人事評定	225
	(4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される 任期付き職員にかかる人事配置	227
	(5) 職員の福利・厚生	228
	(6) 人件費に関する指標	230

## 評価シートの記載事項について

評価シートは、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、平成24年度において実施した事業・業務の実績について、以下の各項目を記載したものである。

評価シートは、「特記事項シート」、「全体シート」とそれに付随する「個別シート」から成る。

特記事項シートでは、中期目標に掲げられた法人の果たすべき役割について、多角的な評価を実施した。

全体シートでは、付随する各個別シートでの記載内容を踏まえて、年度計画に定められた大項目ごとに、事業全般にわたる総括としての意義・必要性、得られた成果に関する評価、自己点検評価結果等を記載した。個別シートでは、年度計画に定められた項目毎に業務実績、評価基準の達成度等を記載し、それらの個別シートを取りまとめる形で全体シートを作成した。

評価シートの各項目に記載した内容は、以下のとおりである。

### <特記事項シート記載事項>

1. 自己点検評価  
法人が果たすべき役割についての評価を記載したもの。
2. 評定（自己点検、外部評価）  
平成24年度の事業、業務が学術振興のためにどのような役割を果たしたのかを評価し、記述したもの。なお、評価基準については、下記6を準用する。

### <全体シート記載事項>

1. 中期計画
2. 意義・必要性  
当該業務・事業を行う意義・必要性について記述したもの。
3. 年度計画
4. 得られた成果に関する評価  
事業・業務を実施した結果として得られた具体的な成果に対して、付随する個別シートの内容を踏まえた上で、定性的な評価を記載したもの。
5. 決算額（支出額）  
決算額（支出額）をセグメント毎に記載したもの。

## 6. 自己点検評価

平成24年度事業に係る当該事業・業務に対する自己点検評価の結果を包括的に記述するもの。後述する個別シートの記載内容を踏まえ、総合的な評価を記載したもの。なお、評価基準は以下のとおり。

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または、中期目標を上回るペースで実績を上げている。  
(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)
- B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。  
(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)
- C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。  
(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)
- F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。  
(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)

## 7. 自己点検結果の推移

上述の「6. 自己点検」で記載した自己点検評価結果を記載したもの。

## 8. 中期計画の進捗状況

上記「1. 中期計画」で記載した中期計画に対しての平成24年度末時点での事業・業務の進捗状況を記載したもの。

## 9. 外部評価

外部評価委員による評価結果を記入したもの。評価基準については、上記6と同様である。

なお、各全体シート中の外部評価については、p.●～●に一覧としてとりまとめている。

## <個別シート記載事項>

### (1) 年度計画

### (2) 業務実績

事業・業務の当該年度の実施状況について、その概要を簡潔に記載したもの。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

各事業・業務の内容やその特質によって評価を実施するのにふさわしい「評価の観点」を記述し、達成度を検証・評価したもの。なお、評価基準については、上記6と同様である。

### (4) 指摘事項に対する見直し状況

当該事業・業務が国の政策、政府の諮問機関等からの指摘を受けている場合、見直し状況、改善の達成度を評価・検証し、記述したもの。

### (5) 評価資料

自己点検及び外部評価のために提出された資料。

### (6) 評価にあたって参考となるURL

自己点検及び外部評価の参考となる資料等のURL

# 日本学術振興会が果たすべき役割に関する評価

## 1 学術の特性に配慮した制度運営

### 【自己点検評価】

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術の振興を図ることを目的とする資金配分機関として、研究者の活動を安定的かつ継続的に支援していくことが求められている。これらの役割を果たすためには、多様な研究や普遍的な「知」の探究を萌芽段階から長期的な視点の下で推進していくことが必要であり、研究分野ごとに異なる学術研究の特性に応じた支援方法やその手法を踏まえて、研究者の意見を的確に事業に反映していくことが必要である。このため、ノーベル賞受賞者や著名な研究者で構成される学術顧問会議、大学等の研究現場の第一線で活躍する研究者で構成される学術システム研究センターを整備し、研究現場の意見を汲み取り、業務の改善や見直しに反映できる体制を構築しているところである。

平成24年度の体制としては、学術システム研究センターに独立行政法人や民間の研究機関の研究者も含め主任研究員20名、専門研究員103名を配置し、多様な研究の状況を踏まえ、業務を行った。また、重要でかつ継続的に審議が必要な課題については、ワーキンググループにより機動的に対応するとともに、集中的に審議が必要な課題については、タスクフォースを設置した。

これらにより、我が国の持続的な発展を支える学術研究の振興のために不可欠な、科学研究費、特別研究員、学術の国際交流などの諸事業に研究者の意見を取り入れ、学術の特性に配慮しながら事業を効果的に実施している。

また、振興会が将来にわたり我が国の学術の振興及び大学の教育研究の向上に最大限貢献するよう、その機能、役割及び在り方を検討するため、「将来ビジョン検討会」を全5回開催し報告を取りまとめるとともに、次期中期計画の策定に活用した。

今後も、学術振興機関としての機能をより一層強化するため、さらなる法人の体制強化に向けた検討を行う。

自己点検  
評価

S

外部評価  
評価

S

## 2 学術研究の推進(我が国の発展を担う幅広い学問分野の振興)

### 【自己点検評価】

学術研究を振興するためには、学問分野の多様性を確保しつつ、独創的な研究活動を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、重厚な知的蓄積を形成することを目指すことが重要である。科学研究費助成事業(以下「科研費事業」という。)は、こうした考え方を基本として、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる学問分野における研究者の自由な発想に基づく研究課題の申請を受け付け、優れた研究成果が期待でき、知的資産の形成に資する独創的な研究課題を選考し、その支援を行っている。

平成24年度においては、新たに採択された基盤研究(B)及び若手研究(A)の研究課題について、研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補助金として措置し、会計年度にとらわれない、研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用など、柔軟な執行を可能とした。

また、学術システム研究センターの機能を活かし、審査基準の見直しなどのさらなる審査・評価の充実策などについて検討し、学術研究における様々なニーズや特性を踏まえた有効な改善を実施するとともに、研究活動に支障を来すことがないよう、交付業務を迅速かつ的確に行った。特に、平成24年度においては、応募時に複数細目を選択できる仕組みを若手研究(B)に導入したことに伴い、新たな審査体制を構築し、複数細目応募課題の審査を実施した。

なお、平成24年度も新規採択課題の交付内定を4月1日付けで発出できたこと、及び平成25年度新規応募研究課題約84,000件について、延べ約6,000人以上の審査委員による書面審査、合議審査の2段階のピア・レビューを限られた期間内に確実に実施できた。

今後も、電子システムの活用による業務の効率化や研究者の負担軽減、不正防止に向けた取組の充実、「基金化」に伴う変更点等についての周知・徹底など、学術研究の推進に向けた取組を引き続き進めていくこととしている。

自己点検  
評価

S

外部評価  
評価

S

3 若手研究者の養成		
<p><b>【自己点検評価】</b></p> <p>学術研究を振興するためには、研究能力の高まる時期にある若手研究者を支援し、優れた研究者を養成・確保していくことが重要である。我が国が持続的に発展していくためにも、学術研究の発展を担う創造性豊かで国際的視野に富んだ若手研究者を育成することが必要である。振興会は、個人支援型の「特別研究員(DC・PD・SPD・RPD)」、「海外特別研究員事業」を推進するほか、機関支援型の「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)」などの多様な取組を行うことにより、我が国の若手研究者の養成のための重要な役割を担っている。</p> <p>平成24年度は、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」を実施することにより、国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図った。</p> <p>優れた研究を進めている若手研究者を見出し、早い段階に顕彰することによって研究意欲を向上させることを目的とし、人文・社会科学から自然科学にわたる全ての分野を対象とした「日本学術振興会賞」を実施することにより、優れた研究者の養成・確保に寄与した。また、天皇陛下より平成21年度に賜った御下賜金をもとに、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な大学院生を顕彰する「日本学術振興会 育志賞」を実施することにより、社会的に厳しい環境の中で、勉学や研究に励んでいる優れた若手研究者の支援・奨励を行った。</p> <p>また、新しい時代に対応し、男女共同参画社会を推進するためにも、女性研究者を含む多種多様な研究人材を確保することが必要となっており、特別研究員(RPD)を積極的に推進しているところである。特別研究員及び海外特別研究員についても、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取り扱いを行うとともに、特別研究員については、中断中でも短時間の研究を行うことで中断後の研究の再開が円滑に図られるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給し再開準備を支援した。</p> <p>さらに、特別研究員及び海外特別研究員事業について、学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおける議論を踏まえ、選考・審査体制の見直し、申請資格の改定など、制度の改善・充実に積極的に取り組んだ。</p> <p>今後とも、学術システム研究センター等の機能を活用して制度の改善を行いながら、若手研究者の養成を重点的に実施し、その役割を果たしていく。</p>	自己点検 評価	
	S	外部評価 評価
	S	

4 学術の国際交流を通じた国際競争力の強化		
<p><b>【自己点検評価】</b></p> <p>我が国が国際社会における役割を果たすとともに学術研究を一層発展させるためには、先端的研究分野の共同研究や研究者の国際的な交流などの学術の国際交流を一層推進することによって、研究者ネットワークを構築し、世界的な諸問題の解決に向け、国家を越えて取り組んでいくことが必要である。特に、共同研究等による研究人材の交流は、大学等の研究機関の国際化に貢献するだけでなく、我が国の若手研究者や大学院生に対する大きな刺激となっている。</p> <p>そのため、若手研究者からノーベル賞級の著名な外国人の研究者を対象とした複数の招へいプログラムを実施するとともに、共同研究への参画、国際シンポジウムへの参加が可能となる学術国際交流の事業を総合的に実施している。また、最先端の学術動向を踏まえ、海外の学術振興機関との覚書締結・改正等を行うことにより、諸外国との協力関係を強化し、学術国際交流の支援を適切かつ柔軟に実施した。</p> <p>平成24年度においては、学術システム研究センターの機能を活用して設置された「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」の提言に基づき、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業を統合・メニュー化した「研究拠点形成事業」を開始した。また、論文博士号取得希望者に対する支援事業においては、申請資格に関する要件や事業実施方法について見直した結果を平成24年度実施分から反映させた。さらに、外国人著名研究者招へい事業においても、受入研究者からの申請を容易にすべく、外国人招へい研究者事業に統合して「外国人招へい研究者短期S」として公募を行ったほか、二国間交流事業では、研究者からの多様なニーズに応えるべく、我が国と国交のある全ての国との二国間交流を対象とする応募枠を新たに設けて公募を行った。</p> <p>海外研究連絡センターについても、北京研究連絡センターにおいて大学等との共同利用を推進し、平成24年度中に9機関と共同利用を行うなど、効率的な運営に努めている。</p> <p>今後は、若手研究者の派遣、優れた外国人研究者の招へい、国際共同研究など、学術の国際交流を一層促進する観点から引き続き着実に事業を実施していくとともに、国際事業全体について不断の見直しを行っていく。</p>	自己点検 評価	
	S	外部評価 評価
	S	

**5 審査・評価機能の活用**

<p><b>【自己点検評価】</b>                  国(文部科学省)が実施する、学術研究の振興に資する取組や大学改革のプログラム等の助成事業については、第三者機関が公平・公正に審査・評価業務を実施すること及び各プログラムの趣旨・目的に則した適切な取組を選定することが不可欠である。                  振興会には、平成11年度から科研費事業の審査業務の一部移管が開始され、公正・公平で透明性の高い審査・評価業務を実施しており、永年にわたる実績とそのノウハウが蓄積されている。また、学術システム研究センターの機能を活用することにより、研究者コミュニティとの信頼関係に基づく審査体制を構築してきた。                  これらを背景に、振興会は独法化以降多くの国の助成事業の審査・評価を実施してきており、平成24年度は、新たに「卓越した大学院拠点形成支援補助金」、「グローバル人材育成推進事業」を開始し審査業務を実施するとともに、「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」、「博士課程教育リーディングプログラム」及び「大学の世界展開力強化事業」の審査業務を実施した。また、「グローバルCOEプログラム」、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の評価業務、「大学教育推進プログラム」の状況調査、「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」、「大学国際化のためのネットワーク形成推進事業」のフォローアップを行った。                  なお、採択大学の状況調査や情報交換会、取組事例の紹介という取組を通じて事業の改善・充実に努めており、また、アウトリーチ活動の強化に積極的に努めている。                  このように、審査・評価においては、各事業の目的を達成することができるよう適切な審査要項を定めるとともに、評価結果の発信を含めたきめ細やかな情報開示を行うなど、公平・公正に実施したところである。                  今後も、振興会に蓄積されたノウハウを活用しつつ、適切な審査・評価を行い、学術研究の振興に貢献していく。</p>	自己点検 評価
	S
	外部評価 評価
	S

**6 平成21年度補正予算等に係る業務**

<p><b>【自己点検評価】</b>                  振興会は、我が国における学術振興を図るための中核的な機関として、科研費をはじめとする助成事業等の公募・審査や評価等に関して専門的なノウハウを有している。そのため、振興会に基金を設置することが最も相応しいとされ、平成21年度補正予算(第一号)により交付された補助金で造成した基金(先端研究助成基金、研究者海外派遣基金)による事業を効果的かつ効率的に実施しているところである。                  基金の管理・運用については、適切な体制を構築するとともに、取扱要領等関係規程に沿った適正な助成金の執行が行われるよう、実施状況報告書の確認や現地調査等を通じて適切に対処しているところである。                  平成24年度においては、先端研究助成基金による「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の平成23年度実施状況報告書の内容を確認するとともに、現地調査を行い、取扱要領等関係規程に沿った適正な助成金の執行が行われているかを確認することにより、機関における管理の実態を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。また、「最先端・次世代研究開発支援プログラム」では、進捗管理委員会を設置し、補助事業者が平成22・23年度に行った研究開発の進捗状況を確認し、必要に応じて助言を行った。                  「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」及び「最先端研究開発支援プログラム公開活動」においては、東日本大震災の影響により年度繰越しが承認された事業に対して、補助事業が完了し、実績報告書の提出を受け、平成24年度中に補助金の額の確定を行った。                  基金事業は平成25年度末までの時限付き事業ではあるが、我が国の持続的な発展の基盤となる先端的な研究の推進、あるいは有為な研究者の海外派遣を推進することにより、その役割を果たしていくこととしている。</p>	自己点検 評価
	A
	外部評価 評価
	A



平成24年度事業に係る外部評価結果一覧

項目(年度計画)	外部評価	評定
第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 総合的事項 1) 学術の特性に配慮した制度運営		
(1)学術の特性に配慮した制度運営		S
(2)評議員会		
(3)学術顧問会議		
(4)学術システム研究センター		
1 総合的事項 2) 業務運営に関する事項		
(5)自己点検及び外部評価の実施		A
(6)情報システムの整備		
(7)研究費の不正使用及び不正行為の防止		
(8)内部統制の充実		

2 学術研究の助成

(1) 審査・評価  
の充実

(2) 助成業務  
の円滑な実施

(3) 研究成果  
の適切な把握  
及び社会還  
元・普及

(4) 助成の在  
り方に関する  
検討

(5) 学術研究  
助成基金の管  
理及び運用

S

3 研究者の養成

(1) 全般的な  
取組み

(2) 選考審査  
の適切な実施

(3) 事業の評  
価と改善

(4) 特別研究  
員事業

(5) 海外特別  
研究員事業

(6) 若手研究  
者インターナ  
ショナル・ト  
レーニング・プ  
ログラム

(7) 頭脳循環  
を加速する若  
手研究者戦略  
的海外派遣プ  
ログラム

(8) 日本学術  
振興会賞

(9) 日本学術  
振興会育志賞

S

4 学術に関する国際交流の促進

(1) 諸外国の  
学術振興機関  
との協力によ  
る国際的な共  
同研究等の促  
進

(2) 研究教育  
拠点の形成支  
援

(3) 若手研究  
者育成のため  
の国際交流支  
援

(4) アジア・ア  
フリカ諸国との  
交流

(5) 研究者の  
招致

(6) 大学等に  
おける研究環  
境の国際化支  
援

(7) 事業の評  
価と改善

S

5 学術の応用に関する研究の実施

(1) 課題設定  
による先導的  
人文・社会科  
学研究推進事  
業

(2) 東日本大  
震災学術調査

A

6 学術の社会的連携・協力の推進

A

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

<p>(1)グローバルCOEプログラム</p>		S
<p>(2)組織的な大学院教育改革支援プログラム</p>		
<p>(3)大学教育推進プログラム</p>		
<p>(4)世界トップレベル研究拠点プログラム</p>		
<p>(5)大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業</p>		
<p>(6)博士課程教育リーディングプログラム</p>		
<p>(7)大学の世界展開力強化事業</p>		

8 調査・研究の実施		
		A
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用		
(1) 広報と情報発信の強化		A
(2) 成果の普及・活用		
10 前各号に附帯する業務		
(1) 国際生物学賞にかかる業務		A
(2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務		
(3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務		
(4) 個別寄附金及び学術振興特別基金の事業		

11 平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務

(1)先端研究  
助成業務

(2)研究者海  
外派遣業務

(3)先端研究  
助成基金によ  
る研究の加  
速・強化

(4)若手・女性  
等研究者への  
支援の強化

A



第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

- 1 業務運営の効率化
- 2 職員の能力に応じた人員配置
- 3 情報インフラの整備
- 4 外部委託の促進
- 5 随意契約の見直し及び監査の適正化
- 6 決算情報・セグメント情報の公表

A

第七 その他主務省令で定める業務運営の効率化に関する事項

2 人事に関する計画

- (1)職員の研修計画
- (2)人事交流
- (3)人事評定
- (4)競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付き職員にかかる人事配置
- (5)職員の福利・厚生
- (6)人件費に関する指標

A



事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 1 総合的事項 1) 学術の特性に配慮した制度運営

掲載箇所

中期計画

1 頁

年度計画

1 頁

事業報告書

4 1 頁

## 1. 中期計画

### 1 総合的事項

(1) 学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。

また、各事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を行う。

(2) 業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、評議員会での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とする。

(3) 業務運営に関し専門的見地から幅広い助言を求める学術顧問会議については、学界を代表する有識者6名以上で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、効果的に成果が上がるよう、高い識見を持つ研究者の意見を的確に反映させる。

(4) 学術システム研究センターに研究経験を有する第一線級の研究者を配置する。センターは、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。また、センターの組織運営について、外部有識者の運営委員会への登用等によるガバナンスの強化を図る。

## 2. 意義・必要性

学術研究の発展性については無限の可能性があることから、中長期的視点を踏まえ、学術研究の特性に配慮した継続的かつ着実な支援策を講じるとともに、研究者コミュニティの信頼と協力を得ながら、その意見を取り入れる制度運営を実施することが必要である。

## 3. 年度計画

### 1 総合的事項

(1) 学術の特性に配慮した制度運営 (p. 18)

(2) 評議員会 (p. 19)

(3) 学術顧問会議 (p. 20)

(4) 学術システム研究センター (p. 21)

## 4. 得られた成果に関する評価

### (1) 学術の特性に配慮した制度運営

研究者が最適な環境の中で研究活動に専念できる機会を提供できるよう、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの機能を活用し、研究者の意見を取り入れることによって、事業の効果が一層顕著になるように制度運営を行った。

これらの取組みは、振興会が内外の研究者コミュニティから信頼され、学術の振興を担う機関として効率的・効果的に事業を実施するための最善の仕組みとなっている。

### (2) 評議員会

振興会の業務運営に関する重要事項について、長期的な視点から幅広く、高い識見に基づく意見を担当者レベルまで浸透できる体制とした。

## (3) 学術顧問会議

学術顧問から出された専門的な見地からの意見を、振興会の諸事業に反映できるようにした。

## (4) 学術システム研究センター

第一線級の研究者を配置することにより学術研究の現場における声を的確に把握し、それらが振興会事業運営に反映されるよう提案・助言等を行った。このことにより、各分野の特性に十分配慮した審査・評価業務を実施することが可能となり、研究者の視点に立った制度運営の実現に向けて積極的に活動した。

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
—	—	—	—	—

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

<p>研究者の自由な発想・研究意欲を源泉とし、新たな知的資産を創出することが期待される学術研究を支援するためには、常に研究者の視点に立った制度運営が必要である。振興会の制度運営は、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの意見を適宜事業に反映させることを可能とし、法人ガバナンスとして有効に機能しているといえる。</p> <p>今後とも、大学等研究機関の現状等を的確に捉え、より一層効果的な業務運営ができるよう、不断の見直しに努めていく。</p> <p>また、ガバナンスの強化に向け、業務の効率性・透明性についても引き続き検討を重ねていく。</p>	評価
	S

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>学術の特性に配慮した広範な事業を実施するためには、1) 評議員会、2) 学術顧問会議、3) 学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者コミュニティの意見を取り入れ、中長期的な視点に立った制度運営を行うことが不可欠である。</p> <p>平成24年度においては、平成23年度に引き続いて、特に学術システム研究センターのガバナンスの強化を図っており、透明性の高い業務運営を行いながら、研究者の意見を直接かつ迅速に業務の改善に繋げられるよう学術研究の特性に配慮した業務運営を実施することによって、中期計画を達成できた。</p>
--

## 9. 外部評価

	評価
	S

## (1) 学術の特性に配慮した制度運営

## (1) 年度計画

各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。  
また、各事業を実施する際には、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力を行う。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。  
次期中期計画等の策定に向け、振興会が大学連携型法人として将来にわたり我が国の学術の振興及び大学の教育研究の向上に最大限貢献するよう、その機能、役割及び在り方について、外部有識者で構成される検討会を設けて検討する。

## (2) 業務実績

平成24年度においては、学界、産業界、大学等の各界の有識者15名による評議員会を開催し、振興会の業務運営に関する重要事項について審議いただいた。また、学術研究に高い識見を有する研究者による学術顧問会議を3回開催し、振興会の各種業務について専門的見地から幅広い助言をいただいた。  
さらに、学術システム研究センターは、大学等で活躍する第一線級の研究者からなる研究員127名（所長1名、副所長2名、相談役1名、主任研究員20名、専門研究員103名）の体制で、個々の研究員の高度な専門的知見を基盤としてセンターの総合力を結集し、幅広い見識に基づき、科学研究費補助金審査委員候補者等の選考、審査結果の検証、各事業について改善の提言・助言を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。また、研究者としての機能（調査・分析能力）を有効に活用し、学術研究動向等の調査・研究を行い、調査結果を日本学術振興会の事業にフィードバックし、事業の改善に役立てた。  
なお、振興会の各種公募事業にあたっては、科研費審査委員延べ約5,700名や特別研究員等審査会委員・専門委員計約1,850名のピア・レビューに基づいて、公平で公正な審査・評価業務を実施した。  
学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等の実施にあたっては、研究者の視点に立った事業運営が必要であり、上記に記載した多様な手段により、我が国を代表する有識者の方々が公募事業の審査や事業・業務の在り方を審議する会議に参画する体制を作り、研究者の意見を取り入れた制度運営を実施した。  
また、次期中期計画の策定に向け、振興会が将来にわたり我が国の学術の振興及び大学の教育研究の向上に最大限貢献するよう、その機能、役割及び在り方を検討するため、将来ビジョン検討会を全5回開催し、平成24年7月13日に日本学術振興会の将来ビジョン検討会報告を取りまとめた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
学術支援体制の整備・充実	学術研究を推進する研究者が、最適な研究環境の中で研究に専念できるよう、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの意見を適宜業務に反映できる体制とし、研究者の視点に立った制度運営を行った。	S

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jspss.go.jp/koukai/index3.html>

## (2) 評議員会

## (1) 年度計画

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を2回開催する。振興会の業務運営に関する重要事項については、幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考に事業を実施する。

## (2) 業務実績

独立行政法人日本学術振興会法第13条の規定に基づき、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会を設置している。評議員は、学識経験者15名から組織され、文部科学大臣の認可を受けて理事長が任命している。

平成24年度においては、平成24年4月16日に第16回評議員会を、平成24年9月14日に第17回評議員会を、平成25年3月28日に第18回評議員会を開催し、振興会の業務運営に関する重要事項について、長期的な視点から幅広く、高い識見に基づく意見をいただくことができた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
意見が担当者レベルまで浸透できる体制	評議員会には役員、各部長の他、各課長も出席し、平成25年度の概算要求、第3期中期計画等、振興会の重要事項について、評議員会において出された意見等を担当レベルも直接傍聴できるようにした。	A
評議員会の年2回開催	平成24年度は、平成24年4月16日に第16回評議員会、平成24年9月14日に第17回評議員会、平成25年3月28日に第18回評議員会を開催した。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

- ・独立行政法人日本学術振興会評議員（第5期）名簿
- ・独立行政法人日本学術振興会第16回評議員会議事次第
- ・独立行政法人日本学術振興会第17回評議員会議事次第
- ・独立行政法人日本学術振興会第18回評議員会議事次第

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html>

## (3) 学術顧問会議

## (1) 年度計画

学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。

## (2) 業務実績

学術顧問はノーベル賞受賞者、大学長経験者等、学術研究に関する特に高い識見を有する研究者7名から構成されており、人文・社会科学から自然科学分野まで幅広く対応できるようにしている。平成24年度においては学術顧問会議を3回実施し、平成25年度概算要求、第3期中期目標期間に向けた構想や主な事業について専門的な見地から幅広く審議いただいた。

○平成24年度学術顧問会議開催実績  
 平成24年7月13日：第39回学術顧問会議  
 平成24年10月17日：第40回学術顧問会議  
 平成25年2月5日：第41回学術顧問会議

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
意見が担当者レベルまで浸透できる体制	学術顧問会議に役員その他、関係する部課長も出席し、学術顧問から出された意見等を直接傍聴できるようにすることで、研究者の養成、国際関係事業、科研費等の研究助成及び国の助成事業に関する審査・評価業務等について、専門的な見地からの意見を事業に反映できるようにした。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

- ・ 独立行政法人日本学術振興会学術顧問に関する要項
- ・ 独立行政法人日本学術振興会学術顧問会議設置要項
- ・ 第39回学術顧問会議議事次第
- ・ 第40回学術顧問会議議事次第
- ・ 第41回学術顧問会議議事次第

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html>

## (4) 学術システム研究センター

## (1) 年度計画

研究経験を有する第一線級の研究者を任期付研究員として、所長、副所長、相談役、主任研究員及び専門研究員に配置することにより、人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その際、民間の研究機関を含む幅広い機関からの人材を研究員として選任し、多様な視点からの意見を活かした業務を実施する。重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、ワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。これらにより、センターが行う学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備し、振興会事業における公正で透明性の高い審査・評価業務や振興会業務全般に対する有効な提案・助言等を行うことを可能とする。また、センター運営委員会に民間企業等の外部有識者の参画を求め、多様な視点からの意見を活かした運営を行うことにより、ガバナンスの強化を図る。

## (2) 業務実績

「学術研究の助成等」、「若手研究者の養成」及び「学術に関する国際交流の促進」等の振興会が審査・評価等を行うファンディング事業に対して、研究経験を有する者が最新の学術動向を踏まえつつ審査から評価まで幅広く協働する体制を整備した。(ただし、審査・採択そのものには、直接関与していない。)

平成24年度は、学術システム研究センター研究員127名(所長1名、副所長2名、相談役1名、主任研究員20名、専門研究員103名)の体制で業務を実施した。主な業務としては、主任研究員会議を原則月2回、各専門調査班会議を原則月1回開催し、「学術研究の助成等」、「若手研究者の養成」及び「学術に関する国際交流の促進」の各事業について意見具申、助言を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。また、重要でかつ継続的に審議が必要な課題である科学研究費助成事業及び特別研究員事業でワーキンググループを設置し、機動的に対応した。さらに、集中的に審議が必要な課題については、少人数の研究員で構成するタスクフォースにより対応し、平成23年度に設置した「学術定期刊行物改善タスクフォース」は、平成24年7月に「平成25年度 科学研究費助成事業 一科研費 公募要領 科学研究費補助金(研究成果公開促進費) 国際情報発信強化、学術図書、データベース(案)」をまとめた。同じく平成23年度に設置した「ピア・レビューシステムに関するタスクフォースからは、「科研費の審査体制の改善に対する提言」が、平成25年3月に主任研究員会議へ報告された。平成24年度に設置した「特別推進研究等タスクフォース」では、大型研究種目に係る諸問題を、「特別研究員制度検討タスクフォース」では、特別研究員の資格要件、身分、研究費などについて、それぞれ検討し、制度の改善に貢献した。なお、特に平成24年度は、女性の前主任研究員を含む6名の主任研究員で構成する「男女共同参画に関する検討会」を開催し、学術助成と研究者育成における男女共同参加の現状と諸問題を整理し、振興会事業の今後の方向性について検討した。

また、平成25年4月就任の研究員に係る候補者の推薦を大学等の関係各研究機関へ依頼するにあたり、東京と大阪にて説明会を実施した。同時に、5つの大学関係団体へも推薦依頼の周知等について協力を依頼した。さらに、学術システム研究センターの活動について、研究者等からの一層の理解と協力を得るため、大学や学会等において事業説明を13回実施した。なお、これらの機会にて、平成25年4月就任の研究員に係る候補者の推薦依頼に向けて新たに作成した学術システム研究センターリーフレットを配布し、研究員の業務への理解を促進した。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
センターの体制の充実	<p>9領域、51研究分野に第一線の研究者を非常勤の任期付研究員として配置し、すべての学問領域をカバーするとともに、所長、副所長、相談役と主任研究員からなる主任研究員会議及び研究領域別の主任研究員と専門研究員からなる専門調査班会議を交互に開催する体制により、専門性と総合性を有機的に結合させる効果的運営を行った。</p> <p>平成24年度は前年度に事業仕分けを踏まえて強化した体制を維持し、独立行政法人や民間の研究機関を含む幅広い機関からの人材を研究員として選任し、多様な視点からの意見を活かした業務を実施した。</p> <p>なお、前年度は、ガバナンスの強化を目的とした体制の充実として、センター運営委員会の構成員の半数程度を外部有識者とすることにより、センター運営の方針等を策定するにあたって、多様な視点からの意見を反映できるようにした。平成24年度は、さらに、運営委員会を外部有識者のみから構成される会議として改組し、さらなるガバナンスの強化を図った。</p>	S



<p>研究者ニーズの的確な把握を通じた業務改善への提案・助言</p>	<p>第一線級の研究者を配置することにより学術研究の現場における声を的確に把握し、それらが振興会事業運営に反映されるよう提案・助言等を行った。このことにより、各分野の特性に十分配慮した審査・評価業務を実施することが可能となった。</p> <p>特に24年度は、集中的に審議が必要な課題に対して、当該分野に特に知見を有する少人数の研究員で構成する4つのタスクフォース(「学術定期刊行物改善タスクフォース」、「ピア・レビューシステムに関するタスクフォース」、「特別推進研究等タスクフォース」、「特別研究員制度検討タスクフォース」)を展開し、制度の改善に貢献した。さらに、前研究員も交えた「男女共同参画に関する検討会」を開催し、振興会事業における男女共同参画の今後の方向性について検討した。</p> <p>このように、研究者の視点に立った制度運営の実現に向けて積極的に活動した。</p>
------------------------------------	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1)「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)」 (イ)諸外国の学術振興方策や学術研究動向の調査・研究、情報発信機能を充実させるべく、学術システム研究センターの体制・機能の強化に取り組むべきである。</p>
	<p>2)「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度に係る業務に関する評価」 ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題 (ハ)学術システム研究センターの事業については、透明性の強化に向けた見直し・検討が望まれる。 ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性 (ハ)学術システム研究センターのガバナンス強化に向けた検討を行い、民間企業等の外部有識者を非常勤の研究員として登用するなど透明性の強化に取り組むべき。</p>
	<p>3)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表02 学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。</p>
	<p>4)「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項 1 事業仕分けの結果について 学術システム研究センターの「学術の振興に関する調査及び研究経費」については、平成22年度から管理運営費を間接経費とする改善を独自にはかかったところであるが、調査及び研究経費の額や名称も含めて関係者による更なる見直し・検討が望まれる。また研究員への謝金額の算定根拠が不透明との指摘があったが、これについては研究員の業務の実態に基づいた見直しをお願いしたい。学術システム研究センターが設置されてから7年が経過したことから、「研究員の在り方」についても再考すべき時期に来ているものと思料される。</p>

見直し状況	<p>1) 科研費及び特別研究員などの諸事業における審査委員等の候補者案の作成は、学術システム研究センターの研究員が前年度の審査結果を検証した上で実施しているが、研究員は日々進展している学術研究動向等を踏まえて業務に従事している。幅広い専門的見地を備えた第一線級の研究者を研究員として配置することにより、こういった業務がより適切に遂行できる体制を整えている。</p> <p>平成23年度は、センター機能の充実に資するため特命事項担当の主任研究員を1名配置するとともに、事業仕分けを踏まえつつ、民間等の研究機関の専門家の視点を業務に取り入れるため専門研究員を7名増員することにより、学術研究の急速な発展と多様化に対応できるよう体制を強化したところである。</p> <p>2) 新規の研究員選考にあたっては、学術的な資質面での評価を重視するだけでなく、公平性と適切性の観点から所属機関と専門性の多様性の確保や地域的なバランス、男女比のバランスに配慮するとともに、民間研究機関等からの参画を求めることとし、透明性の強化を図った。</p> <p>3) ガバナンスの強化を目的として、センター運営委員会の構成員の半数程度を外部有識者とする事により、センター運営の方針等を策定するにあたって、多様な視点からの意見を反映できるようにしている(平成23年より)。</p> <p>平成24年度は、さらに平成24年第一回運営委員会での運営委員会の諮問機関化に係る提案等を鑑みて、「独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター運営要領」を再改正し、運営委員会を外部有識者のみから構成される諮問会議として改組、充実させ、さらなるガバナンスの強化を図った。</p> <p>また、謝金の支出に係る規程等を見直し、センター研究員の勤務実態に即して、謝金を支出することとした(平成23年4月から適用)。さらに、学術研究動向調査等研究に係る経費については、経費の用途を明確にし、実施計画書を精査した上で、研究費を支給することとした(平成23年度契約分から適用)。</p> <p>4) 学術研究動向調査等研究に係る経費については、経費の用途を明確にし、実施計画書を精査した上で、研究費を支給することとした(平成23年度契約分から適用)。また、謝金の支出に係る規程等を見直し、センター研究員の勤務実態に即して、謝金を支出することとした(平成23年4月から適用)。</p>
-------	---

## (5) 評価資料

- ・学術システム研究センター運営委員名簿(平成25年3月26日現在)
- ・平成24年度学術システム研究センター研究員名簿
- ・学術システム研究センターリーフレット

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.isps.go.jp/i-center/index.html>

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 1 総合的事項 2) 業務運営に関する事項

## 掲載箇所

中期計画

1 頁

年度計画

2 頁

事業報告書

5 5 頁

## 1. 中期計画

## 1 総合的事項

(5) 自己点検については、事業実施に関係する研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。

また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備し、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行い、その結果をホームページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映させる。

(6) 研究者等に有用な制度改善や事業を適切に実施する上で必要となる情報システムの整備を促進する。

## ① 公募事業における電子化の推進

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、完全電子化に取り組む。完全電子化にあたっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。ただし、応募書類の簡素化が困難である場合など、電子化による費用対効果が見込めない公募事業については、電子システムの最適化に留意しつつ、柔軟に対応する。

## (i) 科学研究費助成事業

科学研究費助成事業については、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。なお、文部科学省からの研究種目の移管や制度改善に伴い見直しが必要な場合には、随時開発を実施する。

## (ii) 特別研究員事業

特別研究員事業については、申請書等の電子化に向けた取組を行う。なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、提出書類の信頼性を確保した上で、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

また、海外特別研究員事業の応募書類の電子化については、海外からの応募にも対応する必要があるため、提出書類の信頼性が確保できるかを検討した上で、随時開発を行う。

## (iii) 学術の国際交流事業

国際交流事業については、公募・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、提出書類の信頼性を確保した上で、完全電子化を行う。

## ② 情報共有化システムの整備

業務に必要な情報の共有化を促進するとともに、業務用データの更新作業の円滑化を図る観点から、情報共有ソフトを活用することによって情報システムの整備を行うこととする。

## ③ ホームページの充実

振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載にあたっては閲覧者側からの視点を重視し、見やすさ・わかりやすさの確保に努める。

また、ホームページ内の各記事に、閲覧者からのアンケート欄を設け、ニーズにあった記事内容を提供することができる仕組みを確立する。

## ④ 情報セキュリティの確保

振興会のコンピュータ環境のセキュリティを確保し情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。

(7) 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に迅速に提供する。

また、研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、各事業毎に適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。

(8) 適切な業務運営を図るため、管理会計の活用、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の整備、わかりやすい情報開示等による内部統制の充実を図る。  
また、法定監査のほか、監事による監査を受けることにより、給与水準のみならず、法人業務全般について厳格なチェックを受ける。その際、国民の理解と信頼が得られるよう、監査の結果をホームページ等で公開する。

## 2. 意義・必要性

法人の業務運営に関する事項として、情報システムの整備、研究費の不正使用及び不正行為の防止、内部統制の充実については、法人業務共通の取組となっている。

情報システムの整備については、効率的な業務運営の観点からも重要であり、研究者の利便性を高めるための科研費等の電子化を進める上で不可欠なインフラ整備である。

また、研究費の不正使用等の防止対策、内部統制の充実については、公平性・公正性が強く求められる振興会の業務の特性を考慮しても、その強化を図ることが強く求められている。特に、内部統制については、法人の長が戦略的なマネジメントを行う際に有用な手段（ツール）として、マネジメントの観点から必要性が指摘されている。

さらに、自己点検・外部評価については、法人が主体的に事業の見直し・改善を進める上で、重要な役割を担っている。

## 3. 年度計画

### 1 総合的事項

- (5) 自己点検及び外部評価の実施 (p. 27)
- (6) 情報システムの整備 (p. 29)
- (7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止 (p. 34)
- (8) 内部統制の充実 (p. 36)

## 4. 得られた成果に関する評価

### (5) 自己点検及び外部評価の実施

自己点検・外部評価については、業務の現状や課題の把握、分析、改善方策を明らかにすることになり、迅速に業務改善を図った。

### (6) 情報システムの整備

情報システムの整備については、科学研究費助成事業、特別研究員事業、学術の国際交流事業の電子化を進めることで、研究者の作業を大幅に簡素化し利便性を高めた。具体的には、特別研究員事業における審査結果開示機能の改修により、申請者だけでなく各申請機関への結果報告についても電子化を実現し、業務の効率化が図られた。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに倣ったポリシー遵守のための「情報取扱手順書」を作成した。

### (7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

研究費の不正防止対策については、研究費が国民の税金により賄われているとの認識に立って体制を整備しており、抑止力としての効果が期待されるものとなっている。

「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の改正に合わせ、「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」を平成25年3月に改正した。

平成25年5月に開催されるGRC(Global Research Council)全体会合に向け、平成24年12月に仙台で開催されたアジア地域準備会合において「研究の公正性」についての「仙台宣言」を取りまとめるとともに、「責任ある研究活動」の実現にむけた取組をさらに強化するため、平成25年2月19日に日本学術会議と共催で学術フォーラム「『責任ある研究活動』の実現に向けて」を開催し、大学関係者など300名を超える参加があった。

### (8) 内部統制の充実

平成24年10月に労働基準監督官による臨検があり、職員の一部に時間外労働に対する割増賃金が支払われていないことが判明し、そのことによる是正勧告を受けたところである。

振興会では、全職員に対して速やかに時間外労働の実態調査を行い、本調査に基づき、支払われていなかった割増賃金を支払った。また、役員会等において今後の対応を検討するとともに、職員の勤務時間管理の適正化について一層の取組を行うことにより、法令等遵守の徹底を図りつつ内部統制の充実を行い、リスクマネジメント体制の強化に取り組んだ。

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
—	—	—	—	—

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>法人共通の業務として、情報システムの整備、研究費の不正防止対策、内部統制の充実に取り組んだ。</p> <p>情報システムの整備については、業務の効率化、研究者・研究機関の利便を考慮した改善を進めた。また、振興会内のセキュリティ対策を一層強化し情報漏洩の防止に努めた。内部統制については、役員会等を通じて法令等遵守の徹底を図るなど、更なる充実に努めていきたい。</p> <p>自己点検・外部評価については、外部評価委員会の指摘事項が、業務の改善に反映できている。</p> <p>今後は、大学等研究機関の現状等を的確に捉え、より一層効率的な業務運営が実施できるよう、不断の見直しに努めていくこととしたい。</p>	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>情報システムの整備に関しては、中期計画に記述のある電子化の推進を着実に進めることで研究者の利便性を高めながら、費用対効果の面で必ずしも有効でないものについて引き続き検討を行っている。また、研究費の不正行為等の防止については、ガイドライン等に基づき、その取組を強化することとしている。内部統制の充実にについては、リスクマネジメント体制を強化した。</p> <p>自己点検・外部評価については、法人運営、事業の実施状況を効果、効率化の観点から評価を行うことによって業務の改善が迅速かつ効果的に実施できた。</p>
---

## 9. 外部評価

	評価
	S

## (5) 自己点検及び外部評価の実施

## (1) 年度計画

## ① 自己点検

平成23年度事業に係る自己点検については、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成24年度自己点検評価実施要領」及び「独立行政法人日本学術振興会平成23年度事業の評価手法について」に基づき、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。

## ② 外部評価

学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会において、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」に基づき外部評価を実施する。

外部評価の結果は、業務の改善に役立てるとともに、ホームページ等において公表する。

## (2) 業務実績

## ① 自己点検評価

平成23年度事業における自己点検評価について、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成24年度自己点検評価実施要領」及び「独立行政法人日本学術振興会平成23年度事業の評価手法について」に基づき、必要な評価資料を作成するとともに、作業部会を経て平成24年5月23日に自己点検評価委員会を開催し、自己点検評価報告書を取りまとめた。

自己点検評価結果については、外部評価委員会に提出し、外部評価の基礎資料として活用された。また、文部科学省独法評価委員会科学技術・学術分科会日本学術振興会部会(第34回・平成24年7月2日)にも外部評価結果と共に参考資料として提出した。

## ② 外部評価

平成23年度事業における外部評価について、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」及び「独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領」に基づき、第1回外部評価委員会を平成24年5月31日、第2回外部評価委員会を平成24年6月28日、及び第3回外部評価委員会を平成24年7月5日に実施し、外部評価報告書を取りまとめた。また、この間に、外部評価委員に対し業務実績についての個別説明を実施した。

上記の作業により、振興会の事業・業務の実施状況について、振興会に属さない外部評価委員による第三者評価を行うことで、公正で客観的な評価を実施した。評価結果については、振興会のホームページにて公開するとともに、文部科学省独法評価委員会科学技術・学術分科会日本学術振興会部会に参考資料として提出した。

評価結果については、業務運営の改善等に反映した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
自己点検評価の効果	「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程(平成16年2月20日理事長裁定)」に基づき、「独立行政法人日本学術振興会平成24年度自己点検評価実施要領」及び「独立行政法人日本学術振興会平成23年度事業の評価手法について」を策定し、全職員が共通認識のもとに自己点検評価を実施した。その結果、業務の現状、課題の把握、分析、改善方策等が明らかになり、迅速に業務の改善を図ることが可能となった。	A

外部評価結果の反映	<p>外部評価を実施することによって、職員が、効率性、有効性、透明性などを認識した上で業務に取り組む姿勢が顕著となり、特に、業務を効率的に実施する上で相応の効果をもたらした。</p> <p>また、外部評価結果を適宜、業務の改善に反映するとともに、評価報告書を文部科学省独立行政法人評価委員会に報告することによって、同委員会の評価の結果に反映された。</p> <p>なお、指摘事項の反映状況については、事業毎に記載してある。</p>
評価結果の公開	<p>自己点検・外部評価報告書を冊子としてとりまとめたほか、自己点検・外部評価結果をホームページにて公開した。</p> <p>また、規程、実施要領とともに評価指針を示した評価手法や外部評価委員名簿等も公開し、透明性を確保した。</p>

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>「独立行政法人等が行う事業の横断的見直しについて」3. 組織管理（ガバナンス）の強化  (2) 事業の審査、評価  各法人における事業の内部審査や評価について、法人内部限りで自己完結させず対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。</p>
見直し状況	<p>各種事業の審査に当たっては、より適切な審査員を選考するため、前年度の審査結果を学術システム研究センターの研究者が検証し、次年度の審査委員候補者案作成に反映している。</p> <p>また、法人の評価に当たっては、毎年度、自己点検評価のほか外部評価を実施しており、振興会に属さない外部評価委員による第三者評価を行うことで、透明性を確保しつつ、公正で客観的な評価を実施している。外部評価結果で受けた指摘は、次年度に反映状況のフォローアップを実施することで、業務運営の改善に確実に反映できるようにしている。</p>

## (5) 評価資料

自己点検評価・外部評価報告書(平成23年度事業)

## (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html#id3\\_2](http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html#id3_2)

## (6) 情報システムの整備

### (1) 年度計画

#### ① 公募事業における電子化の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則としてすべての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、本格運用を開始している公募事業を継続して実施するとともに、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。

なお、拡充にあたっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を模索し、柔軟な実現方法を検討する。

##### (i) 科学研究費助成事業

応募手続き・審査業務・交付申請業務については、引き続き電子申請システムを活用する。

また、学術研究助成基金事業の研究種目における交付決定後の一部の手続きについて、電子申請システムを活用すべく開発を行う。

さらに、制度改善に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行う。

##### (ii) 特別研究員事業

申請者及び審査員がシステムに登録したデータを利用し、審査会等で必要となる各種書類を出力できる機能を向上させ、審査準備にかかる期間の短縮を図る。

また、電子申請を受け付ける際に障害となる推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化について、引き続き検討を行う。

##### (iii) 学術の国際交流事業

公募・審査手続きの完全電子化に向けた検討を行い、必要に応じて順次電子化を行う。

また、電子申請を受け付ける際に障害となる推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化について、引き続き検討を行う。

#### ② 情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、利便性・操作性の高いグループウェアに刷新する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB会議システムを導入する。

#### ③ ホームページの充実

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

また、利用者へのアクセシビリティを考慮し、各事業のページについて、順次見やすさ・わかりやすさを改善したページへの再構築を引き続き行うとともに、ニーズにあった記事内容を提供する仕組みとして、各記事に対する閲覧者の意見・問合せを集約する方法を検討・確立する。

#### ④ 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、ポリシー遵守のための実施手順書を引き続き整備し、ポリシー遵守の手順を明確にする。

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図るため、ポリシーの遵守状況についての評価を行う。なお、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。

また、職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、実施手順書を用いたセキュリティ講習及び自己点検を年1回実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官業務を外部の専門家に委託する。

### (2) 業務実績

#### ① 公募事業における電子化の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則としてすべての公募事業においてホームページからダウンロードできるように便宜を図った。

研究者からの申請書類を電子的に受け付ける電子申請システムについては、従来の公募事業を継続して実施するに当たり、制度改正に伴うシステム改修を行い、また、交付申請手続き、交付決定後の変更手続きへの電子化拡充を図った。

また、その他の事業への電子化拡充にあたってはe-Radの連携活用を検討し、引き続き国際事業の一部についてe-Radによる申請受付を実施した。

##### (i) 科学研究費助成事業

応募手続き・審査業務について、電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴うシステム改修を実施した。

交付申請手続きについては、従来の研究活動スタート支援に加え、基盤研究等の他の研究種目についても、電子申請システムを活用した。

また、科研費（基金分）の研究種目における交付決定後の一部の手続きについて、システム改修を実施し、電子申請システムの活用を開始した。さらに、科研費（補助金分）、科研費（基金分）の実績報告手続きについて、平成25年4月から電子申請システムを活用すべく、システム改修を実施した。



## (ii) 特別研究員事業

科学研究費助成事業における「系・分野・分科・細目表」の見直しを受け、平成26年度採用分の募集に向け、新しい「系・分野・分科・細目表」に対応した審査体制を構築し、新しい審査体制に対応した改修を行った。また、機関コードの5桁化の改修による機関コードの共通化（科学研究費助成事業と共通）や、電子申請システムによる審査結果開示機能の改修により、申請者だけでなく各申請機関への結果報告についても電子化を実現し、業務の効率化が図られた。今後、応募受付、審査業務等を電子的に実施できるシステムの導入について検討を行うこととなった。

## (iii) 学術の国際交流事業

多国間国際研究協力事業（G8 Research Councils Initiative）については、平成24年度においてもe-Radによる申請受付を実施した。既に電子化を行っている事業については、引き続き申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。また、新たにe-Rad対象制度となった事業におけるe-Radへのデータ提供の為のシステム改修、登録件数増に伴う機関コード桁数の変更（4桁から5桁へ）など、制度改善への対応及び利用者の利便性向上に向けたシステム改修を行った。

## ② 情報共有化システムの整備

平成25年1月に業務基盤システムのリプレースを実施した。従来から振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるようにしているところであるが、新しいグループウェアの導入により紙媒体で行われていたID登録やホームページ更新依頼など情報システム関連の申請を電子化し、利便性を向上させた。

また、WEB会議システムを導入し、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減した。

## ③ ホームページの充実

公募情報を中心として、振興会の事業内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、振興会の事業内容を広く国民に周知するための重要な手段の一つとなっている。

また、利用者のアクセシビリティを考慮した、見やすく分かりやすいページデザインとするため、振興会アクセシビリティガイドライン等に基づき、7事業のホームページの再デザインを行った。

## ④ 情報セキュリティの確保

高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、情報セキュリティ対策について専門的見地からの支援・助言等を行う外部の専門業者に最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官を委託し、対応の強化に努めた。

情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、情報セキュリティに関する意識を高めるために、職員等（62名）を対象としてセキュリティ講習を開催するとともに、ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を実施した。

また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに倣ったポリシー遵守のための「情報取扱手順書」を作成し、職員に周知した。

さらに、振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を行うことにより、各情報システムの情報セキュリティの確保を、より厳重に行った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
電子システム整備に伴う（業務の）効率化	特別研究員事業における審査結果開示機能の改修により、申請者だけでなく各申請機関への結果報告についても電子化を実現し、業務の効率化が図られた。	A
府省共通研究開発管理システムとの連携	多国間国際研究協力事業（G8 Research Councils Initiative）について、前年度に引き続き、平成24年度においても、e-Radによる申請受付を実施した。	
電子情報（ホームページ）の充実	<p>公募情報を中心として、振興会の事業内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、振興会の事業内容を広く国民に周知するための重要な手段の一つとなっている。</p> <p>また、利用者のアクセシビリティを考慮した、見やすく分かりやすいページデザインとするため、振興会アクセシビリティガイドライン等に基づき、7事業のホームページの再デザインを行った。</p> <p>これにより、現在実施している事業等（計101事業）のうち、79事業の再デザインが完了した。</p>	

セキュリティ対策	<p>高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、情報セキュリティ対策について専門的見地からの支援・助言等を行う外部の専門業者に最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官を委託し、対応の強化に努めた。</p> <p>情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、情報セキュリティに関する意識を高めるために、職員等(62名)を対象としてセキュリティ講習を開催するとともに、ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を実施した。</p> <p>また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに倣ったポリシー遵守のための「情報取扱手順書」を作成し、職員に周知した。</p> <p>さらに、振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を行うことにより、各情報システムの情報セキュリティの確保を、より厳重に行った。</p> <p>これらの対策により、平成24年度に情報漏洩などセキュリティ事案は発生しなかった。</p>
----------	---

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」          情報システムの整備に関しては、科研費の応募手続きの完全電子化のためのインフラ整備がなされ、十分なセキュリティ対策が講じられたことは評価できる。今後はこのインフラを活用して、より多様化すると思われる研究者側からの要望に対して、より細やかにまた的確に対処することを望む。</p> <hr/> <p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」          電子化された応募情報は研究動向の基礎データとして活用可能であり、キーワード等による研究動向のあり方などの統計結果の公表にも利用できると思われる。公表に向けた今後の取組みに期待する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」          情報システムの整備に関しては、e-Radとのログイン機能の統合など連携を強化することで、完全電子化のためのインフラ整備がなされ、十分なセキュリティ対策が講じられたことは評価できる。今後はこのインフラを活用して、さらに多様化すると思われる研究者側からの要望に対して、より細やかにまた的確に対処することを望む。また、電子化された応募は研究動向の基礎データとして活用可能であり、その公表にも努められたい。</p> <hr/> <p>3) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 電子化の活用」          引き続き電子化を進め、ユーザーの利便性及び業務の効率化を図るよう、より一層の充実を期待する。</p> <hr/> <p>4) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 ホームページの充実」          引き続き、情報提供量だけでなくホームページの構成等についても配慮しユーザーの立場に立ったHP運営を行うことが必要である。</p> <hr/> <p>5) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別-2）」          情報セキュリティの重要性が増してきており、24時間外部監視や外部データセンターでの運用、職員に対する情報セキュリティ講習会など、引き続き情報セキュリティの確保に努める必要がある。</p> <hr/> <p>6) 「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成22年度に係る業務に関する評価」          ネットワーク社会の急激な進展を踏まえ、より安定的な運営を目指し、更なる対策の検討を行い、継続的な対応を図るとともに、更に多様化する研究者の要望に対して、的確に対処することが望まれる。</p>
----------------------	--

	<p>7) 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」          情報システムの整備に関しては、海外特別研究員事業および多国間国際研究協力事業の申請を電子化することで、完全電子化のためのインフラ整備がなされ、十分なセキュリティ対策が講じられたことは評価できる。今後はこのインフラを活用して、さらに多様化すると思われる研究者側からの要望に対して、より細やかにまた的確に対処することを望む。また、電子化された応募は研究動向の基礎データとして活用可能であり、その公表にも努められたい。</p>
見直し状況	<p>8) 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」          情報システムの整備については、科学研究費助成事業の交付申請受付種目や特別研究員事業の申請受付機能の拡充を行うとともに、情報セキュリティポリシーの改正や専門業者のセキュリティ監査を実施し、各事業申請の完全電子化のための基盤整備とセキュリティ対策が講じられたことは評価できる。今後とも、ネットワーク社会の急激な進展を踏まえ、セキュリティ対策の一層の強化を行いつつ、研究者の要望に対し継続的な対応を図るとともに、効率的な業務運営に資するよう不断の見直しが望まれる。</p> <p>1) 電子申請システムの改修に当たっては、研究者や機関担当者からの要望等についても考慮した上で実施している。なお、システムに対する要望は、電子申請システム上に受付機能を設けており、細やかな要望を把握し、的確に対処するよう努めているところ。</p> <p>2) 電子化された応募情報を元にしたキーワード等による研究動向のあり方に係る統計情報については、以下のとおり既に公表済みである。          ・「過去2か年の分野別 キーワード 上位5項目（平成23年度）」          (<a href="http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1318800_08.pdf">http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1318800_08.pdf</a>)          ・「平成23年度科学研究費補助金（基盤研究等）細目別 新規応募・採択件数一覧」          (<a href="http://www.jspcs.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/data/3-2-4.pdf">http://www.jspcs.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/data/3-2-4.pdf</a>)</p> <p>3) 電子申請システムについては、制度改正等に伴う改修を実施する際に、研究者や機関担当者からの要望を踏まえた、利便性向上及び業務効率化に繋がる機能改善をあわせて実施した。</p> <p>4) ホームページについては、利用者のアクセシビリティを考慮した、見やすく分かりやすいページデザインとするため、振興会アクセシビリティガイドライン等に基づき、7事業のホームページの再デザインを行った。</p> <p>5) 情報セキュリティの確保については、引き続き外部監視、外部データセンタでの電子申請システムの運用を行っており、外部からの脅威に対処するとともに、職員へのセキュリティ研修を行うことにより、各職員への情報セキュリティ意識の向上を徹底している。          また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに倣ったポリシー遵守のための「情報取扱手順書」を作成し、職員に周知した。          さらに、電子メールの送信元なりすまし対策の一環として、送信ドメイン認証を導入するとともに、振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を行うことにより、各情報システムの情報セキュリティの確保を、より厳重に行った。</p> <p>6) 電子申請システムの運用に当たっては、障害が発生しても申請手続きが継続できるよう、インターネット接続用回線やネットワーク・サーバ機器類を全て二重化し、耐障害性を高めるとともに、応募が集中する時期においても利用者からの多数の問い合わせに対応できるよう、コールセンターの受付時間の夜間延長及び休日受付を行うなど、システムの安定的な運営に努めた。また、電子申請システムの改修に当たっては、研究者や機関担当者からの要望等についても考慮した上で実施している。なお、システムに対する要望は、電子申請システム上に受付機能を設けており、細やかな要望を把握し、的確に対処するよう努めた。</p>

7) 電子申請システムの改修に当たっては、研究者や機関担当者からの要望等についても考慮した上で実施している。なお、システムに対する要望は、電子申請システム上に受付機能を設けており、細やかな要望を把握し、的確に対処するよう努めているところ。また、電子化された応募情報を元にしたキーワード等による研究動向のあり方に係る統計情報については、以下のとおり既に公表済みである。

- ・「過去2か年の分野別 キーワード 上位5項目（平成23年度）」  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1318800\\_08.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1318800_08.pdf))

- ・「平成23年度科学研究費補助金（基盤研究等）細目別 新規応募・採択件数一覧」  
([http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27\\_kdata/data/3-2-4.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/data/3-2-4.pdf))

8) 平成24年度より、情報セキュリティ対策について専門的見地からの支援・助言等を行う外部の専門業者に最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官を委託し、対応の一層の強化に努めた。（情報セキュリティポリシー実施手順書作成業務）

電子申請システム改修に当たっては、交付申請手続き、交付決定後の変更手続きへの電子化拡充を図るなど、引き続き研究者や機関担当者からの要望等についても考慮した上で実施した。なお、システムに対する要望は、電子申請システム上に受付機能を設けており、細やかな要望を把握し、的確に対処するよう努めた。また、システム構築費用の他、維持運用経費を含めた総保有コストを縮減するため、サーバ仮想化によるハードウェアの縮小を一部実現した。

#### (5) 評価資料

該当なし

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## (7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

## (1) 年度計画

事業説明会実施時等において、研究費の不正使用及び不正行為の防止策について、実地検査で把握した事例の周知を通じて、注意喚起・助言等を行い、国のガイドライン等に基づき、不正の防止に対する研究機関の取組の強化及び研究者の意識改革の促進などにより不正の防止に努める。

## (2) 業務実績

「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」が平成24年10月17日に改正したことに伴い、「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成18年規程第19号）」を平成25年3月13日に改正した。振興会各種事業の募集の際には、その募集要項において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、厳しい措置で対応する旨を記載している。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）別紙にある『競争的資金等』の一覧に該当する事業については、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することを応募要件としている。

また、科学研究費助成事業等、事業説明会を行っている事業については、不正使用・不正行為を防止するため、事業説明会等の場において、研究者及び研究機関の事務担当者に注意喚起、指導を行い、不正使用や不正行為に対する認識を高めた。なお、平成18年8月の科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」及び平成18年9月の文部科学省通知「研究費の不正な使用の対応について」を踏まえ、振興会に競争的資金等に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口を設置している。

近年の研究活動における不正行為が国内外で問題となる中、「責任ある研究活動」の実現にむけた取組をさらに強化するため、日本学術会議と共催で学術フォーラム「『責任ある研究活動』の実現にむけて」を平成25年2月19日に日本学術会議で開催し、研究活動における公正性の確保を推進した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
不正防止対策の強化	<p>「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の改正に合わせ、「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」を平成25年3月に改正し、整備した。</p> <p>研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、厳しい措置で対応すること、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制の整備及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することを各種公募事業の募集段階で明記しており、各研究者及び研究機関に対して周知できるよう工夫している。なお、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、ペナルティを課すこととしており、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に実効性を持たせている。</p> <p>また、平成25年5月に開催されるGRC(Global Research Council)全体会合に向け、平成24年12月に仙台で開催されたアジア地域準備会合において「研究の公正性」についての「仙台宣言」を取りまとめるとともに、「責任ある研究活動」の実現にむけた取組をさらに強化するため、平成25年2月19日に日本学術会議と共催で学術フォーラム「『責任ある研究活動』の実現に向けて」を開催し、大学関係者など300名を超える参加があった。</p>	A
告発窓口の整備と利便性への配慮	<p>競争的資金等に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口を設置していることを振興会のホームページ上で案内しており、「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に定める告発者が留意すべき事項について公開している。また、告発は、電話、ファックス、手紙の他に、電子メールでも受け付けており、様々な手段が利用できるよう配慮している。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」  (イ) (略) 引き続き研究費の不正使用等防止策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成22年度に係る業務に関する評価」  研究費の不正防止については、今後は、実地検査を更に充実するとともに、多くの研究機関に対して実地検査で把握した事例を周知するなどの取り組みが望まれる。</p> <hr/> <p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」  研究費の不正使用はわが国のアカデミア全体に計り知れない弊害をもたらすこととして、一層の広報活動を望みたい。現在でもきわめて効率的な業務運営が行われているが、その努力を今後とも継続されることを望む。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」  研究費の不正使用は我が国のアカデミア全体に計り知れない弊害をもたらすこととして、一層の広報活動を望む。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」  研究費の不正使用はわが国のアカデミア全体に計り知れない弊害をもたらすこととして、一層の広報活動を望む。現在でもきわめて効率的な業務運営が行われているが、その努力を今後とも継続されることが重要である。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) 研究費の不正使用、研究活動の不正行為の防止のため、各種事業の公募要領において、不正使用及び不正行為を行った場合は、振興会の競争的資金に一定期間応募できなくなることを等明記することにより注意喚起を行い、また事業説明会等においても注意喚起を行う等、引き続き、研究費の不正使用防止策の着実な実施に取り組んでいる。また、事業説明会等においては、実地検査で把握した事例を紹介することにより、より効果的な注意喚起ができるよう取り組んでいる。</p> <hr/> <p>2) 研究費の不正使用については、研究者に支援する研究費等が国民の貴重な税金からまかなわれていることを十分に認識し、研究者や大学等にもアピールしているところである。</p>

## (5) 評価資料

- ・「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成18年規程第19号)」(平成25年3月13日改正規程第4号)
- ・競争的資金等に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口の設置について
- ・学術フォーラム「『責任ある研究活動』の実点に向けて」

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## (8) 内部統制の充実

## (1) 年度計画

適切な業務運営の観点から、職員のコンプライアンスに対する意識の向上に資するための研修を実施する。また、リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの分析や対応について検討を行う。

平成23年度の決算については、事業報告書（会計に関する部分のみに限る）、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査及び会計監査人の法定監査を受ける。また、監事監査については、一般的な業務・会計監査のほか重点項目を引き続き設ける。

なお、監事及び会計監査人による監査の結果をホームページ等で公開する。

## (2) 業務実績

- ① 法人の長のマネジメント体制
- 独立行政法人制度の下、振興会の意思決定は法人の長である理事長が行っている。しかし、振興会では、理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する「役員会」を設置し、予算、事業計画、規程の制定等、重要事項について審議することで理事長の判断に資することとしている。なお、監事は、独立行政法人通則法で振興会の業務を監査し、理事長に意見を提出できるとされているが、それに加えて、振興会においては「役員会」に出席し、必要な意見を述べるができることとなっている。
- また、独立行政法人日本学術振興会法第13条の規定に基づき、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会を設置している。評議員は、学术界、産業界、大学等を代表する学識経験者15名から組織され、文部科学大臣の認可を受けて理事長が任命している。さらに学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者7名により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求めている。これら、評議員会、学術顧問会議の意見や助言により、国民や研究者のニーズが理事長のマネジメントに活かされるような方策をとっている。
- 以上のようなマネジメント体制により理事長が法人としての適切な意思決定を行っているところである。
- ② 業務の有効性・効率性
- 各事業の実施に当たっては、事業実施の手順・方法を規定した事業の取扱要領等を作成しており、それらに従って事務を行うことで、各事業が、恣意的にならず、常に公平・公正で効率的に行われるようになってきている。
- また、その取扱要領に従って事業が実施されているかどうかは常に監督権者である管理職員が確認しているほか、主計課監査係においてもチェックを行っている。
- さらには、自己点検評価及び外部評価を毎年度事業ごとに実施し、自ら事業の改善・見直し等を行うとともに、外部評価における指摘を業務運営の改善等に的確に反映させている。
- ③ 法令等の遵守
- 法人の長である理事長は、年度初め、年末・年始など、定期的に全役職員に訓辞を行い、振興会の使命と社会的役割を説明するとともに、法令や規程の遵守、情報セキュリティ、健全な職場環境の形成等について、全役職員が徹底的に取り組むよう指示している。また、新規採用職員に対して平成24年4月17日にコンプライアンス研修を実施した。
- なお、健全な職場環境の形成は、問題の早期発見や業務改善ための重要な要素の一つとしてとらえ、問題が発生した場合等に報告や相談をしやすい環境を形成するため、理事長による訓辞を実施した。さらには、理事長が職員と定期的にコミュニケーションの場をもつことにより、業務改善の意見を認識できるよう、また問題の早期発見を可能ならしめるよう努力している。
- 特に、平成24年10月に中央労働基準監督署の是正勧告を受け、振興会では、全職員に対して速やかに時間外労働の実態調査を行い、本調査に基づき、支払われていなかった割増賃金を支払った。また、役員会等において今後の対応を検討するとともに、職員の勤務時間管理の適正化について一層の取組みを行った。
- ④ リスク管理について
- 平成22年11月1日に制定した「独立行政法人日本学術振興リスクマネジメントに関する要項」に従い、以下のとおりリスクマネジメント委員会を開催した。
- 平成25年3月25日 平成24年度第1回リスクマネジメント委員会  
・海外研究連絡センターにおける危機対応について
- ⑤ 監査の体制整備
- 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）における監事の在り方を含めた内部統制についての指摘を踏まえ、管理会計の活用、監事監査・監査法人のサポートによる内部統制の充実、わかりやすい情報開示等による内部統制の充実の検討に着手した。
- 管理会計の活用の一環として、決算・セグメント情報の公表に向け、会計システムを利用して、事業毎に執行管理を行った。
- 監査体制については、主計課監査係による日常的なチェックを実施した上で、監事監査を実施する体制を整えており、監事監査にあたっては、監査室が補佐することとしている。平成24年度も引き続き従来の体制で監査を実施した。
- なお、平成23年度決算に関する会計監査人の監査報告書を振興会ホームページに公開した。

## ⑥ 監事監査の実施

監事監査については、振興会の業務内容や財務内容をはじめ、入札・契約の内容「随意契約等見直し計画」の実施状況、随意契約から競争入札に移行したもののうち一者応札となっているものについて監査を受けた。また、監事による財務諸表及び決算報告書等の監査も受けている。

監事監査において重点的に監査する項目として平成24年度は「資金適正運用における大学等との連携について」、「勤務時間の適正な管理について」を実施した。

監事は監査実施のための情報収集等も行い、平成24年12月6日開催の「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第9部会」及び平成25年3月5日開催の「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会総会」に出席し、他機関の監事同士の情報交換・連携も図っている。

なお、平成23年度の監事監査結果については、平成24年6月29日に監事より理事長への報告の後、振興会ホームページに公開した。監事監査報告での指摘事項等への対応状況については、平成24年11月9日に監事から担当部署に対するヒアリングが行われ、必要な対応が取られていることが確認された。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
業務のチェックが適切に働いているか	<p>事業実施の手順・方法を規定した取扱要領等に従って事業が実施されているかどうかは常に監督権者である管理職員が確認しているほか、主計課監査係においてもチェックを行っている。</p> <p>さらには、自己点検評価及び外部評価を毎年度事業ごとに実施し、自ら事業の改善・見直し等を行うとともに、外部評価における指摘を業務運営の改善等に的確に反映させている。</p>	B
法令等の遵守	<p>理事長は、定期的に全役職員に訓辞を行い、振興会の使命と社会的役割を説明するとともに、法令や規程の遵守、情報セキュリティ、健全な職場環境の形成等について、全役職員が徹底的に取り組むよう指示している。また、役職員が遵守すべき事項をまとめた、「独立行政法人日本学術振興会行動規範」を全職員に配付し、振興会内に対して周知したと同時に、ホームページに掲載することによって振興会外に対しても周知を図った。</p> <p>また、平成24年10月に中央労働基準監督署の是正勧告等を受け、時間外労働の実態調査により割増賃金を支払うとともに、職員の勤務時間管理の適正化について一層の取組みを行い、速やかに対応した。</p>	
リスクマネジメントの強化	<p>平成22年11月1日に制定した「独立行政法人日本学術振興会リスクマネジメントに関する要項」に従い、監査法人からのアドバイスを受けながらと振興会のリスクマネジメントの在り方等について検討を行った。平成24年度は、海外研究連絡センターにおける危機対応について、リスクマネジメント委員会において議論した。</p>	
重点項目監査の実施	<p>監事において、重点項目として「資金適正運用における大学等との連携について」、「勤務時間の適正な管理について」を設定し、監査を実施した。また、監事、外部有識者をメンバーに含む契約監視委員会において一般競争入札への移行状況を報告した。</p>	
監査法人による内部統制の確認	<p>平成24年度決算に向けて監査法人から会計業務全般の内部統制についてのチェックを受け、可能なものより対応することとした。</p>	
職員の正確性・合規性の向上	<p>平成23年度財務諸表等について、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けた。また、契約業務について、若手職員を対象とする勉強会を総務部主催で実施するなど、職員の合規性、公正性の向上を図った。</p>	



## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「整理合理化計画 Ⅲ-2-(1)内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」  ①業務遂行体制の在り方  イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。  ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。</p> <hr/> <p>2)  エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p> <hr/> <p>3)  オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <hr/> <p>4)  ④監事監査等の在り方  カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。</p> <hr/> <p>5) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（内部統制の充実）」  ・振興会は、1,500億円を超える研究費等の支援事業を行っており、ガバナンス、コンプライアンスを意識し業務を行うことが必要であり、監事による監査のみならず、監査法人による任意監査を実施するなど、内部統制の向上のための努力が伺える。今後は、内部統制の向上を図るとともに、講じた措置について公表することが必要である。</p> <hr/> <p>6) 「独立行政法人の抜本的な見直しについて 2. 見直しの視点 (3) 組織体制及び運営の効率化の検証」  ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。  「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-4-② 管理運営の適正化  ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。  ○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p> <hr/> <p>7) 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項  4 その他  振興会では、平成15年10月に役職員倫理規定が制定され、毎年度当初には各職員に「振興会職員の心得」が配布され、その中で「法令・規程の遵守」の必要性が述べられている。また初任者研修においても、同様な指摘に加えて、「情報セキュリティ」、「職員のメンタルヘルス」等の研修がなされていることは評価できるが、さらに「見える化」の視点から、振興会としてのコンプライアンスポリシー等の開示が望まれる。</p> <hr/> <p>8) 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」  内部統制の充実は長期的課題として今後も取り組んでいくべきである。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) &lt;イ及びウについて&gt;  内部統制については、監査法人や民間企業経験者から、検討材料を収集しているところである。なお、監査法人からは、会計関係について全般的に内部統制がなされているかのチェックを受けた。</p> <hr/> <p>2) &lt;エについて&gt;  振興会のホームページにおいて職員の勤務時間等を公表している。</p>

<p>3) &lt;オについて&gt; 平成19年度の独法評価時に、e-Govにおけるパブリックコメントにより業務・マネジメント等に関する意見募集を実施しており、その意見については、担当部署において積極的に反映させることとしている。</p>
<p>4) &lt;④カについて&gt; 監査法人から、会計関係について全般的に内部統制がなされているかのチェックを受けた。</p>
<p>5) 監査法人の助言を受けながら今後、どのような措置が必要となるか、また、講じた措置をどのように公開するかを検討しているところである。</p>
<p>6) 監査法人から、チェックを受けた内部統制状況について、適宜改善に取り組んでいるところである。</p>
<p>7) 理事長は、定期的に全役職員に訓辞を行い、振興会の使命と社会的役割を説明するとともに、法令や規程の遵守、情報セキュリティー、健全な職場環境の形成等について、全役職員が徹底的に取り組むよう指示している。また、役職員が遵守すべき事項をまとめた、「独立行政法人日本学術振興会行動規範」を全職員に配布し、振興会内に対して周知したと同時に、ホームページに掲載することによって振興会外に対しても周知を図った。</p>
<p>8) 内部統制については、監事監査報告や監査法人の指摘事項については、継続して改善に取り組んでいるところである。また、問題の早期発見や業務改善のため、引き続き風通しの良い健全な職場環境を維持するとともに、監事や監査法人の助言を受けながら、リスクマネジメント委員会等においてリスクの分析や対応について取り組んでいるところである。</p>

#### (5) 評価資料

独立行政法人日本学術振興会行動規範  
独立行政法人日本学術振興会リスクマネジメントに関する要項  
平成24年第1回リスクマネジメント委員会議事次第

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

【会計監査人による監査報告（独立監査人の監査報告書）】  
[http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4\\_3](http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

【監事監査結果報告】  
[http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4\\_4](http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_4)

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 2 学術研究の助成

## 掲載箇所

中期計画

3頁

年度計画

4頁

事業報告書

59頁

## 1. 中期計画

## 2 学術研究の助成

学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与する。その際、公正で透明性のある審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。また、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行う。

学術研究の助成は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により行う。これらの事業については、助成対象となる研究者の側にとってわかりやすいものとなるよう一体的な運用が求められることから、科学研究費助成事業（以下「科研費事業」という。）として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

特に、学術研究助成基金事業については、学術研究助成基金を設け、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に従って実施する。その際、科学研究費補助金事業との整合性に配慮しつつ、基金の特性を活かし、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に運用する。

- ・ 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。

- ・ 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。

- ・ 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

## (1) 審査・評価の充実

学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

## ① 審査業務

科学研究費委員会は年3回程度開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。

審査委員の拡充等を行い、審査の質的充実を図る。

不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し4月下旬までに提供する。

## ② 評価業務

評価については、それぞれの研究種目に応じて行うとともに、大型の研究課題については、追跡調査等により成果把握に取り組む。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、ホームページにおいて広く公開する。

## (2) 助成業務の円滑な実施

## ① 募集業務（公募）

公募に関する情報については、科研費事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定し、10月上旬までに公表する。

## ② 交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実に行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行う。
- ・ 額の確定は、7月中旬までに行う。

## ③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会の現地調査による監査を充実することにより不正の防止に努める。

## ④ 電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、電子情報化された応募者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、応募者及び審査委員の負担軽減、応募書類の受付・書面審査等の効率化を更に推進するため、応募手続及び審査業務の完全電子化を図る。

## ⑤ 科研費事業説明会の実施

科研費事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行う。

特に、学術研究助成基金事業については、大学等の研究機関において、基金の特性を活かした柔軟な執行が行われ、基金による研究助成の効果が高まるよう理解を求める。

## (3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、インターネットにおいて広く公開する。我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費事業による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学で幅広く実施する。

## (4) 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させる。

## 2. 意義・必要性

科学研究費助成事業は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とし、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。

「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日 閣議決定）において、「研究者の自由な発想に基づいて行われる基礎研究は、近年、イノベーションの源泉たるシーズを生み出すもの（多様性の苗床）として、また、広く新しい知的・文化的価値を創造し、直接的あるいは間接的に社会の発展に寄与するものとして、ますますその意義や重要性が高まって」おり、「国として、独創的で多様な基礎研究を重視し、これを一層強力に推進していく」ため、「国は、科学研究費補助金について、新規採択率30%及び間接経費30%の確保に向けて一層の拡充を図る」とされており、その意義・必要性が認められている。

学術の振興を目的とする振興会が、科学研究費助成事業により、学術研究に対する幅広い助成を行い、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与することは責務と言える。

なお、その際、公正で透明性のある審査・評価を実施し、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行うとともに、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行うことが必要である。

## 3. 年度計画

## 2 学術研究の助成

- (1) 審査・評価の充実 (p. 47)
- (2) 助成業務の円滑な実施 (p. 53)
- (3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及 (p. 61)
- (4) 助成の在り方に関する検討 (p. 67)
- (5) 学術研究助成基金の管理及び運用 (p. 70)

## 4. 得られた成果に関する評価

## (1) 審査・評価の充実

## ① 審査業務

学術システム研究センターの機能を活用し、研究者の意見を踏まえながら審査業務の充実にも努めている。平成24年度においては、応募時に複数細目を選定できる仕組みを若手研究(B)に導入したことに伴い、新たな審査体制を構築し、複数細目応募課題の審査を実施した。また、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部改正、審査結果を電子的に受け付けるシステムの利便性の向上及び利害関係にある審査委員の排除の徹底、審査委員の意識向上を図るための「審査の手引き」の改訂等により審査の有効性・公正性を高めるとともに、約84,000件の応募課題の審査を効率的に実施した。さらに第一段審査結果を速やかに開示することで、審査の透明性を確保した。

また、審査委員の選考は、昨年度と同様に学術システム研究センター研究員による審査の検証結果を反映した上でを行い、審査の公正性・適切性を確保した。平成24年度においては、検証結果から見られた傾向をすべての第一段審査委員に対して通知するとともに、コメント未記入の審査委員に対してその旨を通知し、注意喚起することで審査の質の一層の向上を図った。

## ②評価業務

科学研究費助成事業の中で1課題当たりの交付額の大きい特別推進研究、学術創成研究費、基盤研究（S）及び若手研究（S）について、科学研究費委員会の下に設置された審査・評価第一部会、審査・評価第二部会において、研究進捗評価、研究成果の検証を実施することにより、当該研究課題の当初目標に対する達成度を評価するとともに、特別推進研究については、審査・評価第一部会において追跡評価を実施することにより、研究終了後一定期間経た後に、その研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証した。

また、当該研究課題の研究代表者が新規研究課題に応募した場合、研究進捗評価結果を審査資料として審査に諮り活用した。

なお、各評価結果については、今後の研究発展に資するために研究代表者に開示するとともに、他の競争的資金の配分機関に対し提供し、ホームページにおいて公開した。

## （2）助成業務の円滑な実施

## ①募集業務（公募）

公募要領の作成に当たっては、文部科学省科学技術・学術審議会での審議等を踏まえ、「系・分野・分科・細目表」の大幅な改正、応募時に複数細目を選択できる仕組みを若手研究（B）に導入したことに伴う、複数細目応募課題の審査の仕組みの導入など、必要な情報を適切にわかりやすく記載した。公募要領及び応募書類は振興会ホームページからの入手を可能とし、応募受付は前年度と同様に電子申請システムにより行った。公募は9月1日付けで行い、審査方針等の内容も10月2日に公表するなど迅速な情報提供を確実に行った。

また、文部科学省と合同で公募要領等説明会を開催したほか、研究機関が実施する事業説明会において、公募の内容等についてわかりやすく説明したことにより、関係者の理解を促進することができた。

## ②交付業務

平成24年度科学研究費助成事業については、1課題当たりの交付額の大きく、ヒアリングを実施する一部の研究種目を除き、4月1日に交付内定を行ったことにより、4月当初からの研究開始を可能とした。また、平成24年度に新たに採択された基盤研究（B）及び若手研究（A）の研究課題については、研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補助金で措置することとし、それぞれの交付を一括して行った。交付申請書の受理から交付決定までの処理についても、大量の辞退、転出等の処理を短期間に迅速・的確に行うとともに、6月下旬に交付決定した。

なお、応募者に対する審査結果の開示は、前年度の5月16日から大幅に早め4月25日に行った。また前年度に交付した課題の額の確定は、若手研究（A・B）の交付業務の日本学術振興会への移管に伴い、平成24年度に額の確定を行う研究課題が大幅に増加したことにより、7月27日に行った。

## ③不正使用及び不正受給の防止

研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備及びその自己評価チェックリストの提出や、内部監査の実施、研修会・説明会の定期的な実施、不正使用等を行わない旨の誓約書の研究者からの徴収など不正防止に向けた様々な取組を義務化している。

振興会では、自己評価チェックリストにより各機関の取組状況を効率的に把握するとともに、文部科学省と連携して実施した実地検査では、科研費の研究機関使用ルールへの対応状況と科研費の管理実態を把握した上で、機関の実情に即した注意喚起、指導を個別に行っており、不正防止を図ることができた。なお、平成24年度の実地検査は、調査内容の見直しと調査時間の充実を行いつつ、67機関の調査を実施した。また、科学研究費助成事業実務担当者向け説明会や公募要領等説明会の場での説明の他、各機関の研修会・説明会では、科研費の使用ルールについてわかりやすく説明したハンドブックを配付するなど、不正使用の事例紹介等を通じて研究者、事務職員の不正防止、適正な執行に対する意識や理解の向上を図った。なお、不正使用等の事案に対しては、補助金の返還及び応募資格の停止など厳格に対処した。

## ④電子システムの導入・活用

応募手続及び審査業務の電子化について、既存システムの更なる改善を行うことにより、応募者及び審査委員の負担軽減並びに業務の効率化を一層推進するとともに、電子システムの利便性を更に向上させることができた。

また、応募手続の電子化、審査業務の電子化に続き、交付業務・交付決定後の手続の電子化にも取り組み、業務の一層の効率化を図ることができた。

### ⑤ 科学研究費助成事業説明会の実施

大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との共同実施（8回）、振興会の単独実施（11回）、研究機関等からの要望に応じた実施（57回）により、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図った。

科学研究費助成事業実務担当者向け説明会、公募要領等説明会では、全国を7地区に分け、地区ごとに一定の出席者数を確保した上で開催することにより、少ない開催回数（16回。関東・甲信越地区は対象研究機関を半数ずつに分けて2回開催）で、多くの研究者や事務担当者等（約7,500名）に対し、効率的に制度を周知することができた。また、アンケートを徴したところ、「参考になった。」という回答が80%以上にのぼり、研究者や事務担当職員の理解を大きく促進することができた。

また、平成24年度には、初めて科研費に携わる研究機関の事務職員や研究活動をスタートしたばかりの研究者を対象として全国各地で初任者研修会を実施し、科研費に対する正しい理解促進を図った。

研究機関等からの要望に応じて行う事業説明会については、積極的に実施することにより、多くの研究者や事務担当者等に事業に対する正しい理解を持ってもらうことができた。また、大規模な説明会と比較して、出席者からの質問に対し、より丁寧に対応することができ、出席者の事業についての理解を深めることに繋がった。さらに、出席者と積極的に意見交換を行い、有効に事業の改善の検討に活かすことができた。

### （3）研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

#### ① 研究成果の把握・公表

国立情報学研究所のデータベースにおいて、平成23年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成23年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について広く公開するため、同研究所に対し情報提供を行うことにより、多くの人々が科研費による研究成果を有効に活用できるようにした。なお平成24年6月末に提出が必要であった19,136課題については、提出が予定されている課題の一覧を各研究機関に通知するなどにより適切な提出を求めた結果、平成25年3月末時点で、休職中など正当な理由がある4課題を除き全ての研究成果報告書が提出された。

#### ② ひらめき☆ときめきサイエンス事業

各プログラムとも参加者は積極的に実験等を行い、実施後のアンケートでは、「普段、学校ではできない実験ができ、大変勉強になった」「大学での研究に直に触れ、非常に興味が湧いた」「将来、研究者を目指そうと思った」などの意見・感想が多く寄せられた。プログラムにおける体験は、参加した小・中学生・高校生にとって貴重なものであり、知的好奇心を刺激することができた。また、平成23年度実施分より、本プログラムの実施対象機関を、大学・大学共同利用機関法人に加え短期大学や高等専門学校など科研費の応募対象機関全体に拡大し、幅広い特徴のあるプログラムを行えるようにしたほか、平成25年度実施分より、一機関からの応募件数の制限を撤廃したことで、応募件数が大幅に増加した。

また、実施プログラムの中から、よく工夫されたプログラムを12プログラム選考してホームページで公表するなど積極的に広報している。

#### ③ 広報誌等

「科研費NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックス等を分かりやすく紹介した。また、紹介した研究成果については、科研費ホームページのトップページに表示し、一層の周知を行っている。

### （4）助成の在り方に関する検討

学術システム研究センターには、科学研究費助成事業に関するワーキンググループを設けており、時限付き分科細目の在り方について検討し、文部科学省の科学研究費補助金審査部会に中間報告したほか、審査の検証及びその結果の審査委員へのフィードバックの在り方、研究進捗評価の実施方法、審査評価基準の見直し、応募時に複数細目を選択した研究課題の具体的な審査方法、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の在り方などについて効率的に検討したことにより、学術研究における様々な特性やニーズを踏まえた有効な事業改善を行うことができた。

また、学術研究の評価の在り方について検討を行い、平成25年1月に科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会に報告した。

### （5）学術研究助成基金の管理及び運用

学術研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項」（平成21年度制定、平成23年度改正）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。

また、基金の管理運営に関して必要な事項を審議するため、基金管理委員会及び運用部会を設けており、平成24年度は基金管理委員会を3回開催した。

さらに、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条に基づき、平成23年度学術研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出した。

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
125,184,589	124,828,119	128,825,274	180,638,564	●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>科学研究費助成事業は、文部科学省が定める方針等のほか、学術システム研究センターの機能を活用しながら、審査評価基準など各種の見直し、改善を図っている。「審査の手引き」の見直しや「審査結果の検証」の結果通知など、審査の充実に向けた見直しを継続的に実施している。特に、平成24年度には、応募時に複数細目を選定できる仕組みを若手研究（B）に導入したことに伴い、新たな審査体制を構築し、複数細目応募課題の審査を実施した。</p> <p>科学研究費助成事業では、電子システムの活用による業務の効率化に積極的に取り組んでいる。このことは、業務の効率化のみならず、応募者や審査委員の負担軽減にも繋がっており、今後も継続して実施していくことが重要である。平成24年度には、電子システムによる交付申請書の受付を研究活動スタート支援以外の研究種目に拡大するとともに、基金事業等に係る研究課題について、2年度目（24年度）以降の支払請求書及び23年度の実施状況報告書、また、期間延長手続き、研究代表者又は研究分担者の変更手続きについて電子システムにより受付を行った。</p> <p>また、平成24年度に新たに採択された基盤研究（B）及び若手研究（A）の研究課題については、研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補助金で措置することとし、それぞれの交付を一括して行った。</p> <p>今後も引き続き継続的な事業の改善を図っていくことが重要であり、不正防止に向けた取組の充実、「基金化」、「一部基金化」や平成25年度から導入予定である「調整金」に伴う変更点等についての周知・徹底などに努めていく。</p>	S

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>(1) 審査・評価の充実</p> <p>学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を着実に進めている。</p> <p>①審査業務</p> <p>平成24年度において、科学研究費委員会は3回開催し、配分審査のための小委員会を104回開催した。審査委員の拡充等を行い、審査の質的充実を図っている。</p> <p>不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し4月下旬までに提供している。</p> <p>②評価業務</p> <p>平成24年度において、それぞれの研究種目に応じて評価を行うとともに、特別推進研究、基盤研究（S）、若手研究（S）及び学術創成研究費については、研究進捗評価等により成果把握に取り組んでいる。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、他の競争的資金の配分機関に対し提供し、ホームページにおいて広く公開している。</p> <p>(2) 助成業務の円滑な実施</p> <p>①募集業務（公募）</p> <p>公募に関する情報については、科学研究費助成事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにしている。</p> <p>応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、平成24年度においても科学研究費委員会において審査方針等を決定し、10月上旬に公表した。</p>
---

## ② 交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、明確に定めた期限を順守できるよう、迅速かつ確実に行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬に行った。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、4月下旬に行った。
- ・ 額の確定は、7月中下旬に行った。

## ③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させている。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会の現地調査を充実することにより不正の防止に努めている。

## ④ 電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、電子情報化された応募者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、応募手続について、平成20年度に完全電子化が図られたことにより、応募書類の確認を人手により行う必要がなくなり、応募者の負担の軽減や業務の効率化が推進されている。また、審査業務については、既に特別推進研究の審査意見書や基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の書面審査結果の受付の電子化が図られている。

さらに、応募手続の電子化、審査業務の電子化に続き、平成24年度は引き続き交付業務及び交付決定後の手続きの電子化にも取り組んだ。

## ⑤ 科学研究費助成事業説明会の実施

科学研究費助成事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関等からの要望に応じての実施により、全国各地で行っている。

## (3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

科学研究費助成事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、インターネットにおいて広く公開している。

我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、研究者が科学研究費助成事業による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で幅広く実施している。

また、「科研費NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックス等を分かりやすく紹介している。

## (4) 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させている。



## 9. 外部評価

	評価
	S

**(1) 審査・評価の充実****(1) 年度計画**

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターの機能を活用して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。学術研究の助成は、科学研究費補助金事業(以下「補助金事業」という。)及び学術研究助成基金事業(以下「基金事業」という。)により、科学研究費助成事業(以下「科研費事業」という。)として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

なお、基金事業については、文部科学省から交付される補助金により学術研究助成基金を設け、複数年度にわたる交付決定を行う。また、研究費の前倒し請求や次年度使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に運用する。

平成24年度においては、補助金事業として特別推進研究、基盤研究(S・A・B及びC(平成22年度以前に新規採択した継続課題))、挑戦的萌芽研究(平成22年度以前に新規採択した継続課題)、若手研究(S・A及びB(平成22年度以前に新規採択した継続課題))、研究活動スタート支援、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)、特別研究員奨励費の交付業務及び平成25年度課題の公募・審査業務を行う。

なお、基盤研究(B)及び若手研究(A)の平成24年度新規採択課題については、配分額の一部を基金により助成する。また、学術定期刊行物の公募に当たっては、文部科学省科学技術・学術審議会での審議を踏まえた見直しを行う。

また、基金事業として基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)の新規課題及び平成23年度に新規採択した継続課題の交付業務、及び平成25年度課題の公募・審査業務を行う。

科学研究費委員会において、科研費事業の平成25年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

**(1) 審査・評価の充実**

前年度までの経験に基づき、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら制度の改善を図り、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

**① 審査業務**

(i) 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、必要に応じて「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を改正する。また、配分審査のための小委員会を開催し、応募された研究課題の審査を行う。

(ii) 審査委員の選考について、審査委員候補者データベースを充実しつつ、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。

(iii) 研究費の不合理的な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用する。また、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。

**② 評価業務****(i) 研究進捗評価の実施**

特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費について、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価及び研究成果の検証を行う。また、その評価結果については、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供するとともに、ホームページにおいて公表する。

**(ii) 追跡評価の実施**

特別推進研究について、当該研究課題が研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証するため、書面・合議により追跡評価を行う。また、その評価結果については、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供するとともに、ホームページにおいて公表する。

## (2) 業務実績

## ① 審査業務

(i) 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」や学術システム研究センターにおける制度の改善に関する検討結果を踏まえ、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を改正した。

平成25年度の新規応募研究課題(基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B)、奨励研究及び研究成果公開促進費)約84,000件について、平成24年12月上旬から平成25年3月上旬にかけて書面審査(審査委員約5,300名)及び合議審査(審査委員約700名)の2段階によるピア・レビューを実施し、約24,000件の採択を行った。なお、交付内定通知は、文部科学省から補助金の交付を受けて振興会に造成する基金から助成する基盤研究(B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B)の平成25年度新規採択課題を含め、4月当初から研究を開始することが可能となるよう平成25年4月1日に発出することとしている。(4月上旬から中旬に発出することとしている研究成果公開促進費を除く。)

また、科学研究費助成事業の中で1課題当たりの交付額の大きい特別推進研究及び基盤研究(S)並びに研究成果公開促進費(国際情報発信強化(A)、オープンアクセス刊行支援)については、より充実した審査を行うためにヒアリングを実施した上で、特別推進研究及び研究成果公開促進費(国際情報発信強化(A)、オープンアクセス刊行支援)については平成25年4月中、基盤研究(S)については平成25年5月中に平成25年度の新規応募研究課題の採否を決定することとしている。なお、特別推進研究及び基盤研究(S)の平成24年度の新規応募研究課題約620件については、書面審査、合議審査及びヒアリング審査を実施し、約110件の採択を行った。

その他、研究活動スタート支援の平成24年度新規応募課題約3,500件については、平成24年6月上旬から7月下旬にかけて書面審査及び合議審査を実施し、約850件の採択を行った。

なお、審査結果は、応募者へ通知した後、ホームページ等に掲載するとともに、速やかに他の競争的資金の配分機関に

(ii) 審査委員の選考については、審査委員候補者データベース(平成24年度において約5,500名の新規登録者を加えることにより登録者数が約70,000名と充実した)を活用し、専門的見地からより適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの研究者が前年度の審査を検証した上で実施した。

また、同検証の結果に基づき、模範となる審査意見を付した審査委員(115名)を選考し表彰するとともに、検証の結果見られた傾向をすべての第一段審査委員(書面審査委員)に対して通知した。加えて、コメント未記入の審査委員に対してその旨を通知し、注意喚起することで審査の質の一層の向上を図った。

(iii) 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の登録情報を確認するとともに、平成24年度の審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し提供した。

## ② 評価業務

## (i) 研究進捗評価の実施

特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費については、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価及び研究成果の検証を行った。また、その評価結果については、他の競争的資金の配分機関に対し提供し、ホームページにおいて広く公表するとともに、翌年度の配分審査に活用した。

## (ii) 追跡評価の実施

特別推進研究については、研究終了後一定期間経過後に、その研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証するため、書面・合議により追跡評価を行った。

また、その評価結果については、他の競争的資金の配分機関に対し提供し、ホームページにおいて広く公表した。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
① 審査業務(効率性)	<p>書面審査(第1段審査)については、審査結果を電子的に受け付けるシステムを既に導入し審査委員の意見に基づいて改善を図っている。合議審査については、第2段審査の手引きを事前に審査委員に配付することで、審査会当日の運営等を効率的に行えるようになるなど従前と同様の措置を講じている。平成24年度においては、研究計画調書閲覧用のパソコンを審査委員用に準備し、共通資料の冊子化等、審査資料の改善を行い、効率的に審査を行えるようにした。</p> <p>また、研究計画調書の中に「研究目的」「研究計画・方法」の概要を記述させることで審査委員が内容を端的に把握できるように工夫している。また、分科細目表の大幅な見直しを踏まえつつ、細目毎の見込まれる応募件数に応じて審査委員の配置を決め、実際の応募件数に応じて調整を行った。ている。平成24年度には、約84,000件の審査を、審査委員候補者データベースや審査結果受付の電子システムを活用し、利害関係のある審査委員の変更等を迅速に行いつつ、昨年度同様の約3ヶ月の期間で効率的に実施した。</p>	S

①審査業務（有効性）	<p>審査の方法等を説明した「審査の手引き」を作成し、第2段審査に有効な審査意見の例、不十分な審査意見の例を掲載することで、第2段審査に役立つ審査意見の記載を求めている。また、ピアレビューの意義等について記述し、審査委員の審査に対する意識向上を図ることで審査の有効性が増すようにしている。</p> <p>1人当たりの平均書面審査件数を70件程度に抑制することで、負担軽減と十分な審査時間を確保し、きめ細かな審査を可能としている。</p> <p>16個の観点のうち、「不十分」と評価する項目を選択させることで、第2段審査委員が第1段審査の結果をよりの確に把握できるようにするとともに、総合評点の分布が適切なものになるようシステムにより制御するなどの措置を講じている。平成24年度においては、研究計画調書閲覧用のパソコンを審査委員用に準備し、第2段審査の審査グループの人数を3名以上としたことで、合議審査が充実し、より有効に行われた。また、総合評点のおおよその順位及び観点毎の平均点、不十分と評価された項目を不採択になった応募者に電子システムを活用して開示するなど、審査結果を有効に活用した。</p> <p>なお、審査資料の改善により有効性を向上させるとともに、研究計画調書の記載に加え、府省共通研究開発管理システムの登録情報を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中の有無について確認している。また、特別推進研究等は、ヒアリング審査を行い、よりきめ細かな審査を行った。</p>
①審査業務（公正性・透明性）	<p>審査委員には、より公正な審査が行われるよう、審査の手引きにポイント・心構え等を詳しく記載するとともに、第1段審査委員に対しては特に重要な事項を1枚にまとめて配付、周知し、第2段審査に関しては、学術システム研究センター研究員が審査会の運営に参画し、審査状況を確認することで公正性を高めている。また、従前より利害関係者に該当する場合には事前に申し出ることとし利害関係者の排除をより徹底することで公正性を高めている。</p> <p>公募要領等により、審査方針・評価基準等を公表するとともに、審査委員や審査委員を選考する学術システム研究センター研究員の氏名等をホームページ等で公表することで透明性を確保している。さらに、希望者に対して電子システムを通じて審査結果を速やかに開示することで、透明性を高めている。</p> <p>上記に加え、審査の公正性・適切性を確保するため、学術システム研究センター研究員が前年度の審査の検証・分析を行い、審査委員選考に反映するとともに、第2段審査に有効な審査意見を付した審査委員(115名)を選考、表彰した。</p>
①審査業務 科学研究費委員会は年3回程度開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。	<p>科学研究費委員会 3回 配分審査の小委員会 104回</p>
①審査業務 審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し、4月下旬までに提供する。	<p>審査結果の提供 4月2日</p>
②評価業務（効率性）	<p>研究進捗評価については、1課題当たりの交付額が最も大きい特別推進研究(12件)は、全ての課題についてヒアリングを実施し、基盤研究(S)(99件)及び若手研究(S)(23件)は、3名程度の評価協力者の評価意見書をもとに書面評価を基本とし、書面により判断できない場合にヒアリング及び現地調査を行うことにより、効率的に評価を実施した。</p> <p>当初計画より研究が遅れ、研究成果が見込まれない場合は、研究経費の減額又は研究を中止することとしており、研究費執行の効率性を高めることができるものとしている。</p> <p>なお、特別推進研究については、研究進捗評価の一環として、研究の立ち上げ時期(研究期間の2年目)に、研究の進展状況や購入された設備等の活用状況等を確認し、成果を上げるために十分な研究環境を整え、順調に研究が進んでいるか等を把握するため、対象となる研究課題(12件)について現地調査を実施し、今後の研究の進展に資するため、課題ごとに評価意見を付した。</p>

②評価業務（有効性）	<p>研究進捗評価は、特別推進研究、基盤研究(S)及び若手研究(S)を対象に実施し、研究の進展状況、これまでの研究成果、研究目的の達成見込み等について、評価規程に基づき厳格に評価を行った。これにより当該研究課題の当初目標に対する達成度を評価することができた。</p> <p>特別推進研究 A+ 2件、A 9件、A- 1件、B 0件、C 0件          基盤研究(S) A+ 11件、A 68件、A- 19件、B 1件、C 0件          若手研究(S) A+ 40件、A 16件、A- 6件、B 1件、C 0件          なお、当該研究課題の研究代表者が新規研究課題に応募した場合は、当該評価結果を審査資料として審査に諮り有効に活用した。また、研究進捗評価の一環として、特別推進研究、学術創成研究費、基盤研究(S)及び若手研究(S)を対象に、研究終了時の成果について検証を行った。</p> <p>追跡評価は、特別推進研究を対象に実施し、評価規程に基づき評価を行った。これにより、研究終了後一定期間経た後に、その研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することができた。</p> <p>研究進捗評価及び追跡評価を実施した課題には、今後の研究の発展に資するため、評価意見を付した。</p>
②評価業務（公正性・透明性）	<p>特別推進研究、学術創成研究費、基盤研究(S)及び若手研究(S)の研究進捗評価及び追跡評価は、我が国を代表する研究者で構成される部会において実施した。</p> <p>審査・評価第一部会:運営小委員会(11人)          各小委員会 (56人)          審査・評価第二部会:運営小委員会(14人)          各小委員会 (141人)</p> <p>また、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」等を定め、各評価基準をホームページで公開する等明確化するとともに、利害関係者の排除を徹底することで公正性を確保した。その他、評価終了後、評価結果及び部会委員の氏名について、ホームページ等で公表することで透明性を確保している。</p>

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>1. 『「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文科科学省)第1-1 学術研究の助成(科学研究費補助金)に係る業務の見直し』</p> <p>科学研究補補助金については、競争的資金全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化することとする。このため、以下の見直しを行う。</p> <p>①「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議)等に沿って、科学研究費補助金の応募段階から重複応募等をシステム的にチェックするとともに、実際の審査の場において、研究計画調書に記載された他の研究費助成制度への応募・採択状況を確認することとする。なお、平成19年度に使用開始予定の「府省共通研究開発管理システム」を活用する。</p> <p>②また、競争的資金の中で最も早い時点(4月)に採否が決定される科学研究費補助金の審査結果を、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供することとする。</p> <hr/> <p>2. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)別表【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】</p> <p>②競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的な取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>③審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。</p>
---------------	--

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>3. 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)  (ロ)(略)事業運営においては、競争的資金制度改革の率先、研究成果の把握とわかりやすい情報発信による投資効果の国民への説明とともに、引き続き研究費の不正使用等防止対策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <p>4. 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」  ②(イ)科学研究費補助金については、審査委員の負担軽減、業務効率化の観点から、審査業務の電子化を一層推進することが課題。(項目別-P4参照)  ③(イ)電子システムを整備することにより、審査業務のペーパーレス化や交付申請手続きの電子化を進めるなど、業務のより一層の効率化に取り組むべき。また、日本人のノーベル賞受賞を契機に基礎研究の重要性が再認識され、それに対する期待と関心が高まっており、科学研究費補助金のより一層の拡充が望まれる。(項目別-P4参照)</p> <p>5. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」II-1. 研究開発関係  ○ 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1. 『『独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文部科学省)第1-1 学術研究の助成(科学研究費補助金)に係る業務の見直し』  ①応募手続に電子システムを導入し、科研費の応募段階から重複応募等を系統的にチェックするとともに、実際の審査の場において、研究計画調書に記載された他の研究費助成制度への応募・採択状況及び府省共通研究開発管理システムの登録情報を確認している。  ②平成19年度から、競争的資金の中で最も早い時点(4月)に採否が決定される科研費の審査結果を、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供している。</p> <p>2. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)別表【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】  ②不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し提供している。また、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させている。  ③審査・配分に係る業務の人員・体制については、軽微な事務処理の外部委託等を進め、業務の効率化を図りつつ、強化している。</p> <p>3. 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)  (ロ)文部科学省が定める方針等のほか、学術システム研究センター機能を有効に活用しながら制度改善を図っている。</p> <p>4. 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」  ②審査業務の電子化について、審査委員の負担軽減及び業務の効率化をより一層推進するため、既存システムの更なる改善を行っている。  ③応募手続の電子化、審査業務の電子化に続き、平成21年度より、交付業務の電子化にも取り組み、業務の効率化を一層推進している。</p> <p>5. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」II-1. 研究開発関係  ○ 審査委員選考の際に公私立大学に所属する研究者に配慮し、審査委員の所属研究機関が偏らないようにするとともに、1年毎に約半数を改選することで同一の審査委員が長く継続しないようにし、資金配分先が固定化しないようにしている。また、国のレベルにおいて競争的資金制度の大括り化の検討が進められている。</p>

## (5) 評価資料

### ①審査業務

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方  
科学研究費助成事業に係る審査委員の選考に関する要項  
科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程  
平成25年度科学研究費助成事業第1段審査の手引き  
平成25年度科学研究費助成事業第2段審査の手引き  
平成25年度科学研究費助成事業基盤研究「海外学術調査」の手引き

### ②評価業務

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程(①と共通)  
研究進捗状況報告書  
研究成果報告書  
自己評価書  
評価結果公表用資料

## (6) 評価にあたって参考となるURL

### 【科学研究費助成事業ホームページ】

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

## (2) 助成業務の円滑な実施

### (1) 年度計画

#### ① 募集業務(公募)

平成25年度公募に関する情報について、科研費事業のホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、速やかに公表する。

#### ② 交付業務

科学研究費委員会の審査結果に基づき、平成24年度課題に係る交付業務を迅速に行う。また、平成23年度に補助事業期間が終了する課題に係る実績報告書の提出を受けて額の確定を行う。平成24年度に継続する基金事業の課題については実施状況報告書の提出を受けて状況の確認を行う。

- ・採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・応募者に対する審査結果の開示通知は、電子申請システムにより、5月下旬までに行う。
- ・実績報告書の提出があった課題に係る額の確定は7月中旬までに行う。
- ・平成24年度に継続する基金事業の課題に対しては4月中に研究費を送金する。

#### ③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、実地検査で把握した事例の周知を通じて、注意喚起・助言等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。

#### ④ 電子システムの導入・活用

##### (i) 応募手続

特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の応募書類の受付を電子システムにより行う。

##### (ii) 審査業務

基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の書面審査並びに特別推進研究の審査意見書の結果の受付について、電子システムにより行う。

##### (iii) 交付業務

研究活動スタート支援に加えて、新たに特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究の交付申請書の受付を電子システムにより行う。ただし、制度改善に伴う見直しが必要なものについては、随時開発を行う。

##### (iv) 審査結果の開示

基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の第一段(書面)審査結果の開示について、電子システムにより行う。

#### ⑤ 科研費事業説明会の実施

大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。

特に、基金事業については、大学等の研究機関において柔軟な執行が徹底されるよう、研究機関の事務職員や研究者を対象とした説明を行う。

また、制度に係るパンフレット、説明資料の向上を図る。

### (2) 業務実績

#### ① 募集業務(公募)

平成25年度公募に関する情報については、日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し、科学研究費助成事業に関するホームページで公表することにより、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにした。

また、平成24年度には、「系・分野・分科・細目表」の大幅な改正、応募時に複数細目を選定できる仕組みの若手研究(B)への導入について、公募要領等において周知した。

また、11月上旬の基盤研究等の応募受付期限前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、10月2日に公表した。

なお、平成20年度公募から、研究機関における公的研究費の適正な管理の充実を図るため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出を応募要件とし、平成23年度公募から提出されていない場合には、電子システム上でその研究機関に所属する研究者の応募が完了しない措置を講じている。



## ②交付業務

平成24年度科学研究費助成事業について、科学研究費委員会の審査結果に基づき、特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)及び特別研究員奨励費の交付業務を迅速に行った。

特に、平成24年度に新たに採択された基盤研究(B)及び若手研究(A)の研究課題については、研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補助金で措置することとし、それぞれの交付を一括して行った。

基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究及び研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)については4月1日、特別推進研究、基盤研究(S)及び研究活動スタート支援についても継続研究課題は4月1日、特別推進研究の新規研究課題については5月29日、基盤研究(S)の新規研究課題については5月31日、研究活動スタート支援については8月31日にそれぞれ交付内定通知を発送した。内定者から提出された交付申請書を基に、特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究及び若手研究については6月29日、研究活動スタート支援についても継続研究課題は6月29日、新規研究課題については10月16日にそれぞれ交付決定を行い、補助金又は助成金を交付した。

なお、年度途中には、補助事業の廃止、直接経費の使用内訳の変更、所属する研究機関の変更、研究分担者の変更、育児休業等による中断・再開、助成金の前倒し請求、研究期間の延長等の申し出に対応した。

また、平成24年度に提出された科学研究費助成事業に係る実績報告書(約37,000件(うち基金分181件))の提出を受け、額の確定を行うとともに、補助金事業に係る2,323件の研究課題の年度繰越が承認され、補助金の交付を行った。さらに、平成24年度に交付した科学研究費補助金の翌年度への繰越について、例年どおり文部科学省からの通知を受け、約1,500課題に係る繰越手続きを進めている。

## ③不正使用及び不正受給の防止

研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備及びその自己評価チェックリストの提出や、内部監査の実施、研修会・説明会の定期的な実施、不正使用等を行わない旨の誓約書の研究者からの徴収など不正防止に向けた様々な取組を義務化している。

本会では、自己評価チェックリストにより各機関の取組状況を効率的に把握するとともに、文部科学省と連携して実施した実地検査では、科研費の研究機関使用ルールへの対応状況と科研費の管理実態を把握した上で、機関の実情に即した注意喚起、指導を個別に行っており、不正防止を図ることができた。なお、平成24年度の実地検査は、調査内容の見直しと調査時間の充実を行いつつ、67機関の調査を実施した。また、公募要領等説明会の場での説明の他、各機関の研修会・説明会では、科研費の使用ルールについてわかりやすく説明したハンドブックを配付し、不正使用の事例紹介等を通じて研究者、事務職員の不正防止、適正な執行に対する意識や理解の向上を図った。なお、不正使用等の事案に対しては、補助金の返還及び応募資格の停止など厳格に対処した。

## ④電子システムの導入・活用

## (i)応募手続

特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の応募書類の受付を電子システムにより行った。

## (ii)審査業務

特別推進研究の審査意見書並びに基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の書面審査の結果の受付を電子システムにより行った。また、不採択となった応募者のうち希望者に対し、総合評点のおおよその順位及び評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など第1段審査の結果について、電子システムを活用して平成24年4月に開示した。

## (iii)交付業務

平成24年度から、研究活動スタート支援に加え、特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究の交付申請書受付を電子システムにより行っている。また、基金事業に係る支払請求書及び実施状況報告書の作成・提出、前倒し支払請求、研究代表者の所属機関変更届、研究分担者の追加・削除や研究期間の延長の申し出についても平成24年度から電子システムにより行っている。

なお、平成25年度から実績報告書の受付を電子システムにより実施した。

## ⑤科学研究費助成事業説明会の実施

大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との共同実施(8回)、振興会の単独実施(11回)、研究機関等からの要望に応じての実施(57回)により、全国各地で行い、基金化をはじめとする制度の改善や公募の内容等に係る正しい理解の促進を図った。その際、地域バランスに配慮した。平成24年度には、初めて科研費に携わる研究機関の事務職員や研究活動をスタートしたばかりの研究者を対象として全国各地で初任者研修会を実施し、科研費に対する正しい理解促進を図った。

また、研究者ハンドブック、事業説明資料をより分かりやすいものに改善した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
①募集業務（効率性）	<p>応募書類の受付は完全電子化しており、応募書類の受付から書面審査及び合議審査の資料作成に至る一連の作業を確実かつ効率的に行った。</p> <p>公募要領等に対する研究者や事務担当者等の理解促進のため、文部科学省と合同で実施した公募要領等説明会及び研究機関等が実施する事業説明会において、公募の内容や研究計画調書等の変更点を分かりやすく説明するなど、効率的な情報提供を行った。なお、公募要領等説明会の資料はホームページに掲載し、説明会に参加できなかった研究者等も容易に入手できるようにした。</p>	
①募集業務（有効性）	<p>公募要領等の作成に当たっては、文部科学省科学技術・学術審議会での審議等を踏まえ、「系・分野・分科・細目表」の大幅な改正、応募時に複数細目を選択できる仕組みを若手研究(B)に導入したことに伴う、複数細目応募課題の審査の仕組みの導入など、必要な情報を適切にわかりやすく記載した。</p> <p>必要な情報を適切にわかりやすく記載した。また、公募要領や研究計画調書の様式をホームページに掲載し、研究者等が迅速に入手できるようにした。さらに、英語版の公募要領等を作成し、我が国の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の便宜を図った。</p>	
①募集業務（公正性・透明性）	<p>基盤研究等の公募において、11月上旬の応募受付期限前の10月2日に科学研究費委員会において審議・決定された審査方針・評価基準等をホームページに掲載・公表することで、制度の公正性・透明性を一層高めた。また、公募要領等説明会の資料をホームページに掲載する措置も講じた。</p> <p>また、研究者の応募資格の有無を、研究機関がe-Rad上で適切に管理することで公正性を確保している。</p>	
①募集業務 科学研究費委員会において審査方針を決定し、10月上旬までに公表する。	審査方針等の公表 10月2日	S
②交付業務（効率性）	<p>補助金事業に係る研究課題及び基金事業に係る研究課題については、一部の研究種目を除き、4月1日に交付内定通知を発送した。特に、平成24年度に新たに採択された基盤研究(B)及び若手研究(A)の研究課題については、研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補助金で措置することとされたが、他の研究課題と同様、4月1日に交付内定通知を発送した。特別推進研究の新規課題については5月29日、基盤研究(S)の新規課題については5月31日、3月～5月に公募、6月～7月に審査を行った研究活動スタート支援の新規課題については8月31日に交付内定通知を発送した。</p> <p>また、交付決定に当たっては、基盤研究等の交付申請の辞退届等(補助金分1,058件、基金分1,059件)を受理してから5～7日間で確実に処理し、早期に交付を行った。</p> <p>さらに、平成24年度に提出された科学研究費助成事業に係る実績報告書(約37,000件(うち基金分181件))の提出を受け、前年度と同様、額の確定及び補助金の返還等の手続きを迅速・的確に行うとともに、繰越しが申請された研究課題(2,323件)の年度繰越が承認され、研究遂行に支障がないよう効率的かつ速やかに交付した。</p>	
②交付業務（有効性）	<p>補助金事業に係る研究課題及び基金事業に係る研究課題については、一部の研究種目を除き、昨年度と同様4月1日に交付内定を行ったことにより、4月当初からの研究開始を可能とした。年度途中には、補助事業の廃止、直接経費の使用内訳の変更、研究分担者の変更、育児休業等による中断・再開、助成金の前倒し請求、研究期間の延長などの申し出に対し、研究遂行や補助金又は助成金の管理に支障が生じないよう適切に対応した。</p>	

②交付業務（公正性・透明性）	<p>研究機関等からの補助金又は助成金の適正な使用に関する問い合わせに適切に対応し、研究機関による管理の下、補助金又は助成金が適正に使用されるように努めた。</p> <p>また、不正使用が明らかになった場合（疑いのある場合を含む）は、速やかに調査し、報告することを義務付け、研究機関からの報告書を基に、不正使用を行った研究者に対して不正に使用された補助金又は助成金の返還を命じるなど厳格に対応している。なお、研究機関からの報告に際しては、不正発生要因や再発防止策についても報告させるなど、適切に対応した。</p>
②交付業務 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。	採否の通知 4月1日
②交付業務 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行う。	審査結果の通知 4月25日
②交付業務 額の確定は、7月中旬までに行う。	<p>額の確定 7月20日、7月27日          （平成23年度に若手研究（A・B）の交付業務が日本学術振興会へ移管され、平成24年度に額の確定を行う研究課題が大幅に増加したため、7月27日となっている。）</p>
③不正使用及び不正受給の防止（効率性）	<p>応募要件として研究機関に提出を義務付けた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の自己評価チェックリストにより、各研究機関の不正使用等の防止に対する取組の状況等を効率的に把握し、必要に応じ適切な指導を行っている。</p> <p>また、ホームページによる周知や全国を地区別に分けて実施した基金事業制度説明会、公募要領等説明会、研究機関からの要望に応じて行った事業説明会等において注意喚起、指導を行うことで効率的に対応した。</p>
③不正使用及び不正受給の防止（有効性）	<p>研究機関に対し、内部監査の実施を義務付け、研究機関において実効性のある内部監査が実施されるよう促すとともに、研究者から不正使用等を行わない旨の誓約文書を徴収し、保管することを義務付け、研究者の意識の向上を図っている。</p> <p>また、研究機関に対し、不正使用等の防止のための研修会・説明会を積極的・定期的を実施することを義務付けることにより、研究者の意識改革を促進する機会がより多く持たれるよう促し、科研費の使用ルールについて、分かりやすく説明したハンドブックを作成し、研究者や事務担当者等の不正使用等に対する理解が効果的に促進されるように図っている。</p> <p>さらに、研究機関に対し、不正使用等が明らかになった場合（疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、報告することを義務付け、研究機関からの調査報告書を基に、不正使用等を行った研究者に対して、一定期間、補助金又は助成金の交付を制限するなど厳格に対応することにより、不正の防止を図っている。</p> <p>これらの他、文部科学省と連携して、平成24年度においては67機関に対して実地検査を行い、各研究機関の科研費管理体制の実態を把握するとともに、科研費の適正な使用について、各研究機関の実情に即した注意喚起、指導を行うことにより、不正の防止を図っている。</p>
③不正使用及び不正受給の防止（公正性・透明性）	<p>すべての研究者に対して、研究費を不正に使用した場合には、厳格に対応することで公正性を担保している。</p> <p>また、基金事業制度説明会、公募要領等説明会や事業説明会、実地検査の機会を活用し、研究機関に対して不正使用の事例や対応について説明することで透明性を確保し、制度が認めている補助金及び助成金の柔軟な使用をいざづらに制限することで不正使用が生じることがないように研究機関側の自助努力を促している。</p>

④電子システムの導入・活用 (効率性)	<p>応募書類の受付、確認や整理作業を人手によらず、電子システムを活用することにより、効率的に行った。審査業務においては、審査委員毎に評点分布の目安件数を表示するように改善し、作業の効率化を図った。</p> <p>また、研究活動スタート支援に加え特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究の交付申請書受付及び交付決定後の手続きを電子システムにより行っている。平成23年度には、辞退、転出等の交付申請書提出前の手続きについて完全電子化を行い、研究機関担当者及び配分機関担当者の事務手続きを効率化した。また、基金事業に係る研究課題について、2年度目(24年度)以降の支払請求書及び23年度の実施状況報告書を作成・提出等の手続きを電子システムにより行った。</p> <p>さらに、平成25年度から実績報告書の受付を電子システムにより実施した。</p>
④電子システムの導入・活用 (有効性)	<p>電子システムによるデータ入力時の形式チェック等の機能により、研究者、研究機関担当者における確認などの作業負担が軽減され、研究機関における業務の簡素化にも寄与している。</p> <p>また、応募受付に際して入力時の項目等に英語を併記するなど、英語表記を充実させることで外国人研究者の利便の向上を図った。</p> <p>さらに、審査結果の登録時の入力エラーに対する注意喚起、機能の充実、入力画面等の見直しを行ったことにより、審査委員の負担軽減を図った。</p>
④電子システムの導入・活用 (公正性・透明性)	<p>書面審査を電子的に行った。これにより、合議審査において、研究課題ごとに各審査委員の専門分野、評点、コメントを一括表示し、審査の公正性を確保した。</p> <p>また、不採択となった応募者のうち希望者に対し、総合評点のおおよその順位及び評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など第1段審査の結果について、電子システムを活用して開示することで透明性を確保した。</p>
⑤科学研究費助成事業説明会の実施 (効率性)	<p>全国を7地区に分け、地区ごとに一定の出席者数を確保した上で科学研究費助成事業実務担当者向け説明会、公募要領等説明会を開催することにより、少ない開催回数(16回。関東・甲信越地区は対象研究機関を半数ずつに分けて2回開催)で、多くの研究者や事務担当者等(約7,500名)に対し、科学研究費助成事業制度、公募に関する情報、不正使用等の防止や繰越制度等について効率的に周知した。また、公募要領等説明会は文部科学省と合同で実施することにより、担当する研究種目ごとに単独で説明会を開催することと比較し、効率的に情報提供を行った。</p> <p>さらに、科学研究費助成事業実務担当者向け説明会と同日、同会場で平成24年度には、初めて科研費に携わる研究機関の事務職員や研究活動をスタートしたばかりの研究者を対象として全国各地で初任者研修会を実施し、正しい理解促進等を目的とした初任者研修会を開催し、限られた説明機会を有効に活用した。</p> <p>なお、研究機関等が実施する事業説明会は、周辺研究機関からの参加を募ることを促し、効率的な情報提供に努めている。</p>
⑤科学研究費助成事業説明会の実施 (有効性)	<p>科学研究費助成事業実務担当者向け説明会においては、科学研究費助成事業の概要や実務の内容を、公募要領等説明会においては、公募要領や研究計画調書等の変更点を、わかりやすく説明することにより研究者や事務担当者等の理解促進を図っている。また、アンケートを徴したところ、「参考になった。」という回答が80%以上のべり、研究者や事務担当職員の理解を大きく促進することができた。</p> <p>研究機関等が実施する事業説明会にも要望を受け積極的に出席し、多くの研究者や事務担当者に事業についての正しい理解を持ってもらうことができた。また、公募要領等説明会のように規模の大きい説明会と比較して、出席者からの質問に対し、より丁寧に対応することができ、出席者の事業についての理解をより深めることにつながるとともに、出席者と十分な意見交換を行うことができた。</p>

<p>⑤科学研究費助成事業説明会の実施 公正性・透明性</p>	<p>科学研究費助成事業実務担当者向け説明会、公募要領等説明会については、特定の地域に偏ることなく地域バランスに配慮して全国を7地区に分け、地区ごとに説明会会場を設定した。 また、研究機関等が実施する事業説明会において、特定の地域に偏ることなく地域バランスに配慮して、全国各地の研究機関等に赴き、制度の周知を図っている。 さらに、科学研究費助成事業実務担当者向け説明会、公募要領等説明会に出席できなかった研究者や事務担当者等が説明会資料を容易に入手することができるよう、ホームページで資料を公開した。</p>	
-------------------------------------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による 指摘事項</p>	<p>1. 『「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文科科学省)第1-1 学術研究の助成(科学研究費補助金)に係る業務の見直し』 科学研究費補助金については、競争的資金全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化することとする。このため、以下の見直しを行う。 ③さらに、交付した科学研究費補助金が交付対象研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、科学研究費補助金の応募時に、検収体制の整備やその状況の報告を義務づけるなど、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるとともに、日本学術振興会における監査を充実することとする。</p> <p>2. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)別表【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】 ②競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。 ③審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。 ④審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。 ⑤平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>3. 文科科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)平成19年度に係る業務の実績に関する評価(全体) (イ)(略)事業運営においては、研究成果の把握とわかりやすい情報発信を行うとともに、引き続き研究費の不正使用等防止策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <p>4. 文科科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体) (ロ)(略)事業運営においては、競争的資金制度改革の率先、研究成果の把握とわかりやすい情報発信による投資効果の国民への説明とともに、引き続き研究費の不正使用等防止策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <p>5. 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 審査結果の通知や支給額の確定などの交付業務では、電子システムへの対応、未提出問題への対応などにより、若干の遅延が生じたが、次年度以降での改善を望む。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1. 『「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文科科学省)第1-1 学術研究の助成(科学研究費補助金)に係る業務の見直し』 ③平成20年度科学研究費補助金の応募から、交付した科学研究費補助金が交付対象研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、検収体制の整備やその状況の報告を応募要件として義務付けた。また、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるため、事業説明会等において注意喚起、指導等を行うとともに、大学等を対象とした現地調査を行っている。</p>

**2. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)別表【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】**

②不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し提供している。また、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させている。

③審査・配分に係る業務の人員・体制については、軽微な事務処理の外部委託等を進め、業務の効率化を図りつつ、強化している。

④応募手続及び審査業務を完全電子化するため、システム開発等を進めている。

⑤平成20年度応募分から、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件としている。

**3. 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)平成19年度に係る業務の実績に関する評価(全体)**

(イ)不正使用や不正行為を防止するため、関係規程等を整備し、不正使用や不正行為を行った者に対しては、一定期間、科研費の交付を制限する罰則を設けて、厳格に対応している。

また、研究機関において適正に研究費の管理が行われるよう、毎年事業説明会等において、具体的な事例を示して、注意喚起、指導を行っている。

研究費の効率的な使用のため、直接経費の各費目において、自由に変更できる割合を30%から50%に引き上げるとともに、直接経費に用途に制限のない他の経費を加えて使用することを可能にしているほか、繰越申請手続の簡素化を行っている。

**4. 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果(平成20年8月28日通知)中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)**

(ロ)不正使用や不正行為を防止するため、関係規程等を整備し、不正使用や不正行為を行った者に対しては、一定期間、科研費の交付を制限する罰則を設けて、厳格に対応している。

また、研究機関において適正に研究費の管理が行われるよう、毎年事業説明会等において、具体的な事例を示して、注意喚起、指導を行っている。

研究費の効率的な使用のため、直接経費の各費目において、自由に変更できる割合を30%から50%に引き上げるとともに、直接経費に用途に制限のない他の経費を加えて使用することを可能にしているほか、繰越申請手続の簡素化を行っている。

**5. 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」**

平成22年度の審査結果の通知や支給額の確定などの交付業務では、電子システムへの対応、未提出問題への対応などにより、若干の遅延が生じたが、平成23年度は、平成22年度と比較して速やかに審査結果の通知や支給額の確定などの交付業務を行った。

**(5) 評価資料**

**①募集業務**

平成25年度科学研究費助成事業－科研費－の公募について(通知)

平成25年度科学研究費助成事業－科研費－研究成果公開促進費 公募について(通知)

平成25年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究活動スタート支援)の公募について(通知)

平成25年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領・研究計画調書

平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会資料

## ② 交付業務

科学研究費補助金(基盤研究等)交付要綱  
 学術研究助成基金の運用基本方針  
 学術研究助成基金補助金交付要綱  
 科研費ハンドブック(研究者用、研究機関用)  
 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等(平成24年度)  
 科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等  
 科学研究費助成事業－科研費－(基盤研究(B)、若手研究(A))(平成24年度以降に採択された研究課題)の使用につ  
 いて各研究機関が行うべき事務等  
 研究者使用ルール(補助条件)(平成24年度)  
 研究者使用ルール(交付条件)

## ③ 不正使用及び不正受給の防止

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領  
 科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領  
 科学研究費助成事業実務担当者向け説明会資料  
 平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会資料  
 科研費ハンドブック(研究者用、研究機関用)

## ④ 電子システムの導入・活用

科研費電子申請システム操作方法等説明会資料

## ⑤ 科学研究費助成事業説明会の実施

科学研究費助成事業実務担当者向け説明会資料  
 平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会資料  
 科研費電子申請システム操作方法等説明会資料

## (6) 評価にあたって参考となるURL

## 【科学研究費助成事業ホームページ】

<http://www.jsp.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

### (3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

#### (1) 年度計画

##### ① 研究成果の把握・公表

平成23年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成23年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。

また、振興会が示す期限までに研究成果報告書が提出されなかった場合には、その理由を確認し、特段の理由がない場合は速やかな提出を促す。

##### ② ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で幅広く実施する。

##### ③ 広報誌等

「科研費NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックスを分かりやすく紹介するとともに、エッセイ「私と科研費」により、これまで科研費によって研究を進められてきた方などの科研費に関する意見や期待をホームページに掲載し、科研費の情報発信・広報普及活動を行う。

#### (2) 業務実績

##### ① 研究成果の把握・公表

平成23年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成23年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について、国立情報学研究所のデータベース（KAKEN：科学研究費助成事業データベース）により広く公開するため、同研究所に対し情報提供を行った（平成25年5月頃に公開予定）。このデータベースでは、研究分野ごとの検索のほか、研究成果として報告のあった研究論文や産業財産権の出願・取得状況等各種条件による検索も可能となっている。

なお、平成24年6月末に研究成果報告書の提出が必要であった19,136課題については、提出が予定されている課題の一覧を各研究機関に通知するなどにより適切な提出を求めた結果、平成25年3月末時点で、休職中など正当な理由がある4課題を除き全ての研究成果報告書が提出された。

また、特別推進研究、基盤研究（S）、若手研究（S）及び学術創成研究費については、研究進捗評価等により成果把握に取り組み、その結果については、他の競争的資金の配分機関に対し提供するとともに、ホームページにおいて広く公開した。

さらに、科研費NEWS（科研費により支援した研究活動における最近の研究成果等を分かりやすく紹介するニュースレターで、平成19年度から年4回、四半期ごとに発行）について、学術システム研究センターの機能を活用するとともに、サイエンスライターを活用して作成した。また、紹介した研究成果については、科研費ホームページのトップページに写真付きで目立つように表示し、一層の周知を行っている。

##### ② ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、研究者が科研費による研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の120機関で205プログラム（平成23年度は204プログラム）を実施した。また、平成23年度より、本プログラムの実施対象機関を、大学・大学共同利用機関法人に加え短期大学や高等専門学校など科研費の応募対象機関全体に拡大し、幅広い特徴のあるプログラムを行えるようにしたほか、平成25年度実施分より、一機関からの応募件数の制限を撤廃したことで、応募件数が大幅に増加した。

また、実施プログラムの中から、よく工夫されたプログラムを12プログラム選考してホームページで公表するなど積極的に広報している。



## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
①研究成果の把握・公表 (効率性・有効性)	<p>平成23年度に終了した研究課題の研究実績の概要（紙媒体）、及び研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書を電子媒体で提出を求めることで研究成果を把握するとともに、国立情報学研究所に提供することで、同研究所のデータベースで効率的に公表できるようにしている。平成21年度から研究成果報告書については、従来の国立国会図書館における冊子体での公表からインターネットによる公表に改めたことで容易に閲覧できる環境となり、その有効性が高まっている。また、データベースの検案件数は平成24年度は450万回に達し、過去5年間で約3倍に増加していることから、研究成果の普及が着実かつ有効に行われていると判断できる。なお、同研究所による上記報告書等の公開は平成25年8月頃が予定されている。</p> <p>「科研費NEWS」で科研費の最近の研究成果等を紹介した。編集に際してはサイエンスライターを用いることで分かりやすい内容とするとともに、平成23年度から新たなコンテンツとして「科研費から生まれたもの」を掲載している。なお、「科研費NEWS」については、全国の研究機関や図書館、教育委員会等に配付するとともに、ホームページでも公開した。さらに、紹介した研究成果については、科研費ホームページのトップページに、写真付きで目立つように表示されるようにし、一層の周知を行っている。</p>	S
①研究成果の把握・公表 (公正性・透明性)	<p>研究実績の概要及び研究成果報告書については、国立情報学研究所のデータベースにより広く一般に無料で公開することで、透明性を確保し、誰もが容易に情報を入手できることで公平性を担保している。なお、平成19年度以前の研究実績の概要は国立情報学研究所のデータベースで、研究成果報告書は国立国会図書館ホームページの蔵書検索・申込システムで検索が可能になっている。</p>	
②ひらめき☆ときめきサイエンス事業（効率性）	<p>本事業は初年度（平成17年度）の約6倍の205プログラムを全国の120機関で実施するに至っており、本事業の趣旨が広く理解され、多くの研究者に認知されてきている。</p> <p>参加者の募集は振興会ホームページに設けた申込受付システムにより効率的に行い、研究者の自己紹介やプログラムの内容等を分かりやすく説明するなど、実施機関と連携して取り組んでいる。また、プログラムの紹介ポスターフレームを実施機関に配付し、効果的な募集を行っている。</p> <p>各機関へのお知らせは、メールリストを利用するとともに、各種様式等を振興会ホームページからダウンロードできるようにする等、事務手続きの簡素化・ペーパーレス化を図っている。</p>	

<p>②ひらめき☆ときめきサイエンス事業（有効性）</p>	<p>様々な分野のプログラムを提供するとともに、プログラムの実施に当たっては、施設見学や講義に偏ることなく、実際に手を動かす実験やフィールドワークなどを積極的に組み込んだ内容とするよう実施機関に依頼し、本事業の目的を十分に達成できるようにしている。平成23年度より、本プログラムの実施対象機関を、大学・大学共同利用機関法人に加え短期大学や高等専門学校など科研費の応募対象機関全体に拡大し、幅広い特徴のあるプログラムを有効に行えるようにしたほか、平成25年度実施分より、一機関からの応募件数の制限を撤廃したことで、応募件数が大幅に増加した。</p> <p>また、実施プログラムの中から、よく工夫されたプログラムを12プログラム選考してホームページで公表するなど積極的に広報している。平成24年度は全国の市町村教育支援センター等にチラシを配布するとともに「Yahoo!きっず」のWEBサイトから当該ホームページにリンクを貼り、プログラムが有効に活用されるよう積極的に周知した。</p> <p>なお、幅広い層に親しまれるロゴマークを作成し、全国の教育委員会等にパンフレットを配付することで、小・中学生・高校生を中心とした広報活動を効果的に実施した。</p> <p>このほか、学術システム研究センター研究員等がプログラムを視察し、実施状況を把握するとともに、現場の声を聞くことで他のプログラム実施の際に参考にするなど、有効性を高めた。</p>
<p>②ひらめき☆ときめきサイエンス事業（公正性・透明性）</p>	<p>人文・社会科学から自然科学まで様々な分野の研究者などで構成される委員会において実施方針を決定するとともに、実施プログラムの選考を行い、委員名簿をホームページで公表することで公正性を確保した。</p> <p>また、プログラム終了後は、実施機関から報告を受けて、実施の様子や内容をホームページに掲載し、迅速に公開することで透明性を確保した。</p>

#### (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1. <u>独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）別表【学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業】</u></p> <p>①助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <hr/> <p>2. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（全体）</u></p> <p>（口）（略）事業運営においては、競争的資金制度改革の率先、研究成果の把握とわかりやすい情報発信による投資効果の国民への説明とともに、引き続き研究費の不正使用等防止対策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <hr/> <p>3. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別－4）</u></p> <p>また、平成19年度においては、整理合理化計画に基づき、特別推進事業に係る追跡評価の仕組みを構築しており、第二期中期目標期間においても引き続き成果把握・公開・普及に努めることが望まれる。</p>
----------------------	---

4. 文部科学省独立行政法人評価委員会平成19年度に係る業務の実績に関する評価「研究成果の社会還元・普及」

平成17年度から始められた「ひらめき☆ときめきサイエンス」については、平成19年度は、78大学112プログラムで着実に実施されている。今後は、本事業の趣旨を広く理解してもらい、さらに多くの大学等の参加が得られるように努めることが望まれる。

5. 文部科学省独立行政法人評価委員会中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別-13）

平成17年度より開始した「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」などのように研究成果を研究者のみならず、社会に対して発信し普及を図っている。着実に参加者が増加しており、今後の更なる拡充が望まれる。

6. 文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（項目別-5 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及）

将来を担う児童・生徒に対する、学術への興味と理解を深める機会として有効に機能しており、更なる充実が期待される。

7. 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」

「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」が昨年度に続いて盛んになってきた（120機関、205プログラム）が、多額の科研費を交付されている有力研究機関のプログラム数が相対的に少ない。研究当事者に対して研究の重要性や意義を自発的に社会に伝えるよう自覚を促すことが望まれる。

8. 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」

「ひらめき☆ときめきサイエンス」事業が盛況ではあるものの（111機関、204プログラム）、多額の科研費を交付されている有力研究機関のプログラム数が相対的に少ない点は改善の余地がある。

9. 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成23年度に係る業務の実績に関する評価」

研究成果の適切な把握及び社会還元・普及について、ひらめき☆ときめきサイエンス事業は学術と日常生活との関わり等に対する理解を深める機会を積極的に提供する取組として評価できる。今後も全国各地で幅広い特徴のあるプログラムの実施が望まれる。

10. 「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」

研究成果の把握・公表に関しては、研究成果報告書を国立情報学研究所の電子媒体データベースで効率的に公表できる仕組みを構築し、普及に努めている。今後、データベースの活用状況も調査されるとよい。

また、研究成果報告書が未提出となっているものについては、平成22年1月に会計検査院の指摘を受け迅速に対応したことは評価できるが、報告書の未提出の解消に向けて、振興会のガバナンスの改善を望む。

11. 「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成21年度に係る業務に関する評価」

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

（イ）科学研究費補助金における研究成果報告書の長期未提出課題については、おおむね解消されたことが既に確認されているが、科学研究費補助金の成果については、研究成果報告書を通じて、国民、社会に還元されるものであるため、早急に未提出課題の再発防止策を講じることが望まれる。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

（イ）研究成果報告書の長期未提出課題が生じないよう、未提出者に対しては、科学研究費補助金を新規に交付しない措置を講じるなどの再発防止策の強化に取り組むべき。

12. 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項

1 事業仕分けの結果について

なお事業仕分けとは異なるが、会計検査院により科学研究費補助金に係る研究成果報告書の未提出者の存在が指摘されたことは残念である。その責は、第一義的には研究代表者とその所属機関が負うべきと考えるが、本会の担当者にも更なる業務改善をお願いしたい。

見直し状況	<p>1. <u>独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）別表【学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業】</u>  ①特別推進研究については、平成19年度に追跡調査による成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを構築した。</p>
	<p>2. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（全体）</u>  （ロ）研究成果については、毎年度、研究実績の概要を提出させること並びに研究期間終了後に研究成果報告書を提出させることにより把握し、国立情報学研究所のデータベース等で公開することにより普及に努めている。</p>
	<p>3. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別-4）</u>  研究成果については、毎年度、研究実績の概要を提出させること並びに研究期間終了後に研究成果報告書を提出させることにより把握し、国立情報学研究所のデータベース等で公開することにより普及に努めている。</p>
	<p>4. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会平成19年度に係る業務の実績に関する評価「研究成果の社会還元・普及」</u></p>
	<p>5. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別-13）</u></p>
	<p>6. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（項目別-5 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及）</u></p>
	<p>7. 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」  ひらめき☆ときめきサイエンス事業については、平成17年度から開始し、初年度には35プログラムを実施したが、毎年度実施プログラム数を着実に増やしてきており、平成23年度には全国の111機関で、初年度の約6倍にあたる204プログラムを実施するまでとなっており、本事業の趣旨が広く理解され、より多くの大学等の参加が得られるようになってきている。  なお、応募に当たっては、一機関10件までとしている。また、プログラムの選定に当たっては、事業全体での分野・地域のバランス及び同一機関内で実施するプログラムが重ならないよう考慮しているため、特定の研究機関のプログラム数が多くなるようにしている。  また、科研費の成果を積極的に社会・国民に発信することを公募要領等において記載し、研究者の自覚を促すとともに、本事業を活用することとしている。</p> <p>8. 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」  平成25年度実施分より、一機関からの応募件数の制限を撤廃したことで、応募件数が大幅に増加した。</p> <p>9. 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成23年度に係る業務の実績に関する評価」</p> <p>10. 「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」</p> <p>11. 「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成21年度に係る業務に関する評価」</p> <p>12. 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項  研究成果については、研究実績報告書及び研究成果報告書の内容を国立情報学研究所のデータベースで公表している。データベースの検索件数は平成23年度は440万回に達し、過去5年間で3倍以上に増加している。  平成23年6月末までに提出が必要であった研究成果報告書については、平成24年3月時点で、休職中など正当な理由がある課題を除き全て提出された。また、今後、未提出課題が生じないよう、平成22年9月に「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領」を改正し、研究成果報告書を提出しない者に対し交付予定額を通知しない措置を導入するとともに、平成23年度科学研究費補助金の補助条件において、既に交付予定額が通知されている場合には、補助事業の執行停止を求めることとした。これらの措置を受けてもなお、正当な理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、交付決定を取消し、返還を求めることとしている。</p>

(5) 評価資料

①研究成果の把握・公表

「科研費NEWS」(2012年度VOL. 1~4)

②ひらめき☆ときめきサイエンス事業

ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI 募集要領

平成24年度実施プログラム一覧

ひらめき☆ときめきサイエンス事業パンフレット

(6) 評価にあたって参考となるURL

【科学研究費助成事業ホームページ】

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

## (4) 助成の在り方に関する検討

## (1) 年度計画

## ① 審査結果の検証

科研費事業の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、事業の改善に反映させる。

## ② 「系・分野・分科・細目表」の改正案の検討

平成26年度課題の公募において設定する時限付き分科細目について、文部科学省から示される「時限付き分科細目の設定に当たっての基本的考え方」を踏まえ、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討する。

## (2) 業務実績

学術システム研究センターに、科学研究費助成事業に関するワーキンググループを設けており、平成24年度には、文部科学省からの依頼に基づき、時限付き分科細目の在り方について検討し、平成24年11月に科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に中間報告したほか、審査の検証及びその結果の審査委員へのフィードバックの在り方、研究進捗評価の実施方法、審査評価基準の見直し、応募時に複数細目を選択した研究課題の具体的な審査方法、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の在り方などについて検討を行い、事業の改善に反映させた。

また、学術研究の評価の在り方について検討を行い、平成25年1月に科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会に報告した。

さらに、時限付き分科細目については、平成25年度に新設する分科細目及び設定期間を満了した分科細目の取扱いについて検討を行い科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に対し検討結果を報告し、平成25年度科学研究費助成事業公募要領に適用した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性・有効性	<p>学術システム研究センターは、人文・社会科学から自然科学までの様々な研究分野の第一線の教授クラスの研究者で構成されており、科学研究費助成事業の制度改善に向けて多くのことを検討した。時限付き分科細目の在り方について検討し、平成24年11月に科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に中間報告したほか、審査の検証及びその結果の審査委員へのフィードバックの在り方、研究進捗評価の実施方法、審査評価基準の見直し、応募時に複数細目を選定した研究課題の具体的な審査方法、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の在り方などについて、効率的に検討することができた。その検討に基づく改善内容は、学術研究における様々な特性やニーズを踏まえたもので大変有効なものとなっている。</p> <p>また、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に報告した時限付き分科細目の検討結果については、その結果に基づき平成25年度科学研究費助成事業の公募が行われており、科学研究費助成事業制度全体にとっても大変有意義なものとなっている。</p>	S
公正性・透明性	<p>学術システム研究センターは、人文・社会科学から自然科学までの様々な研究分野の第一線の教授クラスの研究者で構成され、研究員の名簿はホームページで公開されており、公正性・透明性にも配慮している。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（全体）</u>  （ロ）（略）事業運営においては、競争的資金制度改革の率先、研究成果の把握とわかりやすい情報発信による投資効果の国民への説明とともに、引き続き研究費の不正使用等防止対策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。</p> <p>2. <u>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅱ-1. 研究開発関係</u>  ○ 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。</p> <p>3. <u>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表01</u>  事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。  また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。</p> <p>4. <u>「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項</u>  1 事業仕分けの結果について  科学研究費補助金については、文部科学省から振興会に移行が進みつつあるが、その途上にあるためか、現状の複雑性が指摘された。科学研究補助金における文部科学省と振興会との将来における役割分担については、関係者による慎重な議論が必要であろう。振興会の保持する科学研究費補助金の審査委員データベースについては、他機関も含めた有効利用を促すべきとの意見があったが、現状のクローズドシステムの共用をはかることは、当該データベースが科学研究費補助金の審査に特化したデータベースであること、さらに多くの個人情報が含まれることなどから、慎重な対応が望まれる。</p> <p>5. <u>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」</u>  科研費の審査体制をより良くするためには、審査に充てる予算の増額が必要であり、今後の見直しや改善に向けた検討が望まれる。</p> <p>6. <u>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成23年度に係る業務に関する評価」</u>  科学研究費助成事業については、一部の研究種目が基金化され、会計年度にとられない柔軟な執行が可能となり、研究費のより効果的・効率的な使用、研究活動の活性化、不正使用等の防止に寄与することが期待される。今後、更なる基金事業の対象拡大が望まれる</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1. <u>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果（平成20年8月28日通知）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（全体）</u>  （ロ）文部科学省が定める方針等のほか、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら制度の改善を図っている。</p>

<p>2. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅱ-1. 研究開発関係</p> <p>3. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表01</p> <p>4. 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項</p> <p>5. 「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」</p> <p>平成22年4月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、ガバナンスの強化（他機関との協調、コスト削減、独立性強化）が求められ、独立性をもって資金配分すべきとの指摘を受けたこともあり、平成23年度予算において、公募・審査業務を振興会が行い、交付業務は文部科学省が行う研究種目（「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」）の交付業務が振興会に移管され、審査・交付業務の効率化を進めることとした。</p> <p>審査結果や研究進捗評価の結果は、応募者又は被評価者へ通知した後、ホームページ等に掲載するとともに、速やかに他の競争的資金の配分機関に対し情報提供した。</p> <p>また、国のレベルにおいて競争的資金制度の大括り化の検討が進められている。</p> <p>さらに、審査委員候補者データベースを他の配分機関も含めて活用することについては、科学研究費助成事業の審査に特化したデータベースであること、さらに多くの個人情報が含まれることなどから、慎重に対応を検討することとしている。</p> <p>6. 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成23年度に係る業務に関する評価」</p> <p>平成24年度予算において、新たに2つの研究種目（基盤研究（B）、若手研究（A））について、研究費総額の500万円までを基金化し、より柔軟な執行を可能とした。</p> <p>また、平成25年度予算案において、科学研究費補助金予算の中に「調整金」の枠を設定し、研究費の「前倒し使用」や「次年度使用」等を可能とするとともに、特別推進研究への国庫債務負担行為の導入により複数年度の契約を可能とした。</p>
---

#### (5) 評価資料

学術システム研究センター研究員名簿

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

【科学研究費助成事業ホームページ】  
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>



## (5) 学術研究助成基金の管理及び運用

## (1) 年度計画

基金管理委員会において定めた運用方針に基づき、流動性の確保と収益性の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

## (2) 業務実績

学術研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項」（平成21年度制定、平成23年度改正）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。

具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のうち、2社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。また、これら複数の金融機関から引合いを行い、運用利回りのより高い金融商品を選ぶことにより、競争性の確保及び運用収益の向上に努めた。

また、基金の管理運営に関して必要な事項を審議するため、基金管理委員会及び運用部会を設けており、平成24年度は基金管理委員会を3回開催した。

さらに、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条に基づき、平成23年度学術研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	学術研究助成基金については、国庫補助金の入金や、助成金の交付時期に合わせた運用期間の設定、安全性の高い複数の金融機関への引合いにより、資金の効率的な運用を行った。	A
有効性	金融庁の指定する格付け機関のうち、2社以上から高い格付けを受けた、安全性の高い複数の金融機関から引合いを行うことにより、安全性及び競争性を確保するとともに、運用利回りのより高い金融商品を選択することにより、運用収益の向上に努めた。 平成24年度は、約6千万円の利息収入を得た。	
公正性・透明性	学術研究助成業務勘定に係る平成23事業年度財務諸表を作成し、振興会の監事及び監査法人による監査を受け、適正に作成されている旨の報告を受けた。当該財務諸表は、監事監査結果報告及び監査法人による監査結果報告とともに振興会ホームページにて公開した。 また、平成23年度学術研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出した。当該報告書に対し、文部科学大臣から「基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた」旨の意見が付され、国会に報告された。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 基金が巨額化していくことに伴い、基金の適切な管理についても留意すべきである。
見直し状況	基金の管理運営に関して、必要な事項を審議する基金管理委員会を設置するなど、適切な業務体制を構築している。また、基金の運用に関する取扱要項等、業務に必要な規程類を整備した上で、安全性の確保を最優先に、流動性の確保や収益性の向上に留意した運用を行っている。 平成23事業年度財務諸表は振興会の監事及び監査法人より、適正に作成された旨の監査報告を受けており、当該財務諸表は振興会ホームページに公開している。また振興会法に基づき学術研究助成業務に関する報告書を作成し、基金の執行状況等を文部科学大臣に提出している。これらの業務等を通じて透明性・公正性を確保しつつ、今後も基金の適切な管理に努める。

## (5) 評価資料

<p>平成23年度学術研究助成業務に関する報告書・同報告書に付する文部科学大臣の意見          独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程          独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程          独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項          独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>【平成23年度学術研究助成業務財務諸表】  <a href="http://www.jsps.go.jp/koukai/data/23jyou/23gakuju.tsu.pdf">http://www.jsps.go.jp/koukai/data/23jyou/23gakuju.tsu.pdf</a></p>
--

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 3 研究者の養成

## 掲載箇所

中期計画

5 頁

年度計画

7 頁

事業報告書

6 9 頁

## 1. 中期計画

## 3 研究者の養成

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間資金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進する。

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、研究機関の国際研究戦略に沿った研究者海外派遣など、組織的な研究者海外派遣の支援を計画的・継続的に推進する。

男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、審査委員に積極的に女性を登用するとともに、出産・育児に配慮した取組を推進する。また、政府の留学生政策等を踏まえ、優れた外国人留学生に配慮した取組など、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討し、進める。

## (1) 選考審査の適切な実施

各種事業の支援対象者の選考審査は、学術システム研究センターの機能を有効に活用して、以下の体制により、競争環境の中で能力や資質に優れた者を厳正に審査し、採用する。

- ① 学識経験者により構成される特別研究員等企画委員会の審議により、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。
- ② 審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。
- ③ 審査委員等は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、役員等により構成される特別研究員等審査会委員等選考会において選考する。
- ④ 書面審査及び面接審査に当たって、学術システム研究センターは、支援対象者ごとに専攻分野に応じた適正な審査委員等を割振る。その際、審査の公平性を確保する観点から、利害関係者を排除する。
- ⑤ 審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。
- ⑥ 審査結果を申請者に適切にフィードバックし、詳細な開示を推進する。
- ⑦ 研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、研究奨励金の募集要項に、特別研究員として採用された場合に同機構の奨学金を辞退する旨を掲載するとともに、同機構の協力を得て研究奨励金の採用内定者が奨学金を受給していないかを組織的に確認する。

## (2) 事業の評価と改善

各種事業の評価は、学術システム研究センターにおいて、特別研究員等審査会が実施した審査内容等の検証・分析をもって行う。評価結果については、特別研究員等審査会の審査業務等の改善につなげるとともに、学識経験者からなる特別研究員等企画委員会において調査審議し、改善内容の検討を行う。

改善内容については、次年度の募集要項等に適切に反映させるとともに、ホームページ等にも掲載し広く公開する。

## (3) 特別研究員事業

大学院博士課程（後期）学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、経歴・年齢等に応じた適切な額の資金（研究奨励金）を支給する。

特に優れた研究能力を有する博士の学位を有する者等については、若手研究者の世界レベルでの活躍を期して、能力に応じた処遇を確保する。

また、対象者に応じた多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。その際、博士課程（後期）学生への支援については、第3期科学技術基本計画等に十分配慮した上で、本事業を推進する。

ただし、特別研究員（21世紀COEプログラム）については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年度まで支援する。

海外を含めた多様な研究環境の選択による研究能力の向上を図るため、博士の学位を有する者等については、採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合90%以上に向けた取組を推進するとともに、採用期間中における一定期間の海外における研究活動を奨励する。

また、支援を受けた研究者の研究能力の向上の観点から、各種事業における支給の効果について適切に評価する。

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

**(4) 海外特別研究員事業**

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者等の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。

その際、第3期科学技術基本計画等における世界レベルの若手研究者養成のための国際研鑽機会の充実に十分配慮した上で、本事業を推進する。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

**(5) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム**

我が国の大学が海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において研究活動を行うなど、国際的な研さん機会を提供する若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムの充実を図る。

**(6) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム**

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する。

**(7) 日本学術振興会賞**

我が国の優秀な学術の研究者養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する日本学術振興会賞を実施する。

**(8) 日本学術振興会育志賞**

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞を実施する。

**2. 意義・必要性**

第1期科学技術基本計画の「ポストドクター等1万人支援計画」、第2期科学技術基本計画の「人材の流動性の向上」、「若手研究者の自立性の向上」、科学技術・学術審議会基本計画特別委員会「第3期科学技術基本計画の重要施策一知の大競争時代を先導する科学技術戦略—(中間とりまとめ)」、総合科学技術会議「『科学技術に関する基本施策について』に対する答申」、第3期科学技術基本計画「人材の育成、確保、活躍の促進」等の施策を踏まえ、我が国の学術研究の将来を担う優れた若手研究者の養成・確保に資することを目的とした各事業を実施している。

優れた研究者の養成・確保を推進することの必要性については、引き続き第4期科学技術基本計画「科学技術を担う人材の育成」においても指摘されているところである。

**3. 年度計画****3 研究者の養成**

- (1) 全般的な取組み (p. 77)
- (2) 選考審査の適切な実施 (p. 81)
- (3) 事業の評価と改善 (p. 83)
- (4) 特別研究員事業 (p. 86)
- (5) 海外特別研究員事業 (p. 91)
- (6) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (p. 94)
- (7) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム (p. 96)
- (8) 日本学術振興会賞 (p. 98)
- (9) 日本学術振興会育志賞 (p. 100)

## 4. 得られた成果に関する評価

(1) 研究者の養成に係る事業については、学術システム研究センターに設置したワーキンググループ等による検討を踏まえて、「研究者養成」の観点に立った、それぞれのプログラムに適した適切な選考システムを構築し、選考審査を実施した。事業実施については、申請、審査、採用者の管理等の電算化により、効率的に行っている。また、男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、特別研究員等審査会の委員等の選考については、適任者を選考することを前提としながら、女性研究者の登用に配慮しながら行った。

(2) 独立性が確保された特別研究員等審査会は、委員47名、専門委員約1,800名で構成され、書面審査、合議審査、面接審査を経て内定者を選考している。審査方針、選考方法等については、募集要項、ホームページ等で公開し、審査の透明性を確保している。

(3) 事業の評価・改善についても、学術システム研究センターのワーキンググループ等において、検証、評価を行ったうえで、申請資格の変更を含め制度の改善を行った。

(4) 特別研究員事業については、2,499人を平成24年度に新規に採用した。また、平成25年度採用分については、10,790人の申請を受け付け、審査を経て、2,724人の採用内定者を選考した。さらに、平成24年度中に、5,842人に対し円滑に研究奨励金を支給した。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望者74人に対して行った。また、中断中でも短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図られるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する研究再開準備支援の取扱いを希望者15人について併せて行った。

(5) 海外特別研究員事業については、178人を平成24年度に新規に採用した。また、平成25年度採用分については、810人の申請を受け付け、審査を経て、234人の採用内定者を選考した。さらに、平成24年度中に、412人に対し円滑に渡航費、滞在費等を支給した。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望者2人に対して行った。また、申請手続きの電子化を推進し、申請書類の作成から提出まで、システム上で完結する仕組みを構築したことにより、今後、申請者の利便性の大幅な向上が見込まれる。

(6) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、平成19～21年度採択分の計30事業について、事業計画書に基づき円滑に資金を交付した。採択された30事業で、247人の若手研究者が海外に派遣された。

(7) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、平成24年度採択分について、国際事業委員会において書面審査、面接審査による選考を行い、採択事業を決定した。(申請数99件、採択数28件、採択率28.3%)平成23年度からの継続96件と新規28件の計124件に対し、円滑に補助金を交付した。さらに、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。

(8) 日本学術振興会賞については、平成24年度受賞者について、日本学術振興会賞審査会において、審査方針に基づき選考を行い、受賞者を決定した。(候補者数371人、受賞者数24人)また、授賞式についても、秋篠宮妃殿下のご臨席を得て円滑に開催する等、若手研究者の研究意欲の向上に努めた。なお、平成25年度からは、受賞候補者推薦領域に総合領域を追加し、総合領域に該当する候補者についてさらに適切な審査を実施するための対応を行った。

(9) 日本学術振興会育志賞については、平成24年度受賞者について、日本学術振興会育志賞選考委員会において審査方針に基づき選考を行い、受賞者を決定した。(候補者数124人、受賞者数16人)また、授賞式を滞りなく開催するとともに、育志賞受賞者の内、希望した者は平成25年度より特別研究員として採用することとし、7名の採用手続きを行った。さらに、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、育志賞研究発表会を開催、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流が行われる等、大学院博士課程学生の研究意欲等の向上に努めた。

## 5. 決算額(支出額) 【セグメント区分：研究者の養成】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
17,153,340	18,132,223	18,147,892	21,666,371	●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評定
<p>研究者の養成については、科学技術基本計画の第1期から第4期を通じて、その必要性・重要性が謳われている。その実施に際しては、目的や対象者層に応じた制度設計、公正性・透明性のある選考、円滑な資金の交付の三つが重要なことと考えられる。</p> <p>平成24年度においては、特別研究員及び海外特別研究員事業について、適切な選考・審査を実施するとともに、支援対象者6,254人（前年比0.7%増）に対し円滑に資金を支給した。また、学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおける議論を踏まえ、選考・審査体制の見直し、申請資格の改定など、制度の改善・充実に積極的に取り組んだ。</p> <p>海外特別研究員事業については、申請手続きの電子化の推進により、申請者の利便性向上についても取り組んだ。</p> <p>若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、事業計画書に基づき円滑に資金を交付し、大学における若手研究者の海外派遣による研究者の育成に貢献した。</p> <p>頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、書面審査、面接審査による選考を行い採択事業を決定するとともに、大学等研究機関に対して円滑に補助金を交付し、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献した。また、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。</p> <p>日本学術振興会賞については、著名な研究者で構成される審査会を開催し、24名の受賞者を決定するとともに、授賞式についても、秋篠宮妃殿下のご臨席を得て円滑に開催する等、若手研究者の研究意欲の向上に努めた。なお、平成25年度からは、受賞候補者推薦領域に総合領域を追加し、総合領域に該当する候補者についてさらに適切な審査を実施するための対応を行った。</p> <p>日本学術振興会育志賞については、著名な研究者で構成される選考委員会を開催し、16名の第3回受賞者を決定した。また、授賞式は、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て、円滑に実施した。さらに、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、育志賞研究発表会を開催、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流が行われる等、大学院博士課程学生の研究意欲等の向上に努めた。</p> <p>引き続き、研究者の養成事業を着実に実施することとしたい。</p>	S

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>中期計画を踏まえ、特別研究員事業、海外特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進している。</p> <p>「選考審査の適切な実施」について、学術システム研究センターの機能を有効に活用し、厳正に審査を行った。</p> <p>「事業の評価と改善」について、学術システム研究センターによる審査内容等の検証・分析を行い、審査業務等の改善につなげ、また、改善内容等を広く公開した。</p> <p>「特別研究員事業」について、優れた研究能力を有する大学院博士課程在学者や博士の学位を持つ者等を特別研究員に採用し、研究奨励金を支給した。博士の学位を持つ者等のうち、特に優れた者については、特別研究員（SPD）として、その能力に応じた処遇で採用した。</p> <p>また、対象者に応じた採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を立て、幅広い分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用した。</p> <p>博士の学位を持つ者等については、採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合が90%を超えた。また、採用期間中に海外での研究を奨励するため、募集要項、諸手続きの手引で周知した。</p> <p>特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査を行った。</p> <p>「海外特別研究員事業」について、常勤研究者や博士の学位を有する者等の中から優れた若手研究者を海外特別研究員に採用し、滞在費等を支給した。</p> <p>海外特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査を行った。</p> <p>「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」について、30事業に支援を行った。</p> <p>「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」について、平成24年度新規採択の28件と平成23年度から継続の96件の計124件に支援を行った。</p> <p>「日本学術振興会賞」について、優れた若手研究者を選考・顕彰し、授賞式を開催した。</p> <p>「日本学術振興会育志賞」について、優秀な大学院博士課程学生を選考・顕彰し、授賞式を開催した。</p>
---

## 9. 外部評価

	評価
	S

## (1) 全般的な取組み

## (1) 年度計画

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり推進するほか、優れた若手研究者の育成を図るため、研究機関の組織的な研究者海外派遣を支援する。

- ・新規支援対象者を採用する。
- ・支援対象者に対し、円滑に資金を支給する。
- ・特別研究員及び海外特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。
- ・大学院博士課程在籍者に対する支援については、優れた研究能力を有する外国人留学生についても、引き続き採用する。
- ・振興会の研究者養成事業について周知するため、各大学等の要望に基づき、説明会を開催する。

## (2) 業務実績

大学院博士課程（後期）在学者や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり実施した。

- ① 平成24年度に新規採用の特別研究員（2,499人）、海外特別研究員（178人）について、その資格を確認のうえ採用した。また、平成25年度採用分の特別研究員、海外特別研究員について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行い、採用内定者を決定した。（特別研究員：申請数10,790人（うち女性2,920人）、内定数2,769人（うち女性719人）、内定率25.7%。海外特別研究員：申請数810人（うち女性134人）、内定数234人（うち女性29人）、内定率28.9%）
- ② 平成24年度を含む過去5年間の特別研究員、海外特別研究員の申請・採用状況について、これまでの領域別に加え男女別の人数をホームページで公表した。
- ③ 採用中の特別研究員（5,842人）、海外特別研究員（412人）に対し、円滑に研究奨励金、滞在費等を支給した。
- ④ 研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、特別研究員及び海外特別研究員について、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望者に対して行った。（特別研究員：74人。海外特別研究員：4人）また、特別研究員については、中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図られるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する研究再開準備支援の取扱いを希望者について併せて行った。（15人）
- ⑤ 大学院博士課程在学者に対する支援については、優れた研究能力を有する外国人留学生について、引き続き採用した。（平成24年度新規採用：128人）
- ⑥ 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、平成19～21年度採択分の計30事業について、事業計画書に基づき円滑に資金を交付した。
- ⑦ 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、平成24年度採択分について、国際事業委員会において書面審査、面接審査による選考を行い、採択事業を決定した。（申請数99件、採択数28件、採択率28.3%）平成23年度からの継続96件と新規28件の計124件に対し、円滑に補助金を交付した。さらに、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。
- ⑧ 日本学術振興会賞については、平成24年度受賞者について、日本学術振興会賞審査会において審査方針に基づき選考を行い、受賞者を決定した。（候補者数371人、受賞者数24人）また、授賞式を滞りなく開催した。
- ⑨ 日本学術振興会育志賞については、平成24年度受賞者について、日本学術振興会育志賞選考委員会において審査方針に基づき選考を行い、受賞者を決定（候補者数124人、受賞者数16人）した。また、授賞式を滞りなく開催した。育志賞受賞者の内、希望した者は平成25年度より特別研究員として採用することとし、7名の採用手続きを開始した。
- ⑩ 振興会の研究者養成事業について募集内容や制度の改善等の周知を図るため、大学等において説明会を行った。（17回）
- ⑪ 男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、特別研究員等審査会の委員等の選考については、適任者を選考することを前提としながら、女性研究者の登用に配慮しながら行った。



## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的な業務の実施	<p>特別研究員及び海外特別研究員事業への11,600人の申請の選考・審査業務及び新規採用、継続採用合わせて6,254人（前年比0.7%増）を超える支援対象者への資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。</p> <p>学術システム研究センター等における検討や支援対象者からの意見等を踏まえ、政府の施策動向や研究現場からの要請を反映した各事業の見直しを継続的に行った。</p> <p>電子申請システムについては、毎年利便性の向上に配慮した見直しを行っており、平成24年度については、審査制度改革に伴う「人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性」に係る改修や科研費「系・分野・分科・細目表」の見直しを受け、審査領域に新たに「総合」領域を創設し、新しい審査体制に対応した改修を行った。この他に、機関コードの5桁化（科学研究費助成事業と共通）や審査結果開示対象者を機関事務担当者にも拡大する等、利便性の向上に配慮の改修も実施している。</p> <p>募集要項の公表に際しては、円滑な申請手続きの実現のため、制度改革に伴う申請資格の変更点について冒頭に別枠表示や別添を用意し、作成要領の入力項目について色分けで表示するなど、変更点や注意事項について判りやすく明示し公表している。</p> <p>海外特別研究員については、電子申請システムを導入し、申請書類の一部を電子的に受け付けてきたが、更に、申請者の利便性向上を目的として、申請書の提出書類の全てを電子的に受け付けるシステムを構築した。</p> <p>特別研究員-SPDに加え、RPDの面接審査において、ポスターによる説明からプロジェクター投影による説明の試行を開始し、効率的な審査の実施の改善を図った。</p>	S
事業の有効性と支援対象者養成の成果	<p>特別研究員及び海外特別研究員事業は、我が国の研究者養成の中核を担う制度である。</p> <p>特別研究員については、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言においても、「特定の研究分野に限らず幅広い研究分野にわたって優れた若手研究者を確保できる点に特徴があり、優れた若手研究者の重要なキャリア・パスの一つとして定着している。」と、高い評価を受けている。</p> <p>海外特別研究員についても、総合科学技術会議の見解の中で、「国際的に活躍できる研究者の養成・確保の観点から、若い時代から海外の研究活動の機会を与えることは重要であり、着実に推進すべきである。」とされている。</p> <p>特別研究員事業及び海外特別研究員事業については、採用終了後の進路状況調査を行っており、特別研究員では、採用終了1年経過後で約8割、海外特別研究員では、終了直後で約6割の者が常勤的な研究職に就いており、支援の効果があったと言える。この調査結果については、振興会のホームページで公開している。</p> <p>特別研究員(DC、PD、SPD、RPD)や海外特別研究員の経験者から、第1～9回日本学術振興会賞受賞者219名のうち計117名が出ており、特に優秀な研究者の養成に寄与していると言える。</p> <p>若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムと頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムは、組織的に若手研究者を海外に派遣し研鑽機会を設ける取組を行う大学等機関を支援する事業である。平成24年度は、両事業合わせて154件に支援を行い、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献した。</p>	

<p>審査の公正性・透明性および不正行為の適切な防止対策</p>	<p>特別研究員及び海外特別研究員事業については、我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47名、専門委員約1,800名）を設け、人材養成の趣旨を踏まえ、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行っている。審査に当たっては、研究分野に応じて8つの部会を設け、各分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行っている。また、書面審査、面接審査における利害関係者の取扱いについても厳格を期している。</p> <p>なお、特別研究員-SPDに加えRPDの面接審査におけるプロジェクト・リーダーの導入やRPDの申請者について、より具体的に支援の必要性を確認するため「競争的資金の受給状況」と「復帰状況」を申請書の項目として設けるなど、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知している。</p> <p>各事業の募集要項、申請書、審査方針、申請・採用状況及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開している。</p> <p>研究上の不正行為、研究費の不正使用の防止について注意を促すため、そのような行為に対して厳正に対処する旨を明確にし、募集要項、手引等に記載するとともに、そのような行為を行わないという誓約書を採用者から提出させている。</p> <p>頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、国際事業委員会の下に国際企画委員会を設置し、領域別の審査・評価部会（「人社系」「理工系」「生物系」「学際・複合領域系」合計約70名で構成）で、書面審査、面接審査により選考を行っている。選考の際には、利害関係者の取扱いについて厳格を期している。また、選考終了後、審査委員の名簿を公開した。</p>
<p>男女共同参画の推進</p>	<p>特別研究員事業及び海外特別研究員事業については、希望者（男女問わず）に対し、出産・育児に伴う採用の中断及び延長を実施している。さらに特別研究員については、その採用中断中も短時間の研究を継続し、研究奨励金の半額を受けることにより、中断後の研究の本格的再開が円滑に図られるよう支援する「研究再開準備支援」を実施している。</p> <p>また、政府の方針や研究者コミュニティからの要請を踏まえ、出産・育児による研究中断者（男女問わず）の復帰を支援するためのフェローシップである特別研究員(RPD)を平成18年度から実施しており、平成24年度支援人数について、拡充を図った。</p> <p>男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、特別研究員等審査会の委員等の選考については、適任者を選考することを前提としながら、女性研究者の登用に配慮しながら行った。</p> <p>これらにより、研究分野における男女共同参画の推進に寄与するため積極的に取り組んでいる。</p>

#### (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>該当なし</p>
----------------------	-------------

見直し状況	該当なし
-------	------

## (5) 評価資料

科学技術基本計画（第1期）、科学技術基本計画（第2期）、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言「国際競争力向上のための人材の養成・確保を目指して」（平成15年6月）、科学技術・学術審議会基本計画特別委員会「第3期科学技術基本計画の重要施策一知の大競争時代を先導する科学技術戦略－（中間とりまとめ）」（平成17年3月）、総合科学技術会議「『科学技術に関する基本施策について』に対する答申」（平成17年12月）、科学技術基本計画（第3期）、科学技術基本計画（第4期）、平成25年度採用分特別研究員募集要項、平成26年度採用分特別研究員募集要項、平成25年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成26年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成25年度採用分海外特別研究員募集要項、平成26年度採用分海外特別研究員募集要項、特別研究員等審査会委員等の候補者の選考及び委嘱に関する要項、特別研究員等審査会委員一覧、第9回（平成24年度）日本学術振興会賞推薦要項、日本学術振興会育志賞顕彰規程、第3回（平成24年度）日本学術振興会育志賞推薦要項、日本学術振興会育志賞選考委員会委員名簿、第3回日本学術振興会育志賞受賞者一覧、特別研究員遵守事項および諸手続の手引、誓約書（特別研究員）、海外特別研究員遵守事項および諸手続の手引、誓約書（海外特別研究員）、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)平成19年度採択課題一覧、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)平成20年度採択課題一覧、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)平成21年度採択課題一覧、頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム平成22年度分公募採択事業一覧、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム平成23年度公募採択事業一覧、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム平成24年度公募要領、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム平成24年度分公募審査結果、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム平成24年度分公募採択事業一覧、若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金取扱要領、若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金交付条件、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム国際企画委員会の組織等について

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html>  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu10/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu10/index.htm)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu11/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu11/index.htm)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/toushin5.pdf>  
<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-itp/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan2/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html>

## (2) 選考審査の適切な実施

### (1) 年度計画

- ① 学識経験者により構成される「特別研究員等企画委員会」を開催し、若手研究者の主体性を重視しつつ、目的や対象者層に応じた審査方針の検討を行う。
- ② 新規支援対象者について、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して選考審査を実施し、内定する。
- ③ 引き続き公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査の基準及び評価方法の書面審査員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い選考、評価を実施する。
- ④ 審査会委員、書面専門委員、面接専門委員の役割を明確化し、それらの役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターが候補者データベースを活用して作成した候補者名簿案に基づき、「特別研究員等審査会委員等選考会」において選考する。その際、積極的に女性を登用する。
- ⑤ 特別研究員の申請資格等の募集要項の改定について、説明会等を開催し、周知に努める。
- ⑥ 審査の透明性を確保する観点から審査方針等をホームページ等で公開するとともに、書面審査の不採択者に対し、その評価結果を開示する。
- ⑦ 特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェック等を行う。

### (2) 業務実績

- ① 特別研究員等の選考については、学識経験者等により構成される学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおいて、若手研究者の主体性を重視する本事業の目的や対象者層に応じた審査方針であることの確認がなされた。
- ② 平成25年度採用分の特別研究員、海外特別研究員の選考については、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を3回（計7日間）開催し、審査方針に基づき、書面審査、合議審査及び面接審査を行い、内定者を選定した。
- ③ 公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査員に対して、審査の手引等を作成して、書面審査の基準及び評価の方法等の周知に努めた。また、面接審査の手引きにおいて研究室移動要件に係る審査の手順や面接終了後の合議の手順を明確化することにより、精度の高い選考、評価を実施した。
- ④ 特別研究員等審査会の委員、専門委員（書面担当）、専門委員（面接担当）の役割について、それらの役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターの研究者が、審査員候補者データベースを活用して候補者名簿案を作成し、それに基づき「特別研究員等審査会委員等選考会」において、特別研究員等審査会の委員・専門委員を選考した。なお、選考の過程においては、適切な人材を選定することを前提としながら、女性研究者の登用にも配慮した。
- ⑤ 平成26年度採用分の募集要項を作成、公表するとともに、申請書作成に当たっての注意点を広く周知するため、各機関の事務担当者を集めて、特別研究員の募集に関する説明会を平成25年3月12日に開催した。
- ⑥ 審査の透明性を確保する観点から、審査方針や審査の方法、書面審査セット等を振興会のホームページ上で公開した。また、審査結果について、個別審査項目の評価、総合評価のTスコアや不採用者の中のおおよその順位について、書面審査で不採用となった申請者本人に開示した。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開している。
- ⑦ 特別研究員に支給する研究奨励金については、「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文科科学省）に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成19年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成20年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っており、平成24年度においてもチェックを行った。
- ⑧ 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、国際事業委員会の下に国際企画委員会を設置し、領域別の審査・評価部会（「人社系」「理工系」「生物系」「学際・複合領域系」合計約70名で構成）で、書面審査、面接審査により選考を行った。選考の際には、利害関係者の取扱いについて厳格を期している。また、選考終了後、審査委員の名簿を公開した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
審査の公正性・透明性	<p>我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47名、専門委員約1,800名）を設け、人材養成の趣旨・目的を踏まえ、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行っている。審査に当たっては、研究分野に応じて8つの部会を設け、各分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが作成した審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行っている。また、書面審査、面接審査における利害関係者の取扱いについても厳格を期している。</p> <p>なお、特別研究員-SPDに加えRPDの面接審査におけるプロジェクト投影の導入など、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示している。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開している。</p> <p>各事業の募集要項、申請書、審査方針、申請・採用状況、採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開している。</p> <p>頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、国際事業委員会の下に国際企画委員会を設置し、領域別の審査・評価部会（「人社系」「理工系」「生物系」「学際・複合領域系」合計約70名で構成）で、書面審査、面接審査により選考を行った。選考の際には、利害関係者の取扱いについて厳格を期している。また、選考終了後、審査委員の名簿を公開した。</p>	S

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>「「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月文部科学省） 第1-2 特別研究員事業等の重点化等」</p> <p>特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生機構の奨学金との重複受給を組織的に防止する仕組みを構築する（平成19年度）。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成19年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成20年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。</p>

## (5) 評価資料

<p>平成25年度採用分特別研究員募集要項、平成26年度採用分特別研究員募集要項、平成25年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成26年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成25年度採用分海外特別研究員募集要項、平成26年度採用分海外特別研究員募集要項、特別研究員等審査会委員等の候補者の選考及び委嘱に関する要項、特別研究員等審査会委員一覧</p>
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html</a>  <a href="http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html</a></p>
---

### (3) 事業の評価と改善

#### (1) 年度計画

特別研究員等審査会が実施した審査内容等について、学術システム研究センターにおいて分析・検証を行い、審査業務に改善すべき点が生じた場合は、改善につなげるとともに「特別研究員等企画委員会」において検討を行う。

高水準の待遇で採用した者（特別研究員-SPD）については、学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制のもと、支給の効果について評価し、その結果を本人に通知する。

改善事項については、十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。

#### (2) 業務実績

学術システム研究センターに設置したワーキンググループ及びタスクフォースにおいて、特別研究員制度の在り方に関する検討を行った。その結果を元に制度の改善に関する提案をまとめ、PD、DCの年齢制限の廃止などの一部の改善策については平成26年度採用分の募集要項に反映した。また、「特別研究員制度の改善の方向について」をとりまとめ、それをホームページに公表して広く意見を募集することとした。

科研費「系・分野・分科・細目表」の見直しを受け、平成26年度採用分の募集に向け、新しい「系・分野・分科・細目表」に対応した審査体制を構築するとともに、審査領域に新たに「総合」領域を創設し、審査体制の充実を図った。

また、引き続き特別研究員等審査会が実施した審査内容等について、学術システム研究センターの研究者が分析・検証を行った。さらに、書面審査員が、より適切な審査コメントを記載するための参考になるように、書面合議審査に貢献する模範的な審査コメントの例を書面審査の手引に掲載するとともに、書面合議審査に貢献する模範的な審査コメントを残した審査員を選考し、表彰した。

なお、研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても確認の対象とすることとし、募集要項に明記するとともに、申請書に記載欄を設けたことに伴い、書面審査や面接審査において慎重に審査した。このことについては、引き続き特別研究員の募集に関する説明会で周知を図った。

特別研究員-SPDについては、学術システム研究センターにおいて、中間評価（1年目終了後：研究発表会を開催し、評価を担当するセンター研究者との質疑応答を踏まえて研究状況等を検証、2年目終了後：SPD本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に研究状況等を検証）、事後評価（採用終了後：SPD本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に採用期間全体の研究状況等を検証）を行い、その評価結果について、本人に対して通知した。

若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、初年度（平成19年度）と平成20年度に採択された計20事業が平成24年度末までに終了することから、各事業の事後評価方法についての検討を開始した。

頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、初年度（平成22年度）に採択された68事業が平成24年度末で終了することから、各事業の事後評価方法についての検討を開始した。

#### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
公正性・透明性の高い審査体制の整備	<p>学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、特別研究員-SPDに加えRPDの面接審査におけるプロジェクター投影の導入やRPDの申請者について、より具体的に支援の必要性を確認するため「競争的資金の受給状況」と「復帰状況」を申請書の項目として新たに追加するなど、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を行うことにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を電子申請システムより開示している。</p> <p>各事業の募集要項、申請書、審査方針、申請・採用状況及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開している。</p>	S

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」 (ロ) 若手研究者支援の充実のため特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、研究者への支援の効果の適切な検証等により、研究者のニーズにあった制度改善を進めるべきである。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)」 (ハ) 若手研究者支援の観点から、特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、研究者への支援の効果の適切な検証等により、研究者のニーズにあった制度改善を進めるべきである。</p> <hr/> <p>2) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」 ②(ロ) 研究者支援事業については、今後も効果的な事業の実施に努めるべきであるが、研究者の育成に関しては、各種の事業を通じて支援した若手研究者の追跡調査を行うなど、事業の成果を検証することが課題。(項目別-P7参照) ③(ロ) 研究者支援の充実のため、特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、若手研究者への支援の効果を検証し、その結果をホームページ等で公表するべき。(項目別-P7参照)</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 全ての事業が中期計画に則って、公正性・透明性を確保しつつ、限られた数の職員によって迅速かつ効率的に実施されており、事業の目的が期待される以上に達成されている。今後、本中期目標期間内に、これまでに各事業を通じて支援した若手研究者の追跡調査を行い、各事業の効果性について検証することを期待する。</p> <hr/> <p>3) 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 私大、旧帝大以外の国立大学などでの説明会の開催なども視野に入れ、平成25年度に向けて申請者の増加を図るための検討は急がれるべきであろう。 女性研究者の審査委員登用が進んでいるが、男女共同参画の視点からなお一層の推進が求められる。 研究者養成事業において採用結果のまとめにあたり、女性研究者数、所属大学別(国公立)の基本データの記載も実施されることが望ましい。 各事業を通じて支援した若手研究者の追跡調査は、特別研究員(PD)については、5年経過後92.5%が「常勤の研究職」についているとの調査結果があるが、例えば5年毎の定点調査、有期雇用か永年か、その後の競争的資金の獲得率、海外との共同研究の有無、などを含めこれらの事業の成果の検証を行うことを期待したい。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) 特別研究員事業の制度改善等については、大学等研究機関の長やその経験者等で構成される特別研究員等企画委員会の俯瞰的な意見や、現職の大学教授等で構成される学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの研究現場の視点に立った検討に基づき、実施されているところである。また、特別研究員事業及び海外特別研究員事業については、第4期科学技術基本計画に沿った拡充を行っている。</p> <hr/> <p>2) 特別研究員事業及び海外特別研究員事業については、採用終了後の就職状況等の調査を行っており、特別研究員では、採用終了1年経過後で約8割、海外特別研究員では、終了直後で約6割の者が常勤的な研究職に就いており、支援の効果があったと言える。この調査結果については、振興会のホームページで公開している。</p>

3) 研究者養成事業の公募内容や制度の改善等の周知を図るため、機関における説明会を積極的に実施しており、平成24年度については、私立大学、及び旧帝大以外の国立大学を含む各機関において計17回(昨年度計8回)開催した。

平成25年度特別研究員等審査会委員・専門委員候補者の選考に当たり、女性研究者の登用を推進した結果、25年度候補者の女性比率は18.4%(昨年度13.3%)に上昇した。

申請・採用状況については、平成24年度より過去5年間の特別研究員、海外特別研究員の男女別の人数をホームページで公開している。また、特別研究員の採用者については、平成24年度より過去5年間の資格区分別・領域別採用者一覧(氏名、研究課題名、研究従事機関、受入研究者の職・氏名)をホームページに公開している。なお、特別研究員は多様な機関で研究を実施しており、平成24年度特別研究員採用者が研究に従事する機関数は169機関となっている。

特別研究員PDの進路状況調査については、毎年度4月1日時点で、採用期間終了直後、1年経過後、5年経過後、10年経過後の状況について調査・分析を行っている。常勤研究職への就職者の任期の有無、その後の競争的資金の獲得率及び海外の共同研究の有無等の調査・分析については、中期的課題として今後検討していきたい。

#### (5) 評価資料

平成25年度採用分特別研究員募集要項、平成26年度採用分特別研究員募集要項、平成25年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成26年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成25年度採用分海外特別研究員募集要項、平成26年度採用分海外特別研究員募集要項、特別研究員(SPD)の評価に関する取扱いについて(平成16年2月18日理事長裁定)、第10回(平成25年度)日本学術振興会賞推薦要項、第4回(平成25年度)日本学術振興会育志賞推薦要項、特別研究員-PDの就職状況調査結果について、海外特別研究員の就職状況調査結果について、特別研究員制度の改善の方向について

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

<http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html>

<http://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html>



## (4) 特別研究員事業

## (1) 年度計画

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を円滑に実施する。また、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産育児により研究を中断した、優れた若手研究者が円滑に研究現場に復帰するための支援を行う特別研究員-RPDを引き続き実施する。

## ① 平成24年度支援対象者に係る事

## (i) 特別研究員-DC

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-DCに対し研究奨励金を支給する。

## (ii) 特別研究員-PD

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-PDに対し研究奨励金を支給する。

## (iii) 特別研究員-SPD

世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員-SPDに対し研究奨励金を支給する。

## (iv) 特別研究員-RPD

出産・育児により研究を中断した優れた若手研究者の研究現場復帰を支援するため、採用した特別研究員-RPDに対し研究奨励金を支給する。

## (v) 特別研究員(グローバルCOE)

「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員(グローバルCOE)に対し研究奨励金を支給する。

## ② 平成25年度新規採用に係る事

平成25年度採用分特別研究員-DC1、DC2、PD及びRPDの公募に際し、更なる申請者の利便性向上を目的として、電子的に申請書類を受け付けるシステムの改善を検討する。

選考審査等に当たっては、特に以下の点に留意する。

## (i) 特別研究員-PD

選考審査に当たって、研究者の流動性向上のため、研究の場を大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を厳しく審査する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

## (ii) 特別研究員-SPD

特に優れた者を採用するため、特別研究員-PDの書面審査合格者の中から優秀な者を採用する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

## ③ 平成23年度以前の支援対象者に係る事

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ上で国民に分りやすい形で公表する。

## (2) 業務実績

- ① 平成24年度の支援対象の特別研究員に対して、円滑に研究奨励金を支給した。また、希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続きを行った。
- ② 平成25年度採用の特別研究員(DC、PD、SPD、RPD)について、電子申請システムを用いて申請を受け付け、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査、合議審査及び面接審査による選考を行い、採用内定者を決定した。  
また、平成24年度申請・採用状況について、これまでの領域別に加え男女別の人数をホームページで公表した。  
電子申請システムについては、毎年利便性の向上に配慮した見直しを行っており、平成24年度については、審査制度改正に伴う「人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性」に係る改修や科研費「系・分野・分科・細目表」の見直しを受け、審査領域に新たに「総合」領域を創設し、新しい審査体制に対応した改修を行った。この他に、機関コードの5桁化(科学研究費助成事業と共通)や審査結果開示機能の開示対象者を機関事務担当者にも拡大する等の改修も実施している。  
採用期間中の海外渡航の奨励を募集要項、諸手続の手引に記載するとともに、特別研究員の募集に関する説明会等においても周知に努めている。  
平成26年度採用分の特別研究員募集要項の公表を2月下旬に行った。  
募集要項の公表に際しては、円滑な申請手続きの実現のため、制度改正に伴う申請資格の変更点について冒頭に別枠表示や別添を用意し、作成要領の入力項目について色分けで表示するなど、変更点や注意事項について判りやすく明示し公表している。
- ③ 特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を行った。その結果、特別研究員採用終了1年経過後で、約8割の者が常勤的な研究職に就いており、支援の効果があったと言える。進路状況調査の結果については、ホームページで公表している。  
特別研究員-RPDでは、研究活動における出産・育児の課題及び今後の研究展望等の意見交換を目的として、平成23年度に採用された特別研究員-RPDを集めて、平成24年7月10日に明治記念館に於いて特別研究員-RPD研究交流会を開催した。この研究交流会には、秋篠宮妃殿下にご臨席いただき、女性研究者を励ますおことばをいただいた。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的な業務の実施	<p>特別研究員事業への10,790人の申請の選考・審査業務及び新規採用、継続採用合わせて5,842人(前年比0.1%減)の支援対象者への資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。</p> <p>学術システム研究センター等における検討や支援対象者からの意見等を踏まえ、政府の施策動向や研究現場からの要請を反映した各事業の見直しを継続的に行い、具体的には、審査方法の見直しの一環として特別研究員-SPDに加えRPDの面接審査におけるプロジェクター投影を導入した。</p> <p>申請者の利便性の向上を図るため、電子申請システムの導入にも積極的に取り組んでおり、特別研究員及び特別研究員-RPDにおいて実施している。</p> <p>また、募集要項の公表に際しては、円滑な申請手続きの実現のため、制度改正に伴う申請資格の変更点について冒頭に別枠表示や別添を用意し、作成要領の入力項目について色分けで表示するなど、変更点や注意事項について判りやすく明示し公表している。</p>	S
事業の有効性と支援対象者養成の成果	<p>特別研究員事業は、我が国の研究者養成の中核を担う制度である。</p> <p>特別研究員-PDは、採用期間終了後5年経過後調査では、92.5%が「常勤の研究職」に就いている。また、終了直後における非常勤職を含めた研究職に就いている者は、75.9%となっており、「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査(2009年度実績)」(科学技術政策研究所)の調査結果の30.5%に対して、2倍以上の高いものになっている。</p> <p>特別研究員(DC、PD、SPD、RPD)や海外特別研究員の経験者から、第1～9回日本学術振興会賞受賞者219名のうち計117名が出ており、特に優秀な研究者の養成に寄与している。</p>	

<p>審査の公正性・透明性及び不正行為の適切な防止対策</p>	<p>我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47名、専門委員約1,800名）を設け、人材養成の趣旨を踏まえ、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行っている。審査に当たっては、研究分野に応じて8つの部会を設け、各分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが作成する審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行っている。また、書面審査、面接審査における利害関係者の取扱いについても厳格を期している。</p> <p>なお、学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、特別研究員-SPDに加えRPDの面接審査におけるプロジェクター投影の導入やRPDの申請者について、より具体的に支援の必要性を確認するため「競争的資金の受給状況」と「復帰状況」を申請書の項目として新たに追加するなど、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示している。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開している。</p> <p>各事業の募集要項、申請書、審査方針、申請・採用状況、採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開している。</p> <p>研究上の不正行為、研究費の不正使用の防止について注意を促すため、そのような行為に対して厳正に対処する旨を明確にし、募集要項、手引等に記載するとともに、そのような行為を行わないという誓約書を採用者から提出させている。</p>
<p>研究者の流動性を向上させる仕組みの構築</p>	<p>特別研究員(PD)に対し、原則として、出身研究室以外の場で、研究に従事することを申請資格としている。これにより、平成24年度新規採用者のうち、博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合は9割以上(99.8%)となっている。</p>
<p>若手研究者に対する海外渡航奨励策の実施</p>	<p>特別研究員-PDについては、採用期間中に海外において研究することを、募集要項や手引に記載することにより、奨励している。</p> <p>平成24年度末で採用期間が終了する予定であった者のうち、3割以上(33.4%)の者が一ヶ月以上海外渡航した。</p>
<p>男女共同参画の推進</p>	<p>希望者（男女問わず）に対し、出産・育児に伴う採用の中断及び延長を実施しており、平成24年度に当該制度を取得した者は74人であった。その採用中断中も短時間の研究を継続し、研究奨励金の半額を受けることにより、中断後の研究の本格的再開が円滑に図られるよう支援するため「研究再開準備支援」を実施しており、平成24年度に当該制度を利用した者は15人であった。</p> <p>また、政府の方針や研究者コミュニティからの要請を踏まえ、出産・育児による研究中断者（男女問わず）の復帰を支援するためのフェロウシップである特別研究員-RPDを平成18年度から実施しており、平成24年度支援人数について、拡充を図った。</p> <p>これらにより、研究分野における男女共同参画の推進に寄与するため積極的に取り組んでいる。</p>

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「勧告の方向性を踏まえた見直し案(平成18年12月文部科学省) 第1-2 特別研究員事業等の重点化等」 特別研究員事業等については、事業の重点化等の観点から、以下の措置を講ずることとする。 ①特別研究員事業の対象を大学院博士課程在籍者に重点化する(平成19年度)。 ②特別研究員(21世紀COEプログラム)について、各拠点の時限の到来に伴い順次廃止し、より重点化された拠点への支援に縮小する(平成19年)。</p> <p>「整理合理化計画 別表【研究者養成のための資金の支給】」 ○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。 ○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p>2) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価(全体)」 (ロ)若手研究者支援の充実のため特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、研究者への支援の効果の適切な検証等により、研究者のニーズにあった制度改善を進めるべきである。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(全体)」 (ハ)若手研究者支援の観点から、特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、研究者への支援の効果の適切な検証等により、研究者のニーズにあった制度改善を進めるべきである。</p> <p>3) 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 近年特別研究員(PD, SPD)への申請者の数が減少しつつある。申請者の減少は本事業の成果に影響する可能性があるため、減少理由を調査する必要がある。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) DCの採用数の拡充(平成19年度から平成20年度370人増、平成20年度から平成21年度210人増、平成21年度から平成22年度136人増)を図り、また、特別研究員(21世紀COEプログラム)への支援を平成20年度限りで終了し、特別研究員(グローバルCOE)の支援に重点化を図った。なお、DCの拡充については、第3期科学技術基本計画に謳われている「博士課程在学者への経済的支援の拡充」にも対応している。</p> <p>2) 特別研究員事業の制度改善等については、大学等研究機関の長やその経験者等で構成される特別研究員等企画委員会の俯瞰的な意見や、現職の大学教授等で構成される学術システム研究センターに設置された作業部会での研究現場の視点に立った検討に基づき、実施されているところである。また、特別研究員事業及び海外特別研究員事業については、第4期科学技術基本計画に沿った拡充を行っている。</p> <p>3) 学術システム研究センターの主任研究員会議での意見聴取や申請データの分析等により特別研究員(PD, SPD)へ申請数の減少理由について調査を行った。その結果、①本事業の採択率が10%程度と厳しい状況にある一方で、他の競争的研究資金によりポスドクが雇用できるようになったこと、②平成15年度よりPDの審査方針において、「特段の理由がある場合を除き、大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)を受入研究室に選定する者は採用しない」とし、研究室移動の要件を厳格化したこと、③平成22年度採用分より申請資格に「博士取得後5年未満」(平成21年度採用分では「6年未満」、それ以前はこのような制限はなし)の要件を設けたこと等が、申請数減少の主な理由と考えられる。</p>

## (5) 評価資料

科学技術基本計画（第1期）、科学技術基本計画（第2期）、科学技術・学術審議会基本計画特別委員会「第3期科学技術基本計画の重要施策－知の大競争時代を先導する科学技術戦略－（中間とりまとめ）」（平成17年3月）、総合科学技術会議「『科学技術に関する基本施策について』に対する答申」（平成17年12月）、科学技術基本計画（第3期）、平成25年度採用分特別研究員募集要項、平成26年度採用分特別研究員募集要項、平成25年度採用分特別研究員-RPD募集要項、平成26年度採用分特別研究員-RPD募集要項、特別研究員等審査会委員等の候補者の選考及び委嘱に関する要項、特別研究員等審査会委員一覧、第9回（平成24年度）日本学術振興会賞推薦要項、特別研究員の選考方法、特別研究員遵守事項および諸手続の手引、誓約書（特別研究員）、特別研究員-RPDの就職状況調査結果について、特別研究員制度の改善の方向について

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html>  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/index.htm)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu11/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu11/index.htm)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/toushin5.pdf>  
<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

## (5) 海外特別研究員事業

## (1) 年度計画

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。  
海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民にわかりやすい形で公表する。

## (2) 業務実績

平成24年度の支援対象の海外特別研究員に対して、円滑に渡航費、滞在費等を支給した。また、希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続きを行った。  
平成25年度採用の海外特別研究員について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査、合議審査及び面接審査による選考を行い、採用内定者を決定した。  
海外特別研究員が安心して長期間研究に専念できる環境を整備するため、振興会が支給する滞在費の中から保険料を差し引き、まとめて海外旅行傷害保険に加入することにより、海外特別研究員が安価で保険に加入できるように手続きを引き続き行った。  
海外特別研究員（平成21年度採用者）の採用期間終了後の進路状況調査を行った。その結果、終了直後で、約6割の者が常勤的な研究職に就いており、支援の効果があったと言える。進路状況調査については、ホームページで公表している。  
申請者の利便性向上を目的として、電子的に申請書類を受け付けるシステムの充実を図った。従来は紙媒体で提出していた申請書類について、申請書類の作成から提出まで、システム上で完結する仕組みを構築した。これにより、申請者が評価者及び受入研究者から、必要書類を取り寄せる必要がなくなり利便性が向上するとともに、審査資料の作成においても、電子データの活用により業務の効率化を図ることができる。  
海外特別研究員事業については、「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文科科学省）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点を置くこと等の指摘を受けており、採用者数の拡充（平成23年度に対し15名増）を図った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的な業務の実施	<p>海外特別研究員事業への810人の申請の選考・審査業務及び新規採用、継続採用合わせて412人の支援対象者への資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。</p> <p>特別研究員等企画委員会及び学術システム研究センター等における検討や支援対象者からの意見等を踏まえ、政府の施策動向や研究現場からの要請を反映した各事業の見直しを継続的に行った。</p> <p>電子申請システムを導入し、申請書類の一部を電子的に受け付けてきたが、更に、申請者の利便性向上を目的として、申請者の提出書類の全てを電子的に受け付けるシステムを構築した。これにより、申請者が評価者及び受入研究者から、必要書類を取り寄せる必要がなくなり利便性が向上するとともに、審査資料の作成においても、電子データの活用により業務の効率化を図ることができる。</p>	S
事業の有効性と支援対象者養成の成果	<p>海外特別研究員事業は、我が国の研究者養成の中核を担う制度である。</p> <p>海外特別研究員については、総合科学技術会議の見解の中で、「国際的に活躍できる研究者の要請・確保の観点から、若い時代から海外の研究活動の機会を与えることは重要であり、着実に推進すべきである。」とされている。</p> <p>海外特別研究員（平成21年度採用者）は、採用終了後の進路状況の調査では、56%が「常勤の研究職」に就いており、非常勤も含めた研究職に就いている者は、99%であった。</p> <p>特別研究員(DC、PD、SPD、RPD)や海外特別研究員の経験者から、第1～9回日本学術振興会賞受賞者219名のうち計117名が出ており、特に優秀な研究者の養成に寄与している。</p>	

<p>審査の公正性・透明性および不正行為の適切な防止対策</p>	<p>我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47名、専門委員約1,800名）を設け、人材養成の趣旨を踏まえ、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行っている。審査に当たっては、研究分野に応じて8つの部会を設け、各分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが作成する審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行っている。また、書面審査、面接審査における利害関係者の取扱いについても厳格を期している。</p> <p>なお、特別研究員等企画委員会の意見や学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>選考結果については、第一次選考の不合格者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知している。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開している。</p> <p>各事業の募集要項、申請書、審査方針、申請・採用状況、採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名・所属等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開している。</p> <p>研究上の不正行為、研究費の不正使用の防止について注意を促すため、そのような行為に対して厳正に対処する旨を明確にし、募集要項、手引等に記載するとともに、そのような行為を行わないという誓約書を採用者から提出させている。</p>
<p>男女共同参画の推進</p>	<p>希望者（男女問わず）に対し、出産・育児に伴う採用の中断及び延長を実施しており、平成24年度に当該制度を取得した者は2人であった。</p>

#### (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>「勸告の方向性を踏まえた見直し案（平成18年12月文部科学省） 第1-3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化」 ①日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点をおくこととし、外国人特別研究員事業の規模を縮小する（平成19年度）。</p> <p>「整理合理化計画 別表【研究者養成のための資金の支給】」 ○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者（DC）の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 外国人特別研究員事業」 今後、整理合理化計画等に基づき、日本人若手研究者の海外での研鑽機会の付与のための事業に重点化を図っていく必要がある。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>海外特別研究員事業については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施しその効果を最大限に発揮できるよう、新たに海外へ渡航する者等を優先して採用できるように審査方針を変更し、募集要項を改定するとともに、採用者数の拡充（平成19年度から平成20年度2名増、平成20年度から平成21年度6名増、平成21年度から平成22年度24名増、平成22年度から平成23年度78名増、平成23年度から平成24年度15名増）を図っている。</p>

## (5) 評価資料

科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言「国際競争力向上のための人材の養成・確保を目指して」、科学技術・学術審議会人材委員会第三次提言「科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して」、平成25年度採用分海外特別研究員募集要項、平成26年度採用分海外特別研究員募集要項、特別研究員等審査会委員等の候補者の選考及び委嘱に関する要項、特別研究員等審査会委員一覧、第9回（平成24年度）日本学術振興会賞推薦要項、海外特別研究員の選考方法、海外特別研究員遵守事項および諸手続の手引、誓約書（海外特別研究員）、海外特別研究員の就職状況調査結果について

## (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/giyutu/giyutu10/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/giyutu/giyutu10/index.htm)

<http://www.isps.go.jp/i-ab/index.html>

<http://www.isps.go.jp/i-pd/index.html>

<http://www.isps.go.jp/isps-prize/index.html>



## (6) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

## (1) 年度計画

我が国の若手研究者が海外で活躍・研鑽する機会の充実・強化を図ることを目的とし、我が国の大学が、海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において一定期間研究活動等を行う機会を提供することを支援する。

## (2) 業務実績

平成19年度、20年度、21年度採択の計30事業については、事業計画書に基づき円滑に資金を支給するとともに、事業の運営にアドバイスを行うなど、大学における若手研究者の海外派遣による研究者の育成に貢献した。平成24年度に支援した30事業で247人の若手研究者が海外に派遣され、また、海外パートナー機関との共同企画が59件開催され、若手研究者が海外や国際的な環境で活躍・研鑽する多くの機会の提供が行われた。初年度（平成19年度）と平成20年度に採択された計20事業が平成24年度末までに終了することから、各事業の事後評価方法についての検討を開始した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
適切な事業の実施	<p>支援された30事業で、247人の若手研究者が海外に派遣され、また、海外パートナー機関との共同企画が59件開催され、若手研究者が海外や国際的な環境で活躍・研鑽する多くの機会の提供が行われた。</p> <p>事業の実施計画、実施報告、中間評価の結果等については、随時ホームページ上にアップし、成果の公開・共有に努めている。</p> <p>初年度（平成19年度）と平成20年度に採択された計20事業が平成24年度末までに終了することから、各事業の事後評価方法についての検討を開始した。</p>	A
事業の有効性と支援対象者養成の成果	<p>平成24年度は、平成19～21年度採択の計30件に支援を行い、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献した。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>『整理合理化計画 別表【学術の国際交流事業の促進事業】』 「○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。」</p> <p>「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第1-3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化」 ①日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点をおくこととし、外国人特別研究員事業の規模を縮小する（平成19年度）。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 外国人特別研究員事業」 今後、整理合理化計画等に基づき、日本人若手研究者の海外での研鑽機会の付与のための事業に重点化を図っていく必要がある。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（項目別-5 全般的な取組み）」 組織的な研究者海外派遣支援事業の若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）については、組織的な研究者海外派遣支援として着実に実施しており、整理合理化計画を踏まえ、今後さらなる重点化の取組みを強化することが重要である。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 平成20年度から新たに実施している、若手研究者の海外での修練プログラムを機関毎に募集したインターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）は、時機を得た取り組みである。ここでの若手として、女性や外国人を含めてもよいが、育成のためのシステムが女性と外国人では異なってくるために、女性、外国人を育成対象とするプログラムがあつてよい。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 大学が組織的に海外の大学と連携して、若手研究者が海外の大学で研究を行うなどの機会を提供するインターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）は大学院教育の国際化にも大きく寄与することから、ダブルディグリーやジョイントディグリーへとつなげていける基盤としても、重要な事業である。大学院教育は研究行為と密接に結びついていることから、学位取得における、ITPの効果も、事業評価の一つの軸にすることが望ましい。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>平成24年度は平成19年度、平成20年度、平成21年度に採択した計30課題に対して、引き続き支援を行った。（平成23年度予算:449,420千円 → 平成24年度予算:351,720千円） 平成22年度以降、新規の募集を停止しているが、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム等により、若手研究者の海外研鑽の機会を提供する事業の重点化を進めている。</p>

## (5) 評価資料

若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)	平成19年度採択課題一覧
若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)	平成20年度採択課題一覧
若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)	平成21年度採択課題一覧

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.isps.go.jp/j-itp/index.html>

## (7) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム

## (1) 年度計画

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、専門家による公正な審査体制を整備し、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する。  
また、派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果を他機関の派遣戦略や国際事業の戦略策定に活用できるように、有益な情報を的確に把握・共有できるシステムを運用する。

## (2) 業務実績

頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムは、平成22年度に実施された「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の趣旨を踏襲、発展させ、平成23年度に開始された事業である。  
予算の増額を受け、新たな採択を行うため公募を実施し、平成24年度採択分について、国際事業委員会において書面審査、面接審査による選考を行い、申請のあった99件の中から28件の事業の採択を決定した。平成24年度の新規採択28件、平成23年度の採択28件及び平成22年度に「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」で採択された継続の68件の計124件に対して、円滑に補助金の交付を行った。  
本事業の採択課題等の情報をホームページにおいて公開している。  
また、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。  
初年度（平成22年度）に採択された68事業が平成24年度末で終了することから、各事業の事後評価方法についての検討を開始した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
補助金の適切な管理	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」や「若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金交付要綱(文部科学大臣決定)」の規定に則った、「若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金取扱要領」等関係規定に基づき、本会が適切に補助金を管理するとともに、大学等研究機関において、補助金が適切に管理されていることを確認し、平成23年度に実施した96事業の額の確定を実施した。	A
事業の有効性と支援対象者養成の成果	本事業は、国際的な共同研究の相手先に、若手研究者を共同研究の担い手として長期に派遣することにより、若手研究者本人の研鑽に資するとともに国際的な研究ネットワークの核となる人材を育成するものである。 平成24年度は、平成22、23、24年度採択の計124件の事業に支援を行い、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献した。	
審査の公正性・透明性	国際事業委員会の下に国際企画委員会を設置し、領域別の審査・評価部会（「人社系」「理工系」「生物系」「学際・複合領域系」合計約70名で構成）で、書面審査、面接審査により選考を行った。選考の際には、利害関係者の取扱いについて厳格を期している。 また、選考終了後、審査委員の名簿を公開した。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 若手研究者の海外派遣事業は、海外共同研究機関との連携など、積極的な展開につながる重要な事業であるが、研究機関支援プログラムをより効果的に改善するために、各研究機関に支援のあり方を問うてみることも必要であろう。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>本プログラムは、文部科学省の若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金により実施されている事業であり、基本的な制度設計は文部科学省により行われる。平成22年度に採択され、本プログラムで引き続き支援した68事業が3年間の支援期間を終了したことから、文部科学省で、支援した機関に対するアンケート調査を平成25年度中に実施する準備をしている。</p>

## (5) 評価資料

<p>頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム 平成22年度分公募 採択事業一覧  頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム 平成23年度分公募 採択事業一覧  頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム 平成24年度 公募要領  頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム 平成24年度分公募 審査結果  頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム 平成24年度分公募 採択事業一覧  若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金取扱要領  若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金交付条件  頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム国際企画委員会の組織等について</p>
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan2/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan2/index.html</a>  <a href="http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-zunoujuncan/index.html</a></p>
---

## (8) 日本学術振興会賞

## (1) 年度計画

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見出し、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

## (2) 業務実績

平成24年度の授賞については、我が国の大学等学術研究機関及び学協会に第9回（平成24年度）日本学術振興会賞推薦要項を送付し、推薦の受付を行った。今年度新たに推薦された者と前年度から引き続き審査の対象となる者（キャリアオーバー）を合わせて、371名を候補者として、学術システム研究センターにおいて予備的審査を実施した。その際、学際的な分野の研究に対する審査については、複数分野の専門家による慎重な評価を行うため、他領域への推薦であっても学際領域に当たる推薦については、関係する領域においてもチェックを行った。この結果を踏まえて、日本学術振興会賞審査会（委員長：江崎玲於奈（財）茨城県科学技術振興財団理事長／横浜薬科大学長、計12名で構成。）において選考を行い、受賞者を決定した。また、この受賞者の中から日本学士院において、日本学士院学術奨励賞の受賞者が選定された。

授賞式は、平成25年2月4日に秋篠宮妃殿下のご臨席を得て、日本学士院で開催し、受賞者に賞状、賞牌及び副賞として研究奨励金110万円が授与された。

なお、平成25年度の授賞については、推薦領域に新たに総合系領域を加えることとし、我が国の大学等学術研究機関及び学協会に第10回（平成25年度）日本学術振興会賞推薦要項を送付した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的な業務の実施	<p>特別研究員事業等他の振興会事業と同様に、公募により大学等関係機関に候補者の推薦を依頼することにより、幅広く優れた受賞候補者の推薦を受け付けることが可能となっている。推薦要項については、我が国の学術研究機関及び学協会等3,498機関に送付するとともに、ホームページや科学専門誌等にも掲載して、その周知に努めた。</p> <p>推薦書類は2年間有効とし、翌年度も引き続き選考対象とする仕組みを取り入れている。</p> <p>授賞式の開催にあたっては、日本学士院の協力を得ることでより効率的に実施している。</p>	
顕彰の有効性	<p>人文・社会科学から自然科学の全分野を対象に優れた研究業績を有する若手研究者を幅広く顕彰する制度としては、我が国においてこれまで例のないものである。優れた研究を進めている若手研究者を見出し、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援することは、世界をリードする研究者の育成に資するとともに、我が国の学術研究全般の推進にも大きく寄与する制度である。</p> <p>また、学界を代表する世界的に著名な研究者で構成される審査会においては、候補者の研究業績の卓越性及び将来性について非常に熱心な議論を経て、受賞者の選考が行われた。</p>	S

選考の公正性・透明性	<p>受賞者の選考にあたっては、利害関係者の取り扱いについて厳格を期し、公平性の確保に努めた。</p> <p>審査結果の公表については、振興会ホームページに掲載するとともに、報道機関へ資料を配布する等積極的に行い、同時に推薦を依頼した全国の各研究機関および学協会へ受賞者を紹介したパンフレットを送付した。</p> <p>選考に関わった学術システム研究センター研究員及び日本学術振興会賞審査会委員の名簿は、振興会ホームページにも公表している。</p> <p>また、平成18年度より、我が国で活躍している外国人にも受賞対象を拡大している。</p>	
------------	---	--

#### (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 日本学術振興会賞」 若手研究者を顕彰する本賞の意義は極めて高く、今後、本賞の国内外における知名度と意義の向上を図っていくことが重要である。</p> <p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 「日本学術振興会賞」を、国民、特に中高生を対象にして、やさしく紹介することは学術研究に国費を投入することの大切さを国民に知ってもらうために優れた効果をもつであろう。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) 国公立大学、学協会等、3,498機関に推薦要項及びポスターを送付し推薦を依頼した。日本学術振興会賞の授賞式の記事を学術雑誌等の広告記事として掲載した。</p> <p>2) 日本学術振興会賞の受賞者が決定した際には、中高生にも理解できるように配慮した授賞理由を添えて、記者発表を行っている。</p>

#### (5) 評価資料

<p>科学技術基本計画（第2期）、科学技術・学術審議会人材委員会第三次提言「科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して」（平成16年7月）、第9回（平成24年度）日本学術振興会賞推薦要項、第10回（平成25年度）日本学術振興会賞推薦要項、日本学術振興会賞審査会委員名簿、第8回日本学術振興会賞受賞者一覧、第9回日本学術振興会賞パンフレット</p>
---

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html">http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html</a>  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/index.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/index.htm</a>  <a href="http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html">http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html</a></p>
--

## (9) 日本学術振興会育志賞

## (1) 年度計画

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

## (2) 業務実績

平成24年度の授賞については、我が国の大学等学術研究機関及び学協会に第3回（平成24年度）推薦要項を送付し、推薦の受付を行った。推薦にあたっては、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な者を、論文等の業績のみにとらわれず、研究に関連する多様な視点を含めて推薦いただけるよう、推薦書から業績記入欄を削除した。大学長または学協会長から推薦された者、124名を候補者として、学術システム研究センターにおいて予備的審査を実施した。推薦は3系（人社系・理工系・生物系）に分けて受付を行い、書面と面接の予備審査を行った。この結果を踏まえて、日本学術振興会育志賞選考委員会（委員長：佐々木毅学習院大学教授、計9名で構成。）において厳正な選考を行い、受賞者16名を決定した。

授賞式は、平成25年3月4日に秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て、日本学士院で開催し、受賞者に賞状、賞牌及び副賞として学業奨励金110万円が授与された。

さらに、育志賞受賞者の内、希望した者は平成24年度より特別研究員として採用することとし、7名の採用手続きを開始した。

また、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流の場を設けることにより、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、平成24年9月10日に東京大学に於いて、育志賞研究発表会を開催した。

なお、平成25年度の授賞については、我が国の大学等学術研究機関及び学協会に第4回（平成25年度）日本学術振興会育志賞推薦要項を送付した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的な業務の実施	<p>特別研究員事業等他の振興会事業と同様に、公募により大学等関係機関に候補者の推薦を依頼することにより、幅広く優れた受賞候補者の推薦を受け付けることが可能となっている。推薦要項については、我が国の学術研究機関及び学協会等2,810機関に送付するとともに、記事掲載についての新聞社への働き掛け、国立大学協会や公立大学協会、私学関係団体への協力要請、ホームページ掲載など、その周知に努めた。</p> <p>大学からの推薦を3名以内、また、学会からの推薦を1名に制限し、推薦者が候補者を絞り込む仕組みを導入することにより、真に優秀な者が推薦されるため、振興会内の選考が効率的に行われた。</p> <p>推薦受付から選考、授賞式の開催等の事務処理については、日本学術振興会賞で培ったノウハウを生かすことにより効率的に実施している。</p>	S
顕彰の有効性	<p>人文・社会科学から自然科学の全分野を対象に、優れた大学院博士課程在学者を幅広く顕彰する制度としては、我が国においてこれまで例のないものである。社会的に厳しい経済環境の中で、勉学や研究に励んでいる若手研究者を支援・奨励し、その研究意欲を高め、創造性・独創性が高い研究や、重要な基盤となる研究に従事している若手研究者を支援することは、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される若手研究者の育成に資するとともに、我が国の学術研究全般の推進にも大きく寄与する制度である。</p> <p>学界を代表する世界的に著名な研究者で構成される選考委員会においては、候補者の将来性等について非常に熱心な議論を経て、受賞者の選考が行われた。</p> <p>また、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、育志賞研究発表会を開催、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流が行われた。</p>	

選考の公正性・透明性	<p>受賞者の選考にあたっては、利害関係者の取り扱いについて厳格を期し、公平性の確保に努めた。</p> <p>学術システム研究センターにおける予備審査では、書面による選考により候補者を絞込み、その後面接選考を行うことにより、業績のみならず受賞者の将来性や研究に対する主体性等について、慎重な評価を行った。</p> <p>審査結果の公表については、振興会ホームページに掲載するとともに、報道機関へ資料を配布する等積極的に行い、同時に推薦を依頼した全国の各研究機関および学協会へ受賞者一覧を送付した。</p> <p>選考に関わった学術システム研究センター研究員及び日本学術振興会育志賞選考委員会委員の名簿は、振興会ホームページにも公表している。</p>	
------------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>日本学術振興会育志賞顕彰規程、第3回（平成24年度）日本学術振興会育志賞推薦要項、第4回（平成25年度）日本学術振興会育志賞推薦要項、日本学術振興会育志賞選考委員会委員名簿、第3回日本学術振興会育志賞受賞者一覧、第3回日本学術振興会育志賞パンフレット</p>
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www.isps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html">http://www.isps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html</a></p>
--



事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 4 学術に関する国際交流の促進

掲載箇所

中期計画

8 頁

年度計画

10 頁

事業報告書

8 2 頁

## 1. 中期計画

## 4 学術に関する国際交流の促進

国際的な共同研究を積極的に促進するなど、日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、我が国を代表する資金配分機関として戦略的に以下の取組を行う。

なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な審査を行う。

## (1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

日本の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づく、国際共同研究、セミナー開催などの事業を実施することにより、学術ネットワークの構築を進める。これらの活動を円滑に推進するため、諸外国の学術振興機関との協力関係をさらに強化・発展させる。

欧米等学術先進諸国との交流については、対等な立場での協力により、日本の国際競争力を高め、世界トップレベルの研究水準を維持し、さらに向上させる。

アジア諸国、特に国際的な研究開発能力を飛躍的に増しつつある韓国、中国、インドとの学術交流を戦略的に推進するための取組を支援することにより、相互的な学術発展を図る。

アフリカ・中東諸国等との交流については、長期的視野に立って、外交的な観点や多様な研究ニーズなど様々な学術に関する国際交流の必要性を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ促進する。

また、海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

## (2) 研究教育拠点の形成支援

我が国の学術研究機関が先端研究分野において世界を代表する研究教育拠点となることを目指し、諸外国のトップレベルの学術研究機関との多国間交流ネットワークの構築・強化、若手研究者の育成等を通じ、その萌芽段階にある拠点の形成を支援する先端研究拠点事業等を推進する。

## (3) 若手研究者育成のための国際交流支援

日本と先進諸外国の新進気鋭の若手研究者が学際的な観点から先端的な研究課題について積極的に討議し情報発信を行う機会を提供する先端科学 (Frontiers of Science) シンポジウム事業や、ノーベル賞受賞者との討議等を行う会議に若手研究者を派遣する事業 (リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業) 等を実施する。

## (4) アジア・アフリカ諸国との交流

アジア・アフリカ諸国との学術連携・協力の深化を図るため、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業及び日中韓フォーサイト事業等により、研究拠点構築や研究者交流を積極的に促進する。具体的には、それぞれの国の学術の発展段階等も踏まえながら、共同研究・セミナー等の効果的な実施を促進する。

とりわけ、我が国と緊密な関係にあるアジア諸国については、各学術振興機関間、大学・研究所間、さらには個々の研究者間など多層的なネットワークを我が国が主導的に形成するための取組を実施することにより、アジアにおける学術コミュニティの構築、同地域における先端研究や共同課題解決研究の推進及び若手研究者の育成を図る。

なお、拠点大学交流事業については、アジア研究教育拠点事業など公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換し、平成23年度までに段階的に廃止する。

## (5) 研究者の招致

多様な発想と経験を有する内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する研究環境を創出するため、次世代の研究を担う優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する第一線の著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招致のための取組を推進する。

また、日本での研究滞在を終え、母国に帰国した後の研究者コミュニティの形成・強化を図ることも視野に入れ、多様な招へい方法による、きめ細やかな対応を行う。

さらに、招へいた外国人研究者の協力を得て、高校生に科学や国際社会への関心を深めさせることを目的としたサイエンス・ダイアログ事業を全国各地で広く実施する。

なお、外国人特別研究員については、全体として効率化を図っていくよう検討を行い、大学等のニーズに即し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。

**(6) 大学等における研究環境の国際化支援**

日本の大学の国際化を促進させるため、職員養成のための取組や大学の組織的な研究者の派遣・受入れ、国際的な共同研究など大学の国際展開を支援するほか、多様な研究環境国際化のための取組を積極的に行う。海外研究連絡センターにおいて、各大学と協力し、各大学が主催するシンポジウムの共催、後援、大学改革の動向に関する調査協力や大学が設置する海外拠点の連携強化等を通じて、各大学の海外展開を積極的に支援する。

**(7) 事業の評価と改善**

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際共同研究の基本的な方向性についての検討を行う。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ、費用対効果の検証を行う。その結果を踏まえ、事業の統合・メニュー化を行い、関係者にわかりやすい体系に整理する。

併せて、国際交流事業の成果について、ホームページ等を通じて広く公開する。

各海外研究連絡センターにおいては我が国の各大学や他の独立行政法人との協力・連携による活動や機能の強化を図るとともに、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性を相互に評価するなど、事業の成果及び効果を把握することに努め、事業の改善に反映させ、その成果について広く公開する。

また、カイロ、ナイロビの両研究連絡センターについては、効率的な業務運営に努めつつ、増大するアフリカ地域研究などの重要性・学術研究の特殊性に鑑み、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向の収集・発信機能を充実させる。

さらに、効果的・効率的な業務運営の観点から、事務所の共用化等について検討を行い、具体的な結論を得る。なお、ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用を行う。

**2. 意義・必要性**

振興会の国際交流事業は、外国人研究者を招へいする事業から、協定に基づき実施する二国間や多国間の共同研究を支援する事業まで様々なプログラムにより構成され、対象者も個人から研究者グループ、機関単位との交流の促進を図るものまで多様である。また、人文・社会科学から自然科学まで全ての学問分野にわたる課題を支援しており、世界各国を対象に、我が国の学術の国際交流の促進を図るための総合的な取組を実施している。

これらの取組は、第1期、第2期及び第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）に引き続き、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）に示されている「基礎研究及び人材育成の強化」を図るうえで極めて重要な役割を果たしている。

また、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）の別表「日本再生に向けた改革工程表」においても、国際競争力のある科学技術イノベーションシステムの構築に必要なものとして研究者交流の一層の推進の必要性が指摘されている。

これらの趣旨のもと、諸外国の対応機関等との協力関係に基づき研究者の相互交流を行う国際交流事業は、これまでの取組を継続して着実に実施する必要がある。

**3. 年度計画****4 学術に関する国際交流の促進**

- (1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進 (p. 107)
- (2) 研究教育拠点の形成支援 (p. 111)
- (3) 若手研究者育成のための国際交流支援 (p. 114)
- (4) アジア・アフリカ諸国との交流 (p. 116)
- (5) 研究者の招致 (p. 121)
- (6) 大学等における研究環境の国際化支援 (p. 125)
- (7) 事業の評価と改善 (p. 127)

## 4. 得られた成果に関する評価

## (1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

学術国際交流の土台となる海外の学術振興機関（45ヶ国、2国際機関を含む計85機関）との協定・覚書等に基づく協力関係を維持・発展させつつ、新規の協定締結に向けた協議の開始、協定・覚書等の改正・見直しを行った。また、G8の7ヶ国の学術振興機関と共同採択・支援を行う多国間国際研究協力事業（G8 Research Councils Initiative）の第3回公募では、主要国と新興国におけるグローバルな環境変動研究の枠組みであるベルmontフォーラムと共同公募、共同審査を実施したが、従来の7ヶ国に加え、オーストラリア、ブラジル、インド、南アフリカが参加したことにより、一層グローバルな国際共同研究への支援を可能とした。また、さらなる国際共同研究への道筋を探ることを目的とした新興国も含めた世界各国の学術振興機関の長によるバーチャル・フォーラムであるGRC(Global Research Council)のアジア太平洋地域会合を、平成24年12月6、7日に振興会主催で実施した等、学術振興機関及び研究者間の新たな研究ネットワークの構築に大いに貢献した。

海外研究連絡センターにおいては、現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を24件開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信した。

## (2) 研究教育拠点の形成支援

先端研究拠点事業及び研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）の実施により効果的かつ影響力のある研究ネットワークを構築及び、当該ネットワークを活用して若手研究者を中長期に派遣することでの体系的な若手研究者の育成に貢献した。また、日独共同大学院プログラムの実施により組織的な大学院教育の国際化及び若手研究者の育成に貢献することができた。

## (3) 若手研究者育成のための国際交流支援

若手研究者育成のためのセミナーとして、先端科学シンポジウム事業を、適切なプログラムを策定することでシンポジウム等の質を確保して着実に実施し、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業の実施と併せて、次世代の研究者の育成に貢献した。

## (4) アジア・アフリカ諸国との交流

ノーベル賞受賞者等の著名研究者と域内の大学院生・若手研究者の交流によりアジア・太平洋地域等の研究人材の育成と相互ネットワークの形成を図るHOPEミーティングの開催や研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業、論文博士号取得希望者への支援事業、アジア学術振興機関長会議や日中韓学術振興機関長会議、科学技術研究員派遣支援システム調査等を実施し、アジア・アフリカにおける研究教育拠点及び科学技術コミュニティの形成およびアジア・太平洋地域の研究人材の育成と人的ネットワークの構築に大きく寄与した。

## (5) 研究者の招致

さまざまなキャリアステージの外国人研究者を我が国に招へいする事業として、外国人特別研究員事業（一般／欧米短期／サマー・プログラム）、外国人研究者招へい事業（短期／長期）、著名研究者招へい事業を実施した。

また、振興会事業経験者による研究者コミュニティを支援するとともに、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的として、外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program）を実施し、各国の研究者コミュニティの一層の強化を図った。

さらに、各国研究者コミュニティへの支援を通じ、諸外国において振興会の事業の広報・普及を図り、優秀な若手研究者の振興会事業への参加を促進することができた。その他、サイエンス・ダイアログ事業の実施により、アウトリーチ活動も積極的に支援した。

## (6) 大学等における研究環境の国際化支援

学術の国際交流を推進する上で重要な大学の国際展開のために、我が国の研究者が国内の大学等で開催する国際研究集会の開催を着実に支援した。また、海外研究連絡センターにおいては、我が国の大学等が研究連絡センターをそれぞれの大学の海外事務所として活用して海外拠点活動を行うことを支援したほか、国際業務を担当する我が国の若手大学職員を「日本学術振興会国際協力員」として受け入れ、海外実務研修を行わせるなど、大学の国際化を支援するための活動を行った。

## (7) 事業の評価と改善

国際事業委員会における審査・評価を行うとともに、学術システム研究センターを活用し、書面審査結果の分析・検証を行い、審査・評価体制の公正性・透明性の一層の向上を図った。また、諸外国の学術振興機関と協力して実施している事業については、当該機関との協議に基づいて事業の改善を行った他、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日 閣議決定）で指摘のあった国際交流事業の見直しについても、学術システム研究センター主任研究員から構成される「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」（平成21年度より設置）の提言を更に進めた。

海外研究連絡センターについても、日本の大学との連携協力のもと、諸外国において、シンポジウムや日本の教育、研究機会の説明会などを開催した。また、海外における現地拠点として学術情報を収集し、その情報をホームページにて定期的に発信し広く公開を行うとともに、国立大学協会を通じて大学関係者へ情報を積極的に提供した。さらに、大学の海外活動を支援するための協力・支援の一環として、各センターの一部を大学の活動の場として提供し国際化支援に役立てており、北京研究連絡センターでは、大学等との共同利用を推進し、平成24年度中には9機関と共同利用を行い、センターとしての更なる機能の強化を行った。またセンターの効果的、効率的な業務運営の観点から、バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所との事務所の共用、また、宇宙航空研究開発機構バンコク事務所とは会議室の共用を行った。

## 5. 決算額（支出額） 【セグメント区分：国際交流】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
9,795,711	10,141,843	7,741,857	8,088,351	

(単位：千円)

平成21年度決算額には、先端学術研究人材養成事業（第1-11）の支出額が含まれる。

## 6. 自己点検評価

<p>海外の学術振興機関との緊密な協力関係を土台とした二国間及び多国間交流の支援、若手研究者の育成に向けた取組、アジアの学術コミュニティの形成、外国人研究者の招へい等の多様な事業を、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を用い、公平性・公正性を確保しながら適切かつ円滑に実施した。</p> <p>また、海外研究連絡センターと連携して行っている大学の国際化支援及び振興会事業経験者による研究者コミュニティの活動支援についても着実に実施し、学術の国際交流の推進及び持続発展的研究ネットワークの構築に寄与した。</p>	<p>評価</p> <p>S</p>
--	--------------------

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	S	S

## 8. 中期計画の進捗状況

公募事業の実施においては国際事業委員会等において海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価を行うとともに、学術システム研究センターの機能を活用し書面審査結果の分析・検証を行うことで、透明性・公正性を確保している。

- (1) 諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究・セミナー、研究者交流を実施した。海外研究連絡センターにおいても、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信すべく、シンポジウム・セミナーを主催している。
- (2) 先端研究拠点事業、研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）及び日独共同大学院プログラムを通して、多国間及び二国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行い、拠点形成及び若手研究者育成において着実に貢献している。
- (3) 先端科学シンポジウム事業、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業を通して、若手研究者の育成及び諸外国の若手研究者とのネットワーク形成を図っている。
- (4) アジア・アフリカにおける研究教育拠点形成の推進、アジアにおける科学技術コミュニティの形成、アジア地域における研究者養成とネットワーク構築に向けて、アジア・アフリカ諸国との交流を実施している。
- (5) 研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施することで、大学等のニーズに即した効果的な研究者養成を図っている。また、外国人特別研究員における新規採用数の減員及び支給金額の減額により、規模を縮小した。
- (6) 国内で開催される国際的な研究集会への支援を行う他、海外研究連絡センターによる活動を通して、大学の国際化支援を実施している。
- (7) 学術システム研究センターの主任研究員で構成される「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」が平成23年度にとりまとめた提言に従い、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘を受けたアジア関係事業を統合・メニュー化した「研究拠点形成事業」への支援を開始した他、論文博士号取得希望者への援助のあり方についても更に見直しを行った。

諸外国の学術振興機関との協定に基づいて実施している二国間交流事業においては、相手国学術振興機関との間で適宜事業の検討・見直しを行った他、上記タスクフォースにおける指摘を受け、研究者からの多様なニーズに応えるべく、我が国と国交のある全ての国との二国間交流を対象とした応募枠を設けて公募を行った。

更に、受入研究者からの申請を容易にすべく、外国人著名研究者招へい事業を外国人招へい研究者事業に統合して「外国人招へい研究者短期S」として公募を行った。

また、国際交流事業の効果・効率を評価するためには、国際交流事業の目的・達成目標を明確にし、既存事業の成果を把握した上で、大学等研究機関・研究者のニーズや対象地域・研究分野の特性にも配慮した国際交流事業の評価・検証を行う必要があることから、国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的事業展開を行うため、「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」の策定に着手した。

海外研究連絡センターにおいては、大学の海外活動を支援するための協力・支援の一環として、各センターの一部を大学の活動の場として提供し国際化支援に役立てており、北京研究連絡センターでは、大学等との共同利用を推進し、平成24年度中には9機関と共同利用を行い、センターとしての機能の強化も行っている。

またセンターの効果的・効率的な業務運営の観点から、バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所との事務所を、宇宙航空研究開発機構バンコク事務所と会議室の共用を行っている。

## 9. 外部評価

	評価
	S

## (1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

## (1) 年度計画

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、学術に関する国際交流を促進する事業を実施する。なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な審査を行う。

## (1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する事業を実施する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。特にインド・韓国との学術振興機関と連携し、アジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介するアジア学術セミナーを実施する。また、日欧間の研究交流関係の強化に向けた取り組みへの協力をを行う。G8の学術振興機関長会議(G8-HORCS)の提案を受けて開始した多国間国際研究協力事業等、国際的に取り組むべき課題の解決に向け、研究者からのボトムアップによる発意に基づく研究を主要国学術振興機関と共同して支援するボトムアップ型国際共同研究事業を実施する。

なお、海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

## (2) 業務実績

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施される二国間交流事業においては、41ヶ国、58機関との協定等に基づき、468件の共同研究・セミナー、192人の研究者交流を実施した。共同研究・セミナーについては、委託契約に基づき旅費、消耗品費等、セミナー開催経費等を支援し、研究者交流においては旅費、滞在費等を支給した。また、協定等に基づく二国間交流事業を実施している国以外との交流に対するニーズにも幅広く応えるため、我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う)を二国間交流の対象とした「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」を新設し、平成25年度分の募集を行った。さらに、特にブラジルとの間では、新たな学術国際交流を促進するため、サンパウロ州研究財団(FAPESP)との合同シンポジウムを実施した。インドについては、平成25年度の共同研究・セミナーの採用候補課題の選考、平成24年度に実施した事業の事後評価を、両国の研究者より構成される日印合同科学評議会において行った。またアジア学術セミナーを韓国研究財団(NRF)との共催で1件、インド科学技術庁(DST)との共催で1件実施した。

国際共同研究事業においては、G8の7ヶ国(カナダ自然科学工学研究会議(NSERC)、フランス国立研究機構(ANR)、ドイツ研究振興協会(DFG)、ロシア基礎科学財団(RFBR)、英国研究会議(RCUK)、米国国立科学財団(NSF))と優れた多国間共同研究を支援することを目的とする多国間国際研究協力事業(G8 Research Council Initiative)を実施し、第2回公募では、振興会が公募事務局として参加学術振興機関をとりまとめ、共同審査を経て10件採択した。第3回公募では、主要国と新興国におけるグローバルな環境変動研究の枠組みであるベルmontフォーラムと共同公募、共同審査を実施したが、従来の7ヶ国に加え、オーストラリア、ブラジル、インド、南アフリカが参加したことにより、一層グローバルな国際共同研究への支援を目指しているところ。また、米国国立科学財団(NSF)とは、国際化学研究協力事業(ICGプログラム)において共同審査を経て1件を採択し、さらに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的とする国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム)において共同審査を経て1件採択した。これらを通して、学術振興機関及び研究者間の新たな研究ネットワークの構築に貢献した。

さらなる国際共同研究への道筋を探ることを目的とした新興国も含めた世界各国の学術振興機関の長によるバーチャル・フォーラムであるグローバルリサーチカウンシルのアジア太平洋地域会合を、平成24年12月6、7日に振興会主催で実施し、諸外国の学術振興機関との協力関係を発展させた。

海外研究連絡センターにおいては、現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
学術ネットワークの強化	<p>引き続き諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究・セミナー、研究者交流を実施した。海外の学術振興機関との協力関係は、学術国際交流の土台となるものであり、平成24年度はベトナム科学技術省（MOST）と新たに協定を締結したほか、スウェーデン研究・高等教育国際協力財団（STINT）と新たに協定締結に向けた協議を開始し、海外の学術振興機関とのネットワークを更に発展させた。</p> <p>アンケート調査において、約70%が相手国研究者との共著論文や大学間協定の締結計画等、当該事業で得られた成果をさらに発展させる計画を持っていることが報告されているように、学術ネットワークの構築・発展が図られている。</p> <p>また、アジアの若手研究者を対象とした短期集中型のアジア学術セミナーを、韓国研究財団（NRF）との共催で1件、インド科学技術庁（DST）との共催で1件実施し、最新の学術動向を紹介する事を通じて、アジアの若手研究者の育成と人的ネットワークの構築に寄与した。</p> <p>また、カナダ自然科学工学研究会議（NSERC）、フランス国立研究機構（ANR）、ドイツ研究振興協会（DFG）、ロシア基礎科学財団（RFBR）、英国研究会議（RCUK）、米国国立科学財団（NSF）と優れた多国間共同研究を支援することを目的とする多国間国際共同研究事業（G8 Research Council Initiative）を実施し、第2回公募では共同審査を経て10件採択し、第3回公募では、主要国と新興国におけるグローバルな環境変動研究の枠組みであるベルmontフォーラムと共同公募、共同審査を実施したが、従来の7ヶ国に加え、オーストラリア、ブラジル、インド、南アフリカが参加したことにより、一層グローバルな国際共同研究への支援を目指しているところ。また、米国国立科学財団（NSF）とは、国際化学研究協力事業（ICGプログラム）において共同審査を経て1件を採択し、更に、若手研究者等に国際共同研究の機会の提供を目的とする国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム）において共同審査を経て1件採択した。これらを通じて、学術振興機関及び研究者間の新たな研究ネットワーク構築の一層の強化に貢献した。</p> <p>さらに、海外研究連絡センターにおいて海外の学術振興機関等との共催でシンポジウムを開催することにより、効果的に日本の最新学術情報を発信し、日本と当該国間における新たな研究者ネットワークの構築に寄与した。</p>	S
効率的・効果的な事業の実施	<p>二国間交流事業は、振興会と相手国の学術振興機関との覚書に基づき、両機関間で審査を行い、合意の上実施される。そのため、日本と相手国双方向の交流が担保されるとともに、優れた研究者間での交流が実施されている。また、振興会では、申請受付、書面審査業務に関し電子システムを用いて、効率的に実施している。</p> <p>また、審査方針に「若手研究者養成への貢献」「社会的貢献」を挙げ、学術的観点からのみならず若手研究者養成、研究成果の社会還元にも留意している。</p> <p>更に、平成24年度は、ドイツ学術交流会（DAAD）、フランス国立保健医学研究機構（Inserm）、および中国科学院（CAS）との間で交流形態を見直す等、相手国学術振興機関との間で事業を検証し、必要な見直しを行った。</p>	

審査における公正性・透明性の確保	<p>二国間交流事業は、3名の研究者による書面審査（ピア・レビュー）の後、国際事業委員会による合議審査、相手国対応機関との協議を経て採択を決定している。</p> <p>審査方針、国際事業委員会の氏名・所属、申請・採択件数について振興会ホームページ上で公開し、透明性の確保に努めている。</p> <p>また、共同研究・セミナーの報告書についても、ホームページで公開している。</p> <p>国際共同研究事業についても、対応機関と共同で実施するピア・レビュー審査等を経て、採択を決定している。</p>	
------------------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 協定の見直し」 事業の効果・成果を適切に把握・検証・公開し、事業や協定の見直しに結びつけて行く必要がある。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 従来の二国間共同研究の制度を見直すことも必要ではないか。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 一部の事業の評価では、実施した日本の機関に対するアンケート調査のみが評価の判断材料とされ、相手国の事業に対する評価は不明である。今後、交流事業の成果を国民に知らせるには、各事業ごとに評価に適した評価方法を検討する必要がある。また、二国間交流事業等における「固定化、形骸化」等の非効率が生じていないかについて、点検する評価システムを考案していただきたい。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 効率的・効果的な事業の実施については、二国間交流事業における覚書の内容の定期的な見直しや覚書を締結していない相手国との交流の活性化等について、適切な点検・評価体制を設置して実施していただきたい。</p>
見直し状況	<p>1) 相手国学術振興機関との間で事業を検証し、ドイツ学術交流会 (DAAD)、フランス国立保健医学研究機構 (Inserm) および中国科学院 (CAS) との間で交流形態を見直し、DAADとは研究者交流に加えよりニーズの高い共同研究を開始すべく協定を改定し、Insermとは若手研究者の機動的な交流を実施し少数の専門家によるセミナーを支援するため、従来の共同研究から研究者交流とセミナーを開始すべく協定の改定を行い、CASとは研究者交流よりニーズの高い共同研究を開始すべく覚書実施細目を改定した。更に、ベトナム科学技術省 (MOST) と覚書を新たに締結し共同研究の募集を開始したほか、スウェーデン研究・高等教育国際協力財団 (STINT) と新たに共同研究を実施すべく協定締結に向けた協議を開始した。</p> <p>事業成果公開の観点から、二国間交流事業の成果報告書は振興会ホームページに掲載して広く周知を図っている。また、事業のあり方については、上述のとおり相手国学術振興機関との間で絶えず協議を行っている他、振興会内においては「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」において検討を行った。当該タスクフォースにおいては、「相手国からの便宜供与が図られるなど特定の国との安定的かつ効果的な研究者交流を可能としている」との評価があった一方、「覚書等を締結している国以外の国との交流に対するニーズに広く応えるべく、国ごとの割り当てを行わず、(申請のあったものの中から) 評価の高い順に採択する枠が必要」との指摘があったことから、我が国と国交のある全ての国 (台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う) を二国間交流の対象とした「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」を新設し、平成25年度分の募集を行ったところである。</p>



## (5) 評価資料

平成24年度募集要項（二国間交流事業共同研究・セミナー、特定国派遣研究者、国際共同研究事業／a. 国際化学研究協力事業（ICGプログラム）、b. 国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム））、多国間国際研究協力事業（G8 Research Councils Initiative）第3回公募募集要項（第3回公募申請に際しての注意点（日本側研究代表者用））、共同研究・セミナー事務取扱の手引、特定国派遣研究者事務取扱の手引、来日研究者受入の手引、アジア学術セミナーの取扱手引き、国際化学研究協力事業（ICGプログラム）事務取扱の手引、国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム）事務取扱の手引、多国間国際研究協力事業（G8 Research Councils Initiative）事務取扱の手引

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-bilat/bilat.html>（二国間交流事業）  
<http://www.jsps.go.jp/j-bottom/index.html>（国際共同研究事業）

## (2) 研究教育拠点の形成支援

### (1) 年度計画

先端的または地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準または地域における中核的な研究交流拠点の構築とともに若手研究者の育成を図る研究拠点形成事業及び先端研究拠点事業（継続分）を実施する。また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

### (2) 業務実績

先端研究拠点事業は、先端研究分野に関して、我が国と欧米等の学術先進諸国の中核的な研究拠点をつなぐ協力関係を強化し、国際学術交流拠点（ハブ）形成及び若手研究人材の育成を目的として実施している。実施にあたっては、我が国及び相手国それぞれの研究交流の中核となる機関（拠点機関）を設け、拠点機関を中心に、研究交流に参加する研究機関（協力機関）等からなるグループを構成し、共同研究、セミナーの実施及び若手研究者派遣を主とした研究者交流を実施している。本事業では拠点形成型と国際戦略型の2つの事業枠組みを設け、拠点形成型採用課題の中から、拠点形成型における実績や今後の研究交流計画について高い評価を得た課題の絞り込みを行ない、国際戦略型にステップアップする方式を採っている。

平成24年度は、5機関13交流を米英独仏等の16ヶ国との間で実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。本事業に対する評価については、本事業が国際的な研究協力網の構築・充実、若手研究者の育成、及び先端的学術情報の収集に対して有用であったかのアンケートに対して全ての拠点機関から肯定的な回答が得られており、本事業が拠点形成及び若手研究者育成において着実に貢献していることが確認できている。

平成23年度拠点形成型の採用課題のうち、国際戦略型への移行を希望した3課題について審査を行い、3課題共に移行課題として採用した。国際戦略型では、交流相手国側においてマッチングファンドを海外の学術振興機関から獲得していることを条件としており、相互経費負担による交流に努めている。書面審査においては、学術システム研究センターを活用して審査の検証を行うなど、公正性の維持に努めた。

採用期間終了時に行う事後評価については、平成24年度には拠点形成型1件に加え、国際戦略型において事後評価を3件実施するとともに、その評価結果をホームページ上にて公開し、事業の実施状況の把握・公開に努めた。

さらにセミナー等の視察を実施し、各拠点機関における交流状況・業務遂行状況の把握、及び事業実施者との意見交換を通して事業を見直す機会とした。

なお、先端研究拠点事業については、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘を受けたアジア関係事業等の統合・メニュー化に伴い対象国等を見直し、平成24年度分より新たに研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）として募集を行った。

研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）は、先端研究分野に関して、我が国と世界各国の研究教育拠点機関をつなぐ持続的な協力関係の確立により、世界的水準の研究交流拠点の構築及び次世代の中核を担う若手研究人材の育成を目的として実施している。実施にあたっては、我が国及び相手国それぞれの研究交流の中核となる機関（拠点機関）を設け、拠点機関を中心に、研究交流に参加する研究機関（協力機関）等からなるグループを構成し、共同研究、セミナーの実施及び若手研究者派遣を主とした研究者交流を実施している。

平成24年度は、5機関9交流を米英独仏等の15ヶ国との間で実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。本事業に採択された研究交流課題については、3年目に中間評価を実施する予定である。

日独共同大学院プログラムは、若手研究者に対して、より早い段階での国際経験の機会を提供できるよう、日独大学間の共同教育研究体制を支援することを目的として、日本の学生がドイツの大学に年間10ヶ月間以内研究滞在中のための旅費、教員が相手国大学で集中講義等を行うための旅費、参加学生を中心とした共同セミナーの開催費等を5年間支援している。

平成24年度は、継続プロジェクト3件に新規1件を加えた4件について、日独の大学院間における研究交流を着実に実施した。実施大学に本事業プログラムの有効性についてアンケートを行ったところ、すべての実施機関から肯定的な回答（P）が得られるなど、日独が共同で行う大学院教育の国際性向上及び若手研究者育成に貢献した。

事後評価のあり方等については、ドイツ研究振興協会と意見交換を行った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
効率的・効果的な事業の実施	<p>先端研究拠点事業及び研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）が対象とする国際的に競争の激しい先端研究分野において、当該分野で著名かつ主導的立場に立つ研究者をコーディネーターとして擁する機関を拠点機関として業務を委託することにより、効果的かつ影響力のある研究ネットワークを構築することができた。また、拠点機関が組織的かつ戦略的な方針のもと、当該ネットワークを活用して若手研究者を中長期に派遣することにより、体系的な若手研究者の育成に貢献した。</p> <p>先端研究拠点事業及び研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）の実施にあたっては、研究設備・機材など、研究実施に必要な基盤的環境が整っている研究機関を拠点機関とし業務委託する形で実施しているが、引き続き拠点機関がより研究実態に即した柔軟な研究交流を推進できるよう改善を図っている。</p> <p>また、先端研究拠点事業では拠点形成型と国際戦略型の2つの事業枠組みを設け、拠点形成型採用課題の中から、拠点形成型における実績や今後の研究交流計画について高い評価を得た課題の絞り込みを行なっているが、国際戦略型として重点的に支援するステップアップ方式を採用することにより、事業の質を担保している。</p> <p>日独共同大学院プログラムについては、ドイツ研究振興協会と連携して審査を行うため、申請者は協力機関と事前に大学院教育研究について十分な協議を行っていることが高く求められており、かつ両国において高く評価されたプロジェクトが採択されることから、質の高い大学院教育プロジェクトを実施することが可能となっている。さらに、プロジェクトの実施にあたっては、大学院が教員・大学院学生の相互交流、共同セミナーと幅広い交流形態から効果的な組み合わせを選択・実施することで、一定数以上の博士課程在籍者を相互派遣し、より水準の高い博士論文の作成に寄与するなど、組織的な国際交流の促進及び若手研究者の育成に貢献している。</p> <p>なお、平成24年度には、以下のとおり事後評価を実施した。（A～Dの4段階評価）また、評価結果を6ヶ月以内にHP上で公表した。</p> <p>先端研究拠点事業：  ・拠点形成型：平成23年度終了1課題について、B評価となった。  ・国際戦略型：平成23年度終了3課題について、1課題がA評価、2課題がB評価となった。</p> <p>日独共同大学院プログラム：  平成23年度終了1課題について、A評価となった。</p>	A
審査の公正性・透明性の確保	<p>研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）における審査は、専門的見地からの書面審査、我が国の第一線の研究者からなる国際事業委員会におけるヒアリング審査及び合議により行った。特に書面審査については、学術システム研究センターを活用して審査の検証を行うなど、公正性の維持に努めた。</p> <p>また、事業趣旨、交流課題の実施状況、申請手続、審査方針、申請・採用状況等については、ホームページにおいて随時公表し、審査の透明性確保に配慮した。</p>	

事業成果の把握及び事業実施者の満足度	<p>先端研究拠点事業では5機関13交流を米英独仏等の16ヶ国との間で実施し、研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）では5機関9交流を米英独仏等の15ヶ国との間で実施し、日独共同大学院プログラムでは4機関4プロジェクトを実施した。海外への派遣総数は先端研究拠点事業では13交流で延べ492人、日独共同大学院プログラムでは4プロジェクトで延べ78人と、これら事業の枠組みを活用した国際交流研究活動を推進した。</p> <p>先端研究拠点事業については、当該事業が目的としている国際的な研究協力網の構築・充実、若手研究者の育成、及び先端的学術情報の収集について、本事業の貢献度をアンケートにより照会したところ、全ての拠点機関から肯定的な回答を得ている。</p> <p>また、研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）については、事業開始3年目に中間評価、事業終了後に事後評価を実施する予定である。</p> <p>日独共同大学院プログラムについても、大学院教育の国際化とレベル向上、国際性ある若手研究者の育成、教育課程の国際性通用の向上等についての事業の貢献度に対するアンケートでは、全ての実施機関から肯定的な回答を得ている。</p>	
--------------------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

研究拠点形成事業平成25年度分募集要項、先端研究拠点事業－国際戦略型（発展型）－の平成25年度分移行審査について、先端研究拠点事業実施状況、研究拠点形成事業実施状況 日独共同大学院プログラム実施状況
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<a href="http://www.jsps.go.jp/j-core_to_core/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-core_to_core/index.html</a> （先端研究拠点事業） <a href="http://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html</a> （研究拠点形成事業） <a href="http://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html</a> （日独共同大学院プログラム）
--

### (3) 若手研究者育成のための国際交流支援

#### (1) 年度計画

次世代を担う研究者の育成等のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業や、特定の研究領域に係る著名な研究者の講義等からなる日本－欧州先端科学セミナーを実施する。  
また、国際経験を培うべく、ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を支援する。

#### (2) 業務実績

先端科学シンポジウムは、日本と諸外国の若手研究者が合宿形式で集い、様々な研究領域における先端科学トピックについて分野横断的な議論を参加者間で集中的に行うことにより、参加した若手研究者が広い学問的視野や柔軟な思考及び国際性を備えることを目的とする。

平成24年度は米国科学アカデミー等との共催で以下の3件のシンポジウムを実施した。参加者を対象に行ったアンケートにおいて8割以上が同様のシンポジウムに再度参加したいと回答したように、参加者から高い評価を得た。また、9割以上が学問的視野を広げることに役立ったと回答し、8割以上が新たな研究のアイデアを得たと回答したように、昨年度に引き続き、研究者の育成に一定の効果をあげた。今後の研究推進に資する新たな出会いがあったと回答した参加者も8割以上いたように、参加者のより広いネットワーク形成にも貢献した。

・日米先端科学シンポジウム: 米国科学アカデミー(NAS)との共催で、平成24年11月30日～12月2日の3日間、米国・アーバインで開催し、日本側40名、米国側44名、合計84名が参加した。

・日独先端科学シンポジウム: フンボルト財団(AvH)との共催で、平成24年10月26日～10月28日の3日間、ドイツ・ボンで開催し、日本側30名、ドイツ側29名、合計59名が参加した。

・日仏先端科学シンポジウム: フランス高等教育・研究省(MESR)、フランス外務省(MAEE)及びフランス国立科学研究センター(CNRS)との共催で、平成25年1月25日～1月27日の3日間、滋賀で開催し、日本側40名、フランス側40名、合計80名が参加した。

また、先端科学シンポジウム事業委員会を4回開催し、事業の運営についての検討や参加者の選考等を行うとともに、シンポジウムに本委員会委員が出席し、実施状況を確認し、シンポジウムの質の向上を図った。

事業成果公開の観点から、アンケート結果、シンポジウムのプログラム、会議資料等を振興会ホームページに掲載した。

日本－欧州先端科学セミナーは、振興会と在日EU関係機関が共催した「日本と欧州の学術交流の活性化についての会議(日-EUワークショップ)」の報告書を受け、日欧の若手研究者の育成と日欧研究者間のネットワーク形成を目的として開催されたセミナーである。

平成24年度は、1件の実施を予定していたが、ESFとの協議の結果、実施の合意に至らなかった。

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業は、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会等との協定に基づき、我が国における学術の将来を担う国際的視野、経験に富む優秀な研究者を育成するため、日本の若手研究者が「リンダウ・ノーベル賞受賞者会議」に参加することを支援する事業である。日本人参加者候補の選考については、国際事業委員会で審査を行った。平成24年度は、日本人若手研究者14名に対し、同会議に参加する経費支援を行った。

参加者を対象としたアンケートにおいては、8割以上が学術的な視野が広がったと回答し、6割近くが国際的な場での研究活動について意欲が増したと回答したように、優秀な若手研究者の育成に一定の貢献をした。

また、事業成果公開の観点から、当該参加者の報告書や過去の参加者による座談会の記事等を振興会ホームページに掲載した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
次世代の研究者育成への寄与	<p>先端科学シンポジウムでは、セッショントピックの選定、選定したトピックに相応しいスピーカーの選考など、参加者自らがシンポジウムの企画から実施に至るまで主体的に関わることにより、自身が専門とする研究領域のみならず、学術研究全体を俯瞰する視野の広さを得る機会となっている。</p> <p>また、参加者の8割以上が今後の研究推進に資する新たな出会いがあったと回答しているように、シンポジウムが国と研究領域を超えた研究者との出会いの場となり、引き続き参加者の広いネットワーク形成に資することができた。</p> <p>リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業では、振興会が支援した参加者の8割以上が学術的な視野が広がったと回答し、6割近くが国際的な場での研究活動について意欲が増したと回答したように、ノーベル賞受賞者や各国からの若手参加者と交流することにより、国際的視野、経験に富む優秀な若手研究者の育成に貢献をした。</p>	A
シンポジウム等の質の確保	<p>先端科学シンポジウムにおいては、セッショントピックの選定を若手研究者が自ら行い、様々な研究領域における先端的トピックを適切に選定するとともに、日本側では事前検討会を開催し、参加者間のネットワーク構築と講演方法・内容の質を高める工夫を行い、シンポジウムの質の確保を図った。参加者アンケートにおいても、8割以上が新たな研究のアイデアを得たと回答し、また8割以上が同様のシンポジウムに再度出席したいとしている。</p>	
適切な事業の実施	<p>先端科学シンポジウムについては、日本開催と相手国開催のいずれにおいても、集中的な議論を行うとともに参加者間の交流を深めることができるよう、相手国側共催機関と共通理解を持った上でプログラムを実施し、参加者アンケートにおいては8割以上がシンポジウムの構成を高く評価した。</p> <p>また、日本開催の先端科学シンポジウムにおいては、企画提案のプレゼンテーションを含めた入札により、適切な会場選定に努めた。</p> <p>リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業では、申請書を英語で記入するなど、審査方針に沿ってより適切な選考が行われるように努めた。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>先端科学シンポジウム平成24年度開催分参加者候補推薦要項、平成24年度先端科学シンポジウム・プログラム（例：日仏先端科学シンポジウム）、平成24年度先端科学シンポジウム・参加者からのアンケート抜粋、平成24年度リンダウ・ノーベル賞受賞者会議日本側参加者からのアンケート抜粋、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業平成25年度分参加者募集要項</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html</a>（先端科学シンポジウム）</p> <p><a href="http://www.jsps.go.jp/esf-jsps/index.html">http://www.jsps.go.jp/esf-jsps/index.html</a>（日本－欧州先端科学セミナー）</p> <p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html</a>（リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業）</p>
--

## (4) アジア・アフリカ諸国との交流

### (1) 年度計画

- ① アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等  
アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、研究拠点形成事業、アジア研究教育拠点事業（継続分）及び、アジア・アフリカ学術基盤形成事業（継続分）を実施する。
- ② HOPEミーティング  
ノーベル賞受賞者等の著名研究者とアジア太平洋地域の大学院博士課程学生が参加する合宿形式の会議を開催し、若手研究者に国際的環境でのリーダーシップを身につけさせることを目的として、将来の研究リーダー同士のネットワークを作る機会を提供する。
- ③ 論文博士号取得希望者への支援事業  
論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカの若手研究者を支援する事業を実施する。採用にあたっては若手研究者の育成に配慮するほか、研究計画をより効果的・効率的に実施できるような運用とする。
- ④ アジア諸国の学術振興機関との連携  
アジア10カ国の学術振興機関長がアジア地域共通の課題解決やネットワーク構築に向けた学術振興と若手研究者育成のために広く意見交換を行うアジア学術振興機関長会議（ASIAHORCS）、共同シンポジウムを開催する。  
日中韓を中核としたアジアにおけるハイレベルな研究活動振興のための日中韓学術振興機関長会議（A-HORCS）を開催し、3カ国連携による北東アジアシンポジウム、日中韓フォーサイト事業を実施する。
- ⑤ 科学技術研究員派遣支援システム調査  
政府開発援助と連携した科学技術研究員派遣事業の実施において、我が国と開発途上国との共同研究ニーズの調査・分析及び候補案件を形成するためのマッチングを行うとともに、有識者による運営委員会を開催し派遣候補者を選定する。

### (2) 業務実績

- ① アジア研究教育拠点事業について20件、アジア・アフリカ学術基盤形成事業について21件の交流支援を行った。また、アジア研究教育拠点事業については中間評価及び事後評価を実施した。アジア・アフリカ学術基盤形成事業については終了課題を対象にアンケート調査を実施した。さらに、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘を受けたアジア関係事業等の統合・メニュー化を行い、平成24年度から新たに開始することとなった研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）について、新規採択課題11件を支援した。
- ② 第5回HOPEミーティング（HOPEJr. およびHOPEダイアログを含む）を開催し、16の国・地域から98名の参加者を迎え、ノーベル賞受賞者を初めとする著名研究者との交流を行う機会を提供した。また、より質の高いプログラムを実施するため、ポスドク等若手研究者にも対象を拡大した。
- ③ アジア・アフリカ諸国の論文博士号取得希望者134人に対して学位取得のための研究に必要な支援を行った。具体的には、論博研究者の来日に係る旅費・滞在費等を支給するとともに、日本人研究指導者の現地での論博研究者に対する指導のための旅費等を支給した。新規採用者分については委託契約に基づき、旅費、物品費等の必要経費を支給した。平成25年度分の公募では、アジア・アフリカ諸国から83名の申請があり、その中から26名を新規に採用した。
- ④ 第4回アジア学術振興機関長会議（ASIAHORCS）シンポジウムを韓国（扶余）で、第6回アジア学術振興機関長会議を中国（北京）にて開催した。第10回日中韓学術振興機関長会議（A-HORCS）及び第14回北東アジアシンポジウムを宮城県仙台市において、中国・韓国に対応機関とともに開催した。また、日中韓フォーサイト事業については、公募を引き続き行い、新規採択2件を含む11件を実施した。また終了時評価及び事後評価を実施した。

⑤文部科学省、外務省及び（独）国際協力機構（JICA）と連携し実施する科学技術研究員派遣事業において、我が国と開発途上国との共同研究ニーズの調査・分析を行い、国内研究者に対し本事業のスキームや開発途上国の研究ニーズに関する分析情報を提供した。また、関係機関や国内研究者等の間での連絡調整を行うとともに、我が国と開発途上国双方の研究者のマッチングを行うことにより、具体的候補案件形成過程を支援した。当該案件に関する専門的知識や開発途上国協力や科学技術政策に知見を有する外部有識者等により、学術的観点に加えて我が国の科学技術振興及び科学技術外交の観点も踏まえた評価を経て、地球規模で問題解決に取り組むべき8案件を採択し、JICA専門家として現地で活動を行う派遣候補研究者30名を選定したと共に、開発途上国や科学技術政策に知見を有する外部有識者等から構成される運営委員会を開催し「科学技術研究員派遣支援システム調査」の実施体制及び内容等を確認した。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
適切な課題選定および評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のとおり事業の募集・選定を行い、新規課題を採択した。</li> <li>①日中韓フォーサイト事業：採択予定件数2件、申請件数6件、採択課題数2件</li> <li>②研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）：採択予定件数8件、申請件数34件、採択課題数8件</li> <li>③研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）：採択予定件数10件、申請件数80件、採択課題数11件</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のとおり3事業について中間評価・終了時評価・事後評価を実施した。（A～Dの4段階評価）</li> <li>①日中韓フォーサイト事業： <ul style="list-style-type: none"> <li>終了時評価：平成21年度開始2課題について、2課題がC評価となり、計2課題について2ヶ年の延長が決定した。</li> <li>事後評価：平成24年度終了2課題について、1課題がB評価、1課題がC評価となった。</li> </ul> </li> <li>②アジア研究教育拠点事業： <ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価：平成22年度開始5課題について、1課題がA評価、2課題がB評価、2課題がC評価となった。</li> <li>事後評価：平成24年度終了3課題について、2課題がB評価、1課題がC評価となった。</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・アフリカ学術基盤形成事業については、平成24年度終了課題を対象としてアンケート調査を実施し、すべての拠点機関から申請時の目標を達成でき、今後も相手国拠点機関との交流を継続・発展するとの回答を得る等、我が国及び相手国の拠点形成に寄与したことを確認した。</li> </ul>	S



<p>アジア諸国とのコミュニティ形成 (の深化)</p>	<p>・平成25年2月26日～3月2日に、生命科学及び関連分野を対象とした第5回HOPEミーティングを開催した。7名のノーベル賞受賞者及び2名の著名研究者とアジア・太平洋等の16カ国・地域から98名の大学院生・若手研究者が参加し、講演・討議・ポスター発表等を通じて活発な質疑応答・意見交換を行った。参加者は大いに刺激を受けるとともに、合宿形式により研究者間の交流の深化が図られ、相互ネットワークの構築へと繋がった。ノーベル賞受賞者の講演の一部をネット上で配信し、新聞にも会議の様子が掲載されるなど、広く一般向けへの広報が行われた。さらに、HOPEミーティング期間中にサイドイベントとして、科学に関心を持つ高校生を対象にしたHOPEダイアログを、また、日本科学未来館との共催でHOPEミーティングJr.を開催し、それぞれ48名の高校生、19名の小中学生が参加し、ノーベル賞受賞者との交流が図られた。</p> <p>・韓国研究財団(NRF)の主催により開催された第4回アジア学術振興機関長会議共同シンポジウムでは、30名のシニアおよび若手研究者・専門家が参加し、「感染、免疫、ワクチンにおけるアジアの最前線」をテーマに活発な議論が行われた。また、中国国家自然科学基金委員会(NSFC)の主催により開催された、第6回アジア学術振興機関長会議では、「研究ファンディングシステムの評価と科学の質」について意見交換を行った。</p> <p>・宮城県仙台市において開催された第10回日中韓学術振興機関長会議(A-HORCs)においては、日中韓三か国における「基礎研究強化の方策」について意見交換を行った。また中国・韓国の対応機関とともにA-HORCsと同時開催した第14回北東アジアシンポジウムにおいては「バイオマテリアル・ナノバイオテクノロジー」をテーマに、三か国から26名の研究者が参加しネットワークの構築が図られた。</p>
<p>論文博士号取得支援を通じたアジア・アフリカの若手研究者育成への寄与</p>	<p>論文博士号の取得を希望する134人のアジア・アフリカの若手研究者に対し経費支援を行い、5年以内に71%以上が博士号を取得した。またウェブサイトや出版物を活用したフォローアップを通じ、アジア・アフリカ地域の研究人材の育成に寄与した。</p>
<p>開発途上国の研究ニーズをふまえたきめ細かな派遣候補研究者のマッチング・選定</p>	<p>外務省の在外要望調査で高い優先順位のついた案件に関し、派遣候補の国内研究者やその他関係者との連絡調整や情報交換、さらには派遣候補者との現地調査実施を通じ、日本と途上国双方の研究ニーズマッチングと具体的候補案件形成支援を行った。また、外部有識者等による審査を行い、学術的観点に加えて我が国の科学技術振興及び科学技術外交の観点も踏まえた評価を経て、地球規模で問題解決に取り組むべき全8案件(JICA専門家として派遣される研究者計30名)を選定した。</p>

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第1-3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化」 ②外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費の全額を負担しているが、平成19年度から23年度までの間にこれを段階的に廃止し、公募により相手国に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。</p> <p>「整理合理化計画 別表【学術の国際交流事業の促進事業】」 ○外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど、不断の見直しを行う。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 アジア・アフリカ諸国との交流において、多種類のプログラムを精力的に進めている実績は評価に値する。ただし、本事業が今後益々重要となる事業であるので、従来の実績を尊重しつつも種々の観点から大胆に見直しを進めるべきではないか。各国の急速な発展を考慮しつつ、より効果的なプログラムへとリフォームする必要がある。また、日本の大学が国外に拠点を設置している中で、振興会は、それらと協力しながら、海外の優れた研究者やその分野などの情報収集を行い、日本の研究者との橋渡しなどにより、新たなネットワークの開拓を期待したい。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表03 国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。</p>
	<p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 多岐にわたる内容の年度計画をタスクフォース等の検討に従い改善しつつ着実に実施しているが、課題も多く、今後も継続的に改善を図る必要がある。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>拠点大学交流事業については、平成22年度実施7交流の終了をもって、本事業を廃止としている。</p> <p>アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業等の統合・メニュー化については、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を統合・メニュー化し、「研究拠点形成事業」として公募を行った。また、論文博士号取得希望者への援助のあり方については、若手研究者の育成に配慮し、申請資格に関する要件を厳格化するとともに、研究計画のより効果的・効率的な実施が可能となるよう事業運用を見直した結果を平成24年度実施分から反映させた。</p>

## (5) 評価資料

- ①アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等
- ・平成25年度日中韓フォーサイト事業/研究拠点形成事業募集要項
  - ・日中韓フォーサイト事業/研究拠点形成事業申請・採用状況一覧
  - ・平成24年度日中韓フォーサイト事業/アジア研究拠点形成事業/アジア・アフリカ学術基盤形成事業事務手続きの手引き
  - ・平成24年度日中韓フォーサイト事業/アジア研究拠点形成事業評価の実施について
  - ・平成24年度日中韓フォーサイト事業/アジア研究拠点形成事業評価報告書・評価結果
- ②HOPEミーティング
- ・HOPEミーティングパンフレット
  - ・HOPEミーティング参加者募集要項
- ③論文博士号取得希望者への支援事業
- ・論文博士号取得希望者に対する支援事業 平成24年度分・募集要領
  - ・平成25年度論博研究者 申請・採用状況
  - ・平成24年度論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続きの手引き
  - ・平成24年度研究進展状況一覧
- ④科学技術研究員派遣支援システム調査
- ・平成24年度採択案件一覧
  - ・平成24年度科学技術研究員派遣事業要項（非公募）
  - ・平成24年度実績報告書

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html>（研究拠点形成事業）

<http://www.jsps.go.jp/hope/gaiyou4.html>（HOPEミーティング）

<http://www.jsps.go.jp/english/asiahorcs/symposia/3rd/index.html>（第3回アジア学術振興機関長会議共同シンポジウム）

<http://www.jsps.go.jp/english/asiahorcs/meetings/5th/index.html>（第5回アジア学術振興機関長会議）

<http://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html>（論文博士号取得希望者に対する支援事業）

## (5) 研究者の招致

## (1) 年度計画

## ① 全般的な取組み

我が国の大学等の研究者からの要請に基づき、共同研究等を実施するため、研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。とりわけ、我が国が世界をリードする研究分野において、若手の外国人研究者に対して我が国の卓越した研究者の指導・監督の下で研究に従事する機会を提供することにより、優れた外国人研究者を確保する。

## ② 外国人特別研究員事業

外国人特別研究員については、多様な国からの招へいを着実に図る。とりわけ、欧米諸国からの若手研究者の招へいについては、招へい期間を柔軟に設定し、また海外研究連絡センターを通じた広報活動を積極的に行うことにより、優秀な若手研究者の確保に努める。

## ③ 外国人招へい研究者事業、外国人著名研究者招へい事業

優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、討議や意見交換、講演等の機会を与える外国人招へい研究者事業及び外国人著名研究者招へい事業を実施する。

## ④ 招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、研究者国際交流センターにおいて、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施するとともに、「来日外国人研究者のための生活ガイドブック」の配布や日本語研修支援等のフェローサービスを行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施する。

## ⑤ 研究者ネットワークの強化

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界13カ国において形成された研究者コミュニティによる活動を支援する。

また、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ日本人研究者等の情報を集めたデータベースを運用し、登録者間のネットワーク強化を図る。

## (2) 業務実績

## ① 全般的な取組み

さまざまなキャリアステージの外国人研究者を我が国に招へいする事業として、外国人特別研究員事業（一般／欧米短期／サマー・プログラム）、外国人研究者招へい事業（短期／長期）、著名研究者招へい事業を実施。

なお、東日本大震災の被災地等の状況を踏まえ、外国人研究者及び受入れ研究者が研究活動を円滑に遂行出来るよう、震災等の影響により一時出国等していた外国人特別研究員等のうち希望する者は、離日期間分を延長することが出来るようにするなど研究再開の取り扱いについて柔軟に対応する措置を講じた。

## ② 外国人特別研究員事業

多様な国からの招へいを目指し、特に欧米諸国からの若手研究者を確保するため、欧米短期やサマー・プログラムを積極的に実施した。それにより、外国人特別研究員事業（一般／欧米短期／サマー・プログラム）において、計77の国・地域から1,244名の研究者を受け入れた。

外国人特別研究員事業（一般）で、平成24年度に採用期間を終了した外国人研究員を対象に実施したアンケートでは、引き続き日本人研究者と共同研究をする計画がある者もしくは希望している者は85.5%に上る等、その後の国際共同研究の実施につながる効果が見られた。

## ③ 外国人招へい研究者事業、外国人著名研究者招へい事業

優れた研究業績を有する外国人研究者を計54の国・地域から384人招へいし、我が国の大学等研究機関に対し、討議や意見交換、講演等の機会を提供した。

## ④ 招へい研究者への交流支援

研究者国際交流センターにおいて、来日直後の研究者に対し年5回にわたりオリエンテーションを実施するとともに、生活ガイドブックの配布や日本語研修支援を行うことにより、日本での円滑な研究生活を支援した。また、招へいた外国人研究者が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを延べ125回実施し、次世代を担う生徒の科学や国際社会への関心を深めることに貢献した。

## ⑤ 研究者ネットワークの強化

振興会事業経験者による研究者コミュニティについては、既存の13ヶ国のコミュニティが行う諸活動（シンポジウム・年次総会の開催、Webやニュースレターを通じた広報など）を支援した。例えば、インドにおける事業経験者によるコミュニティ（以下、同窓会）が、政府の定める周年事業の一環として「日印国交樹立60周年」記念シンポジウムを、インド、日本の両国にて実施。日本開催にあたっては、在京インド大使館や関係大学の協力をも得ての開催となった。また、ドイツ同窓会は、日本とドイツとの学術交流に尽力したとして日本の外務大臣から表彰された。一方、新たな同窓会設立へ向けて、フィリピンにおいて対応機関の関係者を交えながら振興会事業経験者と意見交換等を行った。

また、海外研究連絡センターと研究者コミュニティが協力して実施している大学等研究機関訪問や渡日前オリエンテーションといった広報活動を積極的に支援し、欧米諸国の優秀な若手研究者により広く周知を行った。

さらに、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的として、外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program）を実施した。

加えて、留日経験研究者データベースでは、各大学・研究機関の国際交流担当窓口や、振興会のアジア等との交流事業参加者に案内を送付するなど周知活動を行い、約1058名の登録を得ることができた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
多様なニーズに合わせた研究者招致による研究環境整備	<p>大学院修士課程学生や博士号取得前後の若手研究者から、教授級、さらにはノーベル賞級の研究者まで、幅広いキャリアステージの研究者に対し、計6つの事業枠組みを設けて実施し、欧米諸国32ヶ国を含む計81ヶ国・地域から各事業の目的に合致した優秀な研究者を招へいすることができた。その結果、190近くの国内の大学・研究機関に対し、著名研究者による講演・助言等を受ける機会を提供し、国内研究者の国際性の涵養に寄与した。</p> <p>さらに審査に関しては、公平・公正性を確保するため、8領域の審査区分によるきめ細かい審査を実施した。</p> <p>なお、東日本大震災の被災地等の状況を踏まえ、外国人研究者及び受入れ研究者が研究活動を円滑に遂行出来るよう、一時出国等していた外国人特別研究員等の研究再開の取り扱いについて柔軟に対応するとともに、平成23年度新規採用分の申請書類の受付時期を延期する等の措置を講じた。</p>	S
研究者コミュニティが行う活動への積極的支援	<p>在外日本国大使館の協力を得ながら、周年事業の一環としてシンポジウム等を開催するなどし、研究者コミュニティ及び日本人研究者間の交流を促進するとともに、振興会事業の広報・普及を図った。</p> <p>また、新たな事業経験者によるコミュニティ（同窓会）設立へ向けて、フィリピンにおいて対応機関の関係者を交えながら振興会事業経験者と意見交換等を行った。</p> <p>さらに、留日経験研究者データベースにより、海外の研究者とのネットワークの維持、共同研究のパートナーの発見の機会を提供した。</p>	

研究活動面と日常生活面からの支援	来日後約3か月以内の研究者を対象にオリエンテーションを年5回開催し、日本における研究や生活について情報を提供した。また、来日前に生活ガイドブックを配布し、来日当初から、スムーズな生活が可能となるよう支援した。
高校生に対する、科学や国際社会への関心の啓発	延べ125件のサイエンス・ダイアログを実施し、最先端の研究現場にいる外国人若手研究者が高校で英語で授業を行う機会を設けることにより、高校生に対し、科学や国際社会への関心を深めさせるだけでなく、将来の進路設計の一助となるまたとない機会を提供した。さらに外国人研究者の地域社会との交流促進に寄与した。

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>1) 『勧告の方向性を踏まえた見直し案 第1-3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化』 「①日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点をおくこととし、外国人特別研究員事業の規模を縮小する（平成19年度）。」</p> <p>『整理合理化計画 別表【学術の国際交流事業の促進事業】』 「○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。」</p> <hr/> <p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 研究者の招致事業は概ね順調に成果を挙げていると評価できるが、今後は若手研究者の育成への貢献を重視する方向とし、我が国の若手研究者の海外派遣に繋げるなど、より適切に運用すべきである。招へいする場合には、将来性のある若手研究者を招へいすることも必要である。</p> <p>3) 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 研究者招聘事業は予算規模が大きいので、その効果の判断は、費用対効果を十分考慮すべきである。現在の評価指標では国民を納得させることができる説明はできないのではなかろうか。効果判定のための指標を作成することは難しいと思うがぜひ検討していただきたい。</p> <p>4) 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 費用対効果の説明のための努力は十分とは言えない。</p>
見直し状況	<p>1) 外国人特別研究員における予算の減額（平成23年度3,848百万円→平成24年度3,589百万円△259百万円）により、規模を縮小した。</p> <hr/> <p>2) 予算の状況が厳しい中、大学院生及び博士課程取得前後の研究者を対象とした外国人特別研究員（欧米短期）及びサマー・プログラムについては、前年度に準じた予算規模を維持し、将来性のある若手研究者の招へいに尽力した。</p> <p>3) 4) 外国人特別研究員事業、外国人招へい研究者事業においては、採用期間終了時に外国人研究者及び受け入れ研究者を対象とした事業評価質問（アンケート）を実施しており、費用対効果判定の指標作成のための基礎資料として分析、検証に活用している。振興会の事業により来日した研究者は、その後日本人研究者との国際共同研究につながる効果を生み出し、また日本での研究滞在を終えて帰国した研究者が母国における同窓会に参加するなど、継続的な交流が生み出されている。招へい事業によるこのような成果は、海外センターにおける振興会事業説明会や我が国の大学等での説明会において広く紹介している。</p>

(5) 評価資料

平成24年度分募集要項（「日本学術振興会外国人特別研究員」「日本学術振興会外国人特別研究員（欧米短期）」「日本学術振興会外国人招へい研究者（短期）」「日本学術振興会外国人招へい研究者（長期）」）  
「Japan Society for the Promotion of Science BRIDGE Fellowship Program FY2012 Application Guidelines」  
「Life in Japan for Foreign Researchers 2010-2011 来日外国人研究者のための生活ガイドブック」  
「サイエンス・ダイアログプログラム'12-'13」  
「留日経験研究者データベースパンフレット」

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html> （外国人特別研究員事業）  
<http://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html> （外国人招へい研究者事業）  
<http://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/index.html> （招へい研究者への交流支援、研究者ネットワークの強化）  
<http://www.jsps.go.jp/j-affiliated/index.html> （留日経験研究者データベース）

## (6) 大学等における研究環境の国際化支援

## (1) 年度計画

日本の大学の国際化を促進させるため、大学の職員養成のための取組等を支援する。我が国の大学等の研究者が、国内で開催する国際的な研究集会への支援を行う。  
また、海外研究連絡センターにおいては、各大学が主催するシンポジウムなどや海外拠点の活動を支援するとともに、海外の学術動向や高等教育に係る情報を収集し大学等関係者へ提供する。

## (2) 業務実績

学術の国際協力を推進するため、我が国の研究者が国内で開催する国際的な研究集会の開催に対して、平成24年度は21件の支援を行った。  
海外研究連絡センターにおいては、我が国の13大学等が4研究連絡センター（サンフランシスコ、ロンドン、北京及びカイロ）を海外事務所として活用し、海外拠点活動を展開した。  
また、同センターにおいて、海外の学術動向や高等教育に係る情報を収集し、国立大学協会を通じて大学関係者へ当該情報を提供している。  
さらに、国立大学の若手事務職員に対し、「国際協力員」として海外研究連絡センターにおいて、1年間の実務研修を実施した。国際協力員には1年間の海外実務研修期間にテーマを設定し、調査報告を行う研修を実施している。調査報告は、国際学術交流研修海外実務研修報告集として作成し、学術の国際動向の把握に役立っている。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
大学等の研究環境国際化	国際研究集会において、全体で88か国の外国人研究者が参加する等、国際的な意義が認められた。	A
海外研究連絡センターにおける大学等の国際化促進のための活動支援	我が国の13大学等が4海外研究連絡センターを海外事務所として活用することにより、大学独自で活動するのに比べてより迅速で効率的な海外活動が可能となっている。また、日本の大学の若手事務職員の海外実務研修は、大学等において国際活動を担う事務体制の強化につながる国際業務担当職員の養成に大きく貢献している。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 タスクフォースのレポートにおいても指摘されている課題に対し今後の検討が必要である。
見直し状況	海外研究連絡センターにおいては、日本の大学との連携協力のもと、諸外国において、シンポジウムや日本の教育・研究機会の説明会などを開催した。また、海外における現地拠点として学術情報を収集し、その情報をホームページにて定期的に発信し広く公開を行うとともに、国立大学協会を通じて大学関係者へ情報を提供した。 さらに、大学の海外活動を支援するための協力・支援の一環として、各センターの一部を大学の活動の場として提供し国際化支援に役立てており、北京研究連絡センターでは、大学等との共同利用を推進し、平成24年度中には9機関と共同利用を行い、センターとしての機能の強化も行っている。



(5) 評価資料

国際研究集会平成24年度分募集要項  
海外研究連絡センター事業実施要項

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-meeting/index.html> (国際研究集会)  
[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/overseas\\_news.html](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/overseas_news.html) (海外研究連絡センターにおける調査・情報収集)

## (7) 事業の評価と改善

### (1) 年度計画

学術国際交流事業の基本的な方向性についての検討の結果を踏まえ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を統合・メニュー化し、研究拠点形成事業を開始するとともに、論文博士号取得希望者への支援事業について、より効果的・効率的な実施に努める。また、外国人招へい研究者事業と外国人著名研究者招へい事業を統合し、受入研究者からの申請を容易にした公募を実施するなど、国際交流事業の見直しを継続して行い、研究者へのサービス向上を図る観点から分かりやすい事業体系に整理する。併せて、事業の成果及び効果の把握に努め、活動報告書などの成果についてホームページ等を通じ広く公開する。

また、各海外研究連絡センターにおいては、我が国の各大学や他の独立行政法人との協力・連携により、海外の学術情報の収集・発信や大学の国際化支援等の活動や機能の強化を図る。

一方で、効果的・効率的な業務運営の観点から、海外研究連絡センターの個々の必要性について改めて検討するとともに、バンコク研究連絡センターについては、独立行政法人日本学生支援機構のバンコク事務所と共用化を開始する。また、北京研究連絡センターについては、事務所の機能等に留意しつつ大学等との共用化を進める。

### (2) 業務実績

事業の実施に当たっては、国際事業委員会において海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価を行った。また、審査・評価体制の公正性・透明性の向上を一層図るべく、学術システム研究センターの機能を活用し、書面審査結果の分析・検証を行った。

諸外国の学術振興機関と協力して実施している事業については、当該機関との二国間の会談、各種のシンポジウム等の機会を通じて行った事業の実施方法やその効果等についての意見交換を踏まえ、事業の在り方の検討や改善等を行った。

また、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、日独共同大学院プログラム等のような採択期間が比較的長く、支援金額も大きい組織支援型の事業については、事業形態に応じて、中間評価、終了時評価、事後評価を行い、その結果を振興会HPで公表した。(中間評価では、実施中の課題の進捗状況等を確認し、今後の支援のあり方も踏まえつつ、実施機関に対して適切な助言を行う。終了時評価は、支援期間終了後の延長を認める事業において実施状況等を確認し、継続の可否について判断を行う。一方、事後評価は、支援期間を終了した課題について得られた成果等を確認し、実施機関に対して適切な助言を行うと共に、改善すべき点等がある場合には、今後の事業運営反映させるものである。)

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示されたアジア関係事業の統合・メニュー化及び論文博士号取得希望者への援助の在り方の見直しについては、国際事業の整理と見直しについて研究者の見地から検討した「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」の提言に基づき、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業を統合・メニュー化した「研究拠点形成事業」への支援を開始した。また、論文博士号取得希望者に対する支援事業においては、申請資格に関する要件や事業実施方法について見直した結果を平成24年度実施分から反映させた。更に、外国人著名研究者招へい事業においても、受入研究者からの申請を容易にすべく、外国人招へい研究者事業に統合して「外国人招へい研究者短期S」として公募を行った他、二国間交流事業では、研究者からの多様なニーズに応えるべく、我が国と国交のある全ての国との二国間交流を対象とした応募枠を新たに設けて公募を行った。

海外研究連絡センターにおいては、日本の大学との連携協力のもと、諸外国において、シンポジウムや日本の教育・研究機会の説明会などを開催した。また、海外における現地拠点として学術情報を収集し、その情報をホームページにて定期的に発信し広く公開を行うとともに、国立大学協会を通じて大学関係者へ情報を提供した。

さらに、大学の海外活動を支援するための協力・支援の一環として、各センターの一部を大学の活動の場として提供し国際化支援に役立てており、北京研究連絡センターでは、大学等との共同利用を推進し、平成24年度中には9機関と共同利用を行い、センターとしての機能の強化も行っている。

またセンターの効果的・効率的な業務運営の観点から、バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所との事務所の共用、宇宙航空研究開発機構バンコク事務所と会議室の共用を行っている。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
事業の評価・改善についての検討状況	<p>国際事業委員会、学術システム研究センターを活用し、事業の審査・評価体制の公正性・透明性の担保に努めた。また、海外の学術振興機関との協議を通じて事業の実施方法について検討を行い、必要な改善を加えた。更に、「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」の提言に基づき、アジア関係事業を統合・メニュー化した「研究拠点形成事業」への支援を開始した他、論文博士号取得希望者に対する支援事業においても、申請資格に関する要件や事業実施方法について見直した結果を平成24年度実施分から反映させた。また、外国人著名研究者招へい事業及び二国間交流事業においても、それぞれ事業構成もしくは事業内容を見直し、来年度からの支援開始に向けて公募を行った。</p>	S
我が国の各大学や他の独立行政法人との協力・連携	<p>各海外研究連絡センターにおいて、日本の大学や学術関係法人との共催シンポジウムを開催したり、大学フェアに協力した。</p> <p>サンフランシスコ研究連絡センターにおいては、米国内に拠点を持つ日本の大学間の連携によりなる「サンフランシスコ・ベイエリア大学間連携ネットワーク（JUNBA）」の活動を支援し、日本の大学の国際化に貢献した。</p>	
海外事務所の共用化の検討	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日 閣議決定）の指摘を踏まえ、大学国際化支援海外連携本部にて行った海外センターの必要性や見直しの方向性についての検討結果に応じ、措置を講じている。</p> <p>北京研究連絡センターについては、大学等との共同利用を推進し、平成24年度中には9機関と共同利用を行った。</p> <p>バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所との事務所の共用化を行い、宇宙航空研究開発機構バンコク事務所とは会議室の共用を行っている。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「整理合理化計画 別表【学術の国際交流事業の促進事業】」 また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど、不断の見直しを行う。</p>
	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表03 国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 抜本的な制度改革の実現のためには、更なる検討が必要である。また、改善案がまとまった後の実施段階における努力が重要であることは論をまたない。したがって、国際事業委員会と並んで、事業の効果や効率を継続的に評価し、公表するための組織を設置することを提案したい。</p>
	<p>2) 「整理合理化計画 別表【支部・事業所等の見直し】」 ○海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>

見直し状況	<p>学術システム研究センターの主任研究員で構成される「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」が平成23年度にとりまとめた提言に従い、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘を受けたアジア関係事業を統合・メニュー化した「研究拠点形成事業」への支援を開始した他、論文博士号取得希望者への援助のあり方についても申請資格に関する要件や事業実施方法について見直した結果を平成24年度実施分から反映させた。</p> <p>諸外国の学術振興機関との協定に基づいて実施している二国間交流事業においては、相手国学術振興機関との間で適宜事業の検討・見直しを行った他、上記タスクフォースにおける指摘を受け、研究者からの多様なニーズに応えるべく、我が国と国交のある全ての国との二国間交流を対象とした応募枠を設けて公募を行った。</p> <p>更に、受入研究者からの申請を容易にすべく、外国人著名研究者招へい事業を外国人招へい研究者事業に統合して「外国人招へい研究者短期S」として公募を行った。</p> <p>また、国際交流事業の効果・効率を評価するためには、国際交流事業の目的・達成目標を明確にし、既存事業の成果を把握した上で、大学等研究機関・研究者のニーズや対象地域・研究分野の特性にも配慮した国際交流事業の評価・検証を行う必要があることから、国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的事業展開を行うため、「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」の策定に着手した。</p>
-------	--

### (5) 評価資料

「日本学術振興会国際事業のあり方について（議論のまとめ）」  
海外研究連絡センター事業実施要項

### (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.jsps.go.jp/j-core\\_to\\_core/kyoten\\_shuryo.html](http://www.jsps.go.jp/j-core_to_core/kyoten_shuryo.html) （先端研究拠点事業（拠点形成型）の事後評価のHP）  
[http://www.jsps.go.jp/j-core\\_to\\_core/kokusai\\_kyoten\\_shuryo.html](http://www.jsps.go.jp/j-core_to_core/kokusai_kyoten_shuryo.html) （先端研究拠点事業（国際戦略型）の事後評価のHP）  
[http://www.jsps.go.jp/j-ajcore/13\\_hyoka\\_ajcore\\_h18.html](http://www.jsps.go.jp/j-ajcore/13_hyoka_ajcore_h18.html) （アジア研究教育拠点事業の中間・事後評価のHP）  
[http://www.jsps.go.jp/j-jg\\_extrnship/08\\_hyouka.html](http://www.jsps.go.jp/j-jg_extrnship/08_hyouka.html) （日独共同大学院プログラムの終了時評価のHP）  
[http://www.jsps.go.jp/j-foresight/11\\_hyouka.html](http://www.jsps.go.jp/j-foresight/11_hyouka.html) （日中韓フォーサイト事業の終了時・事後評価のHP）

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
目標を達成するためとるべき措置  
5 学術の応用に関する研究の実施

掲載箇所

中期計画

10頁

年度計画

13頁

事業報告書

113頁

## 1. 中期計画

### 5 学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会問題の解決につながるような学術研究を行う。

#### ① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業

平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、グローバル化、情報化が進む中、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「人文・社会科学振興プロジェクト研究」を推進する。この研究成果を社会への提言として発信することにより、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化に寄与する。また、研究者間のネットワークの形成、研究成果の公開、社会提言等のため、公開シンポジウム、共同研究セミナーなどを行う。

なお、本事業については、平成20年度に終了する。

#### ② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

異なる分野の研究者との共同研究を推進し、異なる分野の研究手法等を導入することにより、確立された従来の研究手法から脱却して、方法論的な観点から既存の知の体系の根源的な変革や飛躍的な進化（方法的革新）を目指す「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」を実施し、人文・社会科学研究の振興を図る。

なお、「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」については、平成24年度から、業務運営を一層効果的・効率的に行う観点から、「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」と統合し、「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

#### ③ 東日本大震災学術調査

東日本大震災に関する国内外の記録を広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、広く発信するために、関係機関の有機的連携に配慮しつつ、人文・社会科学を中心として歴史の検証に耐えうる学術調査を実施する。

## 2. 意義・必要性

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「人文学および社会科学の振興について（報告）－「対話」と「実証」を通じた文明基盤形成への道－」（平成21年1月20日）において、我が国の人文・社会科学の課題の一つである「研究の細分化」を克服し、人文・社会科学研究の飛躍的な発展を促進するためには、学際的・学融合的な共同研究を推進することが必要であるという点を踏まえ、平成21年度から「異分野融合による方法的革新を目指す人文・社会科学研究推進事業」を実施している。

同事業では、既存の学問・研究分野にとらわれずに、異なる分野の知見や方法論を取り入れた人文・社会科学における「異分野融合型共同研究」を推進することで、人文・社会科学研究の新たな展開と発展に資することを旨とする。

また、人文・社会科学のアカデミズムの世界を超えた学問的発展と社会的貢献を目指して、大学等への公募・委託により、政策や社会の要請に対応した課題解決・社会志向の人文・社会科学分野の研究を実施し、研究成果の社会への発信と活用を図ることを目指し、平成20年度から文部科学省が実施、振興会は審査・評価業務を担っていた「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」について、上記の異分野融合型共同研究の推進と一体的・効率的な事業運営を図る観点から、平成24年度は「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

「東日本大震災学術調査」については、東日本大震災の記録を残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信するための学術調査の実施が求められている（復興構想7原則の1）ことを踏まえ、人文・社会科学分野を中心とする歴史の検証に耐え得る学術調査を実施する。

## 3. 年度計画

5 学術の応用に関する研究の実施 (p.133)

## 4. 得られた成果に関する評価

<p>(1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業</p> <p>① 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業 平成23年度実施の事業委員会による評価を経た12件の研究テーマ(領域)について、年次報告に基づくフォローアップを実施するとともに、研究を継続して推進するなど、人文・社会科学における「異分野融合型共同研究」を推進した。また、継続に当たっては前年度からの研究費の年度間繰越及び当該年度の経費との合算使用を認めるなど、弾力的な経費執行を可能にしている。</p> <p>② 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進 近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」及び「国際共同研究に基づく日本研究推進事業」で採択されたプロジェクト研究について、年次報告に基づくフォローアップを実施するとともに、事業委員会による最終評価等を実施した。(評価結果は平成25年4月に公表している。)なお、本事業の最終年度に当たる平成24年度は、本会から研究代表者の所属する研究機関への委託により研究を実施している。</p> <p>(2) 東日本大震災学術調査 平成24年3月に東日本大震災学術調査委員会を開催し、調査項目について審議・8つの調査項目を決定。この前年度末の準備により、平成24年4月から8つの調査研究班による調査を開始した。また、総合調整班(アドバイザー会議)を開催して総合調整班が取り組む課題等について検討するとともに、各調査研究班の進捗状況を把握・管理している。</p>
--

## 5. 決算額(支出額) 【セグメント区分: その他の事業(学術の応用に関する研究の実施)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
100,581	65,485	60,686	59,974	●●●

(単位: 千円)

## 6. 自己点検評価

<p>(1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業 平成24年度は、「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」としての事業初年度ではあるが、平成23年度からの継続性を確保しつつ事業を実施。「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」にあつては、平成23年度の評価結果を踏まえた事業の実施及び弾力的な経費執行を可能とした。また「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」にあつては、平成24年度に文部科学省の委託事業から、本会から大学等研究機関への委託事業となったが、研究への早期着手を可能とし、最終評価等においても中立・公正な評価に努めたほか、今後の適切な方向性を示すことにより、事業終了後の各プロジェクトのさらなる展開に寄与することができたと考えている。 上記のように平成24年度の事業(年度計画)は確実に実施できている。</p> <p>(2) 東日本大震災学術調査 東日本大震災学術調査委員会が決定を受けて、8つの調査研究班の統括責任者が所属する大学と委託契約を締結して4月から調査研究を開始するとともに、振興会に総合調整班を設けて、各班の進捗状況を把握・管理することで、調査研究班の円滑な情報共有を図り、全班一体的な調査研究体制を構築しており、平成24年度の事業(年度計画)は確実に実施できている。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>
---	--------------------

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	S	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

## (1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」については、平成23年度の事業委員会による評価結果を踏まえて「異なる分野の研究者による共同研究」を実施しており、当該事業の実施による人文・社会科学の振興を図るという業務を適切に実施している。また、当該事業と「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」とを統合し、「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施している。

## (2) 東日本大震災学術調査

東日本大震災学術調査委員会を設置して効果的に調査項目を決定し、また、人文・社会科学分野を中心とする関連研究者による調査研究班による調査を開始している。また、振興会に総合調整班を設けて各班の進捗状況の把握・管理に努めている。

## 9. 外部評価

	評定
	A

## (1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

## (1) 年度計画

- ① 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業  
 既存の学問・研究分野にとらわれずに、異なる分野の知見や方法論を取り入れた人文・社会科学における「異分野融合型共同研究」を推進する。  
 平成24年度は、平成21年度に採択された研究テーマ（領域）のフォローアップを行う。  
 その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。
- ② 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進  
 「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」及び「国際共同に基づく日本研究推進事業」について、評価・管理業務を実施する。  
 平成24年度は、平成20年度及び平成22年度に採択されたプロジェクト研究の評価を行う。  
 その際、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

## (2) 業務実績

- ① 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業  
 平成24年度における本事業は、平成23年度に評価結果を踏まえ、12件の研究テーマ（領域）について、年次報告に基づくフォローアップを実施するとともに2年以内での研究期間の延長し、継続して事業を実施した。また、継続に当たっては前年度からの研究費の年度間繰越及び当該年度の経費との合算使用を認めるなど、弾力的な経費執行を可能とした。
- ② 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進  
 平成24年度における本事業は、「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」及び「国際共同に基づく日本研究推進事業」について、評価・管理業務を行った。  
 「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」では、平成25年3月に平成20年度採択のプロジェクト研究4件について最終評価を実施した。また、実績報告書等の提出を受け、フォローアップを行った。さらに、プロジェクト研究の進捗状況を把握し、技術的助言等を行うために研究コーディネーターを設置し、プロジェクト研究の管理を行った。  
 「国際共同に基づく日本研究推進事業」では、平成25年3月に平成22年度採択のプロジェクト研究3件について評価を実施した。また、実績報告書等の提出を受け、フォローアップを行った。さらに、プロジェクト研究の進捗状況を把握し、技術的助言等を行うために研究コーディネーターを設置し、プロジェクト研究の管理を行った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	平成24年度に「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」と「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」とを統合し、効率的な事業運営を目指して「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として事業を行った。特に「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」については、新たに振興会からの委託事業としたことで、事業の一体的運営が可能となり、効率化が図られた。また、評価業務については、これまでの審査・評価業務の経験を活かしつつ、事業委員会等を専門分野の研究者で構成することにより効率的に実施した。	A



有効性	平成24年度は「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」としての事業初年度ではあるが、平成23年度からの継続性を確保して事業を実施するとともに、「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」の最終評価等で”今後の適切な方向性や期待”を各プロジェクトに示すことで事業終了後のさらなる展開に寄与することができた。
公正性・透明性	「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」を構成する「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」と「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」とともに、振興会のホームページにおいて各研究テーマ(領域)の研究概要、評価結果等を公表し、事業委員会の委員名簿等、審査・評価に係る情報も提供するなど公正性・透明性の確保に努めた。また、「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」においては、振興会のホームページから各研究課題のホームページにリンクさせることにより、広く社会に対する情報発信にも努めている。

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>① 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業  「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」実施要項  「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」事業委員会委員名簿</p> <p>② 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進  政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業実施要項  ○「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」  評価要領、面接(ヒアリング)評価実施要領、事業委員会委員名簿、評価委員会委員名簿、研究コーディネーター名簿  ○「国際共同に基づく日本研究推進事業」  評価要領、面接(ヒアリング)評価実施要領、事業委員会委員名簿、研究コーディネーター名簿</p>
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>① 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業  <a href="http://www.jsps.go.jp/j-ibunya/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-ibunya/index.html</a></p> <p>② 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進  <a href="http://www.jsps.go.jp/j-hs/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-hs/index.html</a></p>
---

## (2) 東日本大震災学術調査

## (1) 年度計画

東日本大震災がもたらした社会システムへの被害・影響とその復旧過程を記録・検証し、災害の基礎的な情報を提供する。また、調査研究の有機的な連携に配慮しつつ、学術的に貴重な資料を収集する。  
平成24年度は、東日本大震災学術調査委員会が決定した調査項目に基づいて調査を行う。

## (2) 業務実績

平成24年度における本事業は、東日本大震災学術調査委員会が決定した8つの調査項目ごとに調査研究班を設置するとともに、各調査研究班の進捗状況を把握・管理する総合調整班を設置し、調査研究を行った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性・有効性	東日本大震災学術調査委員会において、あらかじめ調査項目について検討し、当該委員会で決定した8つの調査項目ごとに調査研究を行うことにより、効率的に事業を実施している。また、振興会に総合調整班を設け、各調査研究班の進捗状況の把握・管理を通じて、調査研究班の円滑な情報共有を図り、全班一体的な調査研究体制を構築するほか、関連機関の研究者をメンバーとするアドバイザー会議の意見を聞くなど事業の有効性の確保に努めている。	A
公正性・透明性	事業に実施に当たっては、自然科学系の研究者を含む多様な分野の研究者で構成する東日本大震災学術調査委員会を設け、各調査研究班の活動を確認するなど公正性に配慮した事業実施体制となっており、また、関連情報を振興会のホームページで公開することにより透明性の確保に努めている。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

震災学術調査実施要項  
震災学術調査委員会運営要項  
震災学術調査総合調整班設置要項  
東日本大震災学術調査委員会委員名簿  
東日本大震災学術調査実施委員会委員名簿

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-gakujutsuchosa/gaiyou.html>

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 6 学術の社会的連携・協力の推進

掲載箇所	中期計画	11頁	年度計画	13頁	事業報告書	114頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

### 6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を開催する。大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。  
 国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

## 2. 意義・必要性

学術の中核的機関である振興会は、学術の社会的連携・協力の推進方策として、学術研究に寄せられている学界及び産業界の多用な社会的要請を踏まえて学界と産業界との協力による研究を促進するため、本事業を推進する必要がある。

## 3. 年度計画

6 学術の社会的連携・協力の推進 (p.138)

## 4. 得られた成果に関する評価

平成24年度は、「産学協力総合研究連絡会議」での審議を経て、「産学協力研究委員会」のうち1委員会を廃止するとともに、新たに2委員会を設置し、大学、企業等の研究者・技術者が、学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、連携を図る場を提供した(平成25年3月現在63委員会)。各産学協力研究委員会では研究会等を開催するほか、出版物の刊行やシンポジウムを開催するなど成果の発信に努めている。  
 また、将来の発展が期待される分野及び解決すべき課題について専門的な調査審議を行う「研究開発専門委員会」については、「産学協力総合研究連絡会議」での審議を経て、2つの委員会を新たに設けて活動を開始した(平成24年4月現在3委員会)。

## 5. 決算額(支出額) 【セグメント区分：その他の事業(学術の社会的連携・協力の推進)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
280,150	282,860	297,180	260,186	●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

<p>「産学協力総合研究連絡会議」において、「産学協力研究委員会」や「研究開発専門員会」の設置（又は設置継続）等により事業の活性化を図るとともに、学術の社会的連携・協力の推進を図った。また、「産学協力研究委員会」の活動について振興会のホームページで情報を公開するとともに、出版物の刊行やシンポジウムを開催するなど成果を発信している。</p>	評定
	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>学術の社会的連携・協力の推進を図るため、63の「産学協力研究委員会」を設置している。</p> <p>産学協力研究委員会等の諸事業を拡充・強化するとともに、産学連携を長期的展望のもとにより総合的、組織的に推進する趣旨で設置している「産学協力総合研究連絡会議」においては、学界と産業界のバランス等を考慮した委員構成に見直すとともに、産学協力研究委員会の設置継続に関する審議等を行った。</p> <p>さらに、産学協力研究委員会で蓄積された成果発信として、出版物の刊行や産学協力によるシンポジウムを開催し、研究委員会の研究成果を発信している。</p>
---

## 9. 外部評価

	評定
	A

## 6 学術の社会的連携・協力の推進

### (1) 年度計画

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。また、産学協力研究委員会の活動についての情報発信に努める。

- ・ 産学協力総合研究連絡会議  
産学協力研究委員会等諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討する。
- ・ 産学協力研究委員会  
産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行うとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、活動成果の刊行を行う。
- ・ 研究開発専門委員会  
将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、専門的な調査審議を行う。

### (2) 業務実績

学術の社会的連携・協力の推進を図るため、大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、連携を図る場として、「産学協力研究委員会」を設置しており、平成24年度は2委員会を新たに設置、1委員会を廃止し、平成25年3月末現在、63委員会が活動している。

産学協力研究委員会等の諸事業を拡充・強化するとともに、産学連携を長期的展望のもとにより総合的、組織的に推進する趣旨で設置している「産学協力総合研究連絡会議」においては、産学協力研究委員会毎に、5年以内に実施する設置継続等に関する審議を行った。この審議は平成22年度以降全ての委員会（63委員会）を対象にしており、平成24年度は、12件の設置継続審査を行い、11件の設置継続が認められた。

このほか、産学協力研究委員会で蓄積された成果は、出版物の刊行や産学協力によるシンポジウムを開催することによる発信に努めた。

「研究開発専門委員会」は、産学協力研究による研究開発を促進するため、将来の発展が期待される分野から選定した課題について専門的に調査審議を行うものとして設置しており、平成24年度は3委員会が活動している。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	産学協力研究委員会については、産学協力総合研究連絡会議において活動状況報告及び5年ごとの継続の必要性等についての審議を行っている。同会議の審議は、継続する委員会の活動方針及び内容に反映させている。	A
有効性	各委員会の課題及び内容については、研究者の要望・ニーズ及び研究者の発意に即したものになっている。 産業界のニーズと学界のシーズを結びつけるとともに、学界と産業界のインターフェースを充実・強化するため、産学協力諸事業に対し、適切かつ有効な支援を行っている。	
公正性・透明性	産学協力総合研究連絡会議における産学協力諸事業の審査・評価は、ヒアリング及び合議により、適切かつ公正に行われている。 産業界でニーズの高いテーマ及び産学協力により発展が期待されるテーマについて、産学協力総合研究連絡会議で委員会を設置して支援を行っている。 各委員会の設置や設置期限については、規程及び振興会のホームページにおいて明示している。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	該当なし。
見直し状況	該当なし。

## (5) 評価資料

産学協力 学術の社会的連携・協力の推進 パンフレット

## (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.jsps.go.jp/renkei\\_suishin/index.html](http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html)  
[http://www.jsps.go.jp/renkei\\_suishin/index2\\_1.html](http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_1.html)  
[http://www.jsps.go.jp/renkei\\_suishin/index2\\_2.html](http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_2.html)  
[http://www.jsps.go.jp/renkei\\_suishin/index2\\_3.html](http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_3.html)

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

掲載箇所	中期計画	11頁	年度計画	13頁	事業報告書	117頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

### 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業の審査・評価については、国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を実施する。

#### ① 21世紀COEプログラム

国の助成事業である「21世紀COEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））」について、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成するとともに、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とし、①当該拠点の研究教育活動の実績、及び②大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画を評価する。

各プログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成21年度に終了する。

#### ② グローバルCOEプログラム

国の助成事業である「グローバルCOEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））」について、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的として、教育研究拠点を形成するための構想・計画等を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

#### ③ 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

国の助成事業である「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））」について、創造性豊かな優れた若手研究者の養成に関連する構想・計画の評価を行う。

また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成20年度に終了する。

#### ④ 組織的な大学院教育改革推進プログラム

国の助成事業である「組織的な大学院教育改革推進プログラム（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））」について、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における国際水準のコースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育の取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

#### ⑤ 質の高い大学教育推進プログラム

国の助成事業である「質の高い大学教育推進プログラム（大学改革推進等補助金（大学改革推進事業））」について、大学教育改革を一層推進し、知識基盤社会を担う優れた人材を養成するための大学等における教育の質向上に向けた優れた取組に関連する構想・計画を審査する。

また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成23年度に終了する。

#### ⑥ 大学教育推進プログラム

国の助成事業である「大学教育推進プログラム（大学改革推進等補助金（大学改革推進事業））」について、社会の発展を支える優れた資質能力を備えた人材を養成するため、学士力の確保や教育力向上のための各大学等の実践を促し、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組に関連する構想・計画を審査する。

また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

#### ⑦ 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（国際研究拠点形成促進事業費補助金）」について、高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、世界中の第一線の研究者が、是非そこで研究をしたいとして集まってくるような、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目的として、国際的視点から、その審査業務・評価業務・管理業務を行う。その際、プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

## ⑧ 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

国の委託事業である政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業（科学技術試験研究委託事業）について、政策や社会の要請に応じた人文・社会科学分野のプロジェクト研究を大学等の研究ポテンシャルを積極的に活用して実施し、研究成果を社会へと発信することを目的として、この事業の実施に必要な審査業務・評価業務・プロジェクト管理業務等を行う。

なお、本事業は、平成24年度から「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

## ⑨ 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

国の助成事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（国際化拠点整備事業費補助金）」について、国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、資源や成果の共有化を図り、我が国の大学の国際化を推進する取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

## ⑩ 博士課程教育リーディングプログラム

国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム（大学改革推進等補助金）」について、広く産学官にわたって活躍できる、成長分野等で世界を牽引するリーダーとなる能力を備えた人材を養成する大学院教育の構想・計画を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては、3年経過後に中間評価、期間最終年度に事後評価を実施する。

## ⑪ 大学の世界展開力強化事業

国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業（国際化拠点整備事業費補助金）」について、「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発等の構想・計画等を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

## 2. 意義・必要性

国の助成事業の審査・評価について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価における公正性、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を第3者機関として実施。

## 3. 年度計画

## 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

- (1) グローバルCOEプログラム (p. 144)
- (2) 組織的な大学院教育改革推進プログラム (p. 147)
- (3) 大学教育推進プログラム (p. 149)
- (4) 世界トップレベル研究拠点プログラム (p. 151)
- (5) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (p. 153)
- (6) 博士課程教育リーディングプログラム (p. 154)
- (7) 大学の世界展開力強化事業 (p. 156)



## 4. 得られた成果に関する評価

(1) グローバルCOEプログラムについては、評価の公正さ、透明性等に留意しつつ、適切に平成19年度採択拠点の事後評価を行い、その結果を各拠点に示し、各拠点の補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資することができた。あわせて、活動の成果等を広く社会に公表することにより、国際競争力のある大学づくりの推進に資することができた。

卓越した大学院拠点形成支援補助金については、文部科学省の事業実施要領で示された審査方針を踏まえた審査を行うことができた。また、得られた成果である審査結果は、文部科学省による補助金の交付額の算出に活用されており、所期の目的を達成できた。

(2) 組織的な大学院教育改革推進プログラムについては、事後評価を行い、その結果を各大学にフィードバックし、今後の自主的・恒常的展開に寄与するとともに、その活動の成果を広く社会に公表し、我が国の大学院教育の実質化の推進に資することができた。

(3) 大学教育推進プログラムについては、平成23年度に実施した「質の高い大学教育推進プログラム」の状況調査の経験を踏まえた状況調査を行い、その結果を各大学等にフィードバックして今後の自主的・恒常的展開に寄与するとともに、その活動の結果を広く社会に公表し、我が国の高等教育の質の向上に資することができた。

(4) 世界トップレベル研究拠点プログラムについては、プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーによる適切な指導・助言を行うとともに、海外の研究者を含むプログラム委員会において適切なフォローアップを行うことができた。また、新規拠点の審査は、利害関係に配慮しつつ公正かつ適切な審査を2年ぶりに行った。これらフォローアップの結果や審査結果はホームページで公開している。なお、新規の3拠点が選定された後、速やかにPOを選考し、PD・POによる拠点訪問・意見交換を通じて新規拠点の立ち上げを支援したことは特筆に値する。このほか、アウトリーチ担当者会議や6拠点合同のシンポジウムを開催するなど、アウトリーチ活動も適切に実施している。

(5) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業については、フォローアップにあたり、採択大学だけでなく、広く公開でシンポジウムを開催し、採択大学の取組状況のプレゼンテーションや有識者との議論を通じて事業の成果の普及を図り、国内大学の国際化の推進に大いに資することができた。

(6) 博士課程教育リーディングプログラムについては、各種事業の審査・評価の経験を生かし、適切な審査体制を整備し、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する優れた取組を選定することができた。さらに、プログラムの進捗状況を適切に把握・確認し今後の計画についての指導・助言を行うための担当委員による採択大学の現地視察を開始するとともに、毎年度採択大学を訪問し進捗状況の確認や相談、助言等のケアを行うPOを新たに産業界等から選考することにより、フォローアップ体制の整備を図った。これらのことにより、本事業の推進に大いに資することができた。

(7) 大学の世界展開力強化事業については、これまでの国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成事業）で得た経験を生かした効率性の高い審査を行い、我が国の大学の世界展開力を強化しグローバルな社会で活躍できる人材の育成に資する、より優れた取組を選定することができた。また、採択大学に対して情報交換会を実施して情報共有を図ることにより、本事業の推進に大いに資することができた。

グローバル人材育成推進事業については、国の新たな助成事業を着実に実施するため、これまでの大学の世界展開力強化事業等で得た経験を生かした効率性の高い審査を行い、大学教育のグローバル化を推進する優れた取組を選定することができた。また、採択大学に対して情報交換会を実施して情報共有を図り、採択大学間の連携体制を構築することにより、本事業の推進に大いに資することができた。

## 5. 決算額（支出額） 【セグメント区分：審査・評価】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
521, 273	420, 954	278, 127	305, 199	●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

<p>各種事業の公募・審査においては、各事業ごとの目的を達成できるよう、適切に審査要項等を定めるとともに、バランスに配慮した審査委員を選考し、公平・公正な審査を行うことができた。</p> <p>また、審査をできる限り効率的に行うために、電子審査システムの構築や、ヒアリング審査においてはパソコンに直接入力する電子審査・集計システムの導入等を行い、効率的な審査業務ができた。</p> <p>中間評価・事後評価においては、中立・公正な評価に努めたほか、改善すべき点や今後の適切な方向性を示すことにより、各事業のさらなる充実に寄与することができた。</p> <p>各事業における審査結果の公表等の情報については、振興会のホームページ等を通じて積極的に社会へ情報提供を行い、今後の研究・教育体制の構築に活用された。</p> <p>なお、採択大学の状況調査や情報交換会、取組事例の紹介という取組やフォローアップを通じて事業の改善・充実に努めており、また、アウトリーチ活動の強化に取り組んでいることは特筆できると考えている。</p> <p>以上のように、各事業の目的に即して適切な審査・評価を実施することができただけでなく、各事業の成果をより高めることに大いに寄与できたと評価している。</p>	<p>評価</p> <p>S</p>
---	--------------------

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>中期計画に定められている各事業の業務を適切かつ十分に達成している。</p>
--

## 9. 外部評価

	<p>評価</p> <p>S</p>
--	--------------------

## (1) グローバルCOEプログラム

## (1) 年度計画

- ① グローバルCOEプログラム  
 国の助成事業である「グローバルCOEプログラム」について、委員会を開催し、評価を行う。  
 平成24年度は、平成19年度に採択されたプログラムの事後評価を行う。  
 その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。
- ② 卓越した大学院拠点形成支援補助金  
 国の助成事業である「卓越した大学院拠点形成支援補助金」について、文部科学省が選定する卓越した大学院の教育研究拠点（専攻・専攻群）の有する教育研究実績に対する審査を行う。その際、文部科学省の定める客観的な指標（項目及び基準）に基づいて、透明性及び公平性を確保し、適切かつ円滑な実施を図りつつ、情報公開に努める。

## (2) 業務実績

- ① グローバルCOEプログラム  
 平成24年度における本事業は、グローバルCOEプログラム委員会等を開催し、平成19年度に採択された63件の教育研究拠点について、設定された目的に沿って拠点形成計画が効果的に達成されたか、また、中間評価結果による留意事項への対応が適切に行われたかについて事後評価を実施し、社会に公表した。さらに、平成25年度に実施する平成20年度採択拠点に対する事後評価に係る評価要項等を同委員会において決定した。
- ② 卓越した大学院拠点形成支援補助金  
 文部科学省の事業実施要領に従い、文部科学省が選定した24大学・78専攻等について、各専攻等の卓越性の程度について事業委員会を設けて審査を行った。また、所属等を考慮した事業委員会の委員構成、利害関係者の排除などに努めることにより審査の公平性を確保し、委員名簿や審査要綱等を振興会のホームページに掲載することにより透明性を確保するとともに情報公開に努めた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	<p>① グローバルCOEプログラム            プログラム委員会について、委員及び事務局の負担軽減等の観点から議事を統合するなどして開催回数の削減を図った。また、担当課における他の採択業務等の実施時期を考慮し、業務の繁忙期が重なることのないよう、適切な業務スケジュールにより事業を実施した。</p> <p>② 卓越した大学院拠点形成支援補助金            各大学から提出される実績報告書は電子媒体で受け付け、当該電子媒体からデータを抽出・自動集計するプログラムを作成することで、人為的なミスを防止しつつ、短時間での処理を可能とするなど、作業の効率化と迅速化を図った。</p>	A

有効性	<p>① グローバルCOEプログラム 平成19年度採択拠点に対する事後評価にあたっては、拠点形成計画が効果的に達成されたか、また、中間評価結果による留意事項への対応が適切に行われたかについて評価するとともに、その結果を各拠点に示すことにより、教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するため、適切な助言を行った。 当該評価結果は、各拠点での教育研究活動に広く国民の理解と支援が得られるよう、ホームページ、パンフレット等で各拠点の活動の成果等を明らかにし、社会に公表した。</p> <p>② 卓越した大学院拠点形成支援補助金 事業委員会による審査にあたっては各分野の専門家を配置し、各専攻等の卓越性の程度について、人文・社会系、理工系、生物系の分野毎に評価することで分野の特性に配慮した審査を行った。 文部科学省に報告した当該審査結果は、各大学に対する補助金交付額の算出に活用された。</p>	
公正性・透明性	<p>① グローバルCOEプログラム 平成19年度採択拠点の事後評価にあたっては、平成24年9月～平成25年3月にわたる十分な評価期間を確保し、97名の分野別審査・評価部会委員による書面評価（一部の拠点についてはそれに加え、現地調査）及び合議評価を行った。 評価時における委員の遵守事項等については、利害関係者の排除に加え、評価の過程で知り得た情報の厳正な管理(拠点形成計画調書等)についても定めている。 評価終了後には、文部科学省及び振興会ホームページ等を通じて、事後評価結果の公表とともに、評価要項、事後評価結果の概要及び評価委員の氏名等関係情報のホームページへの掲載を積極的に行い、評価の透明性にも配慮した。 さらに、振興会のホームページから採択拠点のホームページへのリンクや採択プログラムの内容を紹介するパンフレットを大幅に改訂して作成・配布することにより、広く社会に対しての情報発信にも努めた。</p> <p>② 卓越した大学院拠点形成支援補助金 文部科学省により選定された専攻等について、客観的なデータの相対的な分析及び27名の委員による合議での審査を実施した。事業委員会委員の構成は、所属機関を考慮するとともに、審査時における遵守事項等として、利害関係者の調査を行い、該当する専攻等の審査から排除したことに加え、審査の過程で知り得た情報の厳正な管理を求めるとともに守秘義務を課すことで、公正性を確保した。 また、審査終了後には、振興会のホームページで、事業委員会規程、審査要項、委員名簿等の関係情報を公開することで透明性を確保している。なお、審査の結果については、文部科学省のホームページで大学毎の交付決定額及び「S」評価を受けた専攻等が公表されており、本会のホームページにおいても閲覧を可能にしている。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>① グローバルCOEプログラム グローバルCOEプログラム〈平成19年度採択拠点〉事後評価結果報告 平成24年度グローバルCOEプログラムパンフレット</p> <p>② 卓越した大学院拠点形成支援補助金 「卓越した大学院拠点形成支援補助金」事業実施要領 「卓越した大学院拠点形成支援補助金」審査要項 平成24年度 卓越した大学院拠点形成支援補助金事業委員会 グループ分け一覧(人文社会系、理工系、生物系)</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>① グローバルCOEプログラム <a href="http://www.jsps.go.jp/j-globalcoe/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-globalcoe/index.html</a></p> <p>② 卓越した大学院拠点形成支援補助金 <a href="http://www.jsps.go.jp/j-takuetsudaigakuin/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-takuetsudaigakuin/index.html</a></p>
--

## (2) 組織的な大学院教育改革推進プログラム

## (1) 年度計画

国の助成事業である「組織的な大学院教育改革推進プログラム」について、委員会を開催し、評価を行う。平成24年度は、平成21年度に採択されたプログラムの事後評価を行う。その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

## (2) 業務実績

平成24年度における本事業は、平成21年度採択教育プログラム(29件)の事業結果報告書を受け付け、組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会に設置した専門分野別の事後評価部会(「人社系事後評価部会」「理工農系事後評価部会」「医療系事後評価部会」)において、本事業の目的等を踏まえ、補助事業期間終了後の各教育プログラムの計画の実施(達成)状況等について、客観的で公平・公正な事後評価を実施した。なお、事後評価部会における審議の上、必要に応じて現地調査を行った。事後評価結果については、総合評価部会において対象大学に事前開示し、大学からの意見申し立てを受け付けた上、その内容を踏まえて審議を行い、該当大学に対しては再開示を行った。再開示を行った大学からの再意見申し立てを受け付けた上で、組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会において最終的な事後評価結果を決定した。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	<p>平成24年度においては、平成22、23年度に行った事後評価の実績を踏まえ、幅広く多面的な視点により、当該大学院における教育活動を評価する観点から、書面評価に際して、申請内容の分野の専門性に過度に偏らないよう書面評価委員を適正に配置し、より効率的な事後評価を実施した。</p> <p>また、書面評価においては紙媒体による評価表ではなく、セキュリティに十分な配慮をしつつ、インターネット上で評価結果を入力できる電子評価システムを使用し、評価委員の作業負担やミスの軽減を図るとともに、事務局における評価結果の集計作業の効率化・迅速化を図ることができた。</p>	A
有効性	<p>事後評価は、本事業の目的等を踏まえ、各教育プログラムの計画の実施(達成)状況等を評価し、①評価結果をフィードバックすることにより、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の一層の向上に資するために適切な助言を行うこと、②各大学院における大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)のための取組の成果等を明らかにし、社会に示すことにより、今後の大学院教育の改善・充実を図り、その活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、支援・促進していくという観点から適切に実施した。</p>	
公正性・透明性	<p>平成24年度の事後評価にあたっては、プログラム委員会委員及び事後評価部会専門委員による具体的な事後評価体制を整備するとともに、事後評価の方針の明確化を図り、事後評価要項として取りまとめたものを事前に公開している。</p> <p>また、公平・公正な事後評価の徹底を図るため、事後評価委員の選考にあたっては、国公立大学や分野等のバランスにも考慮し、評価の公正性に努め、さらに、評価委員を対象とした事後評価の手引を作成し、事後評価の方針等についての共通理解の徹底に努めた。</p> <p>なお、事後評価終了後には、文部科学省及び振興会ホームページ等を通じて、事後評価結果の公表、各大学への評価結果の開示について積極的に行うとともに、事後評価結果及び事後評価委員の氏名等関係情報の提供についても積極的に行っており、評価の透明性にも配慮している。</p> <p>また、振興会のホームページから選定取組のホームページへリンクさせることにより、広く社会に対しての情報発信にも努めている。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

組織的な大学院教育改革推進プログラム（平成21年度採択教育プログラム）事後評価結果報告書
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<a href="http://www.jsps.go.jp/j-daigakuin/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-daigakuin/index.html</a>
---

## (3) 大学教育推進プログラム

## (1) 年度計画

国の助成事業である「大学教育推進プログラム」について、委員会を開催し、状況調査を行う。  
平成24年度は、平成21年度に採択されたプログラムの状況調査を行う。

## (2) 業務実績

平成24年度における本事業は、平成21年度に選定された取組(96件)の事業結果報告書を受け付け、大学教育等推進事業委員会の調査部会において、本事業の目的等を踏まえ、財政支援期間終了後の各取組の実施状況等について、客観的で公平・公正な状況調査を実施し、全体の1割以上の取組については現地調査も行った。大学教育等推進事業委員会において最終的な状況調査結果を決定した。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
効率性	<p>平成24年度においては、平成23年度に実施した「質の高い大学教育推進プログラム」に係る状況調査の経験を踏まえ、当該大学等における教育活動を調査する観点から、書面調査に際して、専門分野等にも配慮した上で書面調査委員を適正に配置し、より効率的な状況調査を実施した。</p> <p>また、書面調査においては、調査表の受渡しを電子データで行い、調査委員の作業負担やミスの軽減を図るとともに、事務局における調査結果の集計作業の効率化・迅速化を図ることができた。</p>	A
有効性	<p>状況調査は、本事業の目的等を踏まえ、各取組の実施状況等を調査し、優れた取組の内容を広く社会に情報提供することにより、財政支援期間終了後の取組の持続的展開やその水準の一層の向上、及び今後の我が国の高等教育の質保証の更なる強化に資することを目的として、適切に実施した。</p>	
公正性・透明性	<p>平成24年度の状況調査にあたっては、事業委員会委員及び調査部会専門委員による具体的な状況調査体制を整備するとともに、状況調査の方針の明確化を図り、状況調査要項として取りまとめたものを事前に公開している。</p> <p>また、公平・公正な状況調査の徹底を図るため、委員の選考にあたっては、国公私大学や地域性等のバランスにも考慮して公正性の確保に努め、さらに、委員を対象とした状況調査の手引を作成し、状況調査の方針や実施方法等についての共通理解の徹底に努めた。</p> <p>なお、状況調査終了後には、文部科学省及び振興会ホームページ等を通じて、状況調査結果の公表、各大学等への調査結果の開示について積極的に行うとともに、状況調査結果及び調査担当委員の氏名等関係情報の提供についても積極的に行っており、調査の透明性にも配慮している。</p> <p>また、振興会のホームページから選定取組のホームページへリンクさせることにより、広く社会に対しての情報発信にも努めている。</p>	



## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム〈平成21年度選定取組〉状況調査結果報告書

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-pue/index.html>

## (4) 世界トップレベル研究拠点プログラム

## (1) 年度計画

国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価・管理業務を行う。

平成24年度は、平成19年度に採択された5拠点及び平成22年度に採択された1拠点のフォローアップを行うとともに、新たに採択する拠点の公募・審査を行う。

その際、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

また、プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

## (2) 業務実績

世界トップレベル研究拠点プログラムについては、プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーによる適切な指導・助言を行うとともに、海外の研究者を含むプログラム委員会において適切なフォローアップを行うことができた。また、新規拠点の審査は、利害関係に配慮しつつ公正かつ適切な審査を行った。これらフォローアップの結果や審査結果はホームページで公開している。このほか、アウトリーチ担当者会議や6拠点合同のシンポジウムを開催するなど、アウトリーチ活動も適切に実施している。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	PD及びPOを設置し、適切な指導・助言が行えるよう配慮しつつ、効率的にフォローアップを行っていくためにプログラム委員会の下に、POを主査とする作業部会を拠点ごとに設置した。	S
有効性	フォローアップ業務・管理業務については、「目に見える拠点」の構築を確実に図るため、委員の半数が外国人で構成される作業部会による現地視察の結果、及び拠点長等との意見交換の内容等から、拠点構想を十分に勘案しつつ、国際的な視点も含めながらフォローアップにあたった。また、現地視察の他に、PD及びPOのみで拠点を訪問する機会を設けることで、効果的な指導・助言体制を構築し、適切な拠点管理の実施に努めた。 また、公募・審査業務については、システム改革の観点からのレビュー及び研究内容の観点からのレビューによる書面審査を経て、プログラム委員会等による審査を実施しており、本プログラムの目的に沿った選定を可能としている。	
公正性・透明性	公平・公正な審査、フォローアップの徹底を図るため、書面レビュー、作業部会委員の選定にあたっては、利害関係者の排除に加え、機関等からの貴重な情報資料の管理・保護等の遵守について配慮している。 なお、作業部会が行う現地視察の結果については、そのプロセスの公正性、透明性を確保する観点から、事前に各拠点に報告し、意見申立ての機会を設けている。 また、振興会のホームページにおいて、プログラム委員名簿、各拠点から提出された報告書等関係情報の提供について積極的に行っており、透明性にも配慮しているほか、PRパンフレットを作成するほか、平成24年度には、前年度に続き2度目の6拠点合同でシンポジウムを開催する等、事業の積極的な発信も図っている。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラムフォローアップ基本方針  
 世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラム委員会委員名簿  
 「世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラム」プログラム・ディレクター (PD) 及びプログラム・オフィサー (PO) 一覧  
 世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラム作業部会主査及び作業部会委員一覧  
 世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラム公募要領  
 世界トップレベル研究拠点 (WPI) プログラム審査要領

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html>

## (5) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

## (1) 年度計画

国の助成事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」について、委員会を開催し、平成21年度に採択された13大学のフォローアップを行う。

## (2) 業務実績

平成24年度における本事業は、平成21年度に採択された13大学について、平成24年2月の大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会におけるフォローアップの実施の決定を受け、これまでの取組状況や中間評価結果に対する対応状況について社会に向けて発信するとともに、有識者との議論を通じて、選定大学のみならず国内大学の国際化への貢献を目指すためのシンポジウムを開催した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	平成24年度に実施したフォローアップについては、委員及び大学の負担軽減の観点から、採択された13大学を2チームに分け、プログラム委員及び評価部会専門委員を平成23年度に実施した中間評価の担当大学にも配慮した上で配置し、より効率的な体制やスケジュールの構築に努めた。	S
有効性	平成24年度に実施したフォローアップについては、公開の場での採択大学のプレゼンテーションや有識者とのパネルディスカッションを実施し、本事業のこれまでの成果及び今後の課題を明らかにすることにより本事業の改善・充実を推進した。	
公正性・透明性	平成24年度に実施したフォローアップについては、採択された13大学だけでなく、その他の大学の教員や職員、企業等にも広くシンポジウムを公開し、公正で透明性の高い体制の下で事業を実施した。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業シンポジウム ～Global30 の成果と今後の発展に向けた課題のフォローアップについて～

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-kokusaika/index.html>

## (6) 博士課程教育リーディングプログラム

## (1) 年度計画

国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム」について、委員会を開催し、審査を行う。平成24年度は、新たに公募するプログラムの審査を行う。その際、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

## (2) 業務実績

平成24年度における本事業は、平成24年3月に70の国公私立の大学から124件の申請を受け、博士課程教育リーディングプログラム委員会における審査方針の策定等の審査体制整備及び類型別審査・評価部会(「オールラウンド型」、「複合領域型」、「オンリーワン型」)の3部会を中心とした客観的で公平・公正な第三者評価による審査を実施し、17大学24件のプログラムを選定した。さらに、採択プログラムに対するフォローアップの体制整備に努めた。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	<p>博士課程教育リーディングプログラム委員会の運営について、平成24年度は採択するテーマ領域の増加に伴い、新たに3つの小委員会を設置し、平成23年度に行った採択の実績を踏まえた効率的な審査方法・体制により、限られた期間内で適切に審査を実施した。</p> <p>また、審査を効率的に行うため、セキュリティに十分な配慮をしつつ、PC上で審査結果を入力できる電子審査システムを使用し、審査委員の作業負担やミスの軽減を図るとともに、事務局における審査結果の集計作業の効率化・迅速化に努めた。</p>	S
有効性	<p>採択するテーマ領域の増加に伴い、新たな3つの小委員会の設置に当たり、適任と思われる学識経験者を委員として選定した。またプログラム委員会において、同プログラム委員会が定めた審査方針等に則って、養成すべき人材像及び解決すべき課題の分類に応じた3つの類型(オールラウンド型、複合領域型、オンリーワン型)で事業の趣旨に適ったリーダーを養成する取組を適切に選定した。</p> <p>さらに、プログラムオフィサーの人選等、フォローアップの体制整備に努めた。</p>	
公正性・透明性	<p>平成24年度の選定にあたっては、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する取組を選定するために定めた審査項目等を事前に公開した。また、審査を行う委員に対しても、利害関係の排除や審査の過程で知り得た情報の厳正な管理を求め、公平かつ公正な審査を実施した。</p> <p>また、審査終了後は、文部科学省及び振興会ホームページを通じて選定結果、選定取組の概要及び審査委員の氏名等、関係情報の提供についても積極的に行い、審査の透明性にも配慮した。</p> <p>なお、振興会のホームページに選定取組のホームページへのリンクやフォローアップに係る報告書の掲載、及び採択プログラムの内容を紹介するパンフレットの新規作成・配布など、広く社会に対しての情報発信にも努めた。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	終了評価後の時点における事業の追跡調査を実施する検討に当たっては、人材育成の追跡調査を導入して頂きたい。
見直し状況	博士課程教育リーディングプログラムについて、プログラム実施大学においてプログラム修了者の追跡調査を行い、日本学術振興会からの求めに応じてその状況を報告することとしている。

## (5) 評価資料

平成24年度博士課程教育リーディングプログラム審査結果報告 (公募要領、審査要項、審査基準、ヒアリング実施要領、委員会委員名簿等含む) 平成24年度博士課程教育リーディングプログラムパンフレット
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<a href="http://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/index.html</a>
---

## (7) 大学の世界展開力強化事業

## (1) 年度計画

- ① 大学の世界展開力強化事業  
 国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・検討を行う。  
 平成24年度は、新たに公募するプログラムの審査を行うとともに、中間評価の方法・内容について検討を行う。  
 その際、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。
- ② グローバル人材育成推進事業  
 国の助成事業である「グローバル人材育成推進事業」について、委員会を開催し、審査を行う。  
 平成24年度は、新たに公募するプログラムの審査を行う。  
 その際、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

## (2) 業務実績

- ① 大学の世界展開力強化事業  
 平成24年度における本事業は、平成24年4月に大学の世界展開力強化事業プログラム委員会を開催し、審査要項等を決定の上、平成24年6月に国公私立大学から、62大学71件の申請を受け付け、部会による審査を開始した。部会においては、客観的で公平・公正な第三者評価による審査を書面審査及びヒアリング審査の二段階で実施し、平成24年9月に開催した大学の世界展開力強化事業プログラム委員会において、申請区分Iについては9大学9件、申請区分IIについては5大学5件の教育プログラムが選定された。  
 また、平成23年度に採択された事業に対して実施する中間評価に向け、方法・内容について検討を行った。
- ② グローバル人材育成推進事業  
 平成24年度における本事業は、平成24年4月にプログラム委員会を開催し、公募要領等を決定の上、公募を開始し、6月にタイプA(全学推進型)41件、タイプB(特色型)111件の申請を受け付け、審査部会による審査を開始した。審査部会においては、グローバル人材の育成を推進するプログラムの実施に係る構想について、客観的で公平・公正な第三者評価による審査を書面審査及びヒアリング審査の二段階で実施し、9月に開催したグローバル人材育成推進事業プログラム委員会において、タイプAについては11件、タイプBについては31件のプログラムが選定された。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	<p>① 大学の世界展開力強化事業            平成24年度においては、平成23年度に行った審査の経験を踏まえ、書面審査に際して、専門分野等にも配慮した上で書面審査委員を適正に配置し、より効率的な審査を実施した。            また、書面審査においては、調査表の受渡しを電子データで行い、審査委員の作業負担やミスの軽減を図るとともに、事務局における審査結果の集計作業の効率化・迅速化を図ることができた。</p> <p>② グローバル人材育成推進事業            平成24年度に実施したグローバル人材育成推進事業の審査については、国の新たな助成事業を着実に実施するため、プログラム委員会のもとに有識者からなる審査部会を設置し、書面審査やヒアリング審査の集計をシステムで行うなど、審査を実施するにあたって効率的な体制やスケジュールの構築に努めた。</p>	S

有効性	<p>① 大学の世界展開力強化事業 平成24年度に実施した大学の世界展開力強化事業の審査については、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や構想の実施に至る時期の明確性、将来の発展性を考慮し、書面審査及びヒアリングにより、質の保証を伴う実質的な学生交流による大学間交流の推進に資する取組を選定した。また、採択大学を対象とした情報交換会を実施して情報交換を図り、本事業に対する理解を深めることにより、本事業の改善・充実に努めた。</p> <p>② グローバル人材育成推進事業 平成24年度に実施したグローバル人材育成推進事業の審査については、大学教育のグローバル化の推進を目的に、語学教育の改善や教員体制の整備等グローバル化を推進する取組を行う優れた事業を選定した。また、採択大学に対して情報交換会を実施して情報交換を図り、採択大学間の連携体制を構築することにより、本事業の改善・充実に務めた。</p>
公正性・透明性	<p>① 大学の世界展開力強化事業 平成24年度に実施した大学の世界展開力強化事業の審査については、審査結果やプログラム委員氏名等を振興会ホームページにて公表を行い、公正で透明性の高い体制の下で実施を行った。また、委員の選定にあたっては、公平・公正な評価を実施するため、利害関係者の排除を行っている。</p> <p>② グローバル人材育成推進事業 平成24年度に実施したグローバル人材育成推進事業の審査を行う委員の選定にあたっては、公平・公正な評価を実施するため、利害関係者の排除を行った。また、振興会ホームページにおいて審査結果やプログラム委員氏名等とともに、構想調書や構想概要についても公表を行い、審査の透明性にも配慮している。</p>

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>① 大学の世界展開力強化事業 平成24年度大学の世界展開力強化事業 審査結果報告</p> <p>② グローバル人材育成推進事業 平成24年度 グローバル人材育成推進事業 審査結果報告</p>
--

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>① 大学の世界展開力強化事業 <a href="http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html</a></p> <p>② グローバル人材育成推進事業 <a href="http://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/index.html</a></p>
--



事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
目標を達成するためとるべき措置  
8 調査・研究の実施

## 掲載箇所

中期計画

13頁

年度計画

15頁

事業報告書

123頁

## 1. 中期計画

## 8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究者を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターとの連携などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究者全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果をとりまとめ、事業に活かす。また、最新の学術動向等の調査研究の成果を踏まえつつ、国際的な競争のもと、我が国が今後先導していくべき研究を発掘し、事業の企画・立案に反映させる。これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

## 2. 意義・必要性

学術システム研究センターでは、人文・社会科学及び自然科学に至る全ての学問領域に対応する学術システム研究センター研究員（任期3年）が、研究動向等の調査・研究を実施し、その成果に基づき、研究者自らが振興会の各種事業に対し、提案・助言等を行うこととしている。本調査・研究は、今後の振興会の事業展開を図る上で必要不可欠である。

## 3. 年度計画

8 調査・研究の実施 (p.160)

## 4. 得られた成果に関する評価

学術システム研究センターでは、研究員が所属する研究機関との委託研究契約による研究活動を通じ、研究員自身の専門領域のみならず、一般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにし、事業展開に反映させた。

特に、科研費及び特別研究員などの諸事業における審査委員等の選考は、学術システム研究センターの研究員が、前年度の審査結果を検証した上で実施したが、その際、研究員の調査・研究成果を生かすことにより、公正かつ適切に行うことができた。

また、研究員の所属機関と委託研究の契約を締結することにより、研究費の経理管理を適切に行った。

なお、報告書の内容には未発表の研究情報や個人情報が含まれていることもあり、公開に対しては個別に慎重な検討が必要であるが、平成22年度の委託研究契約分より、各報告書の概要を公開している。

海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターの協力を得て実施している。

海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動向に関する情報収集を任務としており、関係各課や文部科学省からの依頼により、欧米を中心とした海外研究連絡センターにおいて、当該国及び周辺諸国の学術交流機関や大学の訪問調査等を行った。

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
—	—	—	—	—

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

<p>学術システム研究センターでは、研究員自身の専門領域のみならず、全般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにし、事業展開に反映させているが、個々の研究員の発意に基づく調査・研究を行うことにより、全ての学問領域にわたって機動的・効率的に研究活動を実施できた。</p> <p>また、海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動向に関する情報収集を任務としており、文部科学省などからの依頼により、欧米を中心とした海外研究連絡センターにおいて、当該国及び周辺諸国の学術交流機関や大学の訪問調査等を行った。</p>	<p>評価</p>
	<p>A</p>

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>121課題について委託研究契約に基づく調査・研究を依頼し、その結果について報告書の提出を受けた。これらの報告書は、学術システム研究センターの構成員や振興会職員で共有し、事業実施に活用している。また、調査・研究による成果は、ホームページにおいて公開するなど成果の普及・活用にも努めており、学術システム研究センターを活用した調査・研究を適切に実施できた。</p>
--

## 9. 外部評価

	<p>評価</p>
	<p>A</p>

## 8 調査・研究の実施

### (1) 年度計画

学術システム研究センターの研究者を中心として、海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、結果をとりまとめ、今後の振興会事業に反映させることとする。

特に学術研究動向については、学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる最新の学術の動向を調査し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、報告書にとりまとめホームページ等において公表する。

### (2) 業務実績

学術システム研究センターにおいては、研究員が所属する研究機関との委託研究（平成24年度は、55機関（121課題））による研究活動を通じ、研究員自身の専門領域のみならず、全般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行うことにより、現状の課題や今後の方向性を把握し、振興会事業に反映させた。

特に、科研費及び特別研究員などの諸事業における審査委員等の選考は、学術システム研究センターの研究員が、前年度の審査結果を検証した上で実施したが、その際、研究員の調査・研究成果を生かすことにより、公正かつ適切に行われている。さらに、審査委員候補の選定には、自らの専門知識やデータベース上の情報だけでなく、周辺分野の学術動向や候補者のバックグラウンドや適性等を把握する必要があるが、本委託研究の一環としてシンポジウム参加、フィールドワーク視察などの業務を行い、審査員候補として相応しい研究者と交流するなど、そのための調査活動としても活用されている。

また、委託契約を締結しなかった機関に所属する研究員（2名）へは、調査のための旅費を支給することで調査研究の実施を支援した。

なお、海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターの協力を得て実施した。

平成24年度に、海外研究連絡センターと協力して実施した海外での調査等の例としては以下のようなものがある。

- ・平成24年12月21日～22日 黒木登志夫相談役が日仏合同学術フォーラム「外科とライフイノベーション」（ストラスブル研究連絡センター担当）に出席し、開会に際して挨拶を行った。

- ・平成24年9月11日～14日 村松岐夫副所長が、カリフォルニア大学バークレイ校のT.J. Pempel教授、S. Vogel教授等を訪問し、人文学・社会科学の国際化に関する調査を行うにあたって、サンフランシスコ研究連絡センターが訪問のサポートを行った。

さらに、海外研究連絡センターが取りまとめた海外の学術動向等については、本部や各海外研究連絡センターのホームページなどに掲載され、広く公表された。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
学術動向調査等の効果的実施	<p>学術システム研究センターでは、個々の研究員の発意に基づき、研究員自身の専門領域のみならず全般的な学術の振興を見据えつつ、各分野の特性に応じた研究動向等の調査・研究を実施することにより、その成果を全ての学問領域にわたって振興会業務の向上に役立てることができた。</p> <p>なお、調査・研究の実施にあたっては、研究員の所属機関と「委託研究」の契約を締結することにより、所属機関内において効率よく調査・研究を実施するとともに、適切な研究費の執行及び経理管理を行えるようにしている。</p> <p>また、海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターと連携して実施した。</p>	A

### (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（項目別-12）」          今後は、調査・研究の拡充、成果の公開等に一層努めることが必要である。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」          振興会の調査・研究成果の公表については、平成20年8月創刊の学振メールマガジンなどを更に活用して、一層促進する必要がある。</p>
----------------------	---

	<p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 今後、海外学術情報の重要性はますます増大することから、海外研究連絡センターはより質の高い情報を迅速に収集できる体制へと整備を急ぐ必要がある。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 今後、海外学術情報の重要性はますます増大することから、海外研究連絡センターはより質の高い情報を迅速に収集できる体制へと整備を急ぐ必要がある。なお、学術の動向に関する調査分析等に関しては、日本学術会議等も進めており、効率性・効果性の観点から、そうした機関との連携強化を期待する。</p> <hr/> <p>3) 「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 センターの研究者がカバーできる分野には自ずと限りがあることへの留意と適切な対応が大切であり、この観点から特に異分野の融合、境界領域や揺籃期にある学術研究の動向に留意することが重要である。</p> <hr/> <p>4) 「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 研究者の研究・調査報告書の公開については、未発表の研究情報や個人情報が含まれている等の理由から、その公開は一部に留まっているが、全面的な公開への取り組みが望まれる。学術システム研究センターは学術の全分野に及ぶ研究・調査を的確に行えるようにするために、多分野にわたる研究者を確保する必要がある。さらに、学術研究に入るかどうか必ずしも明確ではない領域、例えば設計や実技系の芸術等、に関して自ら認識を深めて関係者間の合意形成をリードすることが期待される。</p>
見直し状況	<p>1) 平成23年度の受託研究契約に基づく学術研究動向調査等研究については、年度終了後に各研究者から『調査研究実績報告書』として成果を提出してもらっている。それらは直近の学術動向や情報が記載されており本会事業の推進に際し重要な情報源であるため、センター研究者等が適宜参照できるよう、取りまとめのうえ整理した。なお、報告書の内容には未発表の研究情報や個人情報が含まれていることもあり、公開に対しては個別に慎重な検討が必要であるが、平成22年度の委託研究契約分より、各報告書の概要を公開している。</p> <hr/> <p>2) 海外研究連絡センターは、情報収集を主要なミッションの一つとして掲げている。海外学術情報の収集の方法については、センター長のイニシアティブの下、新聞、科学雑誌、インターネット、政府機関や大学等の報道発表を日常的にチェックするとともに、学術関係機関からの情報提供を受けることによって、諸外国の最先端の学術研究の動向とともに、我が国の大学等にとって有益であると思われる学術、高等教育に関する情報を迅速に、かつ、幅広く収集する体制を整えている。更に、振興会本部に集められた情報を掲載しているホームページをより見やすくリニューアルし、振興会の公募案内や活動報告などを月1回配信するJSPSメールマガジンにおいて、その掲載を周知している。</p> <hr/> <p>3) 各研究者が積極的に周辺分野の調査を行うことを促すとともに、平成22年度から平成23年度の研究者の増員措置においては、総合・複合新領域専門調査班など、特に異分野の融合、境界領域や揺籃期にある学術研究の動向に留意した。</p> <hr/> <p>4) 研究者の研究・調査報告書については、各専門調査班会議で共有し、報告内容を吟味するとともに、公開版の報告書概要を充実させるなど、さらに良い公開方法を検討している。研究者の確保については、人文学・社会科学から自然科学の全分野において、学術研究の急速な発展と多様化に対応できるよう、平成22年度から平成23年度の増員措置を行ったが、今後も継続的に整備を進めたい。また、「学術研究に入るかどうか必ずしも明確ではない領域、例えば設計や実技系の芸術等」については、平成23年8月に、主として大学等における制作、実演などの芸術表現分野の研究状況に関する動向調査の一環としてワークショップ「芸術表現と学術研究」を実施し、関係者と認識を共有することを目指した。</p>

## (5) 評価資料

独立行政法人日本学術振興会ホームページ海外ニュース

## (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa\\_houkoku.html](http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html)  
[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/overseas\\_news.html](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/overseas_news.html)

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

掲載箇所	中期計画	13頁	年度計画	15頁	事業報告書	128頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

### 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

#### (1) 広報と情報発信の強化

振興会の活動内容や調査研究の成果を、より広く内外の研究者、関係機関や国民に理解してもらうため、魅力ある広報誌等出版物やホームページの内容充実に努めるなど、効果的な情報提供が実施できるよう、広報体制を整備し、その充実を図る。

#### (2) 成果の普及・活用

① 学術システム研究センターの調査・研究の成果、各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く普及させる。

② 学術研究の推進により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努めるため、「卓越研究成果公開事業」を実施する。

## 2. 意義・必要性

第3期科学技術基本計画にも謳われているとおり、科学技術・学術は、国民の理解と支持を得てはじめてその発展が可能といっても過言ではなく、国民と社会にその成果を還元することが求められている。研究成果の情報発信、成果の普及活動により、国民が、科学に対する夢と感動を実感できるだけでなく、学術振興の重要性について、その理解を深化させることが可能となる。振興会の活動内容や調査研究の成果を各種媒体を活用して、広く広報・普及することは、研究者のみならず、国民の理解・意識の醸成に向けて大変重要である。

## 3. 年度計画

### 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

#### (1) 広報と情報発信の強化 (p. 164)

#### (2) 成果の普及・活用 (p. 168)

## 4. 得られた成果に関する評価

(1) 事業の実施状況や学術研究に関わる情報について、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業内容を紹介するパンフレット、ニューズレターやポスターを作成・配布し、広く情報発信を行った。また、利用者のアクセシビリティを考慮した、見やすく分かりやすいページデザインとするため、振興会アクセシビリティガイドライン等に基づき、約7事業のホームページの再デザインを行った。平成20年度から開始しているメールマガジンの配信については、その有効性を研究者、研究機関を中心に広く周知し、平成24年度中には、毎月15,000名を超える登録者に配信した。

(2) 学術システム研究センターにおいて学術振興方策及び学術研究動向に関する調査・研究を実施するにあたり、学術研究動向調査等研究を行う研究員氏名と所属先は、名簿としてホームページに公表している。また、調査・研究による成果は、ホームページにおいて「調査研究実績報告書」の概要を公開するなど成果の普及・活用に努めている。

卓越研究成果公開事業については、新たに10件の卓越した研究成果をデータベースから公開し、学術研究に関するアウトリーチ活動の促進に貢献した。

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
—	—	—	—	—

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>様々な広報媒体を活用した広報活動を実施した。振興会からの情報発信は、研究者或いは大学等研究機関が中心となっているが、必要十分な情報量が発信できた。</p> <p>一方で、国民に対する研究成果発信、理解増進活動については充実させる余地があることから、広報体制を強化した上で、各種広報媒体の配布先の拡大やソーシャルメディア等の活用により、学術研究・学術政策に関する積極的な情報発信を図ることが課題である。</p>	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

<p>情報発信力の強化、理解増進活動については、国民・社会への還元という点からも、年々充実させる必要があり、情報発信力の強化とともに、その体制の強化が不可欠である。</p> <p>学術システム研究センターでの調査・研究の成果の普及については、ホームページを活用して広く一般に公開している。引き続き、調査研究を進めることにより、その普及・活用に努める必要がある。</p> <p>情報発信力強化のための体制強化については、喫緊に解決することは難しいが、年度計画に定められた情報発信、成果普及活動は十分に実施できており、中期目標・計画を達成できるものと分析している。</p>
--

## 9. 外部評価

	評価
	A

## (1) 広報と情報発信の強化

## (1) 年度計画

国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、普及に努める。

- ① ホームページへの掲載  
各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。
- ② パンフレット等の配布  
振興会の事業内容について分かり易く編集された和文・英文のパンフレットを作成し、学術機関、行政機関、海外の諸機関に対して送付するほか、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。
- ③ メールマガジンの発信  
インターネットを活用したメルマガ方式により、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。
- ④ 英文ニュースレター  
英文ニュースレターを年4回発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

## (2) 業務実績

事業の実施状況や学術研究に関わる情報について、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業内容を紹介するパンフレット、ニュースレターやポスターを作成し、内外の研究者及び研究機関への送付や会議の場での配布により、広く情報発信を行った。また、毎月メールマガジン”JSPS Monthly”を発信し、公募情報や各種事業、行事予定の紹介等、事業内容の周知に努め、情報発信の強化を行った。

そのほか、内閣府が主催する「科学・技術フェスタ」（平成24年3月16日、17日：京都）に主催機関として参画し、振興会事業のパンフレットの配布等、振興会事業についての広報活動を行なった。

広報活動を通じて、研究者や国民から広く理解が得られるよう、様々な手段により広報活動を実施し、振興会の組織や事業の情報の周知を図り、普及に努めた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
振興会事業への理解増進及び情報発信の強化	<p>パンフレット等各種印刷物は振興会全体を説明するものや各事業を紹介するものなど、用途に合わせて様々な種類のものを作成し、振興会事業の利用者や研究機関宛てに送付したことに加えて、文科省主催の広報に関する会議への参加や説明会の実施等の際に配布し、情報発信を行った。</p> <p>振興会ホームページでは事業の紹介や、学術情報等のお知らせを掲載し、最新の情報を迅速に提供するとともに、より解りやすい掲載方法の検討を行った。</p> <p>また、毎月メールマガジンを発信し、公募予定や会議開催などについて、振興会事業の最新の情報提供を積極的に実施した。</p>	A

和文・英文パンフレット作成および各16,000部のニューズレター作成	<p>パンフレットについては、和文5,000部、英文8,000部を作成し、説明会や会議等で配布したほか、大学等研究機関に送付した。</p> <p>英文ニューズレターについては、「JSPS Quarterly」を平成24年6月、9月、12月及び平成25年3月に16,000部発行し、振興会事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布した。</p>	
------------------------------------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価（全体）」          (二) ホームページ等の充実を図り、法人の事業内容や研究成果について、研究者だけでなく一般国民にも分かりやすいような魅力ある広報活動を行う必要がある。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 広報」          一般国民や研究者を目指す若者に対する研究成果の発信や事業の理解増進については、わかりやすく魅力あるという観点から更なる努力が必要である。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 調査・研究の実施」          今後、各事業より得られた成果について、社会への発信に努力し、学術振興に対する研究者の意識向上を図ることも重要である。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 学術情報の広報・周知」          情報の収集・発信は非常に重要であり、今後、他大学、関係機関とより一層の連携をはかりつつ、振興会が学術情報発信拠点として中核的な役割を果たしていくことが望まれる。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（全体）」          (ホ) 広報活動については、法人の活動状況や調査・研究の成果について、研究者さらには国民への理解増進の観点から、一層の努力が必要である。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（全体）」          ② (二) 新たにメールマガジンを配信したことや、ホームページの充実を図るなど、振興会の事業内容の周知に努めたことは評価できるが、引き続き、研究者や国民から広く理解が得られるよう、広報活動を一層推進することが課題。（項目別-P13参照）</p>
----------------------	---



	<p>「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価（全体）」  ③（二）振興会が有する様々な媒体を活用し、魅力ある広報活動を行うとともに、メールマガジンの英文化の取組を進めるべき。また、科学研究費補助金の研究成果をわかりやすく説明するなど、事業の成果等を広く国民に伝えるための更なる努力が必要である。（項目別-P13参照）</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」  今後、振興会が有する様々な媒体を活用して、メールマガジンの発信先の増大やその英文化、広報体制の強化等が図られることを期待する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」  今後、メールマガジンの配信先の更なる増大やその英文化、広報体制の強化が図られることを期待する。</p>
	<p>「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」  学術振興活動の持続性を保つには、より広く国民一般の学術への理解増進やサイエンス教育の振興にも資するように努めることが大切である。特に、社会一般的にサイエンス離れの傾向が顕著である中、国民の理解増進のためにどのようにサポートしていくべきか検討すべきである。</p> <p>「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成22年度に係る業務に関する評価」  社会一般的にサイエンス離れの傾向が顕著である中、国民の理解増進のためのサポートを検討すべきである。</p>
見直し状況	<p>ホームページを活用しながら、各種事業の紹介や迅速な公募の告知、パンフレット等配付資料の充実を図り、研究者や一般への事業の周知を推進した。また、ホームページの充実については、和文、英文共再構築の検討を行い、研究者や研究機関担当者及び一般の方々にも分かり易く、魅力的になるようホームページ再構築の作業を行った。</p> <p>メールマガジンについては、英文化の準備に着手した。</p> <p>国民から広く理解が得られるよう、「科学・技術フェスタ」への参画等、様々な手段により広報活動を実施し、振興会の組織や事業の情報の周知を図り、普及に努めた。</p>

(5) 評価資料

日本学術振興会パンフレット（和文・英文）  
「JSPS Quarterly(No. 40, 41, 42, 43)」

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/subscription.html>（” JSPS Monthly”）  
[http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/brochure\\_2012-2013\\_j.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/brochure_2012-2013_j.pdf)（日本学術振興会パンフレット（和文））  
<http://www.jsps.go.jp/english/aboutus/data/brochure12-13.pdf>（日本学術振興会パンフレット（英文））

## (2) 成果の普及・活用

## (1) 年度計画

- ① 学術システム研究センターの調査・研究の成果については、事業の企画・立案に反映させるとともに、報告書にとりまとめホームページ等において公表する。
- ② 「卓越研究成果公開事業」について、委員会を開催し、学術研究の推進により生じた卓越した研究成果を適切に公開するための方法を検討し、実施する。

## (2) 業務実績

- ①学術システム研究センター  
学術システム研究センターにおいて学術振興方策及び学術研究動向に関する調査・研究を実施することにより、科研費及び特別研究員などの諸事業における審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証、日本学術振興会賞及び日本学術振興会 育志賞の予備的審査、そして振興会の事業全般に対して提案・助言等を行っている。
- 平成24年度に、調査研究成果を活用した例としては平成23年度の委託研究契約に基づく学術研究動向調査等研究について、年度終了後に各研究員から『調査研究実績報告書』の提出を受けて、平成24年度当初にそれらを取りまとめ、審査システム、評定基準・評価方法などの業務の改善等に役立てたことがあげられる。なお、報告書の内容には未発表の研究情報や個人情報が含まれていることもあり、公開に対しては個別に慎重な検討が必要であるが、平成22年度の委託研究契約分より、各報告書の概要を公開している。
- また、海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターと連携して実施した。海外研究連絡センターは、研究員のために情報の提供、訪問のアレンジ・随行など、海外の現地拠点として種々の協力や便宜の供与を行った。さらに、海外研究連絡センターが取りまとめた海外の学術動向等については、本部や各海外研究連絡センターのホームページなどに掲載され、広く公表された。
- ②卓越研究成果公開事業  
卓越研究成果公開事業は、学術研究の卓越した研究成果として、学会に表彰・顕彰された優れた研究成果について専門家・一般の双方に公開するツールを国立情報学研究所と学会の協力により構築し、学術研究に関するアウトリーチ活動を促進する事業である。
- 平成24年度は、本事業に参画する7学会において新たに10件の卓越した研究成果をデータベースに入力した。また、データベース公開ページ及び入力システムの改修を行った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
調査研究成果の公表	<p>①学術システム研究センター 学術研究動向調査等研究を行う研究員氏名と所属先は、名簿としてホームページに公表している。また、『調査研究実績報告書』の内容には未発表の研究情報や個人情報が含まれていることもあり、公開に対しては個別に慎重な検討が必要であるが、平成22年度の委託研究契約分より、各報告書の概要を公開した。</p> <p>②卓越研究成果公開事業 新たに10件の卓越した研究成果をデータベースから公開し、学術研究に関するアウトリーチ活動の促進に貢献した。</p>	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 学術システム研究センターの調査・研究の成果の公開について、部分的にせよ公開を試みたことは評価できるが、公開できる部分を拡大することや発表の方法を工夫することが望まれる。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>委託研究契約に基づく学術研究動向調査等研究の報告書については、振興会のホームページにて、平成22年度は試験的に一部を公開し、平成23年度からは各報告書の概要を公開している。研究員の研究・調査報告書については、各専門調査班会議で共有し、報告内容を吟味するとともに、公開版の報告書概要を充実させるなど、さらに良い公開方法を検討している。</p>

## (5) 評価資料

<p>①学術システム研究センター 平成24年度学術システム研究センター研究員名簿</p> <p>②卓越研究成果公開事業 卓越研究成果公開事業実施要項 卓越研究成果公開事業委員会等設置要項 卓越研究成果公開事業委員会委員名簿</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>①学術システム研究センター <a href="http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html">http://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html</a></p> <p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/overseas_news.html">http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/overseas_news.html</a></p> <p>②卓越研究成果公開事業 <a href="http://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html</a></p>
--

事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
目標を達成するためとるべき措置  
10 前各号に附帯する業務

掲載箇所	中期計画	14頁	年度計画	16頁	事業報告書	132頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

### 10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

- ① 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を担当する。
- ② 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞(野口英世アフリカ賞)に係る医学研究分野の審査業務を担当する。
- ③ 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。
- ④ 寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

## 2. 意義・必要性

国際生物学賞は昭和天皇の御在位60年と長年の生物学の御研究を記念するとともに、生物学の奨励を図るため、生物学の研究において世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を顕彰したいという研究者の要望に基づいて創設されたものである。

「野口英世アフリカ賞」は、平成17年5月、小泉元総理のガーナ訪問を契機に提言、同年7月に日本政府の閣議決定を経て創設されたものである。振興会は、第1回野口英世アフリカ賞(平成19年度)に続いて、第2回目も内閣府より、野口英世アフリカ賞のうち医学研究分野に係る受賞候補者選考のため、医学研究分野推薦委員会の運営に係る業務を請負った。

学術の国際会議開催にかかる募金事務は、学術の国際交流に貢献する国際会議事務について間接的に支援を行うものであり、振興会事業の目的にかなっている上、振興会が特定公益増進法人であることを有効に生かすものである。学術研究を取り巻く財政状況の厳しさから、その重要な成果発表の機会である学術国際会議についても、寄付金にある程度依存せざるを得ない状況があり、税制上の優遇措置を受けるといった間接的支援であるが、学術関係者のニーズに適切に応えるものである。

個別寄付金及び学術振興特別基金については、特定公益増進法人に対する寄付金として、寄付者が個人の場合は、「寄付金控除」の適用を受けることにより、また、法人の場合、「寄付金損金算入」の特例が適用されることにより免税措置が取られる。このことにより、寄付者において財政面でのメリットがある。また、振興会の寄付金事業は、学術の振興を願う篤志家等の資金をその意志に基づき様々な事業形態により実施するという重要な役割を担っている。

## 3. 年度計画

### 10 前各号に附帯する業務

- (1) 国際生物学賞にかかる事務(p.173)
- (2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務(p.175)
- (3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務(p.177)
- (4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業(p.179)

## 4. 得られた成果に関する評価

## (1) 国際生物学賞にかかる事務

平成24年度の第28回国際生物学賞は、外国人審査委員を含めた国際生物学賞審査委員会において慎重かつ多角的に審議を行った結果、パデュー大学 名誉教授 ジョセフ・アルトマン博士を受賞者として決定し、平成24年11月26日に日本学士院で、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、授賞式を挙行了た。

また、国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、2,333千円(9件)の寄付を集めた。

## (2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務

5年毎に各分野(医学研究分野及び医療活動分野)1名に対して授与される本賞の受賞候補者選考について、平成24年3月末までに国内外の個人・研究機関等に対して推薦依頼を行ったところ、世界29か国より総数84件(実数65件)の推薦があった。これらについて推薦委員会にて選考した結果、最終的に受賞候補者3名が選考された。この結果を報告書として取りまとめ、推薦委員会主査より平成25年3月8日開催の「野口英世アフリカ賞」委員会第2回会合にて報告された。

## (3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

学術関係国際会議開催にかかる募金事務では、振興会を通じて募金を行うことで、税制上の優遇措置をうけることにより、主催者が募金活動を行いやすくなっており、また振興会の広報にも役立っている。

## (4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

寄付金事業の形態は、学会合の開催、研究助成、国際交流等多様であるが、それぞれ寄付者の意向に沿った事業が適切に実施されている。

## 5. 決算額（支出額） 【セグメント区分：法人共通、その他の事業（前各号に附帯する業務）】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
50,892	51,549	54,995	56,732	●●, ●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>国際生物学賞は、世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を受賞者として選考し、授賞式には天皇皇后両陛下の御臨席をいただいた。このような活動を通じ、国際生物学賞が国際的に著名な賞であることを国内外にアピールできた。また、募金活動や基金の運用の工夫により、自己収入の増を図った。</p> <p>野口英世アフリカ賞については、世界29か国より総数84件(実数65件)の推薦を受けて、推薦委員会にて学術的な観点から選考し、最終的に受賞候補者3名が選考された。この結果を報告書として取りまとめ、推薦委員会主査より「野口英世アフリカ賞」委員会第2回会合にて報告され、契約内容を完全に履行することができた。</p> <p>寄付者の意向に沿った寄付事業を実施するため、当該寄付事業の趣旨や目的を、趣意書、募集要項等に明記し、また、寄付者の意向に基づいた審査及び評価を行った。引き続き、寄付者と支援を受ける者が共通の理解のもと、研究等が推進されるよう、当該寄付事業の実施を図る。</p> <p>また、基金の取り崩しが行われている事業については、引き続き寄付者との間で十分な理解を得ながら業務を進める必要がある。今後は積極的に広報を行い、事業について広く周知し、寄付の増額を目指して事業の活性化を図ることが課題である。</p>	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

平成24年度の第28回国際生物学賞は、パデュー大学 名誉教授 ジョセフ・アルトマン博士を受賞者に決定し、平成24年11月26日に日本学士院で、天皇皇后両陛下の御臨席のもと授賞式を挙行了した。  
 「野口英世アフリカ賞」については、内閣府との契約を完全に履行し、平成24年度の業務を完了した。  
 また、国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、2,333千円(9件)の寄付を集めた。  
 各寄付金事業については、個人や企業からの広く寄付金を受け入れ、特定公益増進法人としての募金事務を実施したほか、特定分野の助成を行う個別寄付金事業を実施した。

## 9. 外部評価

	評価
	A

## (1) 国際生物学賞にかかる事務

## (1) 年度計画

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第28回顕彰にかかる事務を行うとともに、第29回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。

## (2) 業務実績

国際生物学賞は、昭和天皇の御在位60年と長年にわたる生物学の御研究を記念するとともに生物学の奨励を図るため昭和60年に創設された。

事業の運営にあたる組織として国際生物学賞委員会が設けられ、また、事務を担当する振興会に経済団体及び学術団体等からの寄付による国際生物学賞基金が設置されており、昭和60年11月に第1回授賞式が行われて以来、毎年、生物学の研究において世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者が受賞しており、今や生物学における世界で最も権威ある賞としての評価を得ている。

平成24年度の第28回国際生物学賞は、パデュー大学 名誉教授 ジョセフ・アルトマン博士が受賞し、授賞式は、平成24年11月26日に日本学士院で、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、盛会のうちにとり行われた。

授賞式では、アルトマン博士に、賞状と賞金1,000万円及び賞牌が授与され、天皇陛下からの賜品が伝達された。

また、国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、2,333千円(9件)の寄付を集めた。基金の管理・運用については、銀行預金のほか、利付国債(2億円)により適切に運用している。

第29回国際生物学賞の審議については平成25年2月20日に基本方針が決定され、同日、第1回の審査委員会が開催され、審議が開始された。なお、授賞式は、平成25年11月頃に実施する予定である。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
権威ある賞としての認知度向上に向けた対応	<p>審査基準、候補者推薦手続き等はすべて、国際生物学賞審査委員会において決定され、委員である研究者の意見が反映されるよう配慮している。</p> <p>授賞式には、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、また、受賞者決定及び授賞式については、積極的に広報活動を行い、授賞式当日は多数のマスコミが取材に訪れた。その結果、授賞式の模様がマスコミで報道された。</p>	A
公正な審査の実施	<p>審査委員会は20名の研究者から構成されており、その中には4名の著名な外国人研究者も含まれており、多角的に審査する体制を整備している。</p> <p>国際生物学賞受賞者決定の報道発表資料において審査経過や授賞理由を明記している。</p> <p>国際生物学賞顕彰規程、国際生物学賞委員会規程を定め、審査手続等を明確化している。</p>	



## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1) 「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成19年度に係る業務の実績に関する評価 国際生物学賞にかかる事務」 本事業を社会に対して積極的にアピールし、社会的認知度を上げていくことも重要である。</p> <hr/> <p>2) 「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 学術関係国際会議開催にかかる募金事務や、個別寄付金及び学術振興特別基金の事業については、適切に実施されている。しかしながら、寄付金額や取り扱い件数は多いとはいいがたい。昨今の経済情勢のために寄付を集めることが難しい社会的な背景はあるが、今後、広報活動を強めるなどして、寄付の増額を目指して事業の活性化を図ることを期待する。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-5 自己収入の拡大 ○また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 ○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p> <p>「独立行政法人等が行う事業の横断的見直しについて」2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し (4) 自己収入の拡大 国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の削減を図る、民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) 受賞者決定時及び授賞式には、報道発表を行っている。授賞式は報道陣の取材を許可しており、本年度においても多数の報道陣が取材に来たところである。</p> <hr/> <p>2) 理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、2,333千円(9件)の寄付を集めた。</p>

## (5) 評価資料

報道発表資料「第28回国際生物学賞授賞式について(お知らせ)」  
第28回国際生物学賞授賞式 記録

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-biol/index.html>

## (2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務

## (1) 年度計画

野口英世アフリカ賞の医学研究分野の審査業務を実施する。

## (2) 業務実績

「野口英世アフリカ賞」は、平成17年5月、小泉元総理のガーナ訪問を契機に提言、同年7月に日本政府の閣議決定を経て創設されたものである。振興会は、第1回野口英世アフリカ賞（平成19年度）に続いて、第2回目も内閣府より、野口英世アフリカ賞のうち医学研究分野に係る受賞候補者選考のため、医学研究分野推薦委員会の運営に係る業務を請負った（業務委託期間：平成24年4月1日～平成25年2月28日）。

平成24年3月末までに国内外の個人・研究機関等に対して推薦依頼を行ったところ、世界29か国より総数84件（実数65件）の推薦があった。これらについて推薦委員会にて選考した結果、最終的に受賞候補者3名が選考された。この結果を報告書として取りまとめ、推薦委員会主査より平成25年3月8日開催の「野口英世アフリカ賞」委員会第2回会合にて報告された。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
適切な候補者の推薦	平成24年3月末までに国内外の個人・研究機関等に対して推薦依頼を行ったところ、世界29か国より総数84件（実数65件）の推薦があり、十分な数の候補者から選考することができた。選考における公正さ、透明性、信頼性を確保するため、選考方法・手順については研究者から構成される推薦委員会において決定され、委員である研究者の意見が反映されるよう配慮した。	S
学術研究の観点からの推薦	推薦委員会は、日本人委員19名、外国人委員5名の計24名の著名な研究者で構成されており、多角的な選考ができる体制を整備した。推薦された候補者について、学術的な観点から詳細な調査・検討を行った結果、最終的に受賞候補者3名が選考され、「野口英世アフリカ賞」委員会に報告した。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

(5) 評価資料

「野口英世アフリカ賞」医学研究分野推薦委員会（第2回）議事次第  
「野口英世アフリカ賞」医学研究分野推薦委員会（第3回）議事次第  
「野口英世アフリカ賞」医学研究分野推薦委員会（第4回）議事次第  
「野口英世アフリカ賞」医学研究分野推薦委員会（第5回）議事次第  
第2回「野口英世アフリカ省」医学研究分野推薦委員会報告書

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-noguchiafrica/index.html>

## (3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

## (1) 年度計画

学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

## (2) 業務実績

振興会が特定公益増進法人として募金事務を行い、下記の国際会議の円滑な開催に寄与した。  
平成24年度において振興会が学術関係国際会議開催のために募金事務を受託した国際会議は「国際コモンズ学会第14回世界大会（北富士大会）」の1件である。  
また、平成24年度に開催されたのは「OPTICS&PHOTONICS International Congress2012」（平成24年4月25日～27日開催）の1件である。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
募金事務の実施	一定の受託基準を満たした申請について、役員会での審議を経て受託の可否を決定している。受託基準や手続きについては、様式の見本を載せた事務手引きを用意し、申請の問い合わせを受けた際に配布しており、円滑に手続きができるよう便宜を図っている。	A
円滑な国際会議の実施	振興会を通じて募金を行うことで、税制上の優遇措置をうけることができ、主催者が募金活動を行いやすくなっており、また振興会の広報にも役立っている。 この取組を通じて、寄付の円滑な受入が図られ、我が国における国際会議開催による学術の進展及び国際交流の促進に寄与している。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>「整理合理化計画 Ⅲ-2-(2) 国から独立行政法人への財政支出」 国から独立行政法人への財政支出は、3.5兆円（平成19年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄付金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 各寄付金事業活動は学術振興への賛同者の輪を広げる上でも重要な取り組みである。また、特定公益増進法人への寄付のメリットについても、企業、個人に対して広く周知されることが望まれる。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 学術関係国際会議開催にかかる募金事務や、個別寄付金及び学術振興特別基金の事業については、適切に実施されている。しかしながら、寄付金額や取り扱い件数は多いとはいえない。昨今の経済情勢のために寄付を集めることが難しい社会的な背景はあるが、今後、広報活動を強めるなどして、寄付の増額を目指して事業の活性化を図ることを期待する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 基金の取り崩しが行われている事業については、積極的に広報や理解増進の活動を行い、事業の活性化を図ることが望まれる。</p>
---------------	--

	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-5 自己収入の拡大  ○また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>「独立行政法人等が行う事業の横断的見直しについて」2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し  (4) 自己収入の拡大  国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間からの寄附・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。</p>
見直し状況	<p>ホームページのトップページから寄付金事業の案内のページにアクセスできる等により周知を図っている。</p>

## (5) 評価資料

学術関係国際会議開催のための寄付金—募金を計画される研究者の方々へ—

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-donation/oversea.html>

## (4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

## (1) 年度計画

寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

## (2) 業務実績

民間企業、団体、個人等から広く寄付金を受け入れて、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施等の促進等のため、寄付者の意向に基づき、以下の事業を実施した。

- ・ 日中医学交流事業（大日本住友製薬株式会社及び第一三共株式会社からの支援による）
- ・ 藤田記念医学研究振興基金研究助成事業

この他、あらかじめ事業分野を特定しないで助成する学術振興特別基金事業として以下の事業を実施した。

- ・ 研究成果刊行の援助：  
研究成果刊行の援助  
経営問題第108委員会  
先端材料強度第129委員会  
結晶加工と評価技術第145委員会  
水の推進理工学第183委員会

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
適切な寄付金事業の実施	支援対象の設定、審査及び評価は、個々の寄付者の意向に基づき行われている。また、当該寄付事業の趣旨や目的は、趣意書、募集要項等に明記されており、寄付者と支援を受ける者が共通の理解のもと、研究等が推進されている。 審査・評価を行う委員会名等については公表されている。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1) 「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 各寄付金事業活動は学術振興への賛同者の輪を広げる上でも重要な取り組みである。また、特定公益増進法人への寄付のメリットについても、企業、個人に対して広く周知されることが望まれる。 国から独立行政法人への財政支出は、3.5兆円（平成19年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄付金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成21年度事業に係る外部評価結果」 学術関係国際会議開催にかかる募金事務や、個別寄付金及び学術振興特別基金の事業については、適切に実施されている。しかしながら、寄付金額や取り扱い件数は多いとは言いがたい。昨今の経済情勢のために寄付を集めることが難しい社会的な背景はあるが、今後、広報活動を強めるなどして、寄付の増額を目指して事業の活性化を図ることを期待する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」 経済状況から寄付集めが難しく基金を取り崩している事業については、積極的に広報や理解増進の活動を行い、事業の活性化を図ることが望まれる。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-5 自己収入の拡大 ○また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 ○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p> <p>「独立行政法人等が行う事業の横断的見直しについて」2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し (4) 自己収入の拡大 国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。</p> <hr/> <p>2) 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項 4 その他 振興会には、特定公益増進法人としての寄付金受入制度があり、これまでも種々寄付金を受け入れてきたが、今後、振興会の活動の更なる発展をはかるうえからも、寄付金増を目指した取り組みが望まれる。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>1) 寄付金額の増加を目指し、ホームページのトップページから寄付金事業の案内のページにアクセスできる等により周知を図っている。</p> <hr/> <p>2) 寄付金増を目指した取り組みに関しては、振興会が主催する行事において、寄付金をお願いする活動を理事長及び理事が率先して行い、振興会外の者が主催する行事に理事長、理事が出席した場合にも、振興会の事業の重要性を説明し、寄付金をお願いする取り組みを行っている。 また、日本経済団体連合会や日本工業倶楽部等、産業界を代表する組織を直接訪問し、寄付金のお願いを積極的に行っているところである。</p>

## (5) 評価資料

○日中医学交流事業 日中医学交流事業実施要項、日中医学交流事業委員一覧、平成24年度実施課題一覧  
○藤田記念医学研究振興基金研究助成 藤田記念医学研究振興基金規程、運営委員会名簿、募集要項、平成24年度採択課題一覧

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/j-donation/dom.html>  
<http://www.jsps.go.jp/j-tonation/indiv.html>



事業・業務の名称：第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する  
 目標を達成するためとるべき措置  
 1 1 平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務

掲載箇所	中期計画	14頁	年度計画	16頁	事業報告書	134頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

### 11 平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務

#### (1) 先端研究助成業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付される補助金により、先端研究助成基金を設け、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成を行う。

その際、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う。

#### (2) 研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付される補助金により、研究者海外派遣基金を設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣する。

##### ① 優秀若手研究者海外派遣事業

我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象として、海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供するため、滞在費等を支援する。

##### ② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

海外の学術研究機関と協力関係を有する我が国の大学等研究機関が、将来研究者を志す大学生の研さん、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

#### (3) 先端学術研究人材養成事業

我が国が世界をリードし得る先端的な研究拠点に、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取組を支援するため、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金により、先端学術研究人材養成事業を実施する。本交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、海外の研究者の招へいを通じた我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するために活用する。

#### (4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

上記(1)の先端的な研究を一層加速・強化するために必要な助成を行う。

#### (5) 若手・女性等研究者への支援の強化

若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境を充実・強化するために必要な助成を行うとともに、海外の大学等研究機関との共同研究等を推進し、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会を提供する。

## 2. 意義・必要性

(1) 先端研究助成業務及び(2) 研究者海外派遣業務は、独立行政法人日本学術振興会法の改正(平成二十一年法律第六十号)に基づいて振興会に国からの補助金が交付され、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するための基金が設置されたことに伴い実施する事業である。いずれも国の要請に基づいて行う事業であり、高い意義と必要性を持つものである。

また、(3) 先端学術研究人材養成事業については、海外の第一線で活躍する著名研究者と優れた若手研究者を我が国の先端的な研究拠点に集中的に招へいすることにより、当該研究機関の研究開発能力を強化し、国際競争力のある研究人材を養成することに、高い意義があると言える。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化及び(5) 若手・女性等研究者への支援の強化は、国から交付された最先端研究開発戦略的強化費補助金を活用して実施するものである。(1)及び(2)と同様、国の要請に基づいて行う事業であり、いずれも必要性が高い。

## 3. 年度計画

### 11 平成21年度補正予算(第1号)に係る業務

(1) 先端研究助成業務(p.187)

(2) 研究者海外派遣業務(p.193)

(3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化(p.196)

(4) 若手・女性等研究者への支援の強化(p.198)

## 4. 得られた成果に関する評価

### (1) 先端研究助成業務

平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により設けられた先端研究助成基金を、特別の勘定により区分経理するとともに、安全性、流動性及び収益性に配慮した運用を行った。また、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成として、先端研究助成基金を財源に「最先端研究開発支援プログラム」と「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に係る業務を行った。

#### ①最先端研究開発支援プログラム

最先端研究開発支援プログラムに採択された30の研究課題に対し、補助事業者からの交付請求に基づいて速やかに助成金を交付した。半年毎の定期的な交付請求に加えて、研究の進捗に応じて補助事業者が助成金の追加交付請求を行った場合にも、当該補助事業者が希望する期日までに助成金の交付を完了させることで、研究の円滑な推進に貢献した。

また、補助事業者のうち前年度までに現地調査を実施していない、民間企業、財団法人、国立大学法人、私立大学を中心に24機関を訪問し、補助事業の実施状況や助成金の執行状況を確認すると共に、必要な指導・助言等を行うことで、助成金の執行管理を効果的に行うことができた。

さらに、競争的資金の不正使用及び不正受給や研究上の不正行為への対応をより強化すべく、競争的資金に関する関係府省連絡会により「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを受け、助成金の交付条件を改正した。また、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実のため、研究支援担当機関及び共同事業機関に対する「FIRSTプログラム説明会」を実施した。(参加数：50機関118名)

#### ②最先端・次世代研究開発支援プログラム

研究の進捗等により補助事業者が必要に応じて行った助成金の追加交付請求に対して、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了させることで研究の円滑な推進に貢献するとともに、平成25年度分の助成金交付請求に基づき、交付のための手続きを速やかに行った。

また、平成23年度において人件費や謝金に係る支出額の割合が比較的高い研究課題を有する研究機関を中心に35機関を訪問し、43の補助事業に係る実施状況や助成金の執行状況を確認するとともに、必要な指導・助言等を行うことで、助成金の適切な執行管理に努めた。あわせて、平成24年度の途中に補助事業を廃止した3研究課題については、現地調査を行い交付すべき助成金の額を確定した。

さらに、関係規程を整備するとともに、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会を設置し、同委員会の委員以外の有識者にも協力を得ながら、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、実施状況報告書等の内容(補助事業者が平成22年度及び23年度に行った研究開発の進捗状況)を確認するとともに、必要に応じて助言等を行い、各研究開発の目的の達成に資することができた。

### (2) 研究者海外派遣業務

平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣した。

#### ①優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に本会特別研究員等審査会における選考結果に基づき採択され、平成21～22年度中に渡航した大学等研究機関に所属する常勤研究者及び本会特別研究員の全てが平成23年度までに派遣期間を終了した。

#### ②組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

平成21年度に本会国際事業委員会において採択された96事業のうち、平成23年度までに終了した5事業を除く91事業を行う大学等研究機関に対して、若手研究者の海外派遣のための滞在費等を支援した。

### (3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

「最先端研究開発戦略的強化費補助金」の一部を活用して、「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」と「最先端研究開発支援プログラム公開活動」の二事業を実施した。

#### ①最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業

平成22年度に補助金の交付を決定した研究課題(26課題)のうち、東日本大震災の影響等により年度繰越しが承認された研究課題(15課題)に対しては、補助事業が完了した為、実績報告書の提出を受け、平成24年度中に補助金の額の確定を行った。

#### ②最先端研究開発支援プログラム公開活動

平成22年度に補助金の交付を決定した事業(17事業)のうち、東日本大震災の影響により年度繰越しが承認された事業(1事業)に対しては、補助事業が完了し、実績報告書の提出を受け、平成24年度中に補助金の額の確定を行った。

また、平成24年度に総合科学技術会議が最先端研究開発支援プログラム公開活動の対象として選定した事業(15事業)に対し、補助金の交付を迅速に行い、補助事業への速やかな着手を可能とした。

## (4) 若手・女性等研究者への支援の強化

最先端研究開発戦略的強化費補助金の一部を活用して、若手・女性等研究者への支援の強化のため、「最先端研究基盤事業」と「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の二事業を実施した。

## ①最先端研究基盤事業

平成24年度は、文部科学省において選定した事業を行う20件の大学等研究機関に対し、事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強化に貢献した。

## ②頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

平成22年度に支援を開始した68事業は、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」の事業として、平成23年度に続き平成24年度も引き続き支援された。（「第1-3 研究者の養成（7）頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」参照）

## 5. 決算額（支出額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	18,678,664	57,455,433	60,551,718	●●●

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

## (1) 先端研究助成業務

## ①最先端研究開発支援プログラム

先端研究助成基金を財源とする本プログラムの助成金は、年度途中における助成金の追加交付請求が可能であることなど、研究の進捗に応じた柔軟な使用が可能であることが特徴である。平成24年度は、補助事業者から追加的な交付請求が行われた例が2件あり、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了した。これにより、中期計画に記載された「研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う」ことを実践した。

また、補助事業者から提出された平成22年度の補助事業に関する実施状況報告書の内容を確認するとともに、前年度までに現地調査を実施していない、民間企業、財団法人、国立大学法人、私立大学を中心に計24機関に対して現地調査を行い、取扱要領等関係規程に沿った適正な助成金の執行が行われているかを確認した。助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合する額を超えた支出が発見された場合には、取扱要領の定めに基づき助成金の返還を求めた。加えて、競争的資金の不正使用及び不正受給や研究上の不正行為への対応をより強化すべく、競争的資金に関する関係府省連絡会により「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを受け、助成金の交付条件を改正した。また、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実のため、研究支援担当機関及び共同事業機関に対する説明会を実施した。これらにより、平成24年度計画に記載された「助成事業者から提出される実施状況報告書等の確認を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理する」ことを実践することができた。

## ②最先端・次世代研究開発支援プログラム

最先端研究開発支援プログラム同様、本プログラムの助成金は先端研究助成基金を財源としていることからその特徴は共通している。平成24年度は、研究の進捗等により補助事業者が必要に応じて行った助成金の追加交付請求（39件）に対して、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了することができた。

また、補助事業者から提出された平成23年度の補助事業に関する実施状況報告書の確認をするるとともに、平成23年度において人件費や謝金に係る支出額の割合が比較的高い研究課題を有する研究機関を中心に35機関を訪問し、43の補助事業に係る助成金が取扱要領等に沿って適正に執行・管理されているかを確認し、機関における管理の実態を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、補助事業者及び機関の経理担当者の取扱要領等に対する理解の深化及び適正管理に対する意識向上を図ることができた。

さらに、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会（委員23名で構成）を設置し、同委員会委員以外の有識者43名の協力も得ながら、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、実施状況報告書等の内容（補助事業者が平成22年度及び23年度に実施した研究開発の進捗状況）を確認するとともに必要に応じて助言等を行い、各研究開発の目的の達成に資することができた。

## ③基金の執行状況等の公表について

これら基金の執行状況に関する報告書を文部科学大臣に提出するとともに、半期毎の執行状況等を取りまとめ速やかに振興会のホームページで公表した。

評価

A

## (2) 研究者海外派遣業務

## ① 優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に振興会特別研究員等審査会における選考結果に基づき採択され、平成21～22年度中に渡航した大学等研究機関に所属する常勤研究者及び本会特別研究員の全てが平成23年度までに派遣期間を終了したため、助成金の交付は行っていない。

## ② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

平成21年度に振興会国際事業委員会において採択された96事業のうち、平成23年度までに終了した5事業を除く91事業を行う大学等研究機関に対して、若手研究者の海外派遣のための滞在費等を支援することにより、大学等研究機関の国際化や若手研究者の育成に貢献した。

## ③ 基金の執行状況等の公表について

これら基金の執行状況に関する報告書を文部科学大臣に提出するとともに、半期毎の執行状況等を取りまとめ速やかに振興会のホームページで公表した。

## (3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

平成24年度の「最先端研究開発支援プログラム公開活動」に係る補助金の交付や、完了した補助事業に対する補助金の額の確定など、年度計画にある業務をいずれも適切に遂行した。

## (4) 若手・女性等研究者への支援の強化

## ① 最先端研究基盤事業

文部科学省において選定した最先端研究基盤事業を行う20件の大学等研究機関に対し、事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強化に貢献した。

## ② 頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

平成22年度に支援を開始した68事業は、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」の事業として、平成23年度に続き平成24年度も引き続き支援された。（「第1-3 研究者の養成（7）頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」参照）

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	S	S	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

## (1) 先端研究助成業務

## ① 最先端研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程の定めに基づき、補助事業者からの助成金の追加交付請求に対して迅速かつ適正に交付を行う等により、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## ② 最先端・次世代研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程の定めに基づき、補助事業者からの助成金の追加交付請求に対して迅速かつ適正に交付を行う等により、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## (2) 研究者海外派遣業務

## ① 優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に振興会特別研究員等審査会における選考結果に基づき採択され、平成21～22年度中に渡航した大学等研究機関に所属する常勤研究者及び振興会特別研究員の全てが平成23年度までに派遣期間を終了しており、中期計画に定められた業務を適切に実施し終わっている。

## ② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

平成21年度に振興会国際事業委員会において採択された96事業のうち、平成23年度までに終了した5事業を除く91事業を行う大学等研究機関に対して、若手研究者の海外派遣のための滞在費等を支援し、大学等研究機関の国際化や若手研究者の育成に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## (3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

最先端研究開発支援プログラムに採択された研究を加速・強化するための事業を円滑に実施することにより、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## (4) 若手・女性等研究者への支援の強化

## ① 最先端研究基盤事業

文部科学省において選定した最先端研究基盤事業を行う20件の大学等研究機関に対し、事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強化に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## ② 頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

平成22年度に支援を開始した68事業は、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」の事業として、平成23年度に続き平成24年度も引き続き支援され、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施している。

## 9. 外部評価

	評価
	A

## (1) 先端研究助成業務

### (1) 年度計画

#### ① 最先端研究開発支援プログラム

##### (i) 助成業務

補助事業者からの交付請求に応じ、取扱要領等関係規程を踏まえて助成金を迅速に交付する。

##### (ii) 執行管理

補助事業者から提出される実施状況報告書の確認や、現地調査等により、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。

#### ② 最先端・次世代研究開発支援プログラム

##### (i) 助成業務

補助事業者からの交付請求に応じ、取扱要領等関係規程を踏まえて助成金を迅速に交付する。

##### (ii) 執行管理

補助事業者から提出される実施状況報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。

##### (iii) 研究開発の進捗管理

外部有識者で構成する進捗管理委員会を設置し、研究開発の進捗状況を適切に把握・管理することに努める。

#### ③ 先端研究助成基金の管理及び運用

基金管理委員会において定めた運用方針に基づき、流動性の確保と収益性の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

### (2) 業務実績

#### ① 最先端研究開発支援プログラム

##### (i) 助成業務

最先端研究開発支援プログラムに採択された研究課題に対して、補助事業者からの交付請求に基づき速やかに助成金を交付した。半年毎の定期的な交付請求に加えて、研究の進捗に応じて補助事業者が行う助成金の追加交付請求にも速やかに対応した。ホームページでは、交付条件等を改正した際には速やかに公開するとともに、助成金の使用に関するQ&Aを随時更新して、補助事業者が助成金の執行に関し最新の情報を共有できるよう努めた。また、Twitterを利用した各研究課題の研究成果やイベント情報等の発信も継続的に行った。

##### (ii) 執行管理

補助事業者から平成23年度の補助事業に関する実施状況報告書の提出を受け、助成金の執行状況等を把握するとともに、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第1項に基づく平成23年度先端研究助成業務の報告書を文部科学大臣に提出した。

また、補助事業の実施状況や助成金の執行状況を確認するため、前年度までに現地調査を実施していない、民間企業、財団法人、国立大学法人、私立大学を中心に24機関の現地調査を行い、必要な指導・助言等を行った。

さらに、競争的資金の不正使用及び不正受給や研究上の不正行為への対応をより強化すべく、競争的資金に関する関係府省連絡会により「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを受け、助成金の交付条件を改正した。また、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実のため、研究支援担当機関及び共同事業機関に対する説明会を実施した。(参加数：50機関118名)

#### ② 最先端・次世代研究開発支援プログラム

##### (i) 助成業務

研究の進捗等により補助事業者が必要に応じて行った助成金の追加交付請求に対して、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了するとともに、平成25年度分の助成金交付請求に基づき、交付のための手続きを行った。

また、振興会ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html>) では、補助事業者の各ホームページへのリンクを適宜更新することでより一層情報の集約性を高めるとともに、各研究課題の内容を広く社会に発信すべく、補助事業者が一般国民向けに分かりやすく作成した平成23年度の補助事業研究に係る実施状況報告書を掲載した。あわせて、補助事業を廃止した研究課題については、助成金の収支や得られた研究成果を広く社会に公表すべく、実績報告書及び研究成果報告書を掲載した。

## (ii) 執行管理

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第1項に基づき平成23年度先端研究助成業務の報告書を文部科学大臣に提出した。

また、先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）取扱要領第12条第2項の規定に基づき、補助事業者から提出された平成23年度の補助事業に関する実施状況報告書の確認をするとともに、平成23年度において人件費や謝金に係る支出額の割合が比較的高い研究課題を有する研究機関を中心に現地調査を行うことで、適切な執行管理に努めた。あわせて、平成24年度中に補助事業を廃止した3研究課題については、現地調査を行い交付すべき助成金の額を確定した。

さらに、競争的資金の不正使用及び不正受給や研究上の不正行為への対応をより強化すべく、競争的資金に関する関係府省連絡会により「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを受け、助成金の交付条件を改正し、研究機関及び補助事業者に周知徹底した。

## (iii) 研究開発の進捗管理

関係規程を整備するとともに、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会を設置し、必要に応じて同委員会の委員以外の有識者43名の協力を得ながら、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、実施状況報告書等の内容（補助事業者が平成22年度及び23年度に行った研究開発の進捗状況）を確認した。確認した結果は、総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議に報告した後、振興会のホームページにおいて公表した。

また、雇用していた研究員の研究成果に疑義が生じている研究課題があることから、振興会に設置した研究活動の不正行為に係る対応措置検討委員会において対応措置の検討を開始するとともに、当該研究課題を有する研究機関において2回に渡って調査を実施した。

さらに、当該研究員の勤務実態についても疑義が生じていることから、全ての補助事業者を対象に被雇用研究者等の勤務実態とその所属機関における研究不正防止への取組状況等について緊急点検を実施した。集計結果は、文部科学省を通じて内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室に報告した。

## ③ 先端研究助成基金の管理及び運用

先端研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項」（平成21年度制定、平成23年度改正）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。

具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のうち、2社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。また、これら複数の金融機関から引合いを行い、運用利回りのより高い金融商品を選ぶことにより、競争性の確保及び運用収益の向上に努めた。

また、基金の管理運営に関して必要な事項を審議するため、基金管理委員会及び運用部会を設けており、平成24年度は基金管理委員会を3回開催した。

さらに、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第1項に基づき平成23年度先端研究助成業務に関する報告書を文部科学大臣に提出したほか、半期毎の基金の執行状況等を取りまとめ、文部科学省及び振興会のホームページで公表した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	<p>①最先端研究開発支援プログラム  補助事業者に対する平成23年度の助成金執行状況現地調査では、予め提出を受けた収支簿に基づいて、確認すべき会計伝票を抽出することにより円滑に調査を進め、6ヶ月間で16課題・24機関を調査した。  また、助成金の執行状況調査と併せ、平成23年度最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業及び最先端研究開発支援プログラム公開活動）の確定調査も行うことで、業務効率の向上に努めた。</p> <p>②最先端・次世代研究開発支援プログラム  助成業務を効率的に行うため、補助事業者やその所属研究機関から提出を要する各種書類については可能な限り押印を不要とするとともに電子媒体のみでの提出方法とした。それ以外の書類についても、提出前の内容確認の段階では電子媒体でのやりとりとすることで、内容の不備による補助事業者側の再提出等の負担及び時間的なロスを最小化するように配慮した。  また、補助事業者の所属研究機関における平成23年度の助成金執行・管理状況確認のための現地調査では、限られた期間内で43研究課題・35研究機関を対象に実施すべく、同時期に2グループ体制で、かつ可能な限り1回の調査で近隣の別機関も対象とする効率的な日程で臨んだ。また、平成24年度中に補助事業を廃止した3研究課題について、本現地調査に併せて調査を行い、交付すべき助成金の額を確定した。  一方、研究開発の進捗管理の実施にあたっては、電子媒体の資料を活用する等により、委員及び有識者による実施状況報告書等の内容精査及び現地調査による質疑応答の実施、同委員会による進捗管理結果の取りまとめ並びに総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議への報告まで、およそ4ヶ月間の限られた期間で効率よく行った。</p> <p>③先端研究助成基金の管理及び運用  先端研究助成基金の運用については、助成金の交付時期に合わせた運用期間の設定、安全性の高い複数の金融機関への引合いにより、資金の効率的な運用を行った。</p>	A



有効性	<p>①最先端研究開発支援プログラム  平成24年度においては、半年毎の定期的な交付請求に加え、補助事業者から追加的な交付請求が行われた事例が2件あった。いずれの事例においても、速やかに助成金の交付を完了し、中期計画に記載した「研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う」ことを実践した。  また、助成金の執行状況調査では、補助事業者に対して補助金の執行・管理について必要な指導・助言を行うと共に、交付決定の内容及び交付条件に適合する額を超えた支出が発見された場合には、取扱要領の定めに基づいて助成金の返還を求め、助成金の適正な執行が保たれるよう努めた。</p> <p>②最先端・次世代研究開発支援プログラム  平成24年度においては、補助事業者から39件の追加的な交付請求があったが、いずれの事例においても速やかに助成金の交付を完了し、中期計画に記載した「研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う」ことを実践した。  また、平成23年度において人件費や謝金に係る支出額の割合が比較的高い研究課題を有する研究機関を中心に現地調査を行うことで、助成金が取扱要領等に沿って適正に執行・管理されているかを確認し研究機関における管理の実態を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、補助事業者及び機関の経理担当者の取扱要領等に対する理解の深化及び適正管理に対する意識向上を図った。</p> <p>一方、研究開発の進捗管理については、補助事業者がグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションの推進を目指し行っている各研究課題の研究目的の達成に資するため、最先端・次世代研究開発支援プログラム審査委員会経験者で構成する最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会を設置し、必要に応じて同委員会の委員以外の有識者の協力を得ることにより、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする適切な進捗管理を実施するための体制を構築した。さらに委員及び有識者による進捗状況の確認に当たっては、必要に応じて補助事業者から書面により不明点等について事情を聴取し、さらに必要に応じて現地に赴き補助事業者との質疑応答及び研究現場の視察等の調査を行うことにより、進捗状況をより詳細に把握することに努めた。</p> <p>③ 先端研究助成基金の管理及び運用  金融庁の指定する格付け機関のうち、2社以上から高い格付けを受けた、安全性の高い複数の金融機関から引合いを行うことにより、安全性及び競争性を確保するとともに、運用利回りのより高い金融商品を選択することにより、運用収益の向上に努めた。平成24年度は、約1億円の利息収入を得た。</p>
-----	---

公正性・透明性

## ①最先端研究開発支援プログラム

各研究課題の補助事業者には、年度毎の助成金の使途をホームページ等で情報公開するよう交付条件で義務づけ、プログラムの透明性が保たれるよう配慮している。平成22年度に開始したtwitterによる各研究課題の研究成果やイベント情報等の発信を継続的に行い、国民に対する研究成果の還元が促進されるよう努めた。

また、補助事業者からの質問を取りまとめた「よくあるご質問」のコーナーについても随時更新し、最新の情報を全ての補助事業者が閲覧できるようにすることで、公正性の維持と向上を図った。

(参考URL)

・振興会ホームページ(最先端研究開発支援プログラムのコーナー) <http://www.jsps.go.jp/j-first/index.html>

・最先端研究開発支援プログラムtwitter  
[http://twitter.com/FIRST\\_Program](http://twitter.com/FIRST_Program)

なお、Twitterで配信する最新の情報(ツイート)は、振興会ホームページでも閲覧できるようにしている。

## ②最先端・次世代研究開発支援プログラム

振興会ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html>) において、補助事業者の各ホームページへのリンクをを適宜更新することでより一層情報の集約性を高めるとともに、各研究課題の内容を広く社会に発信すべく、補助事業者が一般国民向けに作成した研究概要や平成23年度分の補助事業に係る実施状況報告書を掲載することで助成金により行われている各研究の内容や進捗状況を明らかにした。

また、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会を設置し、必要に応じて同委員会の委員以外の有識者43名の協力を得ながら、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、実施状況報告書等の内容(補助事業者が平成22年度及び23年度に行った研究開発の進捗状況)を確認した。確認した結果及び所見は、知的財産権等に配慮した上で振興会のホームページにおいて公表した。

一方、雇用していた研究員の研究成果に疑義が生じている研究課題があることから、振興会に設置した研究活動の不正行為に係る対応措置検討委員会において対応措置の検討を開始するとともに、当該研究課題を有する研究機関に対して2回に渡って調査を実施した。さらに、当該研究員の勤務実態についても疑義が生じていることから、全ての補助事業者を対象に被雇用研究者等の勤務実態とその所属機関における研究不正防止への取組状況等について緊急点検を実施し、集計結果は文部科学省を通じて内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室に速やかに報告した後、公表された。

加えて、競争的資金の不正使用及び不正受給や研究上の不正行為への対応をより強化すべく、競争的資金に関する関係府省連絡会により「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを受け、助成金の交付条件を改正し、研究機関及び補助事業者に周知徹底した。

以上のことにより、公正性の確保に努めた。

## ③ 先端研究助成基金の管理及び運用

先端研究助成業務勘定に係る平成23事業年度財務諸表を作成し、振興会の監事及び監査法人による監査を受け、適正に作成されている旨の報告を受けた。当該財務諸表は、監事監査結果報告及び監査法人による監査結果報告とともに振興会ホームページにて公開した。

また、平成23年度先端研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出した。当該報告書に対し、文部科学大臣から「基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた」旨の意見が付され、国会に報告された。

さらに、半期毎の基金の執行状況等を取りまとめ、文部科学省及び振興会のホームページで公表した。

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>①「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」については、世界トップレベルの研究成果を目指して事業推進を行うものであることから、研究の進捗度を明らかにする仕組みを提案し、実施すべきである。</p> <p>②「総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議におけるフォローアップ結果」 最先端研究開発支援プログラムの一部の課題の研究者による経費執行に疑義を生じさせる事案が発生したことに鑑み、助成金の執行管理の充実に向けた以下の取組みを求めるとする指摘があった。</p> <p>②-1 当該研究機関等からの報告内容を精査するとともに、現地調査などによりFIRSTの経費の執行状況の確認を行い、必要な場合には当該研究機関等に指導等を行うこと。</p> <p>②-2 基金により助成金の交付を受けている、他の研究支援担当機関及び共同事業機関等に対しても、経費の適切な執行に万全を期するよう、今後助成金の執行管理の充実に向けた取組みに関して検討すること。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>①「独立行政法人日本学術振興会 平成22年度事業に係る外部評価結果」 「最先端研究開発支援プログラム」における補助事業者による研究開発の進捗管理は、内閣府に設置された「最先端研究開発支援推進会議」が行う仕組みとなっており、平成23年度より実施している。「最先端・次世代研究開発支援プログラム」については、平成24年度に振興会に外部有識者で構成する進捗管理委員会を設置し、補助事業者による研究開発の進捗状況を適切に把握・管理することに努めることとなっている。</p> <p>②「総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議におけるフォローアップ結果」 ②-1 一部の課題の研究者による経費執行に疑義を生じさせる事案に対し、当該機関の内部調査状況を把握するため、現地調査を実施し、これまでの調査の状況並びに23年度の執行状況を確認するとともに、引き続き実態の解明に向けて調査を進めていくよう、改めて指示した。また、本疑義事案は共同事業機関で発生したものであることから研究支援担当機関に対しても、本プログラムの今後のあり方について積極的な対応を求め、研究支援担当機関においてはこれまで以上に研究者の倫理向上に取り組む姿勢があることを確認した。 これらの対応状況については、最先端研究開発支援プログラム推進チーム会合において報告した。</p> <p>②-2 本疑義事案の発生に鑑み、助成金の適切な執行管理確認をより充実させる観点から、研究支援担当機関のみならず、共同事業機関についても執行状況調査の対象とし、調査機関数を昨年度より増加させた。 また、「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正の周知を図るとともに、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実のため、研究支援担当機関及び共同事業機関に対する説明会を実施した。</p>

## (5) 評価資料

<p>①最先端研究開発支援プログラム 先端研究助成基金助成金(最先端研究開発支援プログラム)における交付条件 平成23年度先端研究助成業務に関する報告書・同報告書に付する文部科学大臣の意見 平成21年度補正予算において設けられた基金の執行状況等について(平成23年度通年)</p> <p>②最先端・次世代研究開発支援プログラム 先端研究助成基金助成金(最先端・次世代研究開発支援プログラム)における交付条件 最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会規程 最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理要領 最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗状況ヒアリング及び現地調査実施要領 最先端・次世代研究開発支援プログラム 平成22・23年度進捗管理結果について 最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る緊急点検の実施結果について</p> <p>③先端研究助成基金の管理及び運用 独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程 独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程 独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項 独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p>①最先端研究開発支援プログラム <a href="http://www.jsps.go.jp/j-first/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-first/index.html</a></p> <p>②最先端・次世代研究開発支援プログラム <a href="http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html">http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html</a></p>
---

## (2) 研究者海外派遣業務

### (1) 年度計画

- ① 優秀若手研究者海外派遣事業  
助成事業者から提出される実績報告書等の確認を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。
- ② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム  
(i) 助成業務  
助成事業者からの交付請求に基づき、助成金の取扱要領等関係規程を踏まえ、滞在費等を適正に交付する。  
(ii) 執行管理  
助成事業者から提出される実施状況報告書等の確認を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。
- ③ 研究者海外派遣基金の管理及び運用  
基金管理委員会において定めた運用方針に基づき、流動性の確保と収益性の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

### (2) 業務実績

- 平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、研究者海外派遣事業を実施した。また、事業の実施にあたっては、特別の勘定を設け区分経理を行うとともに、基金管理委員会により基金の適切な管理・運用体制を構築している。
- また、助成業務を適切に行うため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に則り、研究者海外派遣基金助成金の取扱要領等関係規程に基づいて「優秀若手研究者海外派遣事業」及び「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」の事業により、若手研究者を海外の大学等研究機関へ派遣した。
- 研究者海外派遣基金による派遣業務は、平成24年度までに全て終了しており、その成果の検証方法等の評価について、文部科学省と打ち合わせるなど、準備を開始した。
- ① 優秀若手研究者海外派遣事業  
(i) 助成業務  
平成21年度に本会特別研究員等審査会における選考結果に基づき採択され、平成21～22年度中に渡航した大学等研究機関に所属する常勤研究者及び本会特別研究員の全てが平成23年度までに派遣期間を終了したため、助成金の交付は行っていない。
- (ii) 執行管理  
平成23年度の助成事業に関する実績報告書の提出を受け、助成事業の実施状況や助成金の執行状況を把握するとともに、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の7第1項に基づく研究者海外派遣業務の報告書を文部科学大臣に提出した。  
また、実績報告書の確認を行い、順次、額の確定を実施し、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努めた。
- ② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム  
(i) 助成業務  
平成21年度に本会国際事業委員会において採択された96事業のうち、平成23年度までに終了した5事業を除く91助成事業を行う大学等研究機関に対して、若手研究者の海外派遣のための滞在費等を支援した。
- (ii) 執行管理  
平成23年度の助成事業に関する実施状況報告書(助成事業が終了した場合は実績報告書)の提出を受け、助成事業の実施状況や助成金の執行状況を把握するとともに、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の7第1項に基づく研究者海外派遣業務の報告書を文部科学大臣に提出した。  
また、平成23年度の助成事業に関する実施状況報告書等の内容を踏まえ、必要に応じて大学等研究機関への現地調査や担当研究者等との面談を行い、取扱要領等関係規程に沿った助成事業の実施状況や助成金の執行状況を確認することにより、適切な執行管理に努めた。その内、平成23年度で終了した5事業については、額の確定を実施した。

## ③ 研究者海外派遣基金の管理及び運用

研究者海外派遣基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項」（平成21年度制定、平成23年度改正）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。

具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のうち、2社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。また、これら複数の金融機関から引合いを行い、運用利回りのより高い金融商品を選ぶことにより、競争性の確保及び運用収益の向上に努めた。

また、基金の管理運営に関して必要な事項を審議するため、基金管理委員会及び運用部会を設けており、平成24年度に基金管理委員会を3回開催した。

さらに、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第1項に基づき平成23年度研究者海外派遣業務に関する報告書を文部科学大臣に提出したほか、半期毎の基金の執行状況等を取りまとめ、文部科学省及び振興会のホームページで公表した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
補助金の適切な管理・運用体制の構築	<p>基金の管理運営に関して必要な事項を審議するため基金管理委員会及び運用部会を設けており、平成24年度は、基金管理委員会を3回開催した。</p> <p>また、研究者海外派遣業務勘定に係る平成23事業年度財務諸表を作成し、振興会の監事及び監査法人による監査を受け、適正に作成されている旨の報告を受けた。</p> <p>振興会法に基づき平成23年度研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出した。当該報告書に対し、文部科学大臣から「基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた」旨の意見が付され、国会に報告された。</p>	A
若手研究者の国際研鑽機会の提供	<p>組織的な若手研究者等海外派遣プログラムについては、平成21年度に振興会国際事業委員会において採択された96事業のうち、平成23年度までに終了した5事業を除く91事業を行う大学等研究機関に対して、若手研究者の海外派遣のための滞在費等を支援し、大学等研究機関の国際化や若手研究者の育成に貢献した。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等による指摘事項</p>	<p>「独立行政法人日本学術振興会 平成23年度事業に係る外部評価結果」</p> <p>近年の外国人研究者招へい事業と若手研究者海外派遣事業のバランスに対する批判を考えると、本事業の評価活動を強化し、将来の事業拡大のための基礎的な検討を始めることを期待する。</p> <p>今回の施策は短期集中的な取組みが要請され、平成22年度に引き続いてそれらに的確に対応したことは評価できるが、人材の育成や国際化は本来的に中長期的な継続した取組みが必要であり、今回の施策を継続化する取組みが望まれる。</p>
<p>見直し状況</p>	<p>本事業は、研究者海外派遣基金により実施されており、同基金の設置は、平成26年3月31日までの間とすることが法律（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第1項）に定められている。</p> <p>基金の最終年度となる平成25年度に、本基金により派遣された若手研究者、組織的な若手研究者等海外派遣プログラムの支援を受けた機関に対するアンケート調査等を行い、本事業の検証を行う予定であり、その結果に基づき、文部科学省への働きかけを検討する。</p>

## (5) 評価資料

研究者海外派遣基金助成金（優秀若手研究者海外派遣事業）取扱要領  
 優秀若手研究者海外派遣事業（常勤研究者）遵守事項および諸手続の手引  
 優秀若手研究者海外派遣事業（特別研究員）遵守事項および諸手続の手引  
 研究者海外派遣事業助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）取扱要領  
 研究者海外派遣事業助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）事務要領  
 平成23年度研究者海外派遣業務に関する報告書・同報告書に付する文部科学大臣の意見  
 平成21年度補正予算において設けられた基金の執行状況等について（平成23年度通年）  
 独立行政法人日本学術振興会研究者海外派遣基金設置規程  
 独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程  
 独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項  
 独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項

## (6) 評価にあたって参考となるURL

①優秀若手研究者海外派遣事業  
<http://www.jsps.go.jp/j-wakatekojin/index.html>  
 ②組織的な若手研究者等海外派遣プログラム  
<http://www.jsps.go.jp/j-daikokai/index.html>

## (3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

## (1) 年度計画

上記(1)①の最先端研究開発支援プログラムにより助成を受ける研究の内容や、最先端研究開発支援プログラム全般を公開するための活動に対し、必要な助成事業を行う。  
平成24年度は、取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者に対する交付業務を迅速に行う。  
また、補助事業者から提出される実績報告書の確認等により、額の確定を行う。

## (2) 業務実績

「最先端研究開発戦略的強化費補助金」の一部を活用して、「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」と「最先端研究開発支援プログラム公開活動」の二事業を実施した。各事業の具体的な業務実績は、それぞれ以下のとおりである。

## ①最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業

平成22年度に補助金の交付を決定した研究課題(26課題)のうち、東日本大震災の影響等により年度繰越しが承認された研究課題(15課題)の補助事業が完了した為、実績報告書の提出を受け、額の確定を行った。

## ②最先端研究開発支援プログラム公開活動

平成22年度に補助金の交付を決定した事業(17事業)のうち、東日本大震災の影響により年度繰越しが承認された事業(1事業)の補助事業を完了した為、実績報告書の提出を受け、額の確定を行った。

また、平成24年度に総合科学技術会議が最先端研究開発支援プログラム公開活動の対象として選定した事業(15事業)に対し、補助金の交付を迅速に行った。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率性	平成24年度の最先端研究開発支援プログラム公開活動に関しては、内閣府や文部科学省と連絡を密にとりつつ、関係規程の改正を進めることにより、総合科学技術会議における対象事業の選定(平成24年8月9日)から補助金の交付内定(同8月14日)までを短期間で行い、補助事業の迅速な開始を可能とした。 また、平成23年度に交付した補助金の額の確定に係る現地調査は、先端研究助成基金助成金(最先端研究開発支援プログラム)の執行状況調査と併せて行うこととし、業務効率の向上に努めた。	A
有効性	完了した補助事業に対しては、提出を受けた実績報告書の確認や現地調査等を行い、交付決定の内容及び交付条件に適合する額を超えた支出が発見された場合には、取扱要領の定めに基づいて補助金の返還を求め、補助金の額の確定を適切に行った。	

公正性・透明性	平成23年度に続き、平成24年度の最先端研究開発支援プログラム公開活動についても、補助金の交付内定後速やかに、ホームページに補助金の交付条件等を公開して、事業の透明性確保に努めている。	
---------	--	--

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

<p>最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業)取扱要領          最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究開発支援プログラム公開活動)取扱要領          平成24度最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究開発支援プログラム公開活動)における交付条件</p>
---

## (6) 評価にあたって参考となるURL

<p><a href="http://www.jsps.go.jp/j-first/program_kasoku.html">http://www.jsps.go.jp/j-first/program_kasoku.html</a></p>
--



## (4) 若手・女性等研究者への支援の強化

## (1) 年度計画

若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境を充実・強化するために必要な助成を行う。  
平成24年度は、取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者に対する交付業務を迅速に行う。  
また、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

## (2) 業務実績

最先端研究開発戦略的強化費補助金の一部を活用して、若手・女性等研究者への支援の強化のため、「最先端研究基盤事業」と「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の二事業を実施した。

## ①最先端研究基盤事業

平成24年度は、取扱要領等関係規程を踏まえ、文部科学省において選定した事業を行う20件の大学等研究機関に対し、9,831,271千円を交付した。

また、補助事業が完了した補助事業者から提出された実績報告書の確認及び現地調査により、交付した補助金の額の確定を行った。

## ②頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

平成22年度に支援を開始した68事業は、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」の事業として、平成23年度に続き平成24年度も引き続き支援された。（「第1-3 研究者の養成（7）頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」参照）そのため、本事業としての実績はない。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
補助金の適切な管理	補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律の規定に則って整備された取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者から提出された実績報告書の確認及び現地調査により、交付した補助金の額の確定を行った。	A
若手・女性等研究者への支援の強化	最先端研究基盤事業 文部科学省において選定した補助事業を行う20件の大学等研究機関に対して、最先端の研究設備の整備・運用のための経費を支援し、研究開発力の強化に貢献した。	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

(5) 評価資料

最先端研究基盤事業  
最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）補助対象事業一覧  
最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）取扱要領  
平成24年度最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）における交付条件

(6) 評価にあたって参考となるURL

最先端研究基盤事業  
<http://www.jsps.go.jp/j-sentankiban/index.html>

## 事業・業務の名称：第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

## 掲載箇所

中期計画	15頁	年度計画	18頁	事業報告書	140頁
------	-----	------	-----	-------	------

## 1. 中期計画

- 1 業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。
- (1) 一般管理費等の効率化  
一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。
- (2) 人件費の効率化  
人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施する。  
さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。  
ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分、競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員については削減対象から除く。  
具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた勤務評定に基づく昇給等の見直しを行う。また、給与水準の適正化を図るため、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した管理職員手当の見直しを行うとともに職員給与の昇級号数の抑制を行うなどにより、総人件費の縮減を図る。  
さらに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）を踏まえ、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化を図ることとする。
- (3) 業務運営の配慮事項  
業務の効率化、人件費の効率化、事務所の集約化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。また助成・支援業務において、研究者への支援を確実に効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。
- 2 複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、連続した特別昇給や昇給延伸などを含め、職員の処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配置をきめ細かに実施し、業務の効率的・効果的な遂行を可能にする。
- 3 中期的な計画の下に、情報インフラの整備を図る。
- (1) 業務システムの開発・改善  
会計システム等の業務システムは、業務の効率化、正確性などに直接影響を与えることから、必要に応じ、開発及び改善を行う。
- (2) 情報管理システムの構築  
法人文書の作成、決裁、保存まで、業務上作成された文書を適切に管理するとともに、業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト（グループウェア）を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。
- 4 事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。
- 5 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査及び契約監視委員会によるフォローアップを受けるとともに、その結果を公表する。
- 6 財務内容等の一層の透明性を確保するため、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

## 2. 意義・必要性

振興会が、研究者コミュニティから信頼される、学術研究の振興を担う我が国唯一の資金配分機関として、効率的・効果的に事業を運営していく上で必要な要素である。

### 3. 年度計画

#### 第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

- 1 業務運営の効率化 (p. 204)
- 2 職員の能力に応じた人員配置 (p. 209)
- 3 情報インフラの整備 (p. 210)
- 4 外部委託の促進 (p. 212)
- 5 随意契約の見直し及び監査の適正化 (p. 213)
- 6 決算情報・セグメント情報の公表 (p. 218)

### 4. 得られた成果に関する評価

#### 1 業務運営の効率化

平成24年度においては、一般管理費について平成23年度予算に対して●%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成23年度予算に対して●%の削減を図った。

また、業務の実施にあたり外部委託等を実施する場合には、国における見直しの取組(「公共調達の見直しについて」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の範囲拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとしている。業務委託については、業務運営の効率化の観点から、平成23年度に引き続き実施した業務に加え、新たに特別研究員就職状況調査に伴う調査票回収業務等を外部委託し、業務の合理化・効率化を図った。

人件費については、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から減額措置を実施した。また、ラスパレス指数を引き下げたため、給与体系の見直し、給与格付の引き下げ、職員の昇給号俸数の抑制、人事院勧告を踏まえた給与改訂を実施した。

また、国家公務員退職手当法の改正による退職手当の支給水準引き下げに準じて、役員及び職員の退職手当の支給水準の引き下げを実施した。

麹町と一番町に所在する2つの事務所について、一体化による円滑な事務の遂行を図るため、必要な機能の集約と経費の抑制を図りつつ、平成24年12月に麹町事務所へ移転・集約化を行った。

#### 2 職員の能力に応じた人員配置

限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うために、新規採用と併せて、関係機関との計画的な人事交流を行い、多様な人材を配置した。なお、職員の新規採用にあたっては、従前実施していた役員面接の前に、若手職員から中堅職員による個別面接及びグループディスカッションを実施するなど選考方法の改善を行い、優秀な人材の確保に努めた。

勤務成績を処遇に適切に反映させるべく、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者(職員全体の約30%)を選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、平成24年度も引き続き適正な昇給を実施した。

業務の効率的・効果的な遂行を可能にするため、語学研修をはじめ海外での研修や外部で開催される研修へ職員を参加させた。

#### 3 情報インフラの整備

会計システムについて、機能向上のためにシステムの改修を実施したほか、人事給与システムを導入し、人事給与管理業務の効率化を図った。振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるように整備した。

#### 4 外部委託の促進

新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、業務の一部について外部委託を推進した。

○平成24年度に実施した外部委託業務(継続分)

- ・日本語研修、オリエンテーション
- ・ITコンサルタント会社による電子申請システム調達見積の評価
- ・特別研究員年末調整に伴う書類不備確認、照会・回答、書類提出催促及びデータ作成業務
- ・ホームページ再構築にかかる業務
- ・ニューズレター(JSPS Quarterly)作成業務

○平成24年度 新規外部委託業務

- ・特別研究員就職状況調査に伴う調査票回収業務等
- ・請負業務における価格の妥当性調査
- ・情報化統括責任者(CIO)補佐官及び最高情報セキュリティアドバイザー(CISO補佐官)業務
- ・情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策支援業務請負

#### 5 随意契約の見直し及び監査の適正化

随意契約の見直しについては、平成21年12月4日に立ち上げた契約監視委員会における随意契約と一者応札についての点検を踏まえ一般競争入札への移行を図ったことにより平成20年度にあった83件の随意契約を、平成24年度は24件にまで減少させた。

平成22年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けている。また、契約監視委員会の随意契約の点検を受け、一般競争入札への移行に取り組んでいる。

## 6 決算情報・セグメント情報の公表

中期計画に基づく業務内容等に応じた適切な区分によるセグメントを設定し、平成20年度決算より、その情報については、ホームページにおいて公表している。

## 5. 決算額（支出額）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般管理費	513,730	503,623	488,310	467,703	●●●, ●●●
その他の事業費	27,791,274	28,156,488	27,397,823	28,638,519	●●●, ●●●
人件費(総人件費改革相当額)	699,214	700,140	671,150	656,850	625,858

(単位：千円)

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>1 業務運営の効率化 一般管理費、その他の事業費、人件費について、削減目標を達成した。</p> <p>2 職員の能力に応じた人員配置 文部科学省及び国立大学法人等との計画的な人事交流により、各個人の能力に応じた人員配置を実施し、業務を効率的・効果的かつ機動的に遂行した。勤務評定については、勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、職員のインセンティブを高める方策として複数の評定者により客観的かつ公平に実施した。</p> <p>3 情報インフラの整備 会計システムの改修および人事給与システムの導入により、作業・管理の簡素化を図り、効率的な業務運営に寄与した。</p> <p>4 外部委託の促進 外部委託を積極的に推進し、業務増・業務改善に対応した。</p> <p>5 随意契約の見直し及び監査の適正化 複数年契約について、契約規則、取扱い要領を整備した。また、総務省行政管理局から入札・契約について監事及び会計監査人による徹底的なチェックを行うよう要請があり、監事に加え、新たに監査法人により契約に関する内部統制等についてチェックを受けることにより、合規性、公正性の向上が図れた。</p> <p>6 決算情報・セグメント情報の公表 事業及び業務内容に基づき適切なセグメントの設定をし、執行の結果を決算の確定と共にセグメント毎に公開した。</p>	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

平成24年度は、第2期中期目標を達成するため、中期計画に沿って業務を適切かつ十分に達成している。

## 9. 外部評価

	評価
	A

## 1 業務運営の効率化

### (1) 年度計画

#### (1) 業務運営・一般管理費の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続き、決裁方法など、事務の簡素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、平成23年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

#### (2) 人件費の効率化

人件費については、独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえつつ、人件費改革に取り組む。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分、競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員については削減対象から除く。

また、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化を図る。

#### (3) 業務運営の配慮事項

業務の効率化・経費の節減を図るため、事務所の集約化の可能性を検討する。なお、業務の効率化、人件費の効率化、事務所の集約化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

### (2) 業務実績

中期計画に掲げた「業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費（競争的資金を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。」を実現するため、各課への予算配分にあたって効果的な執行を指示するほか、随時状況を周知し、常に事業実施にあたって予算を意識させた。

この結果、平成24年度においては、一般管理費について平成23年度予算に対して●.●%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成23年度予算に対して●.●%の削減を図った。

また、麴町と一番町に所在する2つの事務所について、一体化による円滑な事務の遂行を図るため、必要な機能の集約と経費の抑制を図りつつ、平成24年12月に麴町事務所へ移転・集約化を行った。

人件費についても、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費について、次の取組を行うとともに、ラスパイレス指数を引き上げるため、給与体系の見直しを行った。

・給与格付の引き下げとして、〔平成16年7月△7% 平成18年4月△3% 平成20年4月△4% 平成22年4月△1%〕を実施している。

- ・職員の昇給号俸数の抑制を平成20年1月から実施している。
- ・人事院勧告を踏まえた給与改定等を実施している。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から減額措置を実施している。

その結果、平成24年度総人件費については、平成23年度決算に対して4.7%の削減となっている。

また、国家公務員退職手当法の改正による退職手当の支給水準引き下げに準じて、役員及び職員の退職手当の支給水準の引き下げを実施した。

業務の実施にあたり外部委託等を実施する場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の範囲拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとしている。業務委託については、業務運営の効率化の観点から、平成22年度に引き続き実施した業務に加え、新たにホームページ再構築にかかる業務等を外部委託し、業務の合理化・効率化を図った。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
対前年度3%以上の一般管理費削減	<p>平成24年度においては、一般管理費に関し、平成23年度予算に対して3%以上の削減を計画したところであるが、実績では●.●%削減を達成した。</p> <p>〔前年度予算額－決算額〕÷前年度執行予算額＝効率化率  ※前年度執行予算額＝前年度予算額に平成23年度予算における消費者物価指数による伸び率の影響額を含む  ※予算額、執行額は退職手当を除く。〕</p> <p>【運営費交付金事業（一般管理費）】  (●●●,●●●,●●●－●●●,●●●,●●●)÷●●●,●●●,●●●＝●.●%削減</p>	
対前年度1%以上のその他の事業費の削減	<p>平成24年度においては、その他の事業費に関し、平成23年度予算に対して1%以上の削減を計画したところであるが、実績では●.●%削減を達成した。</p> <p>〔前年度執行予算額－決算額〕÷前年度執行予算額＝効率化率  ※前年度執行予算額＝前年度予算額に平成23年度予算における消費者物価指数及び業務政策係数による伸び率の影響額を含む。  ※予算額、執行額は退職手当を除く。〕</p> <p>【運営費交付金事業（業務費）】  (●●●,●●●,●●●－●●●,●●●,●●●)÷●●●,●●●,●●●＝●.●%削減</p>	A
年度計画に掲げる人件費の目標の達成	<p>平成24年度中の人件費は総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額●●●百万円、任期付職員に係る人件費を含めた人件費は、総額●●●百万円となり、年度計画に掲げる目標を達成した。（年度計画に掲げる人件費額691百万円）</p>	



## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1) 「整理合理化計画 II-1-(1) 事務・事業の見直し等」 国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。</p>
	<p>2) 「整理合理化計画 III-1-(4) 給与水準の適正化等」 ③給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。</p> <p>「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価結果」 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で119.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っている。（中略）今後の評価に当たっては、別紙2（1-（1）-ア（イ）、（エ））を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p> <p>「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価結果 表1」 平成19年度の給与水準の対国家指数については、職員の昇給号数の抑制、管理職手当の見直し、管理職ポストの削減等により、119（平成18年：121）と着実に低下が図られている。高学歴者の割合、勤務地、職務の困難性など、日本学術振興会の給与水準が高くなっている要因はあるが、引き続き適切な給与水準への改善を望む。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」III-4-① 人件費の適正化 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
	<p>3) 「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第3-2 効率化目標の設定及び総人件費改革」 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施することとし、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。</p> <p>「整理合理化計画 III-1-(4) 給与水準の適正化等」 ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規程に沿って着実に削減に取り組むこと。</p> <p>「整理合理化計画 別表【業務運営体制の整備】」 ○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」III-4-① 人件費の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>
	<p>4) 「政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価結果」 1) 給与水準に影響する諸手当の適切性 「国と異なる諸手当として、①俸給の特別調整額（管理職手当が定率性）、②勤勉手当（対象者の割合、最優秀者の設定なし）がある。」</p>
	<p>5) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」III-4-② 管理運営の適正化 ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>

	<p>6) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-2 事務所等の見直し</p> <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」別表04 一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。</p>
見直し状況	<p>7) 「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項</p> <p>1 事業仕分けの結果について 行政刷新会議により、平成21年11月に事業仕分けが行われ、振興会の事業のうち若干が対象となり平成22年度予算が削減された。これについては事業の必要性を強く訴えることにより平成23年度予算獲得へ向けて努力していただきたい。</p> <p>1) 外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度に全課題が終了し、事業を廃止した。人文・社会科学振興プロジェクト研究事業については、所期の目的が達成されたため、平成20年度をもって廃止した。他の事業については、我が国の学術振興のため必要不可欠であり、規模の適正化・効率的な運営に配慮しつつ、事業を実施しているところである。</p> <p>2) 平成24年度の給与水準については未定であるが、その検証においては、学歴・地域以外の要因についても行うものとする。また、給与水準引き下げのために講じた措置について、監事監査を実施した。</p> <p>3) 人件費については、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費について、次の取組を行うとともに、ラスパイレス指数を引き下げのため、給与体系の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与格付の引き下げとして、〔平成16年7月△7% 平成18年4月△3% 平成20年4月△4% 平成22年4月△1%〕を実施している。</li> <li>・職員の昇給号俸数の抑制を平成20年1月から実施している。</li> <li>・人事院勧告を踏まえた給与改定等を実施している。</li> </ul> <p>その結果、平成24年度総人件費については平成23年度決算に対して4.7%の削減となっている。</p> <p>4) 俸給の特別調整額（振興会における管理職手当）は、国と同様の定額制よりも、定率制の方が人件費を抑えられるため現状では定率制を維持するが、定額制の導入については引き続き検討することとしている。勤勉手当に関しては、国と同様の取り扱いに変更した。</p> <p>5) 中期計画に掲げた「業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費（競争的資金を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。」を実現するため、各課への予算配分にあたって効果的な執行を指示するほか、随時状況を周知し、常に事業実施にあたって予算を意識させた。</p> <p>この結果、平成24年度においては、一般管理費について平成23年度予算に対して●.●%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成23年度予算に対して●.●%の削減を図った。</p> <p>また、毎年度、事業の種類が増加している中、また、管理部門の業務の質の向上が求められている中で、人件費の削減を行っており、実質的に中期計画に掲げた目標以上に一般管理費や人件費は削減をしているものと考えている。</p>

6) 千代田区一番町にある2つの事務室、「一番町事務室」及び「一番町第2事務室」は平成23年2月に1つの事務室に集約化を行った。

7) 平成21年11月の事業仕分けにおいては、

(1) 競争的資金(先端研究)※科学研究費補助金が含まれる。

〔評価結果〕制度：一元化も含めシンプル化 予算：整理して縮減

(2) 競争的資金(若手研究者育成)※科学研究費補助金と特別研究員事業が含まれる。

〔評価結果〕予算要求の縮減

(3) 競争的資金(外国人研究者招へい)(学術国際交流事業)

〔評価結果〕事業の必然性は否定せず、意義も重要と認識。予算要求を縮減

との、指摘等をいただいた。

それぞれ平成22年度予算において、

・(1)(2)に係る科学研究費補助金は、

平成22年度概算要求と同額の200,000百万円(対前年度3,002百万円増)

・(2)に係る特別研究員事業費は、

平成22年度概算要求17,042百万円に対して16,740百万円で302百万円を圧縮(対前年度425百万円増)

・(3)に係る外国人研究者招へい事業は、

平成22年度概算要求4,856百万円に対して4,506百万円で350百万円を圧縮

(対前年度702百万円減)

という予算編成がなされた。

各々平成23年度概算要求においては、事業の必要性を強調し、説明を行った結果、

(1) 科学研究費補助金は210,000百万円(10,000百万円増)

(2) 特別研究員事業費は、18,388百万円(1,648百万円増)

(3) 外国人研究者招へい事業は、4,240百万円(266百万円減)

の要求が行われている。

## (5) 評価資料

・独立行政法人日本学術振興会の役職員の報酬・給与について(※平成24年度分については、6月30日公表予定)

## (6) 評価にあたって参考となるURL

[http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html#id3\\_1](http://www.jsps.go.jp/koukai/index3.html#id3_1)

## 2 職員の能力に応じた人員配置

### (1) 年度計画

能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、給与への反映を図る。

### (2) 業務実績

限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うために、新規採用と併せて、関係機関との計画的な人事交流を行い、多様な人材を配置した。

勤務成績を処遇に適切に反映させるべく、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者（職員全体の約30%）を選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給制度については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、平成24年度も引き続き適正な昇給を実施した。

業務の効率的・効果的な遂行を可能にするため、語学研修をはじめ海外での研修や外部で開催される研修へ職員を参加させた。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
効率的かつ計画的な人事交流の実施	文部科学省及び国立大学法人等との計画的な人事交流により、各個人の能力に応じた人員配置を実施し、業務を効率的・効果的かつ機動的に遂行した。	A
客観的かつ公平な勤務評定の実施	勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、職員のインセンティブを高める方策として複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を実施した。	
職員の質の向上のための研修の実施	語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させ、業務の円滑な遂行、職員の資質向上を図った。	

### (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

### (5) 評価資料

該当なし

### (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

### 3 情報インフラの整備

#### (1) 年度計画

##### (1) 業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行う。

また、人事給与管理業務の合理化を目指して、新たな業務システムを導入する。

##### (2) 情報管理システムの構築

業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト（グループウェア）を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。

#### (2) 業務実績

##### (1) 業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行った。また、機能向上のためにシステム改修を実施し、適正な業務の実施につながった。

また、人事給与管理業務の合理化のため、新たな人事給与システムの導入を行った。これにより、人事給与管理業務の効率化が図られた。

##### (2) 情報管理システムの構築

平成25年1月に業務基盤システムのリプレースを実施した。従来から振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるようにしているところであるが、新しいグループウェアの導入により紙媒体で行われていたID登録やホームページ更新依頼など情報システム関連の申請を電子化し、利便性を向上させた。

また、WEB会議システムを導入し、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減した。

#### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
業務システムの改善	<p>会計システムについては、機能向上のためにシステム改修を実施した。これにより、より効率的かつ適正な会計処理を行うことができた。</p> <p>また、人事給与管理業務の合理化のため、新たな人事給与システムの導入を行った。これにより、人事給与管理業務の効率化が図られた。</p>	A
情報管理システムの構築	<p>平成25年1月に業務基盤システムのリプレースを実施した。従来から振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるようにしているところであるが、新しいグループウェアの導入により紙媒体で行われていたID登録やホームページ更新依頼など情報システム関連の申請を電子化し、利便性を向上させた。</p> <p>また、WEB会議システムを導入し、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減した。</p>	

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等 による 指摘事項	「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成23年度に係る業務の実績に関する評価」 今後、人事給与管理業務等新たな業務システムの導入について、必要な機能、要求仕様等を検討し、更なる業務運営の合理化・効率化を図るため、導入実現化に向けた取組が望まれる。
見直し状況	人事給与管理業務の合理化のため、平成24年度に新たな人事給与システムを導入した。これにより、別々に管理していた人事データと給与データをシステム上で一元的に管理することが可能となる等、人事給与管理業務の効率化が図られた。(平成24年10月より稼働)

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## 4 外部委託の促進

### (1) 年度計画

事業の効率的な遂行のための外部委託については、効率化が図られる業務や分野、部門を調査し、外部委託の有効性を検討し、情報セキュリティに配慮したうえで、外部委託を促進する。

### (2) 業務実績

新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、業務の一部について外部委託を推進した。

#### ○平成24年度に実施した外部委託業務（継続分）

- ・日本語研修、オリエンテーション
- ・ITコンサルタント会社による電子申請システム調達見積の評価
- ・特別研究員年末調整に伴う書類不備確認、照会・回答、書類提出催促及びデータ作成業務
- ・ホームページ再構築にかかる業務
- ・ニューズレター（JSPS Quarterly）作成業務

#### ○平成24年度 新規外部委託業務

- ・特別研究員就職状況調査に伴う調査票回収業務等
- ・請負業務における価格の妥当性調査
- ・情報化統括責任者（C10）補佐官及び最高情報セキュリティアドバイザー（CISO補佐官）業務
- ・情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策支援業務請負

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
業務の効率的な実施、省力化	外部委託を積極的に推進し、業務増・業務改善に対応した結果、業務の効率化を図った。	A

### (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	「整理合理化計画 別表【業務運営体制の整備】」 また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。
見直し状況	業務の内容を精査した上で、積極的に推進している。

### (5) 評価資料

該当なし

### (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## 5 随意契約の見直し及び監査の適正化

### (1) 年度計画

- (1) 随意契約の見直し  
 契約監視委員会の意見を踏まえて、随意契約を減少させるために「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検・見直しを実施する。
- (2) 監査の適正化  
 入札及び契約の適正な実施については、引き続き監事による監査を受ける。
- (3) 点検・見直し結果の公表  
 「随意契約等見直し計画」の取組状況、契約監視委員会での討議事項及び監事監査による契約に関する点検・見直し状況については、ホームページに公開する。

### (2) 業務実績

- (1) 随意契約の見直し  
 平成21年12月4日に立ち上げた契約監視委員会における随意契約と一者応札についての点検を踏まえ一般競争入札への移行を図ったことにより、平成20年度にあった83件の随意契約を、平成24年度は24件にまで減少させた。
- (2) 監査の適正化  
 監事を委員長とする契約監視委員会を2回開催し、平成24年度における入札及び契約の実施状況等の点検を受けた。特に、2ヶ年連続で一者応札となった入札案件については、その原因と改善策について契約監視委員会に報告し、委員からのコメントを踏まえて講ずる措置を定めた。また、一定額以上の随意契約についても契約監視委員会に報告して点検を受けるとともに、同委員会での審議を踏まえて一般競争入札への移行に取り組んでいる。
- (3) 点検・見直し結果の公表  
 「随意契約等見直し計画」の取組状況及び監事監査による契約に関する点検・見直し状況として、ホームページに「平成23年度における契約状況のフォローアップ」を掲載した。また、契約監視委員会での討議事項については、議事概要をとりまとめてホームページに公開した。

### (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
随意契約の見直し	契約監視委員会での随意契約の点検を受け、随意契約については、真にやむを得ない契約を除き、一般競争入札への移行に取り組んだ。	A
監査の適正化	契約監視委員会において、一定額以上の随意契約について理由を点検すると共に、2ヶ年連続で一者応札となった契約に関しても改善に向けて講ずる措置を審議することで、入札及び契約に対して適正な監査を実施することができた。	
点検・見直し結果の公表	「随意契約等見直し計画」の取組状況、契約監視委員会での討議事項及び監事監査による契約に関する点検・見直し状況のいずれについても、関連する情報をホームページに公開した。	



## (4) 指摘事項に対する見直し状況

<p>答申・提言等 による 指摘事項</p>	<p>1)「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第3-3 随意契約の見直し」 業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。</p> <p>「整理合理化計画 III-1-1(1) 随意契約の見直し」 ①独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。 ②各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 ③各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。 ④随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。 ⑤各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 ⑥総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。</p> <p>「整理合理化計画 III-1-1(3) 官民競争入札等の積極的な適用」 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>「整理合理化計画 別表【随意契約の見直し】」 ○平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p> <p>「整理合理化計画 III-1-1(4) 給与水準の適正化等」 ③給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。</p> <p>「整理合理化計画 III-2-1(1)内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」 ②関連法人等との人・資金の流れの在り方 力 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。</p> <p>④監事監査等の在り方 ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。 エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。</p> <hr/> <p>2)「文部科学省独立行政法人評価委員会 平成20年度に係る業務の実績に関する評価(随意契約の見直し及び監査の適正化)」 ・随意契約の見直し計画の着実な進展が見られる。見直し計画をより効果的なものとするためには、第三者評価の仕組みを制度化するとともに、一括再委託禁止措置の規定を定めることが必要である。また、契約手続きに係る執行体制・審査体制を強化することが望まれる。</p> <hr/> <p>3)「独立行政法人の抜本的な見直しについて 2. 見直しの視点 (3) 組織体制及び運営の効率化の検証」 ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。</p>
--------------------------------	--

4)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-3-① 随意契約の見直し等  
 ○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-3-② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-3-③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-3-④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

「独立行政法人等が行う事業の横断的見直しについて」2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し

(3) 取引関係の見直し

今回の事業仕分けにおいて、各独立行政法人から関係法人に対して不透明な形で発注している例が散見されたことから、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底、関係法人の利益剰余金の国庫等への納付など、関係法人との取引関係について抜本的見直しを行う。

5)「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅱ 重点監査項目について

(a)~(c)以外の随意契約については、平成22年度以降一般競争入札に移行すべきと判断した。ただし(c)(科学研究費補助金事業に係る電子申請・審査システム等のカスタマイズ一式)については随意契約件数が多く、また契約総額も高額となるため、今後一般競争入札への移行の可能性については、電子システム更新を踏まえて検討する必要がある。その際は、①著作権を買い取る、②別システムを作り直す、③独自システムを持たずe-Rad(府省共通研究開発システム)を利用する等について、初期投資並びにランニングコストのパフォーマンスも踏まえて検討すべきである。

なお、現状の電子システム構成では、当面は随意契約とせざるを得ないことから、振興会において利用している電子システム全体像とその中における電子申請・審査システム等の位置づけについて(別紙5)、関係者に周知をはかること等により随意契約件数やその総額を減少させる検討をする必要がある。

	<p>6) Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項 4 その他 契約監視委員会における審議の結果、随意契約から一般競争入札に移行すべきものが増えた。その結果、それぞれの事業の担当課が中心となって一般競争入札における仕様書策定もしなければならなくなった。従って、今後、一般競争入札業務にこれまで不慣れであった職員も関わらざるを得なくなることから、入札業務に関して守らなくてはならないこと等についての基本的知識の共有が必要と考えられる。これについては専門家による研修を実施する必要がある。</p>
	<p>7) 「文部科学省独立行政法人評価委員会独立行政法人日本学術振興会 平成22年度に係る業務に関する評価」 随意契約の見直しについては、契約監視委員会において、「随意契約等の見直し計画」を策定し適切に対応している。平成22年度においては、事務所統合のため随意契約数が計画を上回ったが、引き続き、減少に向けた取り組みが望まれる。</p>

見直し状況	<p>1) &lt;Ⅲ-1-(4)③について&gt; 給与水準引き下げのために講じた措置について、監事監査を実施した。</p> <p>&lt;Ⅲ-2-(1)②カについて&gt; 監事及び監査法人によるチェックを受けた。監事からは、引き続き事前のチェック（決裁）を受け、監査法人からは、会計関係について内部統制がなされているかのチェックを受けた。</p> <p>&lt;Ⅲ-2-(1)④ウ、エについて&gt; 監事監査による事前のチェック（決裁）を受けよう体制を整備し、監事によるチェックを受けた。また、監査室を設置しており監査体制は整備されている。さらに、文部科学省所管独立行政法人の監事相互間の情報交換体制を整備した。</p> <p>2) 平成21年11月12日に契約規則を改正し、一括再委託の禁止規定を追加するとともに、一部再委託については認めることとし、再委託金額の把握を行うこととしている。また、契約監視委員会による点検を受けることにより、真にやむを得ないもののみを随意契約としている。</p> <p>3) 契約監視委員会から、随意契約と一者応札についての点検・見直しを受け、平成20年度にあった83件の随意契約を、随意契約等見直し計画において、真にやむを得ないものみの24件まで減らすこととなった。また、一者応札を減らすために公告期間の確保や、発注規模を小さくし、より競争性を高めるなどの対策を講じることとした。</p> <p>4) 契約監視委員会から、随意契約と一者応札についての点検・見直しを受け、平成20年度にあった83件の随意契約を、随意契約等見直し計画において、真にやむを得ないものみの24件まで減らすこととなった。また、一者応札を減らすために公告期間の確保や、発注規模を小さくし、より競争性を高めるなどの対策を講じることとした。</p> <p>5) ①については、著作権を買い取る交渉を開発ベンダーと行ったところ、当該システムは汎用システムであって一般に市販しているものであるため、この著作権を売り渡すことはできないとの回答を得ている。このため、②③について平行して検討を進めている。②については構築費用の他、維持運用経費を含めた総保有コストの縮減を目指して、サーバ仮想化によるハードウェアの縮小、あるいはクラウドサービスの導入など新しい技術の活用を検討しているところである。③については、e-Radを所管している文部科学省と協議をはじめており、e-Rad の将来計画の中に科研費電子申請システムの統合を盛り込めるかどうか相談しているところである。 また、可能な限り複数の案件をまとめて契約することにより契約件数を減らすよう取り組んでいる。契約金額については、科学研究費補助金事業が電子化へ移行中であり、引き続きカスタマイズの必要があるため、すぐに減少させることは難しい状態である。</p>
-------	--

6) 契約監視委員会における審議の結果をうけ、平成22年3月18日付け「契約案件(会場借り上げ等)の一般競争入札への移行について(お願い)」により、事業実施上、契約を結ぶ必要がある場合には競争入札を行い、また、会場借り上げについても「真にやむを得ないもの」以外については競争入札を行うことを周知した。  
また、契約の一連の流れについての理解を図るため、平成22年10月12日、平成23年11月9日に契約関係等勉強会を開催した。

7) 契約監視委員会から、随意契約と一者応札についての点検・見直しを受け、平成20年度にあった83件の随意契約を、随意契約等見直し計画において、真にやむを得ないものみの24件まで減らすこととなった。また、一者応札を減らすために公告期間の確保や、発注規模を小さくし、より競争性を高めるなどの対策を講じることとした。

#### (5) 評価資料

該当なし

#### (6) 評価にあたって参考となるURL

【平成23年度における契約状況のフォローアップ】  
[http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/H23\\_zuikai\\_follow-up.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-outline/data/H23_zuikai_follow-up.pdf)

【契約監視委員会議事概要】  
[http://www.jsps.go.jp/koukai/contract\\_surveillance.html](http://www.jsps.go.jp/koukai/contract_surveillance.html)

## 6 決算情報・セグメント情報の公表

## (1) 年度計画

決算情報とともにセグメント情報を公表する。

## (2) 業務実績

中期計画に基づく業務内容等に応じた適切な区分によるセグメントを設定し、平成20年度決算より、その情報については、ホームページにおいて公表している。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
セグメント情報の公表	事業及び業務内容に基づき適切なセグメントを設定し、執行の結果を決算の確定とともにセグメント毎に公表している。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第三ー1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等」</p> <p>また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学術振興会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。</p> <p>「整理合理化計画 Ⅲー2ー(1)内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」</p> <p>③管理会計の活用及び情報開示の在り方 イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p> <p>「独立行政法人日本学術振興会 平成20年度事業に係る外部評価結果」 セグメント情報の公表は特に重要であり、一層の取組みに期待したい。</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」</p> <p>(2) 財政規律の抜本的な強化</p> <p>①適正な財政運営のための基本ルール ○本来の事務・事業の目的に沿った資金の活用を明確に義務づけるとともに、法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築する。 ○主務大臣の業務実績評価の結果を毎年度の交付金の算定に反映するほか、監事等による法人の業務運営の適正さを担保する仕組みや会計基準等の見直しを行うことにより、財務運営の適正化を図る。</p> <p>③説明責任と透明性の強化 ○概算要求時及び年度計画において、法人の事業別の予算の積算（見積り）を添付するとともに、その執行実績を事業報告書に添付、公表することを法人に義務付け、業務運営の透明性と法人の説明責任を向上させる。 ○また、これにより、事業別の予算の積算と執行実績の乖離を把握し、相当程度乖離している場合には、その理由を明示する。 ○不要又は過大な会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築する。</p> <p>(4) 国民目線での第三者チェックと情報公開の推進 ○法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業別に区分された情報を充実するとともに、事業と財源の対応関係を明らかにすることにより、原則として業務達成基準を採用すること等の見直しを行うこととし、詳細について更に検討する。</p>
見直し状況	<p>平成20年度において、会計システムの改善を行い、事業及び業務内容等に応じた区分に基づくセグメントを設定し、平成20年度決算からセグメント情報を公表している。</p>

(5) 評価資料

附属明細書 「11. 開示すべきセグメント情報」

(6) 評価にあたって参考となるURL

<http://www.jsps.go.jp/koukai/data/24jou/24houjin.pdf>  
<http://www.jsps.go.jp/koukai/data/24jyou/24ippan.pdf>

事業・業務の名称：第七 その他主務省令で定める業務運営の効率化に関する事項  
2 人事に関する計画

掲載箇所	中期計画	17頁	年度計画	21頁	事業報告書	144頁
------	------	-----	------	-----	-------	------

### 1. 中期計画

#### 2 人事に関する計画

##### (1) 人事方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。  
また、振興会職員の意識向上を図るため、情報セキュリティ研修等を定期的実施する。
- ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- ③ 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ④ 国の助成事業等関連業務を有効かつ円滑に実施するため、実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。
- ⑤ 職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生 of 充実を図る。

##### (2) 人件費に係る指標

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準として試算した削減対象人件費については、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き総額3,506百万円を支出する。  
ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費を指し、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を含めた総額は、4,578百万円である。（この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費もしくは補助金又は民間資金の獲得の状況により増減があり得る。）

### 2. 意義・必要性

限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うためには、関係機関との計画的な人事交流や職員研修を実施し、職員のインセンティブを高める必要がある。

### 3. 年度計画

#### 2 人事に関する計画

- (1) 職員の研修計画 (p.223)
- (2) 人事交流 (p.224)
- (3) 人事評定 (p.225)
- (4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置 (p.227)
- (5) 職員の福利・厚生 (p.228)
- (6) 人件費に関する指標 (p.230)

### 4. 得られた成果に関する評価

#### (1) 職員の研修計画

- ① 語学研修においては、4名の者が英会話研修を受講した。
  - ② 海外の機関での研修においては、1名の者が英国の大学等での語学研修を受講した。
  - ③ 情報セキュリティ研修においては、62名の者が受講した。
  - ④ コンプライアンス研修においては、62名の者が受講した。
- そのほか、外部の研修として、8研修に延べ19名の者が受講した。

## (2) 人事交流

大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、大学等学術研究機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効果的・効率的な運営上、有益であり、国立大学法人等から60名の質の高い人材を人事交流により確保し、適切な人事配置を行った。一方、これらの人材に振興会の業務を経験させることにより、研究助成や国際交流等の経験を積み、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。

## (3) 人事評定

役員については、文科省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。

職員については、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者（職員全体の約30%）を選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、平成24年度も引き続き適正な昇給を実施した。

## (4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置

競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金を適切かつ効率的に運営するためには、実務経験を積んだ人材に当該事業を担当させることが必要であるため、任期付職員47名を配置するなど、適切な人事配置を行った。

なお、任期付職員については、平成18年2月14日付「公的部門における総人件費改革について（独立行政法人関連）」に基づく雇用であり、「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の削減対象から除外している。

## (5) 職員の福利・厚生

平成24年度には、福利・厚生の実施のため、以下の事項を実施した。

- ・ 産業医を委嘱し、職員の労働安全衛生の確保を充実した。
- ・ ポスター等の掲示により、年次休暇の取りやすい職場環境を整えた。
- ・ メンタルヘルス相談室を設置し、専門家による電話相談等の体制を整えた。
- ・ 外部講師を招いて、ストレスマネジメントに関する講習会を開催した。
- ・ インフルエンザの予防接種費用を一部補助し、インフルエンザの感染予防に努めた。

## (6) 人件費に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年度法律第47号）等に応じた方針に基づき、人件費を適切に削減した。

## 5. 決算額（支出額） 【人件費（総人件費改革相当額）】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
699,214	700,140	671,150	656,850	625,858

（単位：千円）

## 6. 自己点検評価

	評価
<p>効率的かつ適切な業務運営のため、語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させることにより、職員の資質向上を図った。また、国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を生かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにした。職員の勤務評定については、勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに、複数の評定者が関わることにより、客観的かつ公平な実施を心がけた。福利・厚生については、外部の専門家を利用することにより、相談者に対して適確な回答ができるようになった。</p> <p>このような取組により、限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うことができた。</p>	A

## 7. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	A	A	A	A

## 8. 中期計画の進捗状況

平成24年度は、第2期中期目標を達成するため、中期計画に沿って業務を適切かつ十分に達成している。



## 9. 外部評価

	評価
	A

## (1) 職員の研修計画

## (1) 年度計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。  
また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

- ① 語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修 (1回)
- ④ コンプライアンス研修 (1回)

## (2) 業務実績

- ① 語学研修においては、4名の者が英会話研修を受講した。
  - ② 海外の機関での研修においては、1名の者が英国の大学等での語学研修を受講した。
  - ③ 情報セキュリティ研修においては、62名の者が受講した。
  - ④ コンプライアンス研修においては、62名の者が受講した。
- そのほか、外部の研修として、8研修に延べ19名の者が受講した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
研修の実施、資質の向上	語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させ、業務の円滑な遂行、職員の資質向上を図った。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## (2) 人事交流

## (1) 年度計画

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

## (2) 業務実績

大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、大学等学術研究機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効果的・効率的な運営上、有益であり、国立大学法人等から60名の質の高い人材を人事交流により確保し、適切な人事配置を行った。一方、これらの人材に振興会の業務を経験させることにより、研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
計画的な人事交流の実施	国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を生かして、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにした。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	該当なし
見直し状況	該当なし

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## (3) 人事評定

## (1) 年度計画

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

## (2) 業務実績

役員については、文科省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。

職員については、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者（職員全体の約30%）を選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給制度については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、平成24年度も引き続き適正な昇給を実施した。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評定
勤務評定の実施	勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、職員のインセンティブを高める方策として複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を実施した。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	1) 「整理合理化計画 別表【業務運営体制の整備】」 ○複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。
	2) 「整理合理化計画 Ⅲ-1-(4) 給与水準の適正化等」 ②各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
	「整理合理化計画 Ⅲ-2-(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」 ①業務遂行体制の在り方 ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。

見直し状況	1) 複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、昇給や勤勉手当等について、職員の処遇へ適確に反映することとした。
	2) 役員については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。 職員については、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、昇給や勤勉手当等について、職員の処遇へ適確に反映することとした。

## (5) 評価資料

該当なし
------

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし
------

## (4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置

## (1) 年度計画

実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。

## (2) 業務実績

競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金を適切かつ効率的に運営するためには、実務経験を積んだ人材に当該事業を担当させることが必要であるため、任期付職員47名を雇用し、適切な人事配置を行った。

なお、任期付職員については、平成18年2月14日付「公的部門における総人件費改革について（独立行政法人関連）」に基づく雇用であり、「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の削減対象から除外している。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
人事配置の実施	実務経験を有する質の高い任期付職員を多数確保することにより、その豊富な経験を生かして、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにした。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅲ 今後、改善又は検討を希望する事項 3 管理部門の強化について 内部統制の観点から、振興会の業務拡大に伴い、なんらかの方策により管理部門を強化することは喫緊の課題であり、この分野の強化をはからないと不測の事態を生じかねない可能性があることを、監事として指摘しておきたい。
見直し状況	管理部門の強化に関しては、一般管理費の削減や総人件費改革との関係もあり、正規職員の増員を図ることが難しいところではあるが、非正規職員の雇用、派遣職員の増員により強化を図っている。 今後とも、上記方策に加え、業務の効率化や外部委託を検討することにより、管理部門の強化を図っていきたい。

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし

## (5) 職員の福利・厚生

## (1) 年度計画

職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。

## (2) 業務実績

平成24年度に実施した具体的事項

- ・ 産業医を委嘱し、職員の労働安全衛生の確保を充実した。
- ・ ポスター等の掲示により、年次休暇の取りやすい職場環境を整えた。
- ・ メンタルヘルス相談室を設置し、専門家による電話相談等の体制を整えた。
- ・ 外部講師を招いて、ストレスマネジメントに関する講習会を開催した。
- ・ インフルエンザの予防接種費用を一部補助し、インフルエンザの感染予防に努めた。

## (3) 評価基準（定性的・定量的基準）に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
福利・厚生の実施	外部専門家に職員の健康やメンタルヘルス等の相談を委託することにより、相談者に対して適確な回答ができるようになった。 また、インフルエンザの予防接種費用を一部補助し、衛生管理を強化した。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>1) 「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（法定外福利厚生費） 今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のリクリエーション経費について（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）」においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。 ・ 慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む）：日本学術振興会</p> <p>「平成21年度監事監査結果報告書」Ⅰ 総括的監査意見（法定外福利費について） 昨年の総務省2次評価において指摘を受けた法定外福利費について、本会が唯一該当した永年勤続者に対する記念品への法人からの支出に関しては、国家公務員や国立大学職員等に対しても同様の支出が行われている状況を踏まえると、特段の不合理性は認められないが、今後、国家公務員等の状況が変化した際には、本会においても改めて検討する必要があると思料される。</p>
見直し状況	<p>2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-4-② 管理運営の適正化 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>1) レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。</p> <p>2) 法定外福利厚生費に関しては、レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。職員の諸手当に関しては、諸手当の適切性に関して、検討の結果、俸給の特別調整額（振興会における管理職手当）は、現在の職員構成で試算をしたところ、現状においては国と同様の定額制を導入するよりも、定率制の方が人件費を抑えられるため現状では定率制を維持することとし、定額制の導入については引き続き検討することとしている。勤勉手当に関しては、国と同様の取り扱いに変更した。 給与振込費は金融機関との交渉により無償としており、また、海外出張旅費など、旅費の支給については国家公務員に準じている。給与振込費は、国家公務員に準じ無料により実施している。</p>

(5) 評価資料

該当なし

(6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし



## (6) 人件費に関する指標

## (1) 年度計画

## (参考1)

平成24年度中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準とした削減対象人件費は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額691百万円。

## (参考2)

平成24年度中、上記の削減対象となる人件費に総人件費改革の取組の削減対象除外となる任期付職員に係る人件費を含めた人件費額は、総額1,001百万円(ただし、この金額は、今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金の獲得状況により増減があり得る。)

## (2) 業務実績

平成24年度中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準とした削減対象人件費は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額626百万円。

平成24年度中、上記の削減対象となる人件費に総人件費改革の取組の削減対象除外となる任期付職員に係る人件費を含めた人件費額は、総額885百万円。

## (3) 評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価

評価の観点	達成度	評価
総人件費改革の適切な執行	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、人件費を適切に削減した。	A

## (4) 指摘事項に対する見直し状況

答申・提言等による指摘事項	<p>1) 「整理合理化計画 III-1-(4) 給与水準の適正化等」 ③給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。</p> <p>「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価結果」 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で119.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。(中略)今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p> <p>「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価結果 表1」 平成19年度の給与水準の対国家指数については、職員の昇給号数の抑制、管理職手当の見直し、管理職ポストの削減等により、119(平成18年:121)と着実に低下が図られている。高学歴者の割合、勤務地、職務の困難性など、日本学術振興会の給与水準が高くなっている要因はあるが、引き続き適切な給与水準への改善を望む。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」III-4-① 人件費の適正化 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
---------------	--

	<p>2) 「勧告の方向性を踏まえた見直し案 第3-2 効率化目標の設定及び総人件費改革」 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施することとし、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。</p> <p>「整理合理化計画 Ⅲ-1-(4) 給与水準の適正化等」 ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規程に沿って着実に削減に取り組むこと。</p> <p>「整理合理化計画 別表【業務運営体制の整備】」 ○ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」Ⅲ-4-① 人件費の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>
見直し状況	<p>3) 「政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価結果」 1) 給与水準に影響する諸手当の適切性 「国と異なる諸手当として、①俸給の特別調整額(管理職手当が定率性)、②勤勉手当(対象者の割合、最優秀者の設定なし)がある。」</p> <p>1) 平成24年度の給与水準については未定であるが、その検証においては、学歴・地域以外の要因についても行うものとする。また、給与水準引き下げのために講じた措置について、監事監査を実施した。また、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方については、平成22年度より主務大臣の検証を受けることとしている。</p> <p>2) 人件費については、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、次の取組を行うとともに、ラスパイレス指数を引き下げするため、給与体系の見直しを行った。 ・給与格付の引き下げとして、[平成16年7月△7% 平成18年4月△3% 平成20年4月△4% 平成22年4月△1%]を実施している。 ・職員の昇給号俸数の抑制を平成20年1月から実施している。 ・人事院勧告を踏まえた給与改定等を実施している。 ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から減額措置を実施している。</p> <p>その結果、平成24年度総人件費については、平成23年度決算に対して4.7%の削減となっている。</p> <p>3) 俸給の特別調整額(振興会における管理職手当)は、国と同様の定額制よりも、定率制の方が人件費を抑えられるため現状では定率制を維持するが、定額制の導入については引き続き検討することとしている。勤勉手当に関しては、国と同様の取り扱いに変更した。</p>

## (5) 評価資料

該当なし

## (6) 評価にあたって参考となるURL

該当なし